

練馬区新長期計画

平成18年度(2006年度)～平成22年度(2010年度)

うるおい・にぎわい・支えあい
ともに築く わがまち練馬

～ 豊かさとゆとりあるまちへ ～



練馬区

はじめに

このたび、「うるおい・にぎわい・支えあい ともに築く わがまち練馬 ～ 豊かさゆとりあるまちへ～」を計画目標とした「練馬区新長期計画（平成18年度～22年度）」を策定いたしました。

近年、区を取り巻く社会経済情勢は大きく変動しております。わが国では、予想を上回る速さで少子高齢化が進行し、既に戦後初めて人口が減少に転じるなど、今後の社会経済に対する影響が懸念されています。また、生活の基本である安全・安心が、自然災害に対する防災面はもとより、治安、環境、食品等あらゆる場面で求められるようになっていきます。

一方、国庫補助負担金の削減や税源移譲等、国の三位一体の改革が進み、地方分権も本格的な実行の段階に入るとともに、大都市東京における都区のあり方の検討も新たな局面を迎えています。

区政は、今後の一層の飛躍のために、現実の変化を踏まえ、より実効ある施策の展開に向けた見直しを進める段階に入っていると考えています。

この新長期計画では、これまでの長期総合計画の単なる改定という位置づけではなく、私が就任以降進めてきた協働と経営を理念とする行政改革の推進など、区政の新たな方向を踏まえ、区政運営の基本指針として計画全体を再構築いたしました。

計画の中では、計画目標の下に展開する各施策に、成果重視の観点から「めざすべき状態」と「達成すべき具体的な数値目標」を設定しました。また、権限と責任を明確化し、迅速柔軟な行政サービスの提供をめざす事業部制とも整合を図りながら、施策体系全体の見直しを行いました。

さらに、区の重点課題として「安全安心」、「地域経済」、「子ども」、「高齢者と障害者」、「教育と文化」、「みどりと環境」、そして「道路網と交通機能」を取り上げ、行政資源の配分に一定の方向を示し、区政全体として、最小の経費で最大の効果を図る取り組みを心がけました。

私は、区民本位の効率的で質の高い行政をめざす行政改革を進めるとともに、区民の皆様や、町会・自治会等をはじめとする地域団体、NPO、企業等との協働により、新長期計画の着実な実現に向けて、全力を傾注してまいります。

新長期計画の策定に際しまして、区議会をはじめ多くの区民の皆様からご意見をいただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

平成18年3月

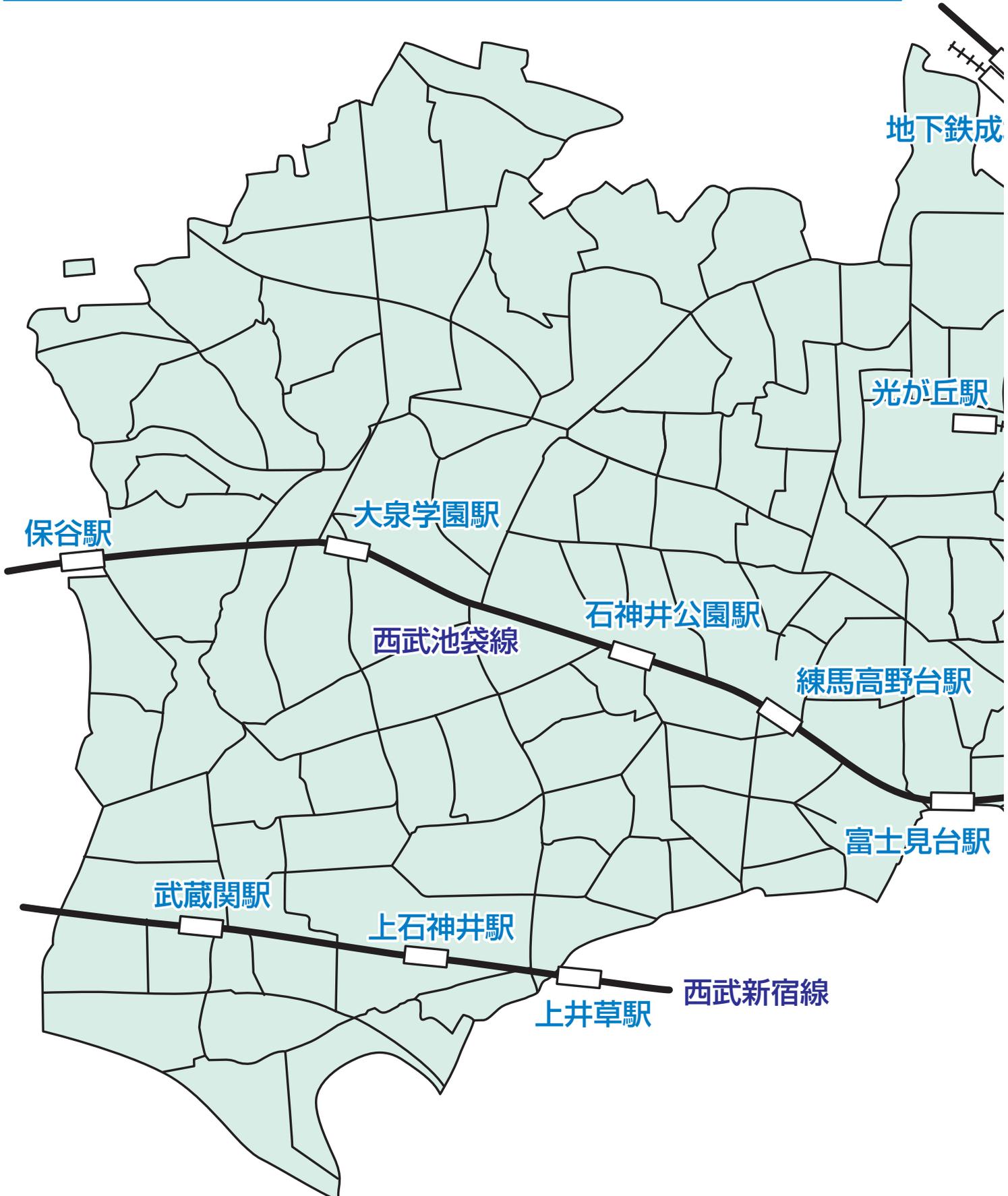


練馬区長 志村 豊志郎

《まちの姿》

練馬区は、東京23区の北西部に位置し、東西約10km、南北約4～7km、面積48.16km²のほぼ長方形をしています。昭和22年8月1日に、東京都の23番目の特別区として独立し、農村から都市へと変貌を遂げてきました。平成19年8月には、60周年を迎えます。

全体として、住宅都市としての性格を有していますが、地域によってさまざまな歴史があり、畑や、屋敷林、樹林地など、武蔵野の原風景を今も残す地域、再開発による市街化が進んだ地域、住宅が密集した地域など、多様なまち並みが形成されています。



練馬区の現状

《人口》

平成17年1月1日時点での練馬区の人口は684,365人、310,889世帯で、23区内では世田谷区に次ぐ第2位の人口規模であり、全国の市区町村の中でも17番目となっています。

人口の増加は現在も続いており、70万人に達しようとしています。

年齢区分別では、年少人口（0～14歳）が89,352人（13.1%）、生産年齢人口（15～64歳）が477,711人（69.8%）、高齢人口（65歳以上）が117,302人（17.1%）となっています。

なお、国が発表している同時期の全国平均は、年少人口割合が13.8%、生産年齢人口割合が66.6%、高齢人口割合が19.6%となっています（総務省統計局公表資料より）。



区の花と木



区の花 ツツジ



区の木 コブシ

1. 計画の基本的考え方	2
(1) 策定の目的	
(2) 計画期間	
(3) 計画の性格	
(4) 策定の視点	
(5) 中期実施計画、その他の個別計画との関係	
(6) 長期総合計画（平成13年度～22年度）の前期5か年の取り組みと評価 （施策の再構築の必要性）	
2. 計画策定の背景・潮流	4
(1) 時代の潮流	
①安全安心に対する意識の高まり	
②地域経済の安定成長	
③少子高齢化と人口減少社会の到来	
④みどりと環境との共生	
⑤ともに生き、ともに生活できる社会	
⑥価値観の多様化	
⑦IT社会の進展	
⑧自治・協働の進展	
(2) 区民要望の変化	
3. 計画の施策体系	10
(1) 計画目標	
(2) 分野別目標	
(3) 施策体系図	
4. 重点課題	14
5. 計画の前提	24
(1) 人口推計	
(2) 財政計画	
6. 計画の推進に当たって＝区政運営の基本的方向＝	28
(1) 協働の推進	
(2) 行政改革の推進	

各論編

I だれもが地域で生き生きと暮らすために ～区民生活分野～

政策11 地域の活動が活発なまちをつくる	33
政策12 経済活動が活発なまちをつくる	43
政策13 安心できるまちをつくる	57
政策14 平和と人権を尊重するまちをつくる	63
政策15 納得と信頼の身近な行政を行う	69

II だれもが健やかに暮らすために ～健康福祉分野～

政策21 地域で福祉を支える	79
政策22 健康に暮らせるまちをつくる	89
政策23 子どもと子育て家庭を支援するまちをつくる	101
政策24 高齢者が暮らしやすいまちをつくる	111
政策25 障害者が自立して暮らせるまちをつくる	123
政策26 生活の安定を図る	135

III だれもがいつまでも学ぶことができるために ～教育分野～

政策31 地域に開かれた教育を進める	141
政策32 楽しく学ぶことができる学校教育を進める	147
政策33 次代を担う青少年を育てる	157
政策34 ともに学びあえる生涯学習を進める	163

IV だれもが快適に暮らすために ～環境まちづくり分野～

政策41 みどり豊かなまちをつくる	175
政策42 環境にやさしいまちをつくる	185
政策43 循環型社会をつくる	197
政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める	205
政策45 生活しやすいまちをつくる	213
政策46 良好な交通環境をつくる	225
政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める	235

V 確かなまちの未来を拓くために

政策51 区民本位の効率的で質の高い行政を行う	245
-------------------------	-----

政策・施策・長期計画事業索引	251
----------------	-----

《参考資料》

長期総合計画の前期期間（平成13～17年度）における計画事業の達成状況〔見込み〕	255
--	-----

總論編

1. 計画の基本的考え方

(1) 策定の目的

区では、平成13年3月に「長期総合計画（平成13年度～22年度）」を策定し、各施策を推進してきましたが、中間年度に当たる平成17年度に改めて財政推計を行い、社会経済情勢の変動も踏まえ、計画を見直すこととしていました。

今回の計画は、その見直しを契機として策定するものですが、単なる計画の見直しにとどまらず、協働と経営を理念とする行政改革の推進など、新たな区政運営の基本的な方向を加えるとともに、行政評価の結果を踏まえ、計画全体の再構築を図ることを目的としています。

(2) 計画期間

計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5か年とします。

(3) 計画の性格

- ① 区の基本となる計画であり、区政運営の指針となる長期的・総合的な計画です。
- ② 区の5年後の目標を具体化し、その達成に向けて方向性を示す計画です。
- ③ 計画期間内の区の重点課題を示す計画です。
- ④ 区が単独で実施する分野に限らず、区民、事業者等との協働や、国、都、他自治体との役割分担により進めていく取り組みも含んだ計画です。

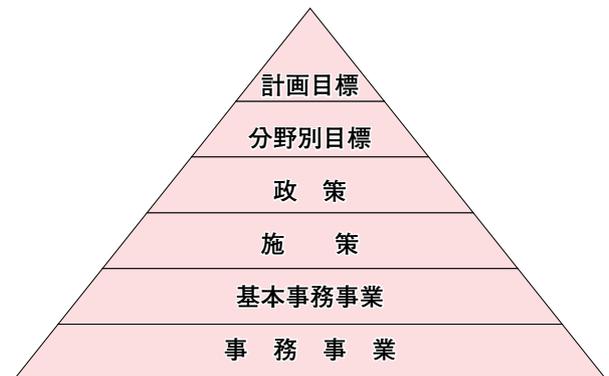
(4) 策定の視点

数値目標の設定と施策評価

この計画では、各施策の達成度をより分かりやすく示すため、具体的な成果指標（モノサシ）と数値目標（みんなためぞう値）を設定しました。今後は、区民の皆さんと目標を共有し、

協働してその達成をめざすとともに、その達成状況を公表していきます。

達成状況の把握については、隔年で行う施策評価と連動し、実施していきます。



目的—手段の関係の明確化

区では、計画目標を実現するため、計画目標—分野別目標—政策—施策—基本事務事業—事務事業の6段階に体系化し、それぞれを目的—手段の関係で関連づけられるように整理しています。

この明確な体系化により、計画目標の実現と課題の解決策を示します。

ただし、この体系は目的と手段の関係で深く関連するものを直線的に整理していますが、それぞれの分野に位置づけられた施策や基本事務事業であっても、福祉や環境などといった視点で、他の分野と関連するものもあります。

なお、事務事業については、社会経済状況の変化や区民ニーズに応じて効果的に実施していく必要があります。本計画は目標の達成に向けた方向性を示すものであるため、原則として計画目標から基本事務事業までを取り上げています。

組織の再編成

区は、平成17年度から「事業部制」を導入し、庁内での大幅な権限委譲を行うとともに、事業をより迅速かつ柔軟に執行するため、関連の深い部を事業本部として総合化するなど、組織体

制の大幅な見直しを行いました。

それぞれの組織の目的を明確化し、施策の展開をより分かりやすくするために、施策の体系と組織の体制ができる限り一致するように整理しました。

(5) 中期実施計画、その他の個別計画との関係

長期計画は、5年間における長期計画事業の事業量を包括的に示すものです。これに対し、中期実施計画は3か年を計画期間とし、単年度ごとに事業量を定めるものです。また、区民ニーズ等に対応し新たな計画事業を加えることもあります。なお、中期実施計画は2年ごとに改定していきます。

さらに、区では、中期実施計画以外にも、各分野において個別計画を策定しています。これらの計画の中には、法令等により策定を義務付けられているものなどもあり、新長期計画の計画期間と必ずしも一致しないものもあります。こうした状況を前提としつつも、この計画はすべての個別計画を先導する最上位計画として位置付けられます。

(6) 長期総合計画（平成13年度～22年度）の前期5か年の取り組みと評価（施策の再構築の必要性）

平成13年度から平成17年度までの前期5か年における長期総合計画に掲載された計画事業（長期計画事業）については、72事業（うち4事業は後期期間の計画事業。実質68事業）中67事業を達成することができました（詳細は巻末資料を参照）。

こうした取り組みにより、区が長年抱えてきたさまざまな課題を解決し、区民福祉の向上を図ってきています。

このような状況を数値で分かりやすく把握し、評価を行うため、区は平成14年度から行政評価制度を導入し、隔年で施策評価を行っています。下の図は、平成14年度と16年度に施策評価（区内部での評価）を行った結果を示したものです。

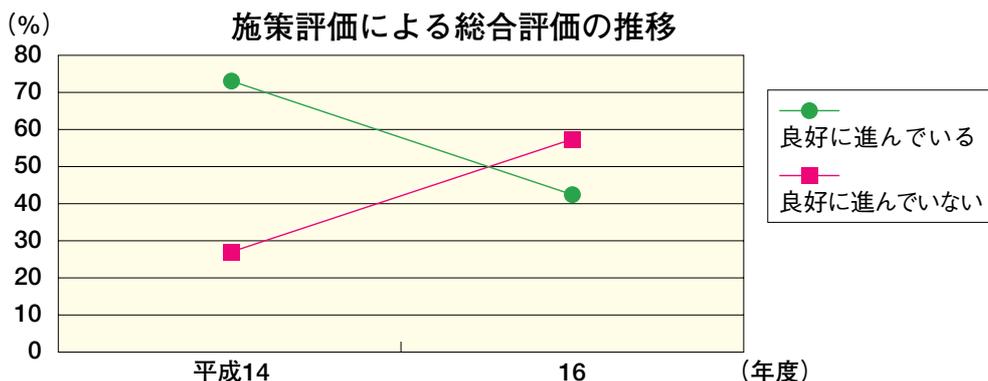
総合評価の評価方法は、「成果の評価」と成果と経費の比較による「効率性の評価」、そして、施策を取り巻く内部および外部の要因を分析した結果を踏まえ、成果と効率性とも良好に進んだ場合には総合評価も良好に進んでいると評価し、いずれか一つでも良好に進んでいない場合は、総合評価も良好に進んでいないという評価になります。

平成14年度は全124施策を評価し、平成16年度は公募区民を含む練馬区行政評価委員会が関心や重要性が高いとして選定した28施策を評価しました。その結果を踏まえ、28施策の総合評価の推移を比較すると、良好に進んでいる施策と良好に進んでいない施策の数が逆転しています。これは、経費は適切なものの成果が上がっていない施策や、成果も上がらず、経費も適切でない施策が増加したことによるものです。

こうした傾向は、施策が5か年を経過するため、時代の変化に合わなくなるなど、区民要望に答えきれなくなっていること、そうした施策に投じる経費の適切性・妥当性が低下していることが、主な要因として考えられます。

また、5か年の経過の中で、新たな法制化や制度改正に基づく事務事業化などにより、新たな政策・施策を設定する必要も生じています。

そこで、時代状況や区民要望を再認識し、区民本位の効果的で効率的な施策へと再構築することが必要となっています。



2. 計画策定の背景・潮流

(1) 時代の潮流

21世紀がスタートして5年、新たな時代への転換が求められる中、区では、以下の①～⑧のそれぞれが相互に深く関連しあい、潮流となって、練

馬区の地域社会の形成に大きな影響を与えていると認識しています。そうした認識のもと、計画全体を貫く横断的な要素として、これらの潮流に政策的かつ総合的に対処することとしました。

- ①安全安心に対する意識の高まり
- ②地域経済の安定成長
- ③少子高齢化と人口減少社会の到来
- ④みどりと環境との共生
- ⑤ともに生き、ともに生活できる社会
- ⑥価値観の多様化
- ⑦IT社会の進展
- ⑧自治・協働の進展

練馬区は、東京23区の中で最も農地が多く、良好な住宅都市として60年に及ぶ歴史を刻んできています。こうした住宅都市としての環境は、ゆったりとしたライフスタイルに適しており、独自の文化的な空間を醸成してきました。

今後の練馬区の発展のためには、日本の社会経済全体の構造的な変化、とりわけ人口構造の急激

な変化や情報通信・コミュニケーション技術の革新、有限な資源や環境への配慮等、技術の進歩や状況の変化に応じて、これまでの仕組みや慣行を見直し、区の良さを伸長するとともに、区民一人ひとりが互いに支え合う、文化的でゆとりある豊かな新しい地域社会を築いていくことが求められています。

①安全安心に対する意識の高まり

地震をはじめ自然災害はいつ、どこで、どのような形で起こるのか予想が難しく、とりわけ、大都市東京で起きた場合の被害は計り知れないものがあります。阪神・淡路大震災から約10年が経過した平成16年10月23日に新潟県中越地震が発生し、大きな被害をもたらしました。また、南関東直下型地震発生への切迫性が指摘されている中、あらためて防災に対する関心が高まっています。一方、児童・生徒にかかわる悲惨な事件・事故、振り込め詐欺など、日常生活の安全を脅かす犯罪等が増加し、区民の体感治安^(※1)が低下しています。また、新興感染症^(※2)や食の安全等健康に関する危機の発生なども目立っています。このように私たちを取り巻く環境はリスクが多様化しており、新たな視点に立った対策が必要となっています。

練馬区では、防災、防犯、防火等、危機管理全般に対して横断的に対処するため、平成16年度から危機管理室の設置、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の制定など、組織的・制度的な対

策の強化を図ってきました。

最近では、行政と地域（区民）が相互に情報の共有化を図り、危機に対する共通認識を持つという考え方が注目されています。

危機管理については、地域の一人ひとりが「自分の身は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで協力して守る」という意識を前提に、日頃からの自主的な対策をとることが基本となります。さらに、区民、行政、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携して危機を可能な限り未然に防ぎ、「安全安心なまちづくり」を進めていくことが強く求められています。

※1 体感治安：体感温度に倣った表現。人が主観的に感じる、治安の度合い。犯罪発生件数や検挙率などの、客観的な指数に比していう。近年、ピッキングや路上強盗など、住民の身近で発生する犯罪が増加しており、体感治安の悪化が指摘されている。

※2 新興感染症：エイズやO-157など、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、

あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

②地域経済の安定成長

現在、平成14年1月を底にしたゆるやかな景気回復が続いています。

今回の景気回復の特徴は、「大都市圏と地方」、「大企業と中小企業」、「企業と個人」という三つの側面からの二極分化が現れていることです。製造業や輸出産業を中心に「大企業」の業績は好調であり、その恩恵が顕著な「大都市圏」の景気は好転する一方で、公共工事の依存度が高く、「非製造業の中小企業」のウエイトが高い「地方」では、景気の回復を実感できていないと言われています。また、「企業」はリストラ等によって収益を改善してきていますが、「個人」の所得は数年前と比べて減少しています。

もう一つの特徴は、公共投資の大幅な削減が続いたにもかかわらず、民間企業主導で景気が回復してきていることです。

練馬区について見ると、大都市圏には含まれるものの、非製造業の中小企業を中心とした産業構造になっており、景況感は決して良くない、というのが現在の姿です。区では、こうした事態に対処し地域経済の活性化を図るため、商工業振興計画で事業者の自発的な活動を支援することや、新

行政改革プラン（平成16年度～18年度）で「行政サービスの民間開放」などに取り組み、地域経済の振興策を実施しています。また、農業分野においては都市農業の利点を生かした地産地消の取り組みを進めています。

地域経済の活性化は、地域に活力をもたらし、雇用の機会を創出するなどの効果が生まれます。今日の雇用情勢は回復しつつあるものの、若年層の高い失業率や、フリーターあるいはニート^(※)と呼ばれる常勤就労していない若者が増加しています。今後、人々が安心して仕事ができ、生活できる地域社会をつくるため、地域に根ざした産業を振興し、真に豊かで持続可能な地域経済を構築することが必要です。

※ニート（NEET）：Not in Employment, Education or Trainingの略で、「職に就いておらず、学校機関に所属もしておらず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」15歳～34歳の方を指します。

③少子高齢化と人口減少社会の到来

平成16年に合計特殊出生率^{*1}が1.29と過去最低水準を記録したわが国の総人口は、18年にピークを迎えた後に19年から減少に転じ、21世紀半ばには約2割減少すると予測されています^{*2}。また、既にわが国は16年10月の時点で高齢化率が19.5%となっており、2020年代にはおよそ10人に3人が65歳以上の高齢者になると予想されています。少子高齢化と人口減少社会を迎えるに当たり、人口増加による右肩上がりの成長を前提とした社会システムを見直し、人口構造の変化に対応した持続可能な社会システムを構築していくことが求められています。

一方、平成16年の練馬区の合計特殊出生率は、

全国値より低い1.06でしたが、区の人口は、32年ごろまで増加を続け、71万人をピークに減少に転じると予想されています。しかし、高齢化は着実に進行し、18年の17.6%から32年には21.8%にまで上がると予想されています。12年には高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が導入され、区では制度の円滑な実施と基盤整備に努めてきました。また、少子化対策として、保育サービスを充実するなど、子育ての支援も進めてきています。今後とも、子どもから高齢者まで、全ての区民が安心して暮らすことができ、活力に満ちた地域社会を築いていくことが求められています。

※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均。

※2 国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成

14年1月）から。なお、平成17年の人口動態統計の年間推計では、日本人の死亡数は出生数を約1万人上回った。

④みどりと環境との共生

平成17年2月16日、京都議定書*が発効し、各国で地球温暖化防止に向けた取り組みが行われています。地球環境問題は、一人ひとりが被害者であると同時に加害者にもなりうる側面を持っています。この問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルに起因する部分も多く、これらの解決には、日常生活や事業活動において足元からの行動に取り組み、真にうるおいに満ちた、環境と共生するまちづくりを進め、環境負荷の少ない循環型社会を構築することが今後も引き続き重要な課題となります。

また、都市部では、排熱の増加や、樹林地、農地や空地などの自然面の減少により、郊外に比べ都市部ほど気温が高くなるヒートアイランド現象が起こるなど、私たちの生活にも直接大きな影響が出ています。

多くの樹林地、農地等を有する練馬区がこれらのみどりを確実に保全・創造していくことは、都市の環境問題の解決に大きく寄与するものです。

練馬区ではこれまで大規模公園などの拠点を整備し、みどりと水のネットワーク化を図るとともに、憩いの森や農園等を整備することにより、自然環境の保全・活用に努めてきました。

また、環境意識の普及啓発に努めるとともに、区民・事業者・区が協働して行動するための方針を定めることなどにより、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

環境問題を解決するためには、みどりの保全と創造に努めるとともに、区民・事業者の自主的な環境配慮行動を広げ、協力・連携の体制を今まで以上に強固なものとし、あらゆる角度から環境を見つめ、うるおいのある環境を構築するまちづくりを更に進めていく必要があります。

※京都議定書：平成9年に決められた、温室効果ガス排出量削減目標。日本は、平成2年を基準に平成20年～平成24年の間に6%削減を義務付けられている。

⑤ともに生き、ともに生活できる社会

少子高齢化が進行するとともに、価値観が多様化している社会においては、すべての区民が地域の一員として、生き生きと快適に暮らせるまちをつくっていくことが求められています。

そのためには、一人ひとりが人間として尊重され、相互に支えあい、責任を持って自由に行動し、だれもが社会参加が可能な社会を築くことが必要です。

区ではこれまで、障害の有無や年齢などにかかわらず、すべての人がともに生活を送ることが、社会本来のあるべき姿であるというノーマライゼーションの考え方を基本理念とする「福祉のまちづくり」の実現に向け、取り組みを進めてきました。公共施設や道路、駅などのバリアフリー化を促進するとともに、高齢者・障害者・小さな子ども連れの方など

が生活するうえで役に立つ福祉情報を発信するなど、さまざまな施策を進めてきました。

引き続き、「多様な人が共に生活できる空間づくり（建物などハード面の取り組み）と社会ネットワークづくり（交流や情報の共有などソフト面の取り組み）」をめざし、区民の相互理解を深めるとともに、区民、事業者、行政の協働により、ともに支え合う「福祉のまちづくり」を推進し、継続していくことが重要です。

また、一方、性別にかかわらず男女がともに社会を支える男女共同参画社会の実現が求められています。男女の人権を尊重し、性別によって社会での役割を固定的なものと考えることなく、だれもが個性と能力を発揮できるような社会づくりを進めることも必要です。

⑥ 価値観の多様化

戦後の経済的な発展によって実現された生活水準の向上や自由時間の増大、情報化の進展などを背景として、人々の価値観は多様化しています。また、仕事だけでなく、様々な地域活動や余暇活動、ボランティアやNPO、地域づくりなどの活動に積極的に取り組む人々も増えており、選択の幅の拡大や多様なライフスタイルの実現への要求が強まっています。

区では、区民の多様な学習意欲に対して、生涯学習の場と機会を提供したり、地域活動の場として地区区民館や地域集会所を整備するなど、個性を育み自己実現できる条件整備を進めてきました。

今後、グローバル化が進み、異なる国や文化の下で育った人々が身近に生活する機会が増える中で、様々な文化や価値観の下、心豊かに創造的に生きることができる社会づくりが求められています。

また、家庭や地域社会で個人の個性や自由が尊重される中で、人と人とのつながりの希薄化や規範意識の低下が指摘され、勤労意識の変化が現在の雇用環境と相まってフリーターやニートが増加する原因の一つにあげられるなど、改めて豊かな人間形成と価値ある社会生活のあり方も問われています。

⑦ IT社会の進展

国は、日本を世界最先端のIT*国家にすることを目標に掲げ、平成13年にIT基本法を施行するとともに「e-Japan戦略」および「e-Japan戦略Ⅱ」（平成15年）を策定して、情報通信基盤の整備など、さまざまな取り組みを実施してきました。その結果、インターネットの急速な普及に見られるように、日本のITの水準は世界トップクラスとなり、さまざまな分野にITが浸透することによって、行政サービスや経済活動のみならず、日常生活全般で活用されるようになり、社会に大きな変化を及ぼしています。

区においても、「電子区役所推進計画」に基づき、さまざまな情報システムの整備を進め、区民サービスの向上に努めてきました。

一方、IT社会は、電子商取引を巡るトラブル、個人情報の流出、情報格差などの社会問題もはらんでいます。区においても、ITの活用にあたっ

ては、システムの最適化や安定運用、災害対策・情報保護など、区民サービスの向上と個人情報保護・情報セキュリティ対策のさらなる取り組みが求められています。

また、今後は、これまでのパソコンによるネットワークだけでなく、次世代携帯端末などの基盤の普及と技術革新により、いつでも、どこでも、何でも、誰でもつながる「ユビキタス・ネットワーク」社会の進展が見込まれます。区に対しても、このような社会状況の変化に対応し、ITの活用による区民サービスのよりいっそうの充実が望まれています。

※IT（Information Technology アイ・ティ）：情報技術と訳されることが多い。ネットワーク化されたコンピュータや携帯電話、携帯端末などで利用される情報処理技術のこと。

⑧自治・協働の進展

平成12年の「地方分権一括法」の施行により、国と地方の関係は上下・主従の関係から、対等・協力の関係に改められました。また、同年、特別区制度改革により、練馬区は基礎的自治体として位置づけられ、身近な事業である清掃事業などが、都から移管されました。さらに、国の「三位一体改革」により、地方に財源や権限の移譲を進める改革の動きも加速しています。このように地域のことは地域の自治体が、その実情や特性に応じて主体的・自立的に施策を展開していく地方分権が進んでいます。

また、公共サービスは民間においてもさまざまなものが提供されるようになり、自治体だけが独占的に行うものではなくなってきました。利用者が自分にあった公共サービスを選択する時代へと進みつつあると同時に、住民自らが自分たちの住

む地域を自分たちで良くしていこうとする動きはますます活発になってきています。

そこで、区においても、情報の共有化や区民参加の促進、委託化・民営化等による公共サービスの民間開放、町会・自治会、NPO等との協働に向けた取り組みなどを進めてきました。また、成果を重視し、行政の透明性を一層向上させるため、行政評価制度を導入・実施してきました。

これからの区には、公共活動の経営者としての役割が求められています。すなわち、区民や町会・自治会、NPOなどの公共分野への参加をより一層促進し、相互の調整を図り、それぞれが十分にその能力を発揮できる協働の仕組みを確立することにより、区の特성에応じた区民本位のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

(2) 区民要望の変化

区民生活は、時代の潮流とともに、区の歴史的な経緯や地理的な特徴などによる区独自の背景や社会状況からも影響を受けます。

そこで、区では、毎年区民意識意向調査を行って、区民の要望等を把握するよう努めています。

平成17年度には、新長期計画の各政策について、「必要性」に関する調査を行ったところ、必要性の高い施策は次のような結果となりました。

順位	必要性の高い施策
1	安全安心なまちづくり
2	みどりの保全と創造
3	生活環境の保全
4	交通安全対策
5	道路等の交通整備
6	高齢者福祉
7	循環型社会づくり
8	学校教育
9	児童福祉・子育て支援
10	障害者福祉

この後には、青少年の健全育成、消費生活の向上、まちづくりの推進等が続きます。

「安全安心なまちづくり」は、防犯や健康危機等に対する意識の高揚と相まって、必要性の順位が最も高くなっています。また、従来、力を入れて

ほしい施策としてそれほど順位が高くなかった交通安全対策も、順位が高くなっています。一方で、それぞれの政策に満足しているかという設問では、安全安心なまちづくりについての満足度は低い結果となっており、時代の潮流と同様、区においても最重要課題となっています。

次に、「みどりの保全と創造」は従来から必要性が高くなっています。13年度の調査では、区は、23区で最も高い緑被率（20.9%）を誇っており、区の特徴としてのみどりを維持、発展させていくことが強く望まれています。また、「生活環境の保全」についても、その必要性が相変わらず高くなっています。加えて、平成17年度に初めて設問に加えた「循環型社会づくり」に対する必要性も高い順位に位置していることから、区民はみどりに囲まれた環境の良い生活空間の維持、発展を強く望んでいることが分かります。

さらに、「道路等の交通整備」に対する必要性は、区内で発生する事故件数は減少してきているものの、未だ交通不便地域の解消が課題として残されているなど、依然として高くなっています。交通安全対策と交通不便地域の解消とを合わせ、高齢者や障害者、子育て世代の方々などだれもが安心して利用できるような道路や公共交通の充実、利便性の向上が強く望まれています。

3. 計画の施策体系

(1) 計画目標

うるおい・にぎわい・支えあい ともに築く わがまち練馬 ～ 豊かさとゆとりあるまちへ ～

日本は、戦後、経済成長を通して、物質的な豊かさを手に入れてきました。

この間、都市化が進むにつれ、自然は失われ、相互に助けあい、支えあってきた地域のコミュニティは希薄化していきました。

一方、社会が成熟化するにつれ、これまでの物質的な豊かさに加え、精神的な豊かさを求める価値観も広がりつつあります。多くの物を消費して豊かさを感じることから、ゆとりを持つ中で、地域の自然や人々との触れ合い、様々な地域活動による自己実現などを通じて得られる心の豊かさが求められるようになっていきます。

このような流れの中で、練馬区は、時代の要請や区民要望に対応しながら、物の豊かさだけでなく、心の豊かさも実感でき、ゆとりある暮らしを送ることができるまちをめざします。

そこで、「うるおい・にぎわい・支えあい ともに築く わがまち練馬 ～ 豊かさとゆとりあるまちへ ～」を計画目標として掲げました。

この目標により、環境、教育、文化の充実や健康づくり（うるおい）、まちづくりや地域経済の活性化（にぎわい）、子育てや地域福祉、安全・安心の充実（支えあい）など総合的に政策を推進していきます。

計画推進に当たっては、区民や地域団体等と区が協働し（ともに築く）、区民の一人ひとりが、誇りと愛着を持って、「わがまち練馬」と呼べるような練馬区をつくっていきます。

(2) 分野別目標

たうえで政策・施策を体系化しています。この計画体系に基づいて着実に事業を推進していくことで、区全体の計画目標の実現を図っていきます。

本計画では、区の施策展開を大きく以下の5つの分野に分け、それぞれの分野ごとに目標を定め

I だれもが地域で生き生きと暮らすために ～区民生活分野～

II だれもが健やかに暮らすために ～健康福祉分野～

III だれもがいつまでも学ぶことができるために ～教育分野～

IV だれもが快適に暮らすために ～環境まちづくり分野～

V 確かなまちの未来を拓くために

I だれもが地域で生き活きと暮らすために

～区民生活分野～

社会情勢の変化や生活様式の多様化が進んでいます。また、予測困難な自然災害や犯罪の増加、景気の不透明な先行きなど、生活をしていく中で不安なことが増えており、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

そこで、区民生活分野では、お互いを尊重し合い、地域活動や経済活動が活発で安心できる地域社会を通して、だれもが生き活きと暮らしている状態をめざします。

この分野の主な担当組織：危機管理室、区民生活事業本部

II だれもが健やかに暮らすために

～健康福祉分野～

少子高齢化が進み、国の福祉施策が大きな転換期を迎えている中で、社会全体で高齢者を支え、障害者の自立を支援し、地域で子どもを育てる仕組みづくりが求められています。

そこで、健康福祉分野では、区民が身近な地域の中で、必要な保健・医療・福祉のサービスを利用しながら、お互いに支え合って、地域で健やかに暮らしている状態をめざします。

この分野の主な担当組織：健康福祉事業本部

III だれもがいつまでも学ぶことができるために

～教育分野～

だれもがいつまでもライフステージに応じて学ぶことができる社会を実現することが重要です。

そこで、教育分野では、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子どもの育成を図り、区民が生涯にわたって主体的に学ぶこと

ができる学習社会の実現に努め、普遍的でしかも個性豊かな文化の創造、誇りと愛着のもてる地域社会が形成されている状態をめざします。

この分野の主な担当組織：教育委員会事務局（学校教育部、生涯学習部）

IV だれもが快適に暮らすために

～環境まちづくり分野～

地球環境保全に向けた取り組みの重要性が一層高まってきた今日、環境に配慮したみどり豊かなまちづくりを推進することが求められています。

そこで、環境まちづくり分野では、一人ひとりの区民の暮らし方から、都市基盤の整備に至るまで、環境との共生に配慮したみどり豊かなまちづくりを進め、だれもが安全で快適に暮らしている状態をめざします。

この分野の主な担当組織：環境まちづくり事業本部

V 確かなまちの未来を拓くために

地方分権改革が進む中で、自治体にはこれまで以上に自己決定・自己責任の原則に基づいた行政運営が求められています。また、将来にわたり、区民福祉の向上を図っていくためには、社会経済状況を見据えた計画的な行政運営も必要となってきます。

そこで、この分野では、区民が納得できる行政サービスを提供していくために、各分野（事業本部）において、長期計画目標が確実に達成されるような行政経営が行われている状態をめざします。

[この分野の主な担当組織：区長室、企画部、総務部]

次ページに「施策体系図」を紹介します。

○体系図の見方

政策：分野別目標の実現を図るために展開する施策の目標、ビジョン。
分野ごとに、区民、事業者等との協働により実現していくまちの姿を現しています。

分野別目標：区の最上位目標（計画目標）を実現するための分野別の目標・展望です。
区の政策展開を大きく5つの分野に分けたもので、各事業本部の担当する業務とできる限り一致するように配慮しています。

I	だれもが地域で生き活きと暮らすために ～区民生活分野～
11	地域の活動が活発なまちをつくる
111	地域活動を支援する
112	地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う
113	区民の文化芸術活動を支援する
114	国際交流を進める

施策：政策を実現するための具体的な手段、戦略。

政策で示しためざすべきまちの姿を実現するために、区が何を行うのかを示したものです。政策の実現手段としての有効性を図るとともに、施策の達成状況を測るため、区では行政評価の対象にしており、あわせて第三者評価も実施しています。

うるおい・にぎわい・支えあい ～ 豊かさゆと

I だれもが地域で生き生きと暮らすために ～区民生活分野～	
11	地域の活動が活発なまちをつくる
111	地域活動を支援する
112	地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う
113	区民の文化芸術活動を支援する
114	国際交流を進める
12	経済活動が活発なまちをつくる
121	中小企業の経営を支援する
122	中小企業の勤労者と就労を支援する
123	消費者の自立を支援する
124	都市農業を支援する
125	快適な買い物環境を整備する
126	まち歩き観光を推進する
13	安心できるまちをつくる
131	犯罪等に対する態勢を強化する
132	自然災害に対する態勢を強化する
14	平和と人権を尊重するまちをつくる
141	平和を尊ぶ心を育む
142	人権の尊重と男女共同参画を進める
15	納得と信頼の身近な行政を行う
151	便利で効率的な窓口サービスを行う
152	区税負担の公平性を確保する
153	国民健康保険および国民年金制度を適正に運営する

II だれもが健やかに暮らすために ～健康福祉分野～	
21	地域で福祉を支える
211	地域の福祉活動を支援する
212	保健福祉の総合支援体制を確立する
213	保健福祉サービスの利用を支援する
214	福祉のまちづくりの考え方を広める
22	健康に暮らせるまちをつくる
221	健康づくりを支援する
222	健康づくりの条件整備を行う
223	健康に関する危機管理を行う
224	安全な衛生環境を確保する
225	地域における医療体制を確保する
23	子どもと子育て家庭を支援するまちをつくる
231	地域で子育てを支える
232	保育サービスを充実する
233	子どもの放課後等の居場所を確保する
234	特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する
24	高齢者が暮らしやすいまちをつくる
241	地域で高齢者を支える
242	高齢者の多様な社会参加を支援する
243	特定(虚弱)高齢者の自立を支援する
244	要介護高齢者の自立を支援する
245	高齢者の生活基盤づくりを支援する
25	障害者が自立して暮らせるまちをつくる
251	地域で障害者を支える基盤をつくる
252	障害者が必要とするサービスを提供する
253	障害者の生活の場づくりを支援する
254	障害者の就労・社会参加を推進する
255	障害の早期発見や早期療育、自立訓練の体制を整える
26	生活の安定を図る
261	生活の安定のための支援を行う

ともに築く わがまち練馬 りあるまちへ ～

Ⅲ だれもがいつまでも学ぶことができるために ～教育分野～

31 地域に開かれた教育を進める

- 311 教育施策への区民の参加を推進する
- 312 地域とともに歩む学校づくりを推進する

32 楽しく学ぶことができる学校教育を進める

- 321 幼稚園教育を充実する
- 322 小中学校の教育内容を充実する
- 323 教育環境を整備する

33 次代を担う青少年を育てる

- 331 青少年の自主的な活動を支援する
- 332 家庭・学校・地域の連携を支援する

34 ともに学びあえる生涯学習を進める

- 341 生涯学習活動を支援する
- 342 読書活動を推進する
- 343 スポーツ活動を支援する
- 344 文化財と伝統文化を保存・活用・継承する

Ⅳ だれもが快適に暮らすために ～環境まちづくり分野～

41 みどり豊かなまちをつくる

- 411 ふるさとのみどりを守る
- 412 未来を築くみどりをつくる
- 413 みどりを愛し育む活動を広げる

42 環境にやさしいまちをつくる

- 421 足元からの行動を広げる
- 422 公害問題を解決する
- 423 まちづくりで環境に配慮する
- 424 まちの美化を進める
- 425 率先して区の取り組みを進める

43 循環型社会をつくる

- 431 ごみの発生を抑制する
- 432 リサイクルを進める
- 433 ごみの適正処理を進める

44 地域特性に合ったまちづくりを進める

- 441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
- 442 土地利用を計画的に誘導する
- 443 調和のとれた都市景観を形成する

45 生活しやすいまちをつくる

- 451 良好な市街地を形成する
- 452 まちの拠点機能を向上させる
- 453 災害に強い都市をつくる
- 454 利用しやすい都市をつくる

46 良好な交通環境をつくる

- 461 公共交通を充実する
- 462 主要な道路を整備する
- 463 道路の利用環境を整備する

47 安心して生活できる住まいづくりを進める

- 471 公共賃貸住宅を適切に管理・運用する
- 472 良質な住まいづくりを支援する
- 473 高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを支援する

V 確かなまちの未来を拓くために

51 区民本位の効率的で質の高い行政を行う

- 511 参加と連携による開かれた行政を進める
- 512 持続可能な行政運営を行う

4. 重点課題

重点課題とは

区は、新長期計画の計画期間内に、5つの分野で23の政策とその政策を支える78の施策を体系的に推進することにより、計画目標である「うるおい・にぎわい・支えあい ともに築く わがまち練馬 ～ 豊かさゆとりあるまちへ～」の実現をめざしていきます。

一方、重点課題は、目的と手段の関係で整理しているこれらの施策体系とは別の視点で、区政を取り巻く時代の潮流や区固有の課題について、特に計画期間中の5年間に重点的かつ優先的に取り

組むべきものとして設定しました。

この重点課題は、特定の政策を重点課題とするだけでなく、複数の分野や政策を超えて横断的な要素を取り込み一つの課題とするなど、区が取り組む重点的な課題を施策の体系にとらわれずに示しています。

また、重点課題のめざす5年後（平成22年度）の状態を数値で示すため、「重点課題に関する主な指標（モノサシ）」を関連する施策の中から選び、それぞれの課題の達成状況を数値で明らかにします。

7つの重点課題

1 災害や犯罪に強い安全安心のまちをつくります

2 区内産業を育成し、地域経済の活性化を図ります

3 子どもの健やかな成長を支援します

4 障害者や高齢者が暮らしやすい福祉のまちをつくります

5 豊かな心を育む学校教育の充実と区民の文化芸術の振興を図ります

6 みどりを増やし、環境負荷の少ない循環型社会をつくります

7 道路網や交通機能を充実し、便利なまちをつくります

現状と課題

平成16年に発生した新潟県中越地震やスマトラ沖地震・インド洋津波災害などは、自然災害の恐ろしさや災害対策の重要性を改めて認識させるものとなりました。私たちの身近でも、南関東直下型地震が今後30年以内に発生する確率が70%程度であるという調査報告がなされています。また、集中豪雨による都市型水害も毎年のように発生しています。

一方、犯罪の増加や凶悪化が大きな社会問題となっています。練馬区でも空き巣やひったくり、放火など、日常生活を脅かす事件がひん発し、区内の犯罪件数（刑法犯の認知件数）は、平成6年度が約1万件だったのに対し、平成15年度は約1万4千件となり、4割程度増加しました。

平成17年度の区民意識意向調査でも、安全安心なまちづくりが最も必要性の高い施策にあげられました。

対応の方向

区民の安全・安心な暮らしを守ることは、行政の最も基本的な使命です。区では、これまでも「犯罪を起こさせないまち」「災害に強いまち」をつくるため、区の組織に危機管理室を設置するなど、さまざまな取り組みを進めてきました。しかし、安全・安心なまちづくりは、行政だけでできるものではありません。区民一人ひとりが日頃から防犯・防火・防災への意識をもち、地域の中で、

区民同士が見守り合い、助け合う関係を構築し、それを強化していくことが必要です。

区は、このような基本的な視点に立って、警察、消防などの関係機関や区民等と連携・協働し、安全・安心な地域社会の構築に向け、さらに取り組みを強化していきます。

主な取り組み内容

- 木造住宅が密集する地域の改善や河川の改修、雨水流出抑制施設の設置促進、幹線道路、公園の整備など、災害に強い都市基盤の整備を行います。
- 災害時の避難拠点に指定している区立小中学校の耐震化工事や公共施設の計画的な耐震化工事、改修・改築を行います。
- 個人住宅の耐震診断助成を実施します。
- 区内の大学病院との協定により、災害時の救急医療体制を強化します。
- 地域防犯防火連携組織を確立します。
- 犯罪防止の観点から、見通しを悪くしている公園の樹木のせん定、街路灯の照度アップなどを行います。
- 防災行動力向上のための「(仮称)ねりま防災カレッジ」を設立します。
- 被災後の速やかな復興を図るため、(仮称)市街地復興条例を制定するとともに、地域復興方針やマニュアルの策定を行います。

[この重点課題の主な担当組織：危機管理室]

重点課題に関係する主な指標（モノサシ）

指 標	16年度実績	22年度目標	指標の設定理由、目標の根拠・水準
練馬区の暮らしやすさについて「防犯・風紀」に関する区民の満足度	27%	60%	犯罪抑止・防止にかかる取り組みの結果を測定する。過去10年間に於いて最高数値を記録した平成7年度(56.7%)の水準以上をめざす。 →施策131参照
区民1万人当たりの犯罪発生件数	197件	150件	犯罪抑止・防止にかかる取り組みの結果を測定する。過去10年間に於いて最低数値を記録した平成6年度(157件)の水準以上をめざし、平成16年度における犯罪発生件数の25%減をめざす。 →施策131参照

指 標	16年度実績	22年度目標	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区民1万人当たりの火災発生件数	4件	3件	火災抑止・防止にかかる取り組みの結果を測定する。過去10年間において最低数値を記録した平成10年度（3.6件）の水準以上をめざし、平成16年度における火災発生件数の25%減をめざす。 →施策131参照
活動実績のある避難拠点運営連絡会の数	83校	103校	避難拠点機能の有効性を測定する。すべての避難拠点が、災害時に行動力・実践力を発揮できる状態をめざす。 →施策132参照
小中学校校舎、体育館の耐震性能を確保した校数	50校	97校	児童生徒が安全に学習できる環境の確保を測定する。すべての小中学校が震災時に地域住民等の避難拠点の役割を果たすことをめざす。学校施設を利用する上で、ライフラインの維持とあわせ安全な耐震性能を求められている。 →施策323参照
防災上有効な道路の整備距離（累計）	76,685m	84,000m	火災の延焼防止と避難路の確保などのために防災効果の高い道路の整備が重要である。都市計画道路と生活幹線道路の整備の増加をめざす。 →施策453参照
密集住宅市街地整備促進事業の達成面積（累計）	9,937㎡	40,000㎡	住宅密集地域の安全を向上するため密集住宅市街地整備促進事業の進展が重要である。事業による道路・公園等の整備面積の増加をめざす。 →施策453参照

重点課題2 区内産業を育成し、地域経済の活性化を図ります

現状と課題

練馬区の事業者の半数以上は、区民の日常生活に密着した小売業、サービス業、飲食業で占められており、商店街を形成して事業を営んでいます。

また、区内事業者の約83%を占める従業員数10人未満の事業者の売上は、経済の低成長、価格競争の激化、生活様式の多様化などにより、低下傾向にあり、昭和60年代の水準に至っています。

加えて、区を特徴づける都市農業を支える農家戸数は、この20年で半減し、それに比例して、区の代表的な農産物であるキャベツの作付面積も半減しています。

対応の方向

安心して快適に買い物や飲食ができる日常生活に密着した区内産業の活性化と、区を特徴づける都市農業の振興を支援します。

また、まち歩き観光に力を入れるとともに、アニメを区の新たな特徴ある産業として振興していきます。

一方、身近な地域における事業者と地域住民の交流の中で、区民が安心して生活を営むために、地域に必要な産業を維持、発展させることが不可欠です。事業者の発意に基づく取り組みやコミュニティビジネスへの行政支援に加え、住民との協働の中で、地域経済の活性化を推進していきます。

主な取り組み内容

- 商店街における無電柱化、インターロッキング舗装、バリアフリー化などによる魅力的な買い物環境を整備します。
- 商店街の共同施設整備、維持の支援を行います。
- 商店街の売り出しやイベントなどに支援を行います。
- 事業者への各種相談、産業融資、後継者育成の

支援を行います。

- 起業・創業を支援します。
- 区内の観光資源を活用し、区外からの来訪者を増やすため、観光基盤整備事業を推進します。
- 都市型農業経営の支援事業を行います。
- 農業体験農園を拡充します。
- 区内産業の振興の拠点となる（仮称）産業振興会館の整備を行います。

[この重点課題の主な担当組織：区民生活事業本部]

重点課題に関する主な指標（モノサシ）

指 標	16年度実績	22年度目標	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区内の事業税額	7,226百万円	7,275百万円	区内事業者の収益を測定する。都税収入見込額を基準に0.1%増をめざす。練馬都税事務所管内の個人および法人事業税調定額。 →施策121参照
区内中小事業所の従業員数	181,514人	209,384人	区内企業の活性化を測定する。平成3年度から平成13年度の調査での平均値を基準に1.6%増をめざす。 →施策122参照
区内商業の年間販売額	10,175億円	11,325億円	区内商業の状況を測定する。平成14～16年度の都内経済成長率の平均値1.8%増を基準に算出した年間販売額への増加をめざす。 →施策125参照
区観光ホームページへのアクセス数	32,324人	91,000人	区の観光情報への関心度を測定することにより、区内各地域への来訪の可能性を推測する。区ホームページ閲覧人数の伸び率（15、16年度比較）20%を基準に約3倍をめざす。 →施策126参照

重点課題3 子どもの健やかな成長を支援します

現状と課題

区の14歳以下の年少人口の割合は、長期的に緩やかな減少傾向にあります。

区では、平成10年3月に「子ども家庭支援計画」を策定し、さまざまな施策を展開してきましたが、なかでも保育園については、平成11年から16年までの間に定員を500人以上増やしてきました。しかし、ひとり親世帯の増加や女性の社会進出による共働き世帯の増加などにより、保育園や学童クラブの

待機児童は減少していない状況にあります。

また、区における子育て家庭に対する調査（平成15年度）では、就学前の子どもを持つ保護者は、約44%が子育てに関する不安感や負担感を感じており、小学生を持つ保護者では、その割合が50%を超え二人に一人が不安や負担を感じています。

平成17年度の区民意識意向調査では、児童福祉や子育て支援に対する必要性の声が高まる傾向にあります。

対応の方向

区は、少子化の流れを変えるために国が制定した次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度に「次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもと子育て家庭を支援するさまざまな施策を行っています。

子どもが健やかに成長していくためには、家庭、学校、地域で連携する必要があります。なかでも、地域コミュニティを核として連携し、地域全体で子育てを応援する仕組みを構築することが必要です。区民同士の助け合いによる子育ての支援など、地域との連携・協働による子どもの健やかな育成を推進していきます。

主な取り組み内容

- 乳幼児保育を充実するため、認可保育園の新設や多様な保育サービスの充実を図ります。
- 放課後等における児童の健全な育成を進めるため、学童クラブや放課後児童等の広場を増設します。
- 子育て家庭を支援するため、子育てのひろばや子ども家庭支援センター、ファミリーサポート支所を増設します。
- 子どもたちが元気で安全に外で遊ぶことができるような公園の整備や、子ども連れの家族が気軽に利用できるスポーツ施設、図書館などを整備します。

[この重点課題の主な担当組織：健康福祉事業本部]

重点課題に関する主な指標（モノサシ）

指 標	16年度実績	22年度目標	指標の設定理由、目標の根拠・水準
子育てのひろばの整備箇所数	2か所	12か所	安心して子育てができる環境の進展を測定する。0歳から3歳までの子どもを在宅で育てる子育て家庭に、子育てのひろばの設置要望が高まっている。 →施策231参照
ファミリーサポートセンター事業の利用延べ件数	25,096件	44,000件	地域で子どもと子育て家庭を支える環境の進展を測定する。全国でもトップクラスの利用件数である。利用に地域的な偏りがあるので、援助会員の掘り起こしにより、さらに拡大を図る。 →施策231参照
保育園入園希望者受入率	97.2%	100%	保育園入園待機児童の解消を測定する。すべての待機児童が解消された状態をめざす。 →施策232参照
学童クラブ入会希望者受入率	96.7%	100%	学童クラブ入会待機児童の解消を測定する。すべての待機児童が解消された状態をめざす。政令指定都市を除き、区市町村での学童クラブの施設数は、練馬区が最大。 →施策233参照
公園の整備面積（累計）	190ha	195.2ha	うるおいのある環境の創出状況を測定する。まちづくり事業に伴う公園整備や開発時に区に提供される緑地などあわせ、区の公園面積の拡大を図っていく（5年間で東京ドーム約1個分の公園を増やす）。 →施策412参照

重点課題4 障害者や高齢者が暮らしやすい福祉のまちをつくります

現状と課題

区の調査では、障害のある方の約8割は、練馬区に住み続けたい、また、高齢者の約6割の方が自宅で暮らしたいと答えています。

積極的に社会に参加していくための必要条件について聞いたところ、障害者は一緒に活動する仲間（約35%）、サークル活動等の情報や公共交通機関・道路のバリアフリーの実現（ともに約17%）

をあげ、高齢者は、NPO・ボランティア活動に取り組みきっかけとして、関心・興味のあるテーマである（約26%）、活動する場が身近にある（約20%）などをあげています。

これらは、だれもが住みなれた地域で安心して暮らすために、区民が求めているものです。

一人ひとりの人権が尊重され「すべての人がともに生き、ともに生活できる社会（ノーマライゼーション）」を構築するという大きな潮流の中で、障害や年齢などに関わらず誰もが快適に暮らせるまちづくりが求められています。

障害者や介護を要する高齢者等に対しては、社会参加の基盤づくりとともに、自立を支援するためのサービスを充実させる必要があります。

対応の方向

国の社会福祉基礎構造改革が進められる中で、区には身近な地域で利用者本位の考え方に立って、保健・医療・福祉等のニーズを総合的に把握し、効果的・効率的なサービス提供ができるマネジメント機能が求められています。

区は地域の中で区民同士が支え合い、助け合いながら、年齢、障害にかかわらず、自分らしく生

き生きと生活していくことができる地域のコミュニティづくりをめざしています。

また、すべての人にとって利用しやすい建物や道路など、ユニバーサルデザインの視点に立って取り組みを進めていきます。

区は、こうした地域コミュニティを支援するとともに、区民・事業者が協働し、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

主な取り組み内容

- 福祉のまちづくりの考え方を広め、心のバリアフリーを推進します。
- 鉄道駅などの公共的な施設のバリアフリー化や、歩道の段差解消等、ユニバーサルデザインの視点で推進します。
- 高齢者・障害者が利用しやすいバス交通等の確保を図ります。
- 高齢者・障害者の福祉施設や、生涯学習施設を整備します。
- 駅前放置自転車の撤去などによる快適な歩行空間を確保します。
- 高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりに向けた各種支援を実施します。

[この重点課題の主な担当組織：健康福祉事業本部]

重点課題に関する主な指標（モノサシ）

指 標	16年度実績	22年度目標	指標の設定理由、目標の根拠・水準
福祉のまちづくりの活動に参加した延べ人数	1,000人	15,000人	福祉のまちづくりの取り組みの広がりを測定する。イベントやアクションプランへの参加者およびスタッフが街の中で中心となって取り組みを推進する状態とするため、平成16年度に活動した人数を基準として、5年後には15倍をめざす。 →施策214参照
福祉のまちづくり適合標示板の発行件数(累計)	97件	217件	バリアフリー化した施設の状態を測定する。各年度の建築の事前協議数の概ね17%となる20件の発行をめざす。 →施策454参照
鉄道駅バリアフリー事業の補助等によりバリアフリー化が完了した駅数(累計)	3駅	7駅	区民の利便性の状況を測定する。鉄道駅バリアフリー事業の進展により、区民の利便性が向上するため。区補助等により、バリアフリー化が完了した駅の数。 →施策454参照
駅周辺に放置された自転車等の割合(放置率)	17.9%	8.9%	駅周辺の安全な通行の状況を測定する。撤去の強化および自転車駐車場の整備等により放置台数を段階的に減らし、放置率半減をめざす。 →施策463参照

重点課題5

豊かな心を育む学校教育の充実と区民の文化芸術の振興を図ります

現状と課題

区は、平成16年度に、授業が分かるか、学校が楽しいかどうかを独自に調べるため、「児童・生徒の生活・学習意識調査」を行いました。その結果、児童（小学生）は、「分かる」が85.9%、「楽しい」が79.4%、生徒（中学生）は、「分かる」が58.9%、「楽しい」が36.5%という結果になっています。子どもたちの学力向上を図り、豊かな心を育み、健康と体力を培ううえで、楽しく学べる学校教育の充実が求められています。

また、物の豊かさだけでなく心の豊かさが求められている中で、豊かな感性を育み、生きがいをもたらす生涯学習や文化芸術に関する関心が高まっており、社会全体で文化芸術の振興を図っていく必要があります。

対応の方向

区は、幼稚園や小中学校での教育内容の充実に努めるとともに、教育相談の充実や教育環境の整備を行い、子どもたちが楽しく満足して学ぶこと

ができるように学校教育を充実します。

また、そのために、地域と連携・協力して、教育施策への区民の参加を推進し、学校教育に地域の力が生かされるようにします。

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の鑑賞機会の拡大や、区民や文化団体の活動の場の充実や育成・支援等を進めていきます。

主な取り組み内容

- （仮称）学校教育支援センターを設置し、教職員の研修・研究を充実します。
- 教育相談体制を充実して、児童生徒への登校支援の取り組みを強化します。
- 全小学校での学校応援団の設置に向け、計画的に取り組むを進めます。
- 区内12館目の図書館を整備します。
- 文化財の保存・収集を進めるとともに、（仮称）ふるさと文化館を整備します。
- 練馬文化センター、大泉学園ホールを文化芸術活動の発表の場、発信拠点として活用します。

[この重点課題の主な担当組織：教育委員会事務局]

重点課題に関する主な指標（モノサシ）

指 標	16年度実績	22年度目標	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区内の大学などと区の協働事業数	—	4事業	「練馬区文化芸術振興条例」および「練馬区文化芸術の振興に関する基本方針」に基づく事業で、区との連携による文化芸術振興の推進を測定する。 →施策113参照
授業の充実感（練馬区児童・生徒学力調査）	(小学校) 分かる85.9% 楽しい79.4% (中学校) 分かる58.9% 楽しい36.5%	100%	児童・生徒の授業に対する理解の程度や満足感について意識調査を行う。「授業がどの程度分かるか」「授業は楽しいか」の項目に対して、肯定的な回答をした児童・生徒の割合。すべての児童・生徒が「分かる」「楽しい」と感じる授業の実現を目標とする。 →施策322参照
不登校児童・生徒の出現率	(小学校) 0.37% (中学校) 3.13%	(小学校) 0.18% (中学校) 1.56%	不登校児童・生徒の学校復帰・自立促進を測定する。不登校児童・生徒数の減少は教育指導上重要な課題である。今後、都の出現率を上回らないようにするとともに、区の出現率を半減する。 →施策322参照
生涯学習施設の利用件数	23,369件	24,500件	ともに学びあう活動を測定する。5%の増加をめざす。(対象施設：小学校開放教室、練馬公民館、春日町青少年館、南大泉青少年館、美術館、総合教育センター) →施策341参照

指 標	16年度実績	22年度目標	指標の設定理由、目標の根拠・水準
生涯学習活動に参加した区民の人数	212,900人	223,500人	ともに学びあう活動を測定する。5%の増加をめざす。 →施策341参照
区民1人当たりの蔵書冊数	2.04冊	2.25冊	図書館資料の充実度を測定する。計画期間中に人口同規模区の水準までの引き上げをめざす。 →施策342参照

重点課題6 みどりを増やし、環境負荷の少ない循環型社会をつくります

現状と課題

近年は、地球温暖化や有害化学物質汚染などにより区民の環境に対する関心が急激に高まっています。住みよい環境を守り、維持していくためには、区民一人ひとりが、日常生活の中で、ごみの発生抑制など環境に配慮して行動するとともに、まちづくりに当たっては、景観やみどりといった環境に充分配慮していくことが求められます。

とりわけ、練馬区の都市環境を象徴するものとして、みどりの保全と創造には、強い関心が寄せられており、区が実施している区民意識意向調査でも、力を入れてほしい施策として常に上位にランクされています。練馬区の緑被率は、23区でトップとなっているものの、市街化が進むなか、樹林や農地など、民有のみどりは減少の一途をたどっており、これらを守り新たなみどりを増やすことが大きな課題となっています。

対応の方向

区は、環境にやさしいまちをつくるため、区民・事業者の環境配慮への取り組みを支援するとともに、循環型社会の実現を図ります。

また、まちづくりに当たっては、区民・事業者と協働して、地域特性を配慮した、環境との調和がとれたまちづくりを総合的に推進していきます。特に、練馬のみどりを守り育て、次世代へ引き継いでいくことは、快適な生活環境を実現するとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の防止など、広域的な環境問題への取り組みとしても大きな意味をもちます。

区は、樹木・樹林・農地といった、みどりを残すため、民間所有者との連携を図るとともに、公共施設の緑化や公園の整備などを推進し、区民一人ひとりが地域のみどりを愛し、誇りに思えるような施策を展開していきます。

主な取り組み内容

- 緑被率の減少を食い止め、上げていくために、区内のみどりを守り、増やす取り組みを区民、事業者、区とともに進めていくための体制づくりや方策の検討を進めていきます。
- 区内に残された貴重な樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として保全するとともに憩いの森等を増やします。
- 公園緑地を整備するとともに道路や学校等の公共施設の緑化を進めます。
- 環境・リサイクル学習や情報の発信、再使用・再生利用等の拠点として、リサイクルセンターを区内に4か所整備します（2か所整備済み）。
- 家庭、学校等における環境配慮の取り組み状況を把握するための「エコライフチェック」を推進します。
- 区内の自然環境の状況を調査し、区内の動植物の生息状況、自然環境の現状把握を行うとともに、その活動の中で、区民の自然保護活動の展開につなげていきます。
- 区立施設の省エネルギー対策を進めるとともに、地球温暖化防止に向けて足元からの行動を進めます。
- まちづくりに当たっては、調和のとれた都市景

観を形成するため、景観法に基づく、景観方針、景観条例等をつくります。

○区民・企業・NPO・行政などが協働して進めるまちづくりの実現を図るため、まちづくりセ

ンターを設置し、まちづくりに関する活動の場の提供や、情報の提供、活動支援を行います。

[この重点課題の主な担当組織：環境まちづくり事業本部]

重点課題に関する主な指標（モノサシ）

指 標	16年度実績	22年度目標	指標の設定理由、目標の根拠・水準
学校緑化や新エネルギー装置等を整備した学校数	81校	87校	学校施設における環境に配慮した事業の充実度を測定する。学校の実状に応じた多様な緑化を実施し、改築工事等においては環境に配慮した太陽光発電などの新エネルギー、省エネルギー設備を設置し、良好な学習環境を整備し、身近に環境について学習する場をつくりだす。(新規6校、充実29校) →施策323参照
市民緑地（憩いの森、街かどの森）の整備箇所数（累計）	52か所	72か所	樹林地を借地し、区が管理することで良好に保全できるため。年1か所の憩いの森の整備と3か所の街かどの森の整備を行う。全国で105か所の市民緑地のうち52か所が練馬区にあり全国的に見ても高い水準である。 →施策411参照
公園の整備面積（累計）	190ha	195.2ha	うるおいのある環境の創出状況を測定する。まちづくり事業に伴う公園整備や開発時に区に提供される緑地などとお合わせ、区の公園面積の拡大を図っていく（5年間で東京ドーム約1個分の公園を増やす）。 →施策412参照
公共施設における屋上緑化箇所数（累計）	3か所	14か所	うるおいのある環境の創出状況を測定する。既設の公共施設の屋上を5年間で10か所緑化することをめざす。 →施策412参照
電気使用に伴う区民1人当たり年間二酸化炭素排出量	1,360kg (14年度)	982kg	区内では電気の使用が地球温暖化の最大の原因であるため、電気使用に伴う二酸化炭素排出量を測定する。目標は、地域省エネルギービジョンの平成22年度目標値から推計した電力分（約691,000トン-CO ₂ ）と予測人口から設定した。 →施策421参照
区民1人が1日当たりに排出するごみの量	669g	570g	区民一人ひとりが意識し、取り組める単位とするために、区が1年間に収集した可燃・不燃・粗大ごみの総量を人口で割り、さらに365日で割る。 目標値については、練馬区循環型社会推進会議の提言を基に平成17年度改定する一般廃棄物処理基本計画で設定する値とする。 →施策431参照
区の清掃リサイクル事業における資源化率	17.8%	25.0%	リサイクルの実績が向上している状況を測定する。可燃ごみ・不燃ごみの中に資源化可能物が混じっている割合（混入率）の目標数値（政策433において20%と設定）を踏まえて25%とする。 →施策432参照

重点課題7

道路網や交通機能を充実し、便利なまちをつくります

現状と課題

道路等の都市基盤整備に対する区民の関心は高く、区民意識意向調査の施策の必要性の設問では、平成12年度（23項目中）および17年度（28項目中）いずれも上から5番目に位置しています。

練馬区内では、東西方向に向かう道路網は比較的整備されていますが、南北方向の道路網の整備は不十分な状況にあります。区内の都市計画道路、生活幹線道路の整備率は4割に達しておらず、区内全体の道路率14.7%は23区中15番目であり、自動車交通に十分対応できていない状況が続いています。

また、練馬区を東西に走る鉄道によるボトルネック踏切によって、区内の南北交通の手段であるバスの定時運行等が損なわれている面もあり、バスの公共交通としての役割が十分に果たされていない状況にあります。

さらに、土支田から大泉北西部にかけて鉄道利用が不便な地域が残されており、その解消も課題となっています。

対応の方向

区は、都市計画道路や生活幹線道路など、地域

住民の理解と協力を得ながら、財源を確保し、体系的に整備していきます。

また、バスの定時性・速達性を確保するため、ボトルネック踏切の解消に努めるとともに、交通不便地域の解消のため、大江戸線の延伸を促進するなど、公共交通の充実を図っていきます。

主な取り組み内容

- 都市計画道路、生活幹線道路等の整備を計画的に進めます。
- 東京外かく環状道路の整備に向けて、国・都・関係自治体等に働きかけます。
- 西武池袋線連続立体交差事業を進め、踏切による交通渋滞や踏切事故の解消に努めます。
- 土支田中央地区の土地区画整理事業等により、都営大江戸線延伸地域の環境を整備し、都市計画道路補助230号線、大江戸線の整備促進を関係機関に働きかけます。
- 南北方向の交通利便性を高めるため、エイトライナーの整備促進活動を進めます。
- 総合的な交通体系の整備を図るため、区内都市交通に関するマスタープランを策定します。

[この重点課題の主な担当組織：環境まちづくり事業本部]

重点課題に関係する主な指標（モノサシ）

指 標	16年度実績	22年度目標	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区全体のボトルネック踏切解消の達成度（累計）	0%	8%	18年度における区全体のボトルネック踏切数は25か所である。19～26年度に予定されている西武池袋線の連続立体交差事業で除却されるボトルネック踏切数は9か所である。そのうち2か所が、22年度までに解消できる目標値である。 →施策461参照
都市計画道路・生活幹線道路の整備率（累計）	36.4%	40.9%	都市の骨格の形成や円滑な交通が保たれる状況を測定する。交通渋滞が増加しており、最低限整備が必要な目標数値である。 →施策462参照
区道歩道延長距離（累計）	120.9km	127.3km	歩行者等の安全が保たれる状況を測定する。歩行者等の危険度が高いことから、最低限整備が必要な目標数値である。 →施策462参照
事業化路線区間数（累計）	8区間	15区間	平成13年度以降の主要な道路の整備進捗状況を測定する。交通渋滞が増加しており、最低限事業化が必要な目標数値である。 →施策462参照

5. 計画の前提

(1) 人口推計

① 総人口

平成17年1月1日における練馬区の人口（住民基本台帳による人口および外国人登録人口）は684,365人となっています。

平成12年から17年1月までの人口の推移の実績に基づいて、平成38年までの人口推計を実施したところ、平成22年に70万人を超え、平成32年には約71万人に達し、それをピークとして、人口は緩やかながら減少に転じるという結果になりました。

男性人口は、平成27年の約34万9千人をピークに、以降緩やかに減少し、女性人口は、推計期間中にピークは迎えず、緩やかながら増加を続けるものと見込まれています。

て減少していきませんが、平成25年の12.2%以降、減少の速度が速まり、平成36年に10%を割ると推計されます。

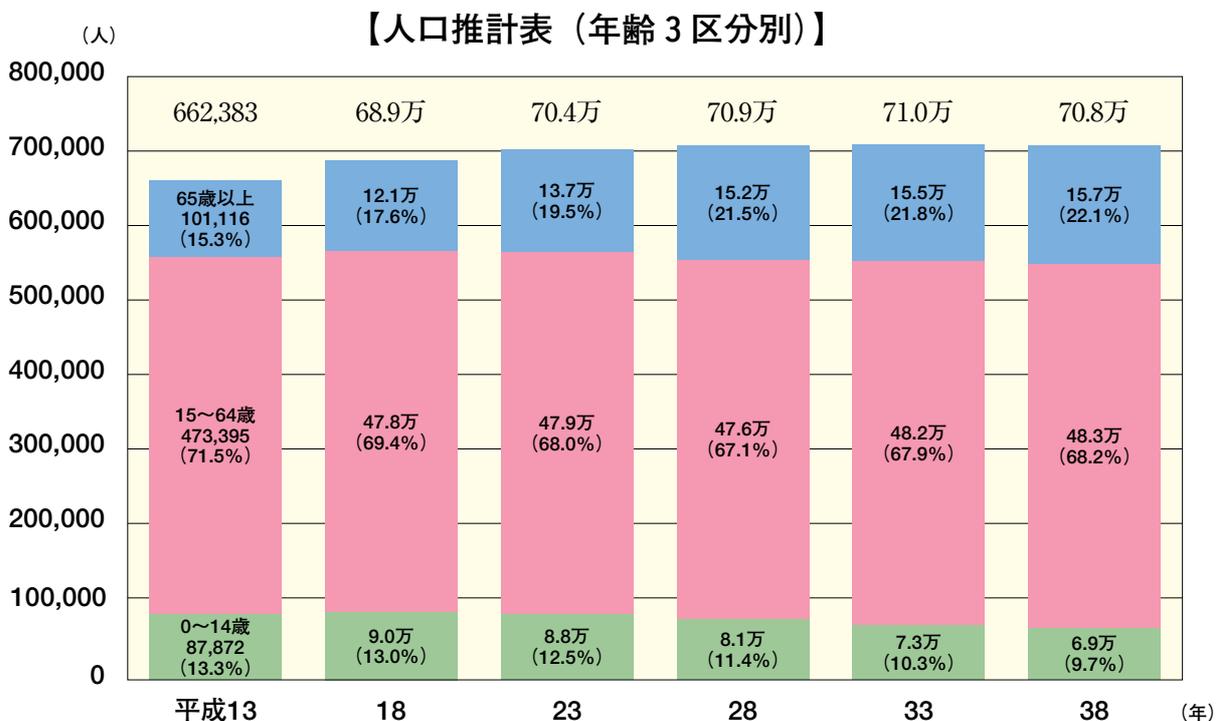
生産年齢人口（15歳～64歳）は、67～68%付近の数値でほぼ横ばいで推移していくと推計されます。

高齢人口（65歳以上）は、推計期間を通して増加していきませんが、平成25年に20%を超え、平成28年に21.5%に達してからは、増加の速度がやや遅くなり、その後は微増していくと推計されます。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」によると、平成38年の全国平均は、年少人口割合が11.5%、生産年齢人口割合が59.7%、老年人口割合は28.8%と見込まれています。

② 年齢3区分別人口構成

年少人口（0歳～14歳）は、推計期間を通し



(2) 財政計画

① 財政計画の考え方

昨今の経済情勢は、設備投資や個人消費が堅調に推移していることから、景気は踊り場を脱却したといわれていますが、税収など区の財政への影響は未だ不透明な状況が続いています。また、三位一体の改革^{*1}や税財政制度の見直しが進むなど、区を取り巻く状況は変化し続けています。

このような中、本計画の実現性を担保し、持続可能な行政運営を図っていくために、計画の策定に合わせて、5か年の財政推計を行いました。

財政推計の実施に当たっては、過去の区財政の推移を踏まえるとともに、平成17年度地方税法の改正および平成18年度に予定されている改正内容等に基づきました。

② 財政推計の方法

〈歳入〉

○特別区税

平成17年度までの地方税法の改正（個人住民税の定率減税の1/2引き下げ、年齢65歳以上の者の非課税措置の廃止等）および、平成18年度に予定されている改正内容（個人住民税の定率減税の廃止、個人住民税所得割の

10%比例税率化等）を加味したうえで、政府経済見通しや民間経済研究所の予測による実質経済成長率を参考に平成18年度以降を推計しました。

○特別区交付金

平成17年度見込額を基礎として、都市計画交付金等の変動要因を除き、過去の実績および経済成長率を参考に推計しました。主要5課題^{*2}については、現時点（平成17年12月）で動向が不明のため加味していません。

○国・都支出金

各年度の所要歳出見込額をもとに、三位一体の改革の動向を加味して歳入見込額を推計しました。

○特別区債

起債額は、各年度の事業費をもとに推計しました。

減税補てん債は、個人住民税の定率減税の廃止に伴い、平成19年度以降は見込んでいません。

○その他の歳入

過去の伸び率や経済成長率を参考に推計しました。また、所得譲与税・地方特例交付金については、三位一体の改革による税源移譲の実施により廃止等が予定されているため、平成19年度以降は見込んでいません。

用語解説

※1 三位一体の改革：国の構造改革の一つで、具体的には次のことをめざしています。

- ①国庫補助負担金を概ね4兆円を目途に廃止・縮小する。
- ②税源移譲を基本とした財源配分の見直しを行い、概ね3兆円を地方に税源移譲する。
- ③地方交付税改革により、財源保障機能の縮小と算定方法の見直しを行う。

※2 主要5課題：平成12年4月の都区制度改革の際、東京都と特別区の間で整理しきれなかった都区間の財源配分に関する下記の5つの大きな課題のことをいいます。平成17年度中に解決するため、東京都と特別区の間で協議を行っています（平成17年12月現在）。

- ①都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方
- ②財源配分に反映されなかった清掃事業に関する経費の取り扱い
- ③小中学校改築需要への対応
- ④実施状況に応じた都市計画交付金の配分
- ⑤平成17年度までの制度改正等に対応する財源配分割合の変更

〈歳 出〉

○人件費

本計画（平成18年度から22年度の5年間で500人の職員数を削減）に基づき推計しました。

○扶助費

過去の伸び率や対象者数の増を加味して推計しました。

○公債費

過去の起債発行額と長期計画事業を中心とした起債発行予定額をもとに推計しました。

○投資的経費

長期計画事業を中心に必要な経費を推計しました。

○その他の歳出

過去の伸び率や経済成長率を参考に推計しました。

【長期計画財政計画推計表】

(単位：百万円、%)

区 分	18～22年度	
	合 計	構成比
歳 入 総 額	1,002,180	100.0
一般財源	704,458	70.3
特別区税	309,891	30.9
特別区交付金	334,421	33.4
その他	60,146	6.0
特定財源	297,722	29.7
国・都支出金	190,878	19.0
繰入金	24,000	2.4
特別区債	23,672	2.4
その他	59,172	5.9
歳 出 総 額	1,002,180	100.0
義務的経費	559,274	55.8
人件費	246,744	24.6
扶助費	255,097	25.5
公債費	57,433	5.7
投資的経費	122,005	12.2
うち長期計画事業費	74,754	7.5
うち改修改築計画事業費	25,775	2.6
その他の経費	320,901	32.0
うち長期計画事業費	1,707	0.2

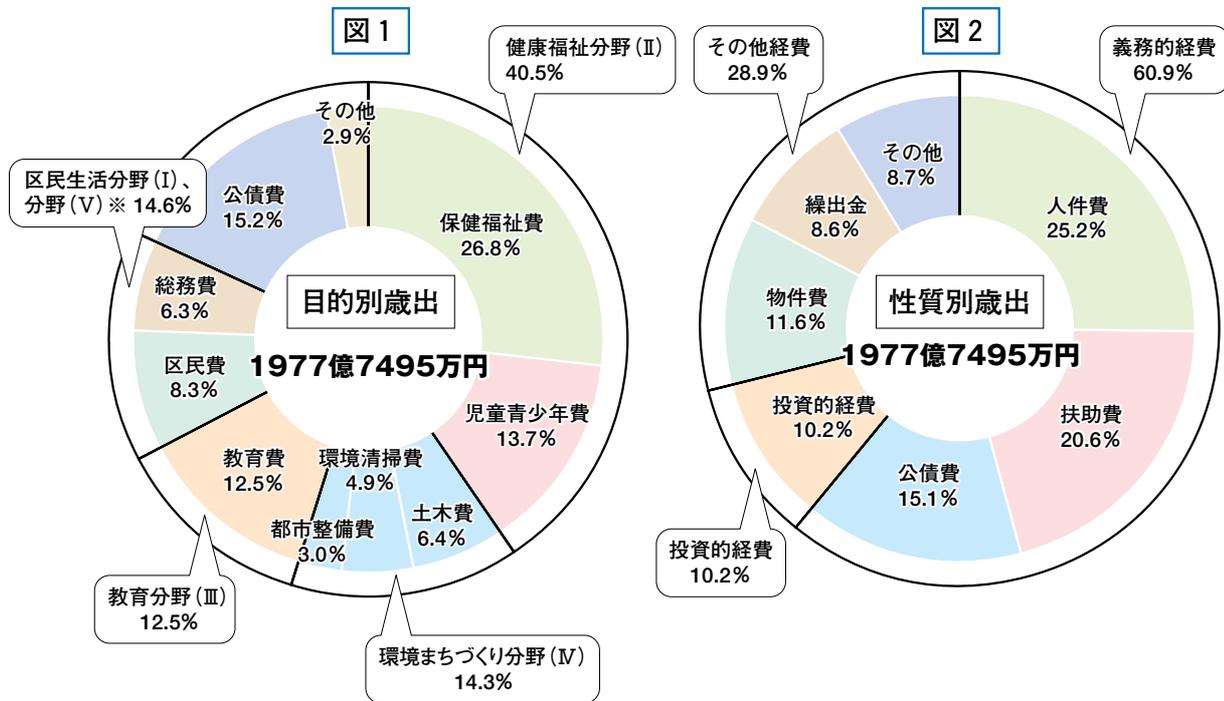
【分野別長期計画事業費総括表】

(単位：百万円、%)

分 野	18～22年度	
	合 計	構成比
I だれもが地域で生き生きと暮らすために ～区民生活分野～	858	1.1
長期計画事業数	9	
II だれもが健やかに暮らすために ～健康福祉分野～	3,573	4.7
長期計画事業数	16	
III だれもがいつまでも学ぶことができるために ～教育分野～	12,783	16.7
長期計画事業数	15	
IV だれもが快適に暮らすために ～環境まちづくり分野～	58,287	76.2
長期計画事業数	38	
V 確かなまちの未来を拓くために	960	1.3
長期計画事業数	2	
長期計画事業費合計	76,461	
長期計画事業数	80	

(参考) 長期計画事業費と区の一般会計歳出との関係

平成16年度 一般会計歳出決算



(図1 目的別歳出から見た関係)

目的別歳出とは、歳出を行政目的によって区分したものです。この区分を見ることで、区がどのような分野に毎年度経費を投入しているかを見ることができます。

例えば、平成16年度の一般会計歳出決算で見ると、「健康福祉分野(Ⅱ)」に該当する保健福祉費、児童青少年費の合計は、全体の約41%、802億円で、最も経費を投入している分野となっています。

一方で、長期計画事業費で見ると、この分野の構成比は全体の4.7%となります(前ページ「分野別長期計画事業費総括表」参照)。

一般会計の毎年度の歳出割合は計画期間中においても平成16年度決算の割合と大きく変動するものではないと見込まれることから、各分野ごとの長期計画事業費の割合と、区の一般会計歳出の各分野の割合とは必ずしも一致するものとはなっていません。

(図2 性質別歳出から見た関係)

性質別歳出とは、経費を経済的性質を基準として区分したものです。この区分を見ることで、区の財政運営の健全性や弾力性を分析することができます。

平成16年度決算で見ると、一般会計歳出のうち、「義務的経費」である人件費、扶助費、公債費が大きな割合を占めています。

長期計画事業として支出される経費は、「義務的経費」以外の、「投資的経費」の一定部分と「その他経費」の一部で構成されており、長期計画事業費の毎年度の割合は、区の一般会計歳出の1割程度となっています(前ページ「長期計画財政計画推計表」参照)。

※区民生活分野は、産業や行政サービスなど区民費にかかわるものと、安全安心や国際交流など総務費にかかわるものを含んだ分野です。そのため、Vの分野と経費を明確に区分することができないことから、2つの分野をまとめて整理しています。

6. 計画の推進に当たって = 区政運営の基本的方向 =

(1) 協働の推進

人々の価値観の変化にともない、多種多様化する区民ニーズに対応するには、従来の行政による公平で画一的なサービスの提供の仕方では、限界があります。

一方、社会参加意欲や、住民自治意識の高まりを背景として、地域の様々な課題の解決に向けて、自主的・主体的に取り組む区民や地域団体、NPO等の活動も活発になってきています。

こうした活動では、それぞれの意思に基づいて行動することができるため、幅広い分野で多様なサービスの提供が期待される一方、行政が公共サービスを提供してきた分野と重なる部分においても、行政と比べて臨機応変な対応や、行政が対応しにくいような新たな社会問題を先駆的に取り組むといったことが期待されます。区がこうした区民や地域団体、NPO等と互いの特性や持ち味を生かした役割分担の下で協力関係を築くことによって、区民にとっては、個々の多様なニーズに沿ったきめ細かで柔軟な公共サービスの提供を受けることが可能となり、ひいては、地域の活性化にもつながります。

そこで、各種施策の推進にあたっては、町会・自治会等これまでも区とつながりのある地域団体との協働を一層発展させるとともに、NPOなどの新たな活動の担い手との協働を作り上げていきます。

そのため、区は協働における区の役割を認識し、業務の見直しや協働に向けた体制作りを進めるとともに、職員の意識改革も進めます。

*協働：住民と行政の共通の領域において、共通の目的を達成するために、課題解決に向けて、主体性を持って自発的に、かつ互いに対等なものとして尊重しあいながら、協力し合う状態。

(2) 行政改革の推進

地方分権改革が進展し、地域のことは地域で責任をもって対処する時代の中にあって、区は住民に最も身近な「地域政府」として、協働の推進を図るとともに、区民本位の効率的で質の高い行政を行うため、以下の4つの視点を持って行政改革を進め、計画の実現を図ります。

区民本位の徹底

区政の使命である区民福祉の向上を図るため、区民の納得度と満足度を重視したサービスを効率的・効果的に提供します。

協働型公共経営の構築

行政サービスの民間開放を進め、区民の参加・参画を徹底するとともに、区民活動との協働により地域経営を推進します。また、区が担うべきところは責任を果たします。

戦略的な組織体制の構築と均衡財政の実現

新長期計画に定める目標の実現を目的とする組織体制を構築します。同時に、計画事業を着実にを行うため、健全な財政基盤を堅持し、均衡財政の実現を図ります。

職員の資質の向上

行政改革の成否の鍵は職員の意識改革にもあります。課題解決のための立案力や説明力、行動力を培うとともに、経営感覚などを涵養し職員の生産性の向上を図ります。

各論編

- 各論編では、政策ごとに各施策の内容を見開きで掲載しています。はじめに、その施策が「めざす状態」を示し、計画期間5か年で達成する施策の目標値やその達成状況を測る指標（モノサシ）、現状と課題、施策の主な展開内容、関連する補足データ、国や他自治体の動向などを掲載してあります。また、末尾には、その施策の主な担当組織（平成18年4月1日現在）を記載しました。
- 計画期間中に取り組む長期計画事業については、政策別にまとめ、各政策の最終ページに掲載しました。主な掲載項目は、計画期間内における事業量と事業費です。
- 長期計画事業の事業費については、初期経費（イニシャルコスト）を計上しています。施設の維持・管理費のような、経常的に必要となる経費（ランニングコスト）は含んでいません。
- 記載内容のデータは、平成17年12月末を基準としています。

I だれもが地域で生き生きと暮らすために ～ 区民生活分野 ～



I だれもが地域で生き生きと暮らすために

政策11 地域の活動が活発なまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

社会状況の変化や価値観の多様化、文化芸術に対する関心の高まりなどにより、自主的に活動をする区民が増えており、その活動を支える情報・機会・場の提供を増加させることが求められています。また、公共分野においては、行政が公共活動の全てを担うのではなく、区民と区が協働して行うことが求められています。



この政策では、区民が文化芸術活動や自主的な活動を行うとともに、区民と区の協働による公共活動を通して、生きがいを持って、生き生きと暮らすことができる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

11 地域の活動が活発なまちをつくる

111 地域活動を支援する

町会・自治会との協働の推進
NPO等との協働の推進

112 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

地区区民館の運営
地域集会所の整備と運営
区民館の運営
光が丘区民ホール・関区民ホールの運営
向山庭園の運営
区民保養施設に関する事業
葬儀に関する事業

113 区民の文化芸術活動を支援する

文化・芸術振興の推進
練馬文化センター・大泉学園ホールの運営

114 国際交流を進める

地域の国際交流の推進
海外都市との交流の推進

施策111

地域活動を支援する

この施策では…

区民の地域活動への参加が拡大している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
地域活動に参加している区民の割合	43.6%	45.0%	↑	区民の地域活動への参加状況を測定する。町会・自治会への加入世帯率減少の中で、上昇をめざす。
NPOと行政との協働事業数	—	30件	↑	平成18年度に設立予定の「練馬区NPO活動支援センター」が関与して実施する年間協働事業数。

現 状

人々の関心が、経済的充足から生活の真の豊かさの達成に移ってきている今日、価値観が多種多様化するとともに、区民の行政に対するニーズも多岐にわたっています。

その中、地縁の団体である町会・自治会^{*1}の活動への期待は、従来にも増して高まっています。また、区民の主体的活動であるNPO^{*2}が提供する公共サービスは、行政では手が届きにくい区民ニーズや、見過ごしがちな区民ニーズに応え始めています。

区は引き続き、地域活動や区民の自主的な活動を支援し、協働することにより、地域の課題に取り組んでいくことが求められています。

課 題

- ①町会・自治会は地域最大の住民組織であり、行政のパートナーとして、地域の課題の解決にあたり中心的な役割を担っています。しかし、年々加入率が低下しており、このことは、地域力の低下に直結するものとして懸念されます。また、地域活動を行うNPOとの協働は、きめ細かく、活力ある区政運営を推進して行くための重要な課題です。
- ②そこで、今後は町会・自治会への加入率の向上および区民の地域活動への参加を拡大するため、支援の充実を図る必要があります。また、NPOの活動支援を行うセンターを設置することが求められています。

用語解説

※1 町会・自治会：地域住民により自主的に組織された地縁に基づく団体のこと。

※2 NPO：Non-Profit Organizationの略称で、「非営利組織」、「非営利団体」などと訳される。福祉やまちづくり、環境保全など社会のさまざまな課題に主体的に取り組んでいる民間の組織や団体のこと（「練馬区NPOとの協働指針」より）。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **町会・自治会との協働の推進**：区は地域活動に参加している区民の割合を増すために、町会・自治会に対して、加入促進のパンフレットの作成など様々な支援策を実施していきます。また、町会・自治会と区の協働の関係を、より充実していくため、町会・自治会の関係者と区の職員で構成する協働促進のための協議会を設置し、現在の協働事業の課題と今後の方向性や、町会・自治会への支援策などについて、協議を進めています。
- **区内のNPO・ボランティア団体等との協働**：平成17年3月に策定した「練馬区NPOとの協働指針」に沿った事業の展開を進めていくとともに、この指針で示された練馬区NPO活動支援センターを設置します。この支援センターでは、NPOなどに関する相談事業、協働に関するコーディネートなどの機能を担っていきます。NPOと行政とが相互の持ち味や特性を活かし、それぞれの役割分担のもとに公共サービスを担う仕組みを創ります。

表1 区内NPO法人数の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
東京都知事認証	87	113	140
内閣総理大臣認証	15	17	17



表2 他区支援センターの状況

区	施設名	施設形態	設置・運営形態	職員体制	機能
板橋区	いたばしボランティア・NPOホール	廃校を使用	公設・公営	・NPO区職員3名 ・NPO2名	相談窓口、人材育成 情報提供、会議室・機材等の提供、ボランティア等人材紹介
杉並区	杉並NPO・ボランティア活動推進センター	区施設を利用	公設・公営	・社協10名	同 上
北区	NPOボランティアふらざ	区施設を使用	区・社協共同設置 区・社協・区民の協働運営	・区職員2名 ・社協1名 ・NPO4名(常勤3、非常勤1)	同 上
大田区	協働支援施設	廃校を使用(併設施設)	公設・公営	・NPO2名(2人常駐)	相談窓口、情報提供、 会議室・機材等の提供

(図1、表1,2出典:区地域振興課)

国・都・他自治体の動向

他区においては、町会・自治会活動を地域住民に周知するためのPR誌の発行や町会・自治会への加入を促進するためのパンフレットの作成・配布など、さまざまな支援策を実施しています。

NPO・ボランティア団体等の活動に対しては、活動支援のためのセンターを設置し、相談事業、活動場所の提供、団体間のネットワークの構築、人材の確保・育成、機材の提供、講座・イベントなどの開催によるNPO活動への啓発などの支援を行っています。また、NPO・ボランティア団体等の活動への支援として、基金の創設による助成金の交付制度など、継続的な財政支援の仕組みづくりを試みている区もあります。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 産業地域振興部地域振興課】

施策112

地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

この施策では…

地域活動が活発に行われ、活動場所が確保されている状態と、地域施設が十分に利用されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
地域施設利用者満足度	—	70.0%	↑	地域施設の利用者アンケートによる利用満足を選択した人の割合
地域集会所の稼働率	42.0%	45.0%	↑	施設が活発に利用されているか、また、有効に活用されているかを把握し、利用の少ない時間帯を中心に稼働率の向上をめざす。

現 状

住民の自主的な活動は活発になっており、地域活動やボランティア活動、NPO活動など多種多様な分野において活動が行われています。また、区民やボランティア団体、NPO団体の行政事業への関心や要望も高まっており、区では、こうした状況から地域住民やNPO、ボランティア、民間と行政が公共サービスをそれぞれが担う協働社会をめざしています。

このような中で、地域施設*は、地域団体の活動の場として、また、地域住民の相互交流の場として重要な役割を果たしており、区民の身近な地域活動の場として、より使いやすい施設運営が求められています。

課 題

- ①地区区民館については、今後、地域住民との協働を拡大し地域住民を中心に運営していきませんが、地域や各地域団体、施設の特性などを生かし、将来にわたり安定した運営ができるよう十分な協議を行う必要があります。
- ②地域集会所については、利用対象者の拡大や集会機能の空白地域の解消などを考慮して整備を行う必要があります。
- ③区民館については、出張所の見直しに伴い、地域集会所と統一を図り、より使いやすい施設にしていくための検討を行う必要があります。
- ④地区区民館・地域集会所・区民館は、地域活動の場として、より使いやすい施設としていくことを検討する必要があります。

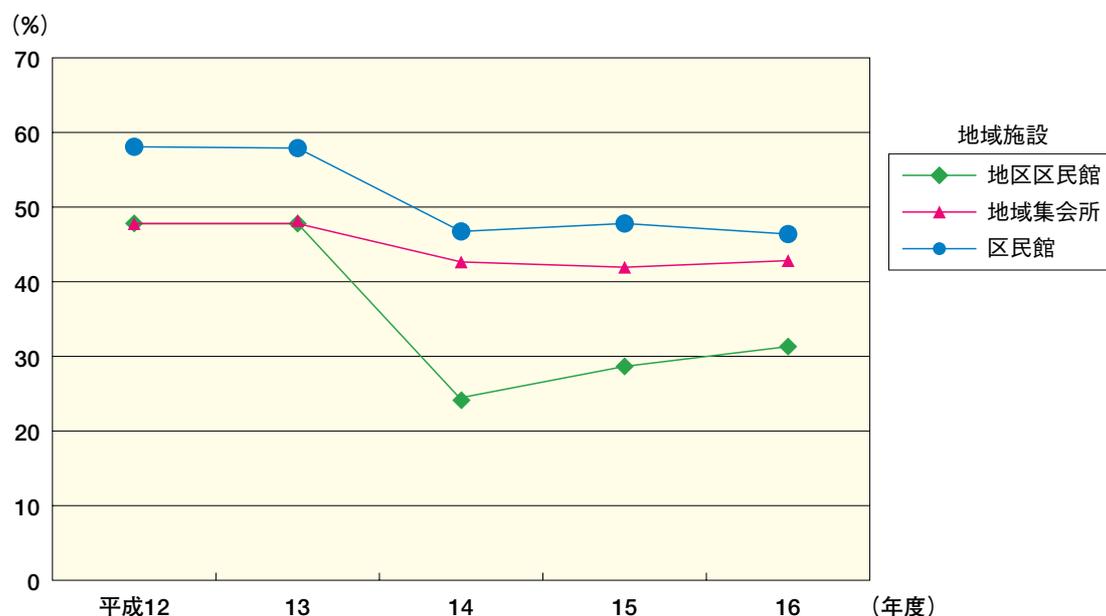
用語解説

※ 地域施設：住民が、日常生活において集会の場として活用し、また、その施設運営を通して一定の地域社会を築いていくために設けられた施設のこと。練馬区では、地区区民館・地域集会所・区民館が該当します。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **地域施設の運営**：住民自治を進める観点から地域施設の運営については、区は管理運営の側面支援を担い、管理運営は地域住民からなる団体に施設運営を委ねて、地域との協働を推進していきます。
 その際、地域の特性を生かしながら、①地域と行政の十分な協議の上で行われていること、②住民が施設運営に関与（就業）していること、③地域と行政が役割分担を明確にしていること等を基本にし、施設運営の活性化を図っていきます。
- **地区区民館の運営**：平成18年4月から地域住民との協働を更に推進するため、地域住民が実施可能な事業については、地域住民自らが行うことを一部の館で実施します。将来的には、全ての館で地域住民が主体となって運営できるよう、協議を行いながら進めていきます。
- **地域集会所および区民館の運営**：地域集会所は、集会機能の空白地域を考慮し整備します。区民館は地域集会所として位置づけることも含め、地域住民のより身近な施設となるよう地域住民による運営を進めていきます。

図1 地域施設の稼働率の推移



※地区区民館は、平成14年度から貸し出し区分を「午前・午後・夜間」の3区分から「1時間単位」に変更した。
 (図1出典：区地域振興課)

国・都・他自治体の動向

コミュニティ施設は、多くの自治体で、地域住民と協働で運営されています。平成16年の日本経済新聞社の調査（「全国優良都市ランキング」）では、コミュニティ施設を何らかの形で住民組織に委託を行っている自治体が61.2%に上っています。コミュニティ施設の住民組織への委託を検討中の自治体も5.1%あります。

また、足立区では、練馬区の地区区民館に類似した施設である住区センターを地元住民からなる運営委員会へ事業を全面委託しています。行政は、各種事業へのフォローのみを行い、運営委員会の自主性を重視した運営体制を図っています。現行体制を確立するために十数年を要しており、足立区の例は、今後の練馬区の協働推進のあり方の参考になると考えられます。同様の協働事例は、目黒区や練馬区に隣接する武蔵野市などの自治体でも見られます。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 産業地域振興部地域振興課】

施策113

区民の文化芸術活動を支援する

この施策では…

区民が自主的・主体的に文化活動に参加し、また享受できる環境が整い、文化芸術を通して地域活動が活発なまちになっている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区民が自主的・主体的に関わる事業数	—	4事業	↑	「練馬区文化芸術振興条例」および「練馬区文化芸術の振興に関する基本方針」に基づく事業で、区民が自主的・主体的に文化芸術活動に関わる環境づくりの推進を測定する。
区内の大学などと区の協働事業数	—	4事業	↑	「練馬区文化芸術振興条例」および「練馬区文化芸術の振興に関する基本方針」に基づく事業で、区との連携による文化芸術振興の推進を測定する。

現 状

余暇時間の増大、生活意識や価値観の多様化などにより、人々の文化芸術に対する関心や期待が高まっています。

このような状況を背景に、平成17年3月、文化芸術の振興に関する基本的な方向性を定める「練馬区文化芸術の振興に関する基本方針」を策定しました。さらに、区民、文化団体などと協働して練馬区の文化芸術の振興を推進するため、「練馬区文化芸術振興条例」を制定しました。区ではこれらの基本方針等に基づき、従来の文化芸術の鑑賞を中心とした事業から、区民や文化団体等が自ら参加できる事業への転換を検討・実施しています。

課 題

- ①区民が求める文化芸術は多様化してきており、区民参加型事業など新しい視点に立った事業展開が求められています。区と（財）練馬区文化振興協会^{*}はそれぞれの役割を明確にし、これまで以上に連携を強化して、新たな視点に立った文化振興事業を展開していく必要があります。
- ②江古田駅周辺には日本でも有数な芸術系の大学があり、豊富な人材とともに資料・施設設備など文化芸術振興を進めていくうえで貴重な財産です。今後、これらの大学や区内の高校などとの連携を深め、文化芸術の振興を推進する必要があります。
- ③文化芸術に関する施策の成果は、数値の大小ではその満足度等を測ることが難しい面があります。今後、区の施策の成果について客観的に測定するモノサシを設定することが、文化芸術施策全体の課題となります。

用語解説

※（財）練馬区文化振興協会：練馬区が設立した公益法人。区民文化の向上および振興のための事業を行うとともに、区民の自主的な文化活動の促進を図ることにより、豊かな区民文化の創造に寄与することを目的としています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **文化芸術振興の推進**：区民が自主的・主体的に関わる事業を実施・拡大するために、(財)練馬区文化振興協会との連携を強化し、文化芸術振興事業の再編成を行い、区の文化芸術振興施策の明確化を図ります。具体的には、区民参加型事業など新たな事業に対する支援や区民、文化団体等との協働事業などを実施します。また、生涯学習の分野との連携や、区内の大学などとの連絡会を設置するなど、各分野での連携を深め文化芸術の振興を推進します。
- **練馬文化センター・大泉学園ホールの運営**：両施設とも規模・設備など区内最大の文化施設であり、単なる貸し館施設としてだけでなく、区民に良質の文化を発信する中心施設です。また、「練馬区文化芸術振興条例」および「練馬区文化芸術の振興に関する基本方針」に沿った文化芸術振興事業を展開していくうえでも、重要な拠点となる施設です。区は、新しい視点に立って、練馬文化センターおよび大泉学園ホールを区民文化の活動・発表の場、発信拠点として活用していきます。

表1 アカペラコンテスト実施状況(平成16年度)

応募数	出場数
34組	14組

表2 (財)練馬区文化振興協会事業実施状況(平成16年度)

主催事業	育成事業	共催事業
23事業	5事業	9事業

図1 アトリウムミニコンサート観客数の推移

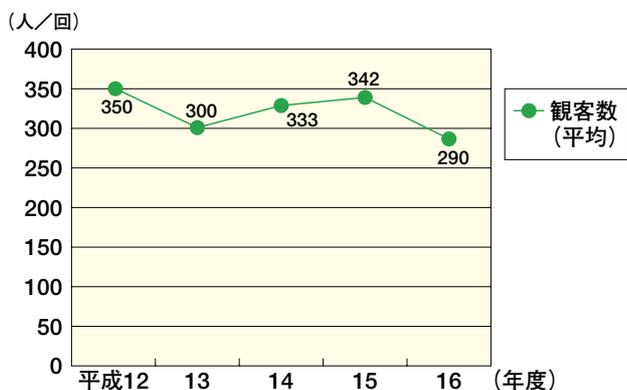
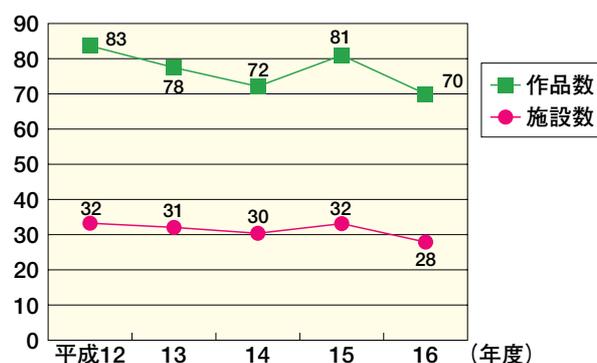


図2 絵画展示作品数および展示施設数の推移



(表1,2、図1,2出典：区地域振興課)

国・都・他自治体の動向

国は、国民の文化芸術に対する関心の高まりを受けて、平成13年12月「文化芸術振興基本法」を制定し、翌14年12月には、「文化芸術に関する基本的な方針について」を策定しました。国は、この方針で、文化芸術は国民全体の社会的財産であるとの観点から、個人や民間企業・団体、地方公共団体、国などが、それぞれ自らが文化芸術の担い手であることを認識し、相互が連携協力して、社会全体でその振興を図っていく必要があるとしています。

【この施策の主な担当組織：総務部文化国際課】

施策114

国際交流を進める

この施策では…

地域においてさまざまな社会的・文化的な背景を持つ人々の間で、互いの違いを超えた共生^{*1}が進むとともに、海外都市との交流を通じて相互理解が図られている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
交流会等参加者数	722人	750人	↑	参加者数で相互理解の深まりを測定する。対象事業は、国際交流のつどい・国際交流サロン・各種講座。総人口の伸びに応じた参加者数を設定する。平成13年度の6%増をめざす。
訪問団派遣人数と受入れ人数	126人	140人	↑	平成16年にイプスウィッチ市との交流が10年を経過し、平成14年に10周年を迎えた海淀区とともに相互交流が充実。友好都市等への訪問団派遣人数と友好都市等からの訪問団の受入れ人数について平成16年度の水準の維持をめざす。

現 状

平成元年では、区の外国人登録者数は約6,800人で、練馬区の総人口に占める割合は1.1%程度でした。現在では約12,000人で区の総人口に占める割合は1.8%に増加しています。また、外国人登録者のうち一般永住者や配偶者が日本人である方などの定住性の高い外国人の増加に伴い、日本と外国の両方の社会的・文化的な背景を持った区民も増えてきています。さらに練馬区には100か国以上からの出身者が居住しており、地域における国際化の状況が大きく変化してきました。

また、友好都市提携をしている海外都市は、中国の北京市海淀区（平成4年「友好・協力交流に関する合意書」調印）、オーストラリアのクイーンズランド州イプスウィッチ市（平成6年「友好都市提携に関する合意書」調印）です。その後、両区市とは、文化、スポーツ、教育、行政などの分野を中心とした交流を進展させてきました。

課 題

- ①国際化が進展し、さまざまな社会的・文化的な背景を持った人々が区民として地域で生活する現状から、そうした人々の考え方を地域の発展に生かしていく必要があります。そのためには、日本人が外国人を地域の仲間として認識し、外国人自身が地域社会の構成員としての自覚を持つことが必要です。
- ②グローバル化^{*2}の進展により、諸外国人の人々がますます身近な存在となっており、国際理解を進めるために、海外都市との交流事業の必要性が高まっています。

用語解説

※1 共生：人種・国籍・宗教・文化・習慣などの違いを認め合い、お互いに尊重し合うこと。

※2 グローバル化：物事の規模が国家の枠組みを超えて地球全体に拡大すること。

※3 特別永住者：第二次世界大戦終了前から、引き続き日本に居住している朝鮮半島・台湾出身者およびその子孫のこと。「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められました。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **地域の国際交流の推進**：交流会や各種講座を積極的に開催し、区民の国際理解を深めます。また、外国籍住民等への支援を充実させるなどして、外国籍住民が地域において快適に生活し、他の区民と交流できるための整備に努めます。
- **海外都市との交流の推進**：北京市海淀区、イプスウィッチ市とは幅広い分野にわたる交流事業を継続的に推進します。また、海外都市との多面的な交流を図り、新たな友好都市提携に向けた調査・検討を行います。

図1 交流会等参加者数の推移

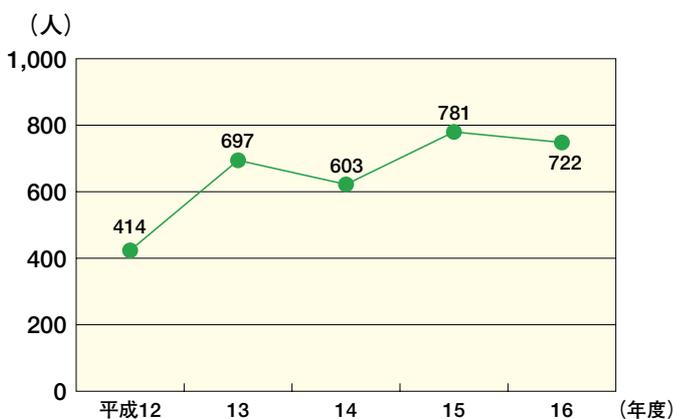


写真1 国際交流のつどい



(図1、写真1出典：区国際交流担当課)

国・都・他自治体の動向

平成15年末現在、わが国の外国人登録者数は約190万人で、総人口の1.5%です。外国人登録者数の割合や出身国別の割合は、地域的に異なっています。

南米日系人を中心とする外国籍住民が多い浜松市など15都市は「外国人集住都市会議」を設立し、共通の課題解決に取り組む一方、必要に応じて国や県への提言を行っています。

全国で最も外国籍住民の多い東京都においても、総人口に占める外国人登録者数の割合は各市区町村において大きく異なっています。特別区では、港区（9.6%）、新宿区（9.4%）が多く、少ない方では世田谷区、練馬区が1.8%です。出身国については、中国が一番多く、韓国・朝鮮の特別永住者^{**}が多い区や欧米の出身者が比較的多い区があり、各地域の特性に応じた外国籍住民への支援や国際理解の推進事業を展開しています。

【この施策の主な担当組織：総務部文化国際課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
111	練馬区NPO活動支援センターの設置	設置	検討	設置	NPOと区との協働を推進するために必要な支援やコーディネートを行う、練馬区NPO活動支援センターを設置・運営します。
	事業費（百万円）			1	
112	地域集会所の整備	18館	17館	1館	地域集会所20館整備計画のうち、計画期間に1館を整備します。
	事業費（百万円）			152	

I だれもが地域で生き生きと暮らすために

政策12 経済活動が活発なまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

地域の経済活動は、区民の生活を支えるとともに、地域コミュニティの活性化に大きな役割を担っています。

豊かな区民生活を実現するために、区民、事業者、区が一体となって、地域経済を育むことが求められています。



そこで、この政策では、商業や工業や農業を振興し、さらに観光を通して人々を迎え入れ、にぎわいの創出や区内消費の喚起などにより地域経済の活性化が図られている状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

12 経済活動が活発なまちをつくる	産業振興の拠点の整備 産業情報の収集および提供 産業融資の実施
121 中小企業の経営を支援する	商工業団体との連携強化、各種団体への支援 経営改善への支援 地場産業への支援 起業・創業と後継者育成への支援 経営活動への支援
122 中小企業の勤労者と就労を支援する	勤労者への支援 勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営支援
123 消費者の自立を支援する	石神井公園区民交流センターの運営支援 消費者意識の啓発 消費者の安全の確保
124 都市農業を支援する	農地利用の調整と適正な管理の推進 農業経営の安定化 農とのふれあいの推進
125 快適な買い物環境を整備する	商店街環境の整備 商店街組織の強化 商店街活性化への支援
126 まち歩き観光を推進する	観光事業の推進 ふるさと練馬まつり・地区祭の充実

施策121

中小企業の経営を支援する

この施策では…

従来からの産業が安定し、成長を続けるとともに、新たな産業が生まれ、各企業の収益が増加し、練馬区の活力を生み出す原動力となっている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
卸売・小売・工業の年間販売額、出荷額	11,620億円	12,933億円	↑	区内産業の活力を測定する。平成14～16年度の都内経済成長率の平均値を基準に、1.8%増をめざす。
区内の事業税額	7,226百万円	7,275百万円	↑	区内事業者の収益を測定する。都税収入見込額を基準に、0.1%増をめざす。練馬都税事務所管内の個人および法人事業税調定額。

現 状

区の産業構成は、卸売・小売・サービス・飲食業をあわせると54.7%となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が過半数を超えています。また、事業規模では、従業者数10人未満の事業所が83.4%を占め、経営規模の小さい事業所が区内産業活動の中心となっています（平成13年度事業所・企業統計調査）。事業所数、売上高などは減少を続けており、区内産業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷、生活様式の変化、価格競争の激化などにより依然厳しい状況にあります。

課 題

- ①商業については、これまでも地域社会の基盤としての商店街に着目し、振興を図ってきましたが、これからは消費者ニーズに対応し顧客を引き付ける魅力を持つ個店を増やす必要があります。
- ②工業については、情報技術の進展、環境問題への取り組みといった経営環境に対応する必要があります。
- ③高度情報化や少子高齢化、環境への配慮など、産業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる企業の育成が求められており、住宅都市である区の立地環境に適合した情報関連産業や生活支援型産業*の振興、また漬物産業、伝統工芸やアニメ産業など練馬区を特徴づける産業の育成を積極的に行い、広く認識されるためのPRを行う必要があります。

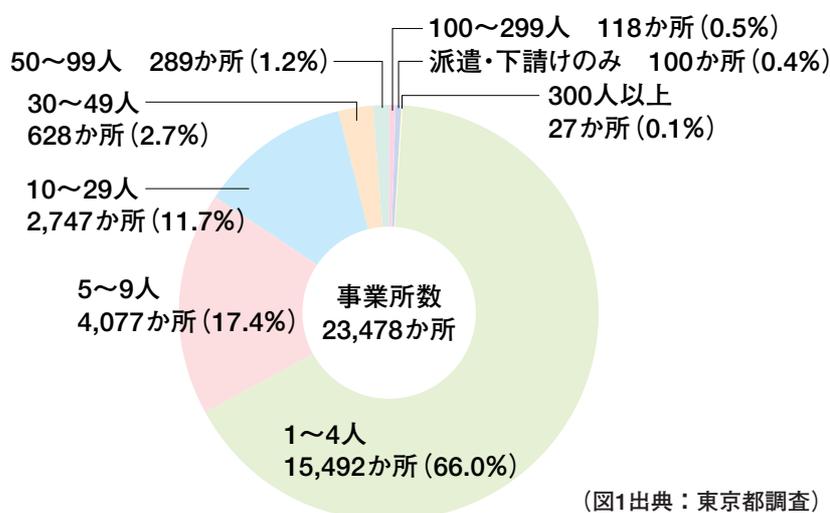
用語解説

※ 生活支援型産業：生活に身近な分野における産業のこと。事業分野としては、福祉、子育て支援、安全・安心、環境・リサイクル、文化・スポーツ支援、地域物産の加工・販売など住民のニーズに応じて多岐にわたっています。具体例としては、少子高齢化の進行や女性の社会進出により社会生活上必要となる介護関連サービス、家事代行サービス、一時預かり保育サービスなどがあります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **経営改善への支援**：卸売・小売・工業の年間販売額、出荷額を高めるため、個店経営に努力する経営者に対する支援として、各種相談やアドバイザーの派遣等を引き続き行います。また、産業融資については、社会情勢の変化に即応した見直しを常に行っていきます。
- **起業・創業と後継者育成への支援**：区の特性を活かした新しい産業の育成のため、コミュニティビジネスを支援します。また、創業者へは、事業計画作成の段階から中小企業診断士の派遣による支援策の周知を行います。さらに、後継者などの人材の育成支援が重要な課題となっているため、ねりま経営カレッジ等各種講座を実施します。
- **産業振興のための拠点整備**：産業振興の中核的な拠点として、産業経済活動の活性化に寄与し、区内の事業者や産業経済団体を総合的に支援する（仮称）産業振興会館を整備します。
- **練馬区を特徴づける産業への支援**：区に集積している産業を支援するため、漬物産業、伝統工芸やアニメ産業を引き続きPRし、消費の拡大や優れた技術・作品の紹介を行います。

図1 従業員規模別事業所数（平成13年度）



トピック

アニメとマンガの活用

練馬区には、日本初のカラー長編アニメ「白蛇伝」を製作した東映アニメーションをはじめ、80社に及ぶアニメ関連企業が集積しています。

こうした歴史的、地域的な背景を踏まえ、区では、13年度から毎年アニメフェスティバルを開催するなど、まちの新たな魅力の発信と特色ある産業の振興に取り組んできました。

また、アニメの原作ともなるマンガについては、日本の文化として世界から注目され、区内には多くの漫画家が在住しています。

そこで、この計画期間中に、アニメとマンガを活用した特色ある「まちづくり」と、産業の振興策等を検討していきます。



国・都・他自治体の動向

国は、国および地方の中小企業支援策について、国と地方がそれぞれの役割分担を明確化し、効率的・効果的に中小企業支援を実施するために、「平成17年度中小企業支援計画」において抜本的な見直しを行いました。そこで、「市場に挑戦する中小企業の支援」を通じた経済活性化・地域再生、中小企業の人材育成・活用支援、中小企業の再生支援と中小企業金融の多様化・円滑化、商店街・中心市街地活性化対策の4つの柱を中心に総合的支援を実施しています。

都は、自ら出資して中小企業向け金融機関として「新銀行東京」を設立しました。民間金融機関においても創業者を対象とした独自金融商品を提供し始めています。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 産業地域振興部経済課】

施策122

中小企業の勤労者と就労を支援する

この施策では…

中小企業の勤労者がより良い環境のもとで就労できる職場が確保され、勤労者の生産性が向上することで、区内産業の発展の原動力となっている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区内中小事業所の従業員数	181,514人	209,384人	↑	区内企業の活性化を測定する。平成3年度から平成13年度の調査での平均値を基準に1.6%増をめざす。
ねりまファミリーパック*事業者会員の福利厚生事業の延利用者数	34,224人	40,862人	↑	勤労意欲・日常生活の充実を測定する。18年度末までに事業所会員数を20%増員する計画から、平均値3%増をめざす

現 状

わが国の失業率は、若干改善が見られるものの先行きの不透明感は未だ払拭されない状態にあり、とりわけ若年層の失業率は高くなっています。平成13年度事業所・企業統計調査によると、区内の事業所数は23,478か所、従業員数は181,514人となっており、平成8年と比較すると事業所数で7.8%、従業員数で3.9%の減少となっています。

また、区内事業所の83.4%が従業者10人未満であり、区内産業活動の中心は、経営規模の小さな事業所によって担われています。

また平成12年度国勢調査による昼間人口は77.5（夜間人口=100）で、23区では最も低い状況です。

課 題

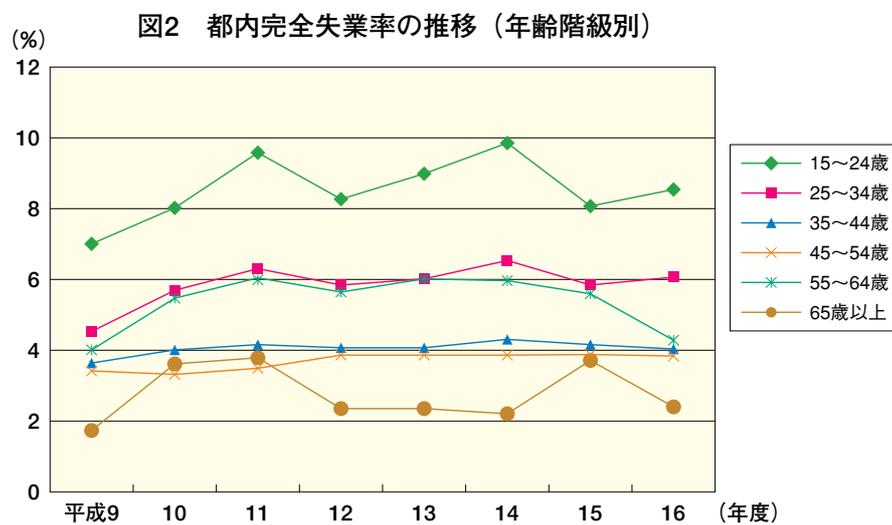
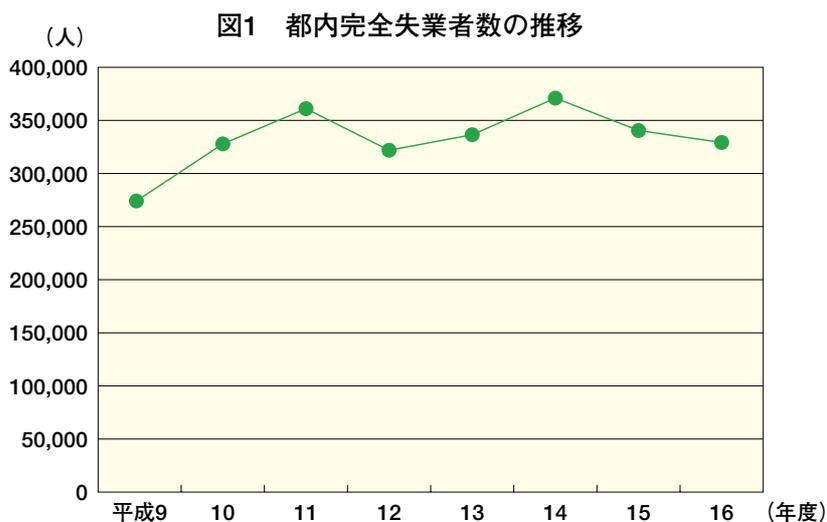
- ①失業や不安定な雇用に対処する必要があります。
- ②若年層への相談、カウンセリング、セミナー、能力開発、情報提供などの支援を行う必要があります。
- ③区内事業所へ次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定するよう働きかけるなど、子育てと仕事の両立を支援するための環境づくりを行う必要があります。

用語解説

※ ねりまファミリーパック：区内の中小企業に勤めている方および区民のために福利厚生事業を行う団体です。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **勤労者への支援**：区内中小事業所への就労を支援するために、子育てで離職した後の再就職や起業などを含めた就労・労働相談事業を東京労働局とともに実施します。また、若年層の就労を支援するためキャリアアップに係る情報提供や相談事業を行います。
- **福利厚生事業の充実**：福利厚生事業を充実させるために、広報等によるPR等によりねりまファミリーパークの勤労者会員数を増加させ、そのレクリエーション・サービス等が充実されるように支援します。
- **次世代育成支援**：中小企業の勤労者が子育てと仕事の両立を図るため、事業者等に対し意識改革を推進する広報・啓発事業を進めます。



(図1,2出典：東京都調査)

国・都・他自治体の動向

国は、都道府県が若年者ワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）を整備する際に、関係省庁と連携して支援を行っています。

都は、東京しごとセンターを設置し、「しごとに関するワンストップサービス」を実施しています。

平成15年6月職業安定法の改正により、自治体も無料職業紹介が出来るようになりました。民間職業紹介事業者などとともに就労対策に取り組む自治体が現れています。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 産業地域振興部経済課】

施策123

消費者の自立を支援する

この施策では…

消費者が適切な情報を得て、消費者被害を未然に防ぐなど、多様な消費活動を地域社会で安心してできている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
消費者講座の募集定員に占める参加者数の割合	78.0%	90.0%	↑	消費者の情報収集に対する自主性と消費生活への関心度の高さを測定する。企画内容やPR方法の改善によって見込むことができる参加率を設定した。
消費生活相談で受け付けた相談のうち、クーリング・オフによって解決した件数	328件	295件	↓	消費者がトラブルを自ら解決するための知識を得ているかを測定する。消費者がクーリング・オフの方法等の知識を持っていれば自ら活用することができるため、消費生活相談で受け付ける件数は減少する。13年度から16年度まで-5%を基準に、22年度までで-10%をめざす。
出張講座の回数	—	12回	↑	消費者の情報収集に対する自主性および消費生活への関心度の高さを測定する。消費生活相談業務との兼ね合いを考え、月1回の頻度で目標を設定した。

現 状

消費者の安全で安心な生活は、法の網の目をかいくぐった悪質商法や、悪質事業者の不正行為、架空請求、個人情報流出などにより、大きく揺らがされています。

また、コンビニエンス・ストアやファストフード店の利用頻度の高さに代表されるように消費活動の画一化が進み、消費者の知識や経験は限られたものとなっています。一方で、商品や販売形態の多様化が進み、消費者は、限られた知識や経験に頼るのみでは、商品やサービスなどの合理的な選択が困難になっています。

課 題

- ①消費者が安全で安心な生活を送るために、消費者へのより充実した啓発と、消費者が積極的に消費生活に係る知識や情報を取得する機会を提供する必要があります。
- ②消費生活相談件数の増加に見られるように、消費者トラブルが年々増加し、その内容も複雑化しています。特に若年層および高齢者が被害に遭うケースが多く、消費者啓発事業の充実を図る必要があります。

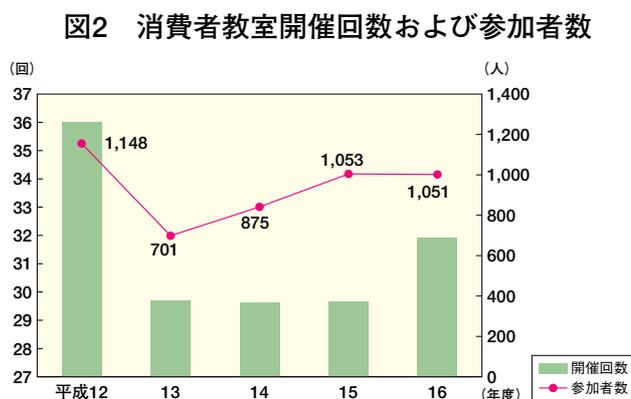
用語解説

※1 メールマガジン：電子メールを利用して企業等が情報を配信すること。

※2 消費者基本法：消費者を「保護」の対象とし、事業者への規制が中心であった消費者保護基本法が改正されたもの。改正法では、消費者は「自立を支援する」対象とされ、これを実現することが国・地方公共団体および事業者の責務として明記されました。また、消費者の権利が明確化され、消費者は、権利実現のため、進んで消費生活に関する情報を収集するなど、自主的かつ合理的に行動するよう努めることが規定されています。平成16年6月12日に公布・施行。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **消費者意識の啓発**：消費者講座の募集定員に占める参加者数の割合を高めるために、消費生活センターに寄せられた相談内容をもとに、区民のニーズに即した講座を企画します。企画に当たっては募集時期や開催時間などについて、偏ることのないよう見直しを図るとともに、ホームページ等を活用し、広くPRを行います。
- **消費者の安全の確保**：クーリング・オフの方法など、消費者が自らトラブルを解決するために必要な知識の提供を行い、消費者の自立を支援します。一方でトラブルの内容が高度・専門化し、消費者自ら解決が困難な案件も多くあり、そのような相談への対応策として、特に消費者問題に精通した弁護士との連携を図るため、東京第二弁護士会との関係を強化します。



(図1,2出典：区経済課)

国・都・他自治体の動向

国は、情報誌やメールマガジン^{*1}の発行のほか、メディアを通し、商品テスト情報や悪質商法に関する注意情報の提供も行っています。また、旧消費者保護基本法（現在は消費者基本法^{*2}）を改正し、法整備を進めています。加えて、平成12年3月に食生活指針^{*3}を定め、取り組みを進めています。

都は毎年10月を東京都消費者月間として、消費者団体と協働して、シンポジウムや講演会などの各種事業を実施しています。また、急増する架空請求^{*4}の相談に対して、架空請求専用相談電話を設置するなど、相談内容に応じた対策をとっています。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 産業地域振興部経済課】

※3 食生活指針：生活習慣病等、食生活に関する問題を改善するため、平成12年3月に文部省、厚生省、農林水産省の3省合同で策定された指針のこと。

※4 架空請求：利用した覚えのない有料サイト等の利用料などを、悪質業者が一方的に消費者に請求すること。

施策124

都市農業を支援する

この施策では…

農家が耕作面積や地域性に応じて消費者の需要にあった安全・安心な農産物を生産し、収益性の高い農業が行われることで農家の経営が安定している状態と、区民が地域で農業に親しみ、土にふれることや収穫の喜びを体験することによって農業への理解と関心が深まっている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
農地面積における施設（温室・パイプハウス等）栽培面積の割合	2.8%	3.8%	↑	収益性の高い農業を測定する。農地の施設栽培面積の割合について、6年後に1.0%の増加をめざす。
農薬・化学肥料の使用を抑制した農業を行う東京都特別栽培農産物認証制度認証農家および東京都エコファーマー認定農家の戸数（累計）	20戸	50戸	↑	農薬・化学肥料の使用を抑制して安全・安心な農産物を生産する農家を測定する。都の「地域戦略」では西部7区のエコファーマーについて21年度までの5年間で年平均2.8戸の増加を計画している。特別栽培農産物認証制度認証農家の増加も考慮し、年平均5戸の増加をめざす。

現 状

わが国の農業を取り巻く環境は、安い外国産の農産物が市場に大量に出回るようになり、国産野菜の市場価格の低下、出荷量の減少の傾向が進んでいます。また、BSE^{*1}（牛海綿状脳症）や違法農薬、食品不正表示などの事件を契機に、食の安全・安心が大きく揺らぎ、消費者に顔の見える農業の重要性が高まっています。

区の農業はキャベツの市場出荷を中心として行われてきましたが、近年では農産物の市場価格の低下や出荷量の減少が農家の農業経営に影響を与えています。また、相続時の高額な税負担などにより、農地面積が減少する中で農家の耕作面積の小規模化が進み、農家の戸数も減少しています。

課 題

- ①市場出荷型の農業経営から農家の直売所や、東京あおば農業協同組合の共同直売所での販売へ販売形態を転換することで、地域で採れた農産物を地域で消費する「地産地消^{*2}」を推進する必要があります。
- ②農地を有効に活用できる施設化を行うことにより、農業経営を安定させる必要があります。
- ③区内外の消費者に農業の魅力伝えるため、観光農園や農業を体験したい都市住民と農家を結びつける体験型農業の拡充により、観光交流型農業の発展を図る必要があります。
- ④都市で農業を営むには、環境への負荷を軽減した減農薬・減化学肥料農業^{*3}の推進が必要であり、近隣住環境と農地との調和を図る必要があります。

用語解説

※1 BSE：Bovine Spongiform Encephalopathyの略。牛海綿状脳症。昭和61年に英国で発見され、牛の脳の組織がスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病のこと。

※2 地産地消：地域生産地域消費の略語。農家にとっては食べる人の近くで作る、消費者にとっては近くで作られているものを消費すること。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **農業経営の安定化**：収益性が高く消費者に身近な農業経営を実現するため、東京あおば農業協同組合と区の連携により施設栽培の推進を行い、直売所での販売による地産地消を進めます。また、東京都特別栽培農産物認証制度認証農家および東京都エコファーマー認定農家の戸数を増やし、販路を確保するため、東京あおば農業協同組合によるマーケティング、東京都中央農業改良普及センターによる農家への普及啓発活動、区による必要資材の購入補助を行います。
- **農とのふれあいの推進**：一定期間の農作業体験や短期の収穫体験など区民を担い手とした農業経営の推進を図ります。また、農業体験農園の利用ニーズを満たすため、計画的に新規開園を行い、農業体験農園園主会と区の連携による農業体験農園のPRと募集を行います。

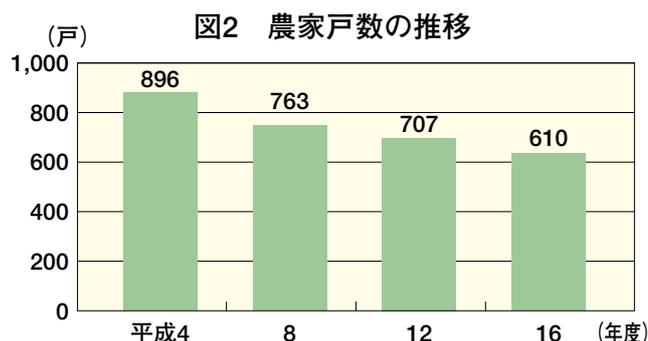
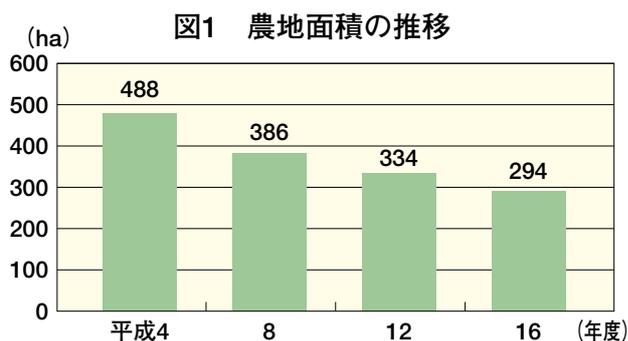


表1 農産物生産面積

順位	品目	生産面積 (a)	構成比 (%)
1	キャベツ	11,334	30.2
2	植木	3,681	9.8
3	芝	3,199	8.5
4	ジャガイモ	1,778	4.7
5	ブロッコリー	1,660	4.4

1 ha = 100a

平成12年度

順位	品目	生産面積 (a)	構成比 (%)
1	キャベツ	7,743	25.1
2	植木	2,813	9.1
3	芝	2,080	6.7
4	ブロッコリー	2,040	6.6
5	大根	1,483	4.8

平成16年度

(図1出典：東京都調査、図2・表1出典：練馬区農業経営実態調査)

国・都・他自治体の動向

国は新たな『食料・農業・農村基本計画』を平成17年3月に閣議決定しました。都市農業については、「新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、農の風景に触れ農の営みを体験する場の提供など都市住民のニーズに一層応えていくことができるよう住民も参加した都市農業のビジョンづくりを支援する」としています。

また、都が平成14年8月に改定した「東京都農業振興基本指針」では、①特色ある農産物供給のための生産・流通システムの改革（環境と調和した持続性の高い農業の確立など）、②都市の有利性を生かした新しい農業経営の育成（産業として魅力ある農業の推進など）、③豊かな都民生活に貢献する東京農業の確立（都民参加による交流型農業の推進など）を挙げています。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 産業地域振興部経済課】

※3 減農薬・減化学肥料農業：農薬や化学肥料の使用を減らした農業のこと。都は農産物を生産する方法を工夫し、農薬と化学肥料の使用を減らして生産する農家を「エコファーマー」に、農薬と化学肥料の使用を50%減らした農産物を「特別栽培農産物」に認証しています。

施策125

快適な買い物環境を整備する

この施策では…

区民生活に身近な商業地において、商業者などと地域住民との交流や魅力のある店舗づくりが進むとともに、買い物しやすい施設の充実が図られることで、区民にとって快適に買い物を行う環境が整っている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区内商業の年間販売額	10,175億円	11,325億円	↑	区内商業の状況を測定する。平成14～16年度の都内経済成長率の平均値1.8%増を基準に算出した年間販売額への増加をめざす。
商店街事業における1事業当たり平均支出額	281千円	313千円	↑	商店会 ^{*1} の活性化に向けた取り組み状況を測定する。平成14～16年度の都内経済成長率1.8%増を基準に算出した商店街イベントにおける平均支出額への増額をめざす。
商店会加盟率の推移	23.8%	25.9%	↑	商店街において共同で活動を行う団体である商店会への加入状況を測定する。データが残されている平成9年度から平成16年度の商店会加盟率の平均値をめざす。

現 状

わが国の経済は未だに本格的な景気回復に至っておらず、また、国・地方自治体とも逼迫した財政下にあり、大規模な財政出動による経済の活性化も困難な状況にあります。区内産業に目を移してみると、区内事業所数の4分の1強を占める商業では、商店数・従業者数・年間販売額ともに減少（平成11年度から14年度、商業統計調査）しており、また、区民の生活に身近な地域である商店街に多数存在する一般飲食業についても、事業所数・従業者数ともに減少（平成11年度から13年度、事業所・企業統計調査）しています。

課 題

- ①商業活動は、さまざまな製品やサービスの提供などを通じて、区民生活の向上に資する役割を担っています。厳しい経済状況下にあっても区民の快適な生活を支えるために、地域経済の活性化に取り組むことが求められています。
- ②商店会については、地域コミュニティ^{*2}を支える団体の一つとして、地域の安全・安心対策への貢献や地域の美化、地域住民が参加できる交流活動の実施など、多方面にわたる活動への期待が高まっており、より一層の活発な活動が求められています。

用語解説

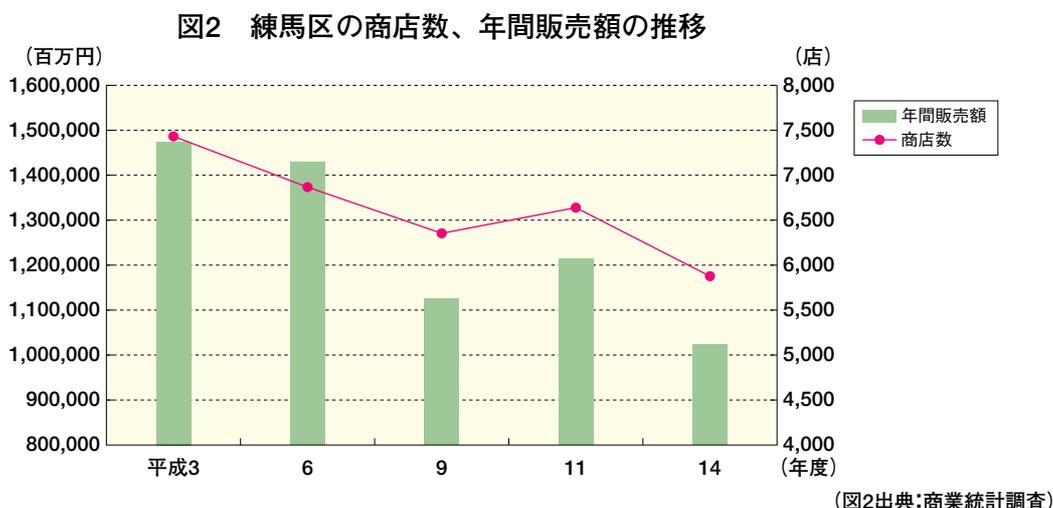
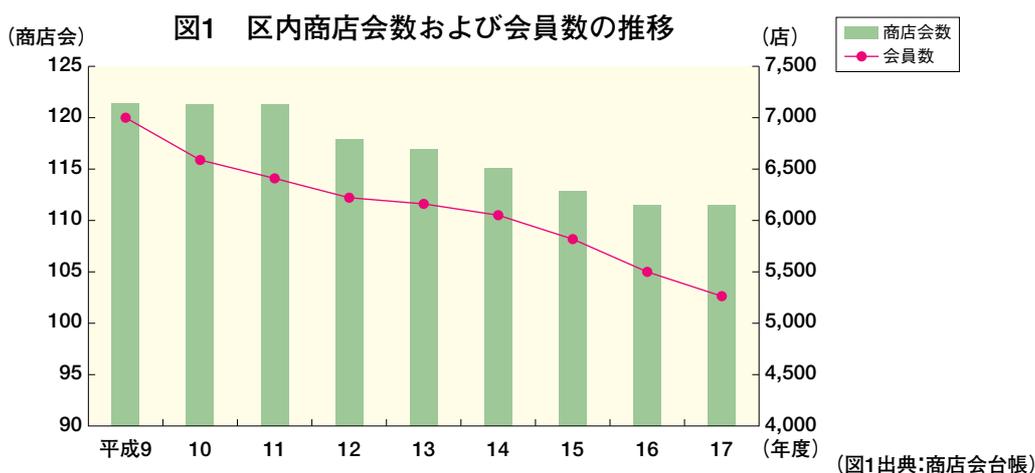
※1 商店会：小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積した地域である商店街に存在する店舗で組織した団体のこと。

※2 地域コミュニティ：「コミュニティ」とは、一般的に共同体または地域社会と訳され、その中でも地域コミュニティは、特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のこと。

※3 民間交番：町会・自治会や商店会、消防団、地域の自警団などが、パトロールの際の集合・待機場所や地域の道案内のためなどに利活用する一時的な拠点のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **区内商業者への支援**：区内商業の年間販売額の向上につながるよう、区内商業者による自主的なハード・ソフト両面からの活性化への取り組みに対して支援を行います。
- **商店街活性化への支援**：商店街事業における平均支出額（ソフト事業）を増やすため、自主的な活性化への取り組みに対して相談・助言などを含めた支援を行います。また、商店街振興事業の周知を図ります。
- **商店街組織の強化**：商店会加盟率の推移について、事業者の相互協力を促すため、商店会による加入促進活動等に対して支援を行います。また、自主的な活性化へのハード・ソフト両面からの取り組みに対して支援を行います。



国・都・他自治体の動向

国では、中小企業の活性化と地域経済の再生を平成17年度の重点施策の一つとして位置づけています。都や他自治体においては、地域の特色ある産業への支援や観光への取り組み、コミュニティビジネスや起業促進など多岐にわたる分野での産業振興に重点を置いています。特に商業分野においては、平成13年に都の「21世紀商店街づくり振興プラン」の策定を契機に、商店街での自主的な活動を支援する施策の展開や、商店会への加入呼びかけ、空き店舗への出店促進などにより、積極的な活性化が図られています。

また、他区では、商店街による株式会社の設立や、民間交番^{*3}を設置し防犯パトロールを実施するなど、創意工夫によるさまざまな活動が広がっています。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 産業地域振興部商工観光課】

施策126

まち歩き観光を推進する

この施策では…

観光情報を効果的に発信することにより、練馬区の魅力をPRし、区民が区内で過ごす時間が増えるとともに、区内への来訪者が増えることで、にぎわいが創出され、地域経済が活性化している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなだめぞう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区観光ホームページへのアクセス人数	32,324人	91,000人	↑	区の観光情報への関心度を測定することにより、区内各地域への来訪の可能性を推測する。区ホームページ閲覧人数の伸び率（15、16年度比較）20%を基準に約3倍をめざす。
照姫まつりおよび練馬まつり来場者の満足度	64.7%	100%	↑	イベントの魅力度と来場者の満足度を測定することにより、来場者の感想をとらえ、更なる来訪とまつりへの参加の動機づけを図る。来場者全員の満足をめざす。

現 状

地方分権の進展や人々の生活様式、価値観の多様化に伴い、地域に応じた個性を磨き、都市としての魅力を競う時代を迎えています。このような状況を受け、区は、「にぎわいの創出による地域経済の活性化」と「愛着と誇りの持てるふるさとづくり」を目標とした練馬区観光ビジョンを平成15年3月に策定し、来訪者が都市の景観や生活文化を楽しみ豊かな時を過ごす「まち歩き観光」をめざすこととしました。また、同ビジョンで示した目標を実現するため、平成17年3月に練馬区観光事業プランを策定し、区民、事業者とともに観光振興に取り組んでいます。

課 題

- ①区内には、「石神井公園」や「としまえん」など楽しさや安らぎをもたらす資源が数多くありますが、点として存在しているため、それらを結ぶ「まち歩き観光」地としてのイメージを確立する必要があります。
- ②個性的な美術館、都内で貴重な農地、「ねりコレ（練馬区にちなんだ商品）」などの既存の観光資源・施設の魅力向上や地場産業である漬物、伝統工芸、アニメなどの潜在的な観光資源・施設の活用、観光による地元産業の活性化、来訪者を積極的に誘致するための効果的な情報発信の取り組み、区民参加による推進体制の整備などを行う必要があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **観光事業の推進**：区観光ホームページの充実により効果的な情報発信を行うとともに、駅前観光案内板や商店街おやすみ処の整備により来訪者の利便性や快適性を高めます。
また、アニメ資源を活用した事業により来訪者の増加へとつなげます。
- **ふるさと練馬まつりの充実**：照姫まつりおよび練馬まつりへの来場者の満足度を高め、来場者がリピーターとなるように、アンケート結果などを分析し、魅力あるまちづくりを進めます。

写真1 三宝寺池



(写真1出典：区商工観光課)

表1 練馬区にある主な観光資源

自然、景観、公園等	石神井公園、武蔵関公園、光が丘公園、平成つつじ公園、清水山憩いの森、田柄川緑道、牧野記念庭園、向山庭園、花とみどりの相談所・温室植物園、練馬区役所展望ロビー
文化・歴史	郷土資料室、練馬区立美術館、ちひろ美術館・東京、光が丘美術館、武蔵野音楽大学楽器博物館、唐澤博物館
産業観光	東映アニメーションギャラリー
スポーツ・レクリエーション アミューズメント	としまえん
温泉	豊島園庭の湯
イベント	照姫まつり、鶴の舞・神輿渡御の御供道中歌、稚児行列（以上4月）、練馬こどもまつり、火渡り神事（以上5月）、探湯の儀（9月、1月）、秋の大祭・奉納剣道試合、練馬まつり（10月）、西の市（11月）、関のぼろ市（12月）、練馬アニメフェスティバルin大泉（3月）
特産品等	練馬大根、練馬区にちなんだ商品（愛称：ねりコレ）、漬物、伝統工芸品

(表1出典：「平成17年度観光産業行政主管組織及び主管事業（東京都産業労働局）」および「ねりま区報」)

国・都・他自治体の動向

国は、わが国の文化・観光の魅力を全世界に紹介し、訪日外国人旅行者の増加とこれを通じた地域の活性化を図るとする「観光立国」を掲げ、世界に開かれた観光大国の実現をめざしています。

また、都は、国外からの集客を増やすとともに、まちの魅力を高める新たな取り組みとして、観光の視点に立ったまちづくりなどを推進しています。他自治体でも経済活性化の手段として観光に注目しています。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 産業地域振興部商工観光課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
121	(仮称) 産業振興会館 の整備	調査・基本構 想・整備	調査	調査・基本構 想・整備	産業振興の中核的な拠 点として、産業経済活動 の活性化に寄与し、区内 の事業者や産業経済団体 を総合的に支援する(仮 称)産業振興会館を整備 します。
124	都市型農業経営支援 事業	○ブルーベリー 観光農園 20園 ○観光交流農 業 12戸 ○地産地消推 進農業施設 15件	○ブルーベリー 観光農園 7園	○ブルーベリー 観光農園 13園 ○観光交流農 業 12戸 ○地産地消推 進農業施設 15件	都市にある農地の機能 を生かして、ブルーベリ ー観光農園、区民が参加 する農業経営を推進しま す。
124	農業体験農園の拡充	整備 16園	整備 11園	整備 5園	農家の指導を通じて農 作業を体験することがで きる農業体験農園を引き 続き整備します。
126	観光基盤整備事業	○駅前観光案 内板の整備 ○商店街おや すみ処の整備 ○アニメ活用 事業の実施	-	○駅前観光案 内板の整備 ○商店街おや すみ処の整備 ○アニメ活用 事業の実施	来訪者への情報支援お よび施設等の整備を実施 し、練馬区のまち歩き観 光を推進します。

I だれもが地域で生き生きと暮らすために

政策13 安心できるまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

自然災害や地域における犯罪の増加などを背景に、あらためて防災をはじめとする危機管理対策に対する関心が高まっていますが、これらの対策には地域と行政との連携・協力が不可欠となっています。



この政策では、地域に住む区民が自ら「自分たちのまちは自分たちで守る」という認識をもつ中で、区民・行政・関係機関の協力により、危機や被害を最小限に抑える態勢が強化され、区民が安心して生活することができる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

13 安心できるまちをつくる

131 犯罪等に対する態勢を強化する

区民の防犯防火等に対する意識・行動力の向上
区の防犯防火等体制と被害者支援の強化

132 自然災害に対する態勢を強化する

区民の防災意識・行動力の向上
区の防災体制と被災者支援の強化

施策131

犯罪等に対する態勢を強化する

この施策では…

犯罪・火災に対する不安を払拭し、区民の誰もが安心して暮らしている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
練馬区の暮らしやすさについて「防犯・風紀」に関する区民の満足度	27%	60%	↑	犯罪抑止・防止にかかる取り組みの結果を測定する。過去10年間に於いて最高数値を記録した平成7年度（56.7%）の水準以上をめざす。
区民1万人当たりの犯罪発生件数	197件	150件	↓	犯罪抑止・防止にかかる取り組みの結果を測定する。過去10年間に於いて最低数値を記録した平成6年度（157件）の水準以上をめざし、平成16年度における犯罪発生件数の25%減をめざす。
区民1万人当たりの火災発生件数	4件	3件	↓	火災抑止・防止にかかる取り組みの結果を測定する。過去10年間に於いて最低数値を記録した平成10年度（3.6件）の水準以上をめざし、平成16年度における火災発生件数の25%減をめざす。

現 状

数年来、治安の悪化が大きな社会問題となっています。犯罪発生件数も都ベースで10年前の平成6年度の245,845件から平成16年度には299,406件と20%程度増加したのに比べ、その検挙率は42.6%から28.7%に低下しています。犯罪の内容も凶悪化・残虐化を増しており、子どもや高齢者といったいわゆる社会的弱者が被害者となるケースも増えてきています。

このような状況のなか、犯罪・火災の抑止・防止を図るため、犯罪を取り締まる警察などの公助^{*1}だけでなく、「地域の安全は地域で協力して守る」自助^{*2}・共助^{*3}の考えのもと、防犯・防火のための態勢を強化することが求められています。

課 題

- ①区内の犯罪・火災の抑止・防止のため、地域住民に対し防犯・防火にかかる意識啓発を図るとともに、地域住民が自主的に行う各種取り組みについて、区として積極的に支援する必要があります。
- ②地域住民による取り組みが当面困難な分野について、区が犯罪・火災の抑止・防止のための事業を実施する必要があります。

用語解説

※1 公助：自助・共助の活動を、行政が支援する活動や、警察など公的機関の活動のことです。

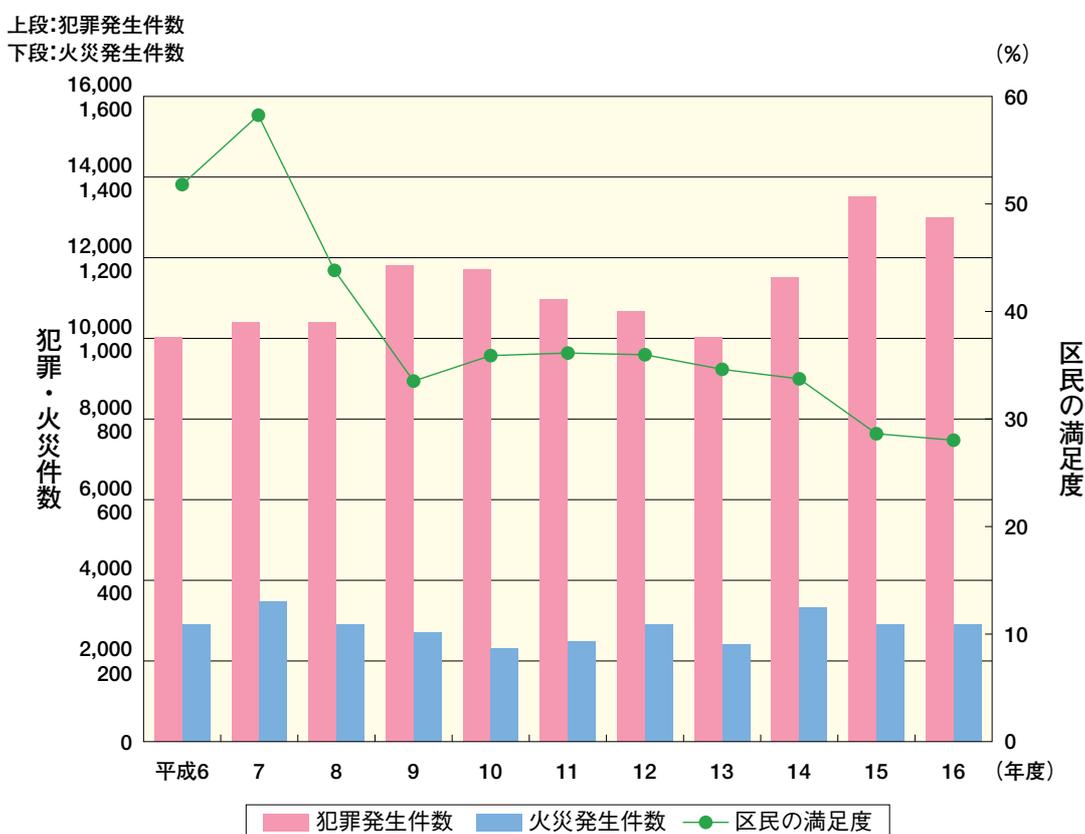
※2 自助：自分の身は自分で守る、自分の財産は自分で守ることです。専門業者による自宅の防犯設備工事や警備委託も自助に含まれます。

※3 共助：町会や自治会、その他の組織を単位としたり、近隣で協力して犯罪等を抑止する活動に取り組むことです。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **区民の防犯防火等に対する意識・行動力の向上**：区民の意識向上のため、区ホームページやメール配信システムなどを活用して、防犯防火にかかる情報、特に、児童・生徒の安全確保に向けて、保護者への不審者情報の提供など、情報の発信・提供に努めるとともに、防犯防火フェアの開催や啓発冊子の配布などを通じて意識啓発を図っていきます。また、区民の防犯防火にかかる行動力向上のため、地域団体が行う各種パトロール活動に対する「安全安心パトロールカー」の貸し出しやパトロール用品の支給などの支援や、防犯設備を整備した場合の助成などの地域活動に対する支援策を実施することと並行して、新規の長期計画事業として、地域住民や地域の町会自治会・商店会・PTA等の各団体、学校・区施設・交番などの公的施設が協力・連携して地域の防犯防火活動を実施できる態勢の確立をめざします。
- **区の防犯防火等体制の強化**：地域住民による取り組みが困難な部分について、授業中の学校への立ち寄りや登下校時の通学路をはじめとした24時間の巡回パトロールおよびその他区施設の安全確保策の実施、街路灯の照度アップや樹木の伐採など、各種防犯防火のための事業を区が実施します。

図1 犯罪・火災の発生件数と安全に対する区民の満足度の推移



(図1出典：区安全・安心担当課)

国・都・他自治体の動向

東京都では平成15年度に知事本局内に「緊急治安対策本部」を設置し、地域における防犯活動の活発化のため、防犯リーダーを育成するほか、繁華街の浄化活動・青少年非行防止などの犯罪の抑止・防止にかかる各種事業を展開しています。

また都内各自治体においても、それぞれ生活の安全にかかる専門の組織を設置し、犯罪の抑止・防止にかかる各種事業を実施しています。

【この施策の主な担当組織：危機管理室安全・安心担当課】

施策132

自然災害に対する態勢を強化する

この施策では…

区民の防災意識が高まり、区民防災組織が自主的に活動を行って、地域の中で共助の仕組みができてきている状態と、区や防災関係機関、区民防災組織との間に緊密な連携が図られ、被害を最小限に食い止められる態勢が確立している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
活動実績のある避難拠点運営連絡会の数	83校	103校	↑	避難拠点機能の有効性を測定する。すべての避難拠点が、災害時に行動力・実践力を発揮できる状態をめざす。
緊急初動要員（区職員）訓練人数	954人	1,161人	↑	災害時の迅速な初動態勢の確立の度合いを測定する。他の自治体と比較し、訓練数および訓練参加者数は多い。

現 状

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など、近年、各地で震度6以上を記録する大地震が発生しています。関東地方では関東大震災から80年以上を経て地震の活動期に入ったといわれ、南関東直下型地震^{*1}の切迫性が指摘されています。地震災害に対し、区では道路の整備や不燃化の促進などにより災害に強い都市基盤づくりに努めるとともに、区立小中学校103校を「避難拠点」と位置づけ、地震対策を強化しています。

また、水災害についても、平成16年の新潟・福井における河川決壊による水害をはじめ、大きな災害が頻発しています。平成17年9月には、区を含めた23区西部地区が集中豪雨による大きな被害を受けました。区では、台風や都市型集中豪雨^{*2}による水害に対し、河川改修をはじめ総合的な治水対策を推進するとともに、消防署など関係機関との連携強化により、水害対応力の向上を図っています。

課 題

- ①震災対策の喫緊の課題として、地域住民が自主的に取り組む防災活動を支援することにより、地域防災力をより一層向上させていく必要があります。
- ②防災訓練などを通じた区民の防災意識・防災行動力の向上や、区における緊急初動態勢の充実、高齢者などの災害要援護者への支援策の確立などに取り組む必要があります。
- ③効果的な情報の収集・伝達手段を確立するために、地域防災無線^{*3}デジタル化などに対応する必要があります。
- ④水災害へ対応するため、河川改修や下水道改善などの早期実現を都に要請するとともに浸水危険箇所への道路冠水対策の実施をはじめ、よりの確な情報収集の必要性などから水位・雨量監視システムの充実・更新を行う必要があります。
- ⑤水害時の避難勧告のあり方の検討や災害要援助者への支援策の充実などを図る必要があります。

用語解説

※1 南関東直下型地震：南関東地域直下におけるマグニチュード7程度の地震のことで、その切迫性が指摘されています。過去には安政江戸地震（1855年）や明治27年の東京地震（1894年）などが発生しています。昨年、国の中央防災会議が被害想定などを発表した「首都直下地震」もこれに含まれます。

※2 都市型集中豪雨：都市部で近年頻繁に発生している、ヒートアイランド現象が原因と考えられる局地的な集中豪雨のこと。

※3 地域防災無線：災害時に自治体が警察署・消防署などの防災機関、医療・電気・ガスなどのライフライン関係機関、区民防災組織などと密接な連絡体制を確立するために設置している無線システムのことです。区には、防災ラジオ個別受信機874台、地域防災無線局201局等があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **区民の防災意識・行動力の向上**：大地震は、いつ発生してもおかしくないといわれています。地震の発生を防ぐことはできませんが、区民の防災意識の向上や防災行動力の向上によって、被害を最小限にする、いわゆる減災は可能です。そこで、自らの命や財産は自ら守れるように、防災に関する普及啓発活動などを積極的に進めていきます。また、災害時に、迅速かつ確に行動できるように、地域防災活動の中心となる区民防災組織（防災会・市民消防隊・避難拠点運営連絡会等）の育成を強化するなどにより、地域防災力の一層の向上を図っていきます。その一環として、区の総合的な防災教育・訓練等を実施していく「(仮称)ねりま防災カレッジ」を設立していきます。なお、避難拠点の運営にあたっては、災害時の中心となる避難拠点運営連絡会と、地域の防災会・市民消防隊や各種の協定団体、消防団等との連携強化が可能となるように努めます。
- **区の防災体制の強化**：阪神・淡路大震災を契機に、区立小中学校103校を地域の避難拠点として整備するとともに、防災センターの機能等を充実してきましたが、引き続き一層の機能の向上を図っていきます。同時に、緊急初動態勢の確立を図るために、災害対策各部訓練や図上訓練・研修等を充実していきます。また、災害時に区立中学校等に開設する医療救護所（12か所）等の機能の見直しを図り、災害時医療の充実を努めます。さらに、大規模災害時の帰宅困難者の一時休息所等として、幹線道路沿道等の避難拠点とあわせ、公共施設の活用も検討していきます。一方、水災害、とりわけ都市型集中豪雨への対応が求められています。被害を未然に防止するため、平成17年9月4日の水害被災地区を含めた水害危険箇所への道路冠水対策を早急に実施するとともに、雨量計・風速計の増設を行うなど監視システムの充実を図っていきます。あわせて区のホームページも活用して、区民へリアルタイムで水位・雨量データを提供し、迅速かつ確な避難行動がとれるようにしていきます。これらの施策の推進に当たっては、災害時に迅速かつ効果的に対応できるように、警察署・消防署等の防災関係機関との連携をさらに強化するなど、総合的な防災体制の確立を図っていきます。

表1 多摩直下地震による練馬区の被害想定

規模	マグニチュード7.2程度 震度5強～震度6弱	
主な被害 想定	死者	349人
	負傷者	4,569人
	建築物の全壊	1,058棟
	建築物の半壊	2,909棟
	火災（出火件数）	26件
	避難所生活者（1日後）	44,615人

（表1出典：「東京都における地震被害の想定に関する調査研究」（平成9年8月 東京都防災会議）

表2 大地震の発生確率

地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	今後30年以内の地震発生確率
南関東直下型地震	6.7～7.2程度	70%程度
宮城県沖	7.5前後	99%
東海地震	8程度	84%
東南海地震	8.1前後	60%程度
南海地震	8.4前後	50%程度
関東大震災クラスの地震	7.9程度	ほぼ0%～0.9%

（表2出典：「国の地震調査委員会報告」抜粋（2005年1月1日算定値）

国・都・他自治体の動向

国（中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会）は、平成17年2月、首都直下地震被害想定（最終報告）を発表し、首都直下で大地震が発生した場合に、最悪で死者11,000人、経済被害112兆円に達するとの見込みを示しています。今後、各自治体は、地域の実情に合わせた対策を講じていくことになります。

また、水害対策に関しては、平成16年の新潟・福井の水害を受けて、国（総務省消防庁）は、水害時の情報伝達や高齢者などの避難についての検討結果を平成17年3月に発表しました。さらに、全国的に整備が遅れている河川氾濫に備えた洪水ハザードマップ^{※3}についても各自治体で作成を進めていくことになっています（区では、平成16年度に洪水ハザードマップを作成）。

【この施策の主な担当組織：危機管理室防災計画担当課】

※4 水位・雨量監視システム：区内の石神井川・白子川の溢水や短時間の局地的な集中豪雨による被害に迅速に対応するため、両河川を中心に水位計・雨量計を配置し、電話回線を利用して各観測局の水位・雨量状況をリアルタイムで観測するシステムのこと。また、石神井川においては、警戒水位（水位が護岸の高さから-1.0mに達した場合）、さらに危険水位（水位が護岸の高さから-0.5mに達した場合）までに水位が上昇した場合には、関町北、富士見橋および神路橋など石神井川周辺の住民にサイレンの音と音声で危険を知らせるシステムとなっています。

※5 洪水ハザードマップ：豪雨によって河川が氾濫し大洪水になった場合の浸水予想区域と浸水深、ならびに各地域の避難所を示した地図のこと。区では、東海豪雨なみの降雨により大洪水が発生した場合を想定し、その危険性を区民に事前に知らせるとともに、日頃からの備えと洪水時の避難に役立ててもらうことを目的に作成したものです。

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
131	地域防犯防火連携組織の確立	69地区	—	69地区	「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、地域における日頃からの防犯防火に係る取り組み、および事件等が発生した場合における具体的対応について、PTA・町会自治会・商店会等の住民団体や、学校等の区立施設、交番等の関係機関が集まって、連携して自主的な活動を行なうことができる態勢を確立します。
	事業費（百万円）			0	
132	(仮称)ねりま防災カレッジの設立	カレッジの 検討・設立	—	カレッジの 検討・設立	防災に関する見学・体験・講座の受講可能な場を設置し、区民の防災意識や行動力の向上を図っていきます。また、防災活動に関わる区民や区民防災組織、消防団等の活動・訓練の場、交流の場としていきます。
	事業費（百万円）			4	

I だれもが地域で生き生きと暮らすために

政策14 平和と人権を尊重するまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

世界の恒久平和や人権が尊重される社会の実現は、人類共通の願いであり、時代や国を越えて次の世代に伝えていかなければならないものです。しかし、世界各地での紛争は絶えることなく、従来のさまざまな差別や人権侵害に加え、国際化・高齢化・情報化などの社会的変化に伴う新たな人権問題も顕在化してきています。いずれも、区民一人ひとりに関わる問題であり、すべての人がこの問題に対する深い理解と認識を持つ必要があります。区政全般にわたって、平和と人権を尊重する意識を高める取り組みが求められています。



そこで、この政策では、区民の心に平和を希求する心を育むとともに、人権尊重の理念を行き渡らせ、さまざまな立場の区民が差別なく生活することができる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

14 平和と人権を尊重するまちをつくる

141 平和を尊ぶ心を育む

平和への意識啓発

142 人権の尊重と男女共同参画を進める

人権尊重の理解を深めるための教育・啓発

男女共同参画に係る啓発

男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案、調整

練馬女性センターの事業推進

練馬女性センターの運営支援

施策141

平和を尊ぶ心を育む

この施策では…

より多くの方に平和の大切さや尊さに思いを寄せ、恒久的な平和の実現を祈念する機会を提供できている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
平和推進事業への参加者数	1,209人	1,500人	↑	平和を祈念する機会を測定する。平和推進事業への参加者総数で、会場の収容人員100%をめざす。

現 状

「平和」の尊さは、時代や国を越えて次の世代に伝えていかなければならないため、私たち一人ひとりが平和を希求する心を育んでいくことが求められています。

練馬区は、世界の恒久平和を願い昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、現在区内51施設に「非核都市宣言パネル」を設置しています。さらに平和祈念碑の建立（平成7年8月）などを通じて、平和への願いを発信しています。また、音楽を通して、平和の大切さ・尊さに思いを寄せ、世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で平成4年度から「平和祈念コンサート」を実施しています。

こうした取り組みを続け、平和を尊ぶ心を育むことが求められています。

課 題

①平和の尊さや大切さを考える機会として平和祈念コンサートを実施していますが、コンサートに参加していただく人数には「ホールの収容人員」という限界があります。

そこで、参加された方から身の回りの方へ、平和を尊ぶ心を広げていただくための方策の検討が必要です。

用語解説

※ 東京都平和の日：昭和20年（1945年）3月10日未明の大空襲により、東京では一夜にして多くの尊い命が失われ、いたるところ焼け野原と化しました。都は、平成2年、平和国家日本の首都として、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、「東京都平和日条例」を制定しました。条例の第1条では3月10日を「東京都平和の日」と定め、第2条で平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、記念行事を実施することをうたっています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **平和への意識啓発**：多くの方に平和の尊さや大切さを考える機会を提供するため、区報等で事業の周知を図り、より多くの方に参加していただくよう努める。事業内容については、平和の意義を確認し、平和意識の高揚が図れるような内容を検討する。

図1 平和祈念コンサート入場者数

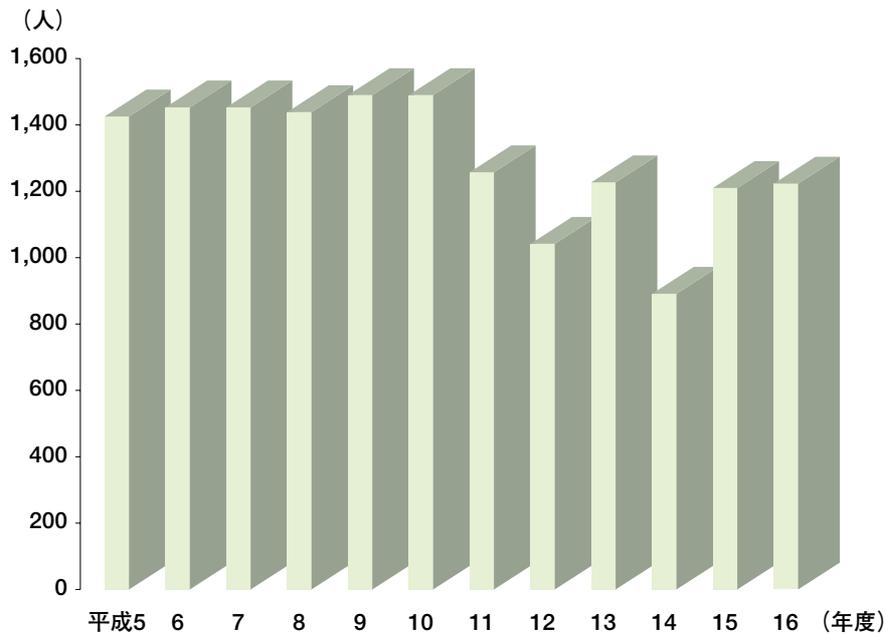


写真1 光が丘にある平和祈念碑



写真2 区役所本庁舎前に立つ平和祈念碑



(図1、写真1,2出典：区総務課)

国・都・他自治体の動向

東京都では、毎年3月10日を「東京都平和の日」*と定め、平和意識の高揚を図るため記念行事を実施しています。

他自治体においても、平和祈念コンサート、パネル展、講演会などの平和推進事業を実施しています。

【この施策の主な担当組織：総務部総務課】

施策142

人権の尊重と男女共同参画を進める

この施策では…

区民および区職員が人権についての深い理解と認識を持ち、地域社会および区政全般において、さまざまな立場の区民が差別なく尊重されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区民の人権に対する意識の高さ	45.3%	60%	↑	区民一人ひとりが人権を大切にする意識を測定する。平成15年度の区民意識意向調査では前回10年度の調査から4.1%上昇しているが、都78.0%・品川区60.9%の調査（平成11年の調査）と比較すると低い。品川区と同程度をめざす。
性別によって社会での役割が決定されることを良くないと考える区民の割合	63.9%	70%	↑	「男は仕事、女は家庭」といった考え方に賛成しない区民の割合を測定する。平成16年度の区民意識意向調査結果では前回12年度の調査から3.9%上昇。今後も年1%の増加をめざす。
職員の人権意識の高さ	75%	100%	↑	区職員の人権に関する意識を測定する。日ごろ人権を意識しながら仕事をしている職員の割合。全職員が、職務遂行上、人権を大切にする意識を持つことをめざす。

現 状

現在でも、同和問題やDV（配偶者などからの暴力）・児童虐待、女性・障害者・高齢者・HIV感染者などに対する差別など、さまざまな人権問題が存在しています。さらに、国際化・高齢化・情報化などの社会的変化に伴い、外国人や犯罪被害者の人権問題、高齢者虐待、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も顕在化してきています。

また、未だに性別による固定的な役割分担等が根強く残っています。

いずれも、区民生活全般および区政全般にわたって幅広い対応が求められています。

課 題

- ①練馬区では、男女共同参画、障害者や高齢者の福祉、子どもの健全育成、同和問題など、個別の課題ごとに施策を講じてきました。さらに効果的に施策を進めるため、人権問題として共通する視点に立ち、人権教育・人権啓発として展開する必要があります。
- ②同和対策については、特別措置法*は失効しましたが、なお残存する差別意識の解消に向けて人権教育・人権啓発の中で取り組んでいく必要があります。
- ③練馬区男女共同参画計画（平成13～17年度）の終了を受け、第2次計画（平成18年度～22年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け引き続き全庁的に施策を推進する必要があります。

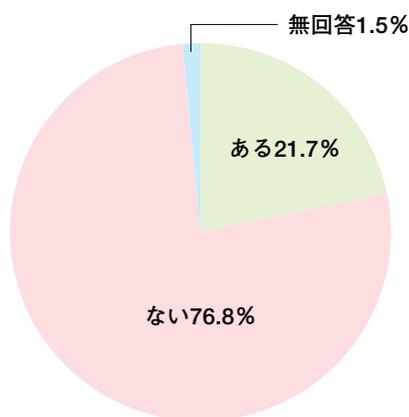
用語解説

※ 特別措置法：同和地区の経済的な低位性と劣悪な生活環境を、期限を限った迅速な取り組みによって早急に改善することを目的に、昭和44年の同和対策事業特別措置法以来、三度にわたり制定されました。最後の特別措置法は平成14年3月31日をもって失効しました。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

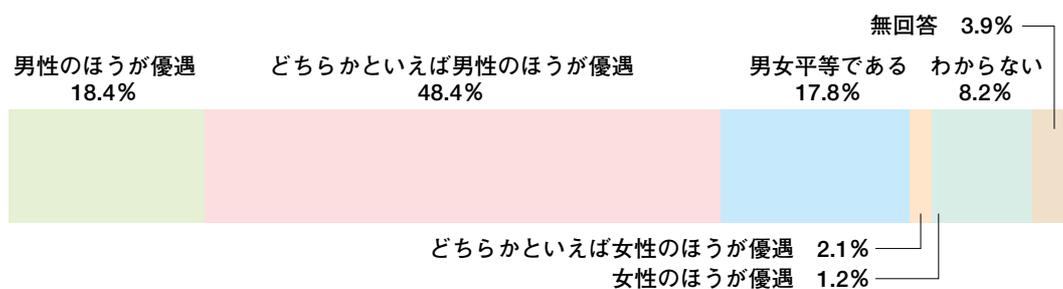
- **人権尊重の理解を深めるための教育・啓発**：区民の人権意識を高めるために、人権教育・啓発事業を、担当部署・関連部署の連携のもとに効果的に進めるほか、区ホームページを活用した啓発なども工夫します。
- **男女共同参画に係る啓発の推進**：性別によって社会での役割が決定されることを良くないと考える区民の割合を高めるために、啓発事業を、担当部署・関連部署の連携のもとに効果的に進めるほか、練馬女性センターの事業の内容を工夫し、その啓発効果を高めます。
- **職員の意識の向上**：職員の人権意識を高めるために、職員研修および職員への啓発を行います。

図1 自分や家族への人権侵害の経験の有無（平成15年度）



(図1出典：平成15年度区民意識意向調査)

図2 社会全体の男女平等実現感（平成16年度）



(図2出典：平成16年度区民意識意向調査)

国・都・他自治体の動向

国においては人権問題全般を法務省が中心に対応しており、人権教育・啓発推進法に規定された「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成14年3月に策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的・計画的な推進を図っています。また、内閣府男女共同参画局を事務局として「男女共同参画基本計画」を策定し、関係省庁がそれぞれの所管分野での課題に取り組んでいます。

東京都においては、人権問題全般を総務局が所管し、平成12年策定の東京都人権施策推進指針にもとづき、個別分野の枠組みを越えた総合的な人権施策の体系化を図っています。また「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定し、施策を行っています。

【この施策の主な担当組織：総務部人権・男女共同参画課】

I だれもが地域で生き生きと暮らすために

政策15 納得と信頼の身近な行政を行う

この政策の必要性とめざすもの

区民が生活をしていくうえで必要となる戸籍や住民記録などの手続き、住民票や印鑑証明などの証明書発行、税金や保険料などの納付手続きは、できる限り便利で簡単に行えることが求められています。



この政策では、行政サービスを効率的かつ効果的に提供し、区民が便利に納得して利用することができる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

15 納得と信頼の身近な行政を行う

151 便利で効率的な窓口サービスを行う

出張所のサービス向上と事務の効率化
区民サービス窓口の運営
施設の整備

152 区税負担の公平性を確保する

適正な賦課
確実な収納

153 国民健康保険および国民年金制度を適正に運営する

国民健康保険事業の運営
国民年金事業の運営

施策151

便利で効率的な窓口サービスを行う

この施策では…

区民の日々の暮らしを支える戸籍や住民記録の事務などが、区民に必要な場所や時間に適正かつ効率的に提供されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
自動交付機の時間外延べ稼働時間	—	36,800時間	↑	区政モニターアンケート（16年度）で、窓口時間拡充と自動交付機 ^{※1} の導入が区民要望の多数でした。自動交付機の導入により、現行のサービス提供時間を拡充します。
出張所職員1人当たり届出事務処理件数	750件	950件	↑	届出事務の窓口集約と出張所事務の執行方法の改善により行政のスリム化を図ります。

現 状

戸籍や住民記録の手続きなど、区民の基本となる窓口サービスは、練馬区役所および石神井庁舎、出張所の窓口で提供されています。

これらのサービスの多くは、区の各種サービスの基礎となり、正確かつ効率的な事務処理が求められています。

なお、事務の多くは電算化などにより、実質的に管轄区域^{※2}がなくなったことから、区内のどこのお出張所でも利用できます。

課 題

- ①区民のライフスタイルの変化により、サービス利用時間の延長が求められています。現在、利用時間の延長は練馬区役所と石神井庁舎の一部で実施していますが、今後、窓口を充実する必要があります。
- ②実質的に管轄がなくなったことによるサービス利用状況の変化を踏まえて、効率的なサービスを提供する体制を整備する必要があります。
- ③出張所利用の半分以上を占める証明書交付を対象として、区民からの要望が多い自動交付機を導入する必要があります。

用語解説

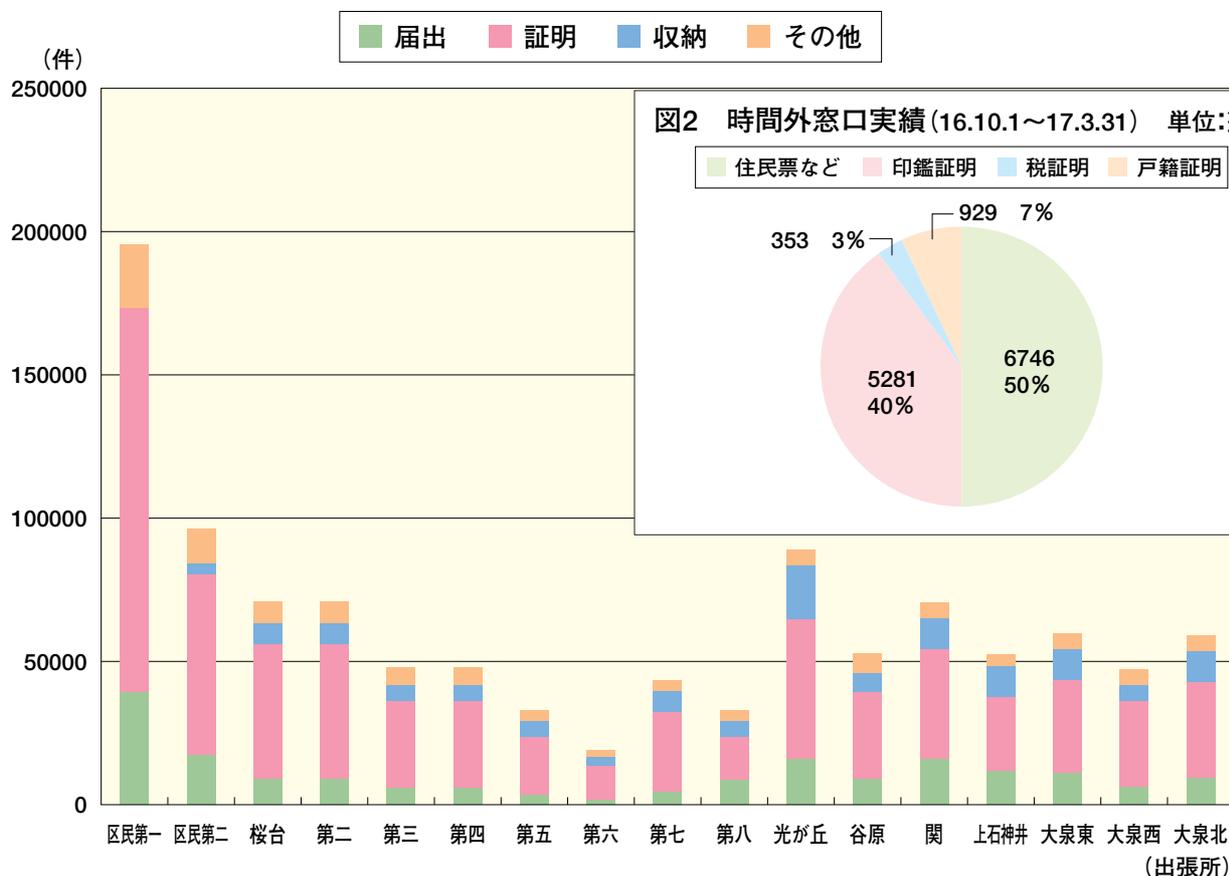
※1 自動交付機：住民票の写し等を銀行のATMのような自動機械から交付する装置のこと。専用のカードと暗証番号等の組み合わせで本人確認を行い、現金の投入で各種証明書を交付するものです。

※2 管轄区域：国または地方公共団体の機関の行う行政事務等の管轄権の及ぶ区域のこと。区は練馬区出張所を、地方自治法第155条に基づく条例で出張所の名称、位置とともに所管区域を定めています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **自動交付機の導入によるサービスの向上**：住民票や印鑑証明書などを発行する自動交付機を導入し、交付取扱時間の延長、待ち時間短縮、事務の効率化を図ります。
- **サービスの身近な場所での提供**：来所用件の65%を占める住民票、印鑑証明、戸籍証明、税証明などの証明書発行や、13%を占める区税・各種保険料の収納サービスは引き続き出張所で行います。
- **届出事務の窓口集約による行政のスリム化**：転入届や印鑑登録など届出は区民一人ごとに見ると数年に一度といった利用頻度の低いサービスです。そのため、担当窓口を集約し、事務の効率化と行政のスリム化を図ります。
- **開庁日等の拡充**：業務の集約に伴い基幹出張所では開庁日等の拡充を行い、より利便性を高めます。
- **内部事務の効率化**：電算業務の入力などの内部事務の一部を外部委託し、事務の効率化を図ります。

図1 平成16年度出張所別主な事務処理件数



(図1,2出典：区区民部管理課)

国・都・他自治体の動向

隣接する杉並、豊島、板橋の3区を含め、いくつかの区で出張所の適正配置・再編への取り組みがされています。

また、サービス提供時間の拡大や将来のサービス提供体制の効率化に寄与する自動交付機の導入も多くの区で図られています。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 区民部戸籍住民課】

施策152

区税負担の公平性を確保する

この施策では…

地方税法など関係法令に基づき、公平かつ適正な課税が行われている状態をめざします。また適切な収納対策により、収入率が向上している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
期限内自主申告・報告件数対人口比指数（平成12年度比）	102.6	105.0	↑	平成12年度の期限内自主申告・報告件数対人口比を指数100として、その後の増減を測る。個人および事業所から、期限内にかつ正確に所得状況等の申告・報告がなされている状態を確実に高めていくことをめざす。
特別区税収納率	88.62%	90.88%	↑	自主財源確保の公平性を測定する。特別区税収納率（平成15年度23区中23位）を、23区の平均収納率（平成15年度）まで上げることをめざす。

現 状

わが国の経済は、ようやく踊り場を脱却したとされるものの、区財政、とりわけ歳入面で大きな比重を占める特別区税収入は、実質では2年続けて前年度を下回る見込みで、厳しい状況が続いています。

負担の公平性を確保し、区民に不公平感、不信感を与えることのないよう配慮しながら、財源の確保に努めることが求められています。

課 題

①国の抜本的な税制改正*とともに、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しからなる三位一体の改革が推進されています。特に税源移譲については、所得税から個人住民税への移譲を基本としていることから、区民の住民税負担は、さらに比重を増すことが予想されます。税金への不信は、そのまま区政への不信につながることから、区民の税に対する信頼を損なわないよう、適正な課税に努める必要があります。

②厳しい財政状況のなかで、税収の確保なしには、税源移譲が実現しても自治行政の充実にはつながらず、かえって財政の逼迫を招く恐れがあるため、今後より一層の収納率向上の必要があります。

用語解説

※ 税制改正：所得・消費・資産など、さまざまな課税の対象に適切な負担を求めつつ、公平かつ分かりやすい制度をめざした税法等（例えば、税率など）の見直しのこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **適正な賦課**：申告の必要な個人の所得等を正確に把握し、適正に課税するため、当初課税終了後（概ね7～12月）に行っている訪問実態調査や申告勧奨等を、より効果的な方法へと見直しを進め、さらに徹底していきます。また、その過程において、対象の区民および事業所に、次年度の適正かつ自主的な期限内申告・報告を強く促していきます。加えて、他の税務機関との連携もさらに強化し、期限内申告を呼びかける広報活動等にも積極的に取り組みます。
- **確実な収納**：財源の確保および税負担の公平性を確保するため、口座振替を積極的に推進し、現年分収納率の向上に取り組みます。また、滞納者に対しては、状況に応じたきめ細かなアプローチにより、効果的な滞納整理を実施していきます。さらに、滞納者の担税力を的確に判断し、差押えや公売などの滞納処分等を積極的に行うことにより、高額・困難案件の解消を図っていきます。

表1 期限内自主申告・報告件数対人口比指数

13年度	14年度	15年度
100.9	101.2	101.0

(平成12年度を100とする)

表2 特別区税収納率の推移

14年度	15年度	16年度
86.94%	87.82%	88.62%

表3 特別区税滞納額の推移

14年度	15年度	16年度
7,060,667,376円	6,426,633,953円	5,821,087,777円

(表1出典：区税務課)

(表2,3出典：区収納担当課)

国・都・他自治体の動向

国においては、歳出改革の推進や民需主導の持続的な経済成長を実現していくこととあわせ、必要な公的サービスの費用を広く公平に分かち合うため、所得・消費・資産などの多様な課税ベースに適切な負担を求めつつ、全体としての税負担水準を引き上げていくことが考えられています。

加えて、税源移譲により、個人所得課税における個人住民税の比重が増加することを背景に、平成17年度の地方税法改正法案における給与支払報告書の提出対象範囲の拡大に見られるように、所得捕捉を確実にするための対策も重要視されはじめています。

また、東京都主税局では、地方公共団体の今後の安定的な財政運営のため、個人住民税の収納率を向上させ、さらに高レベルで維持するため、個人都民税対策室を設置し、区市町村徴収部門の支援を強化しています。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 区民部税務課、収納課】

施策153

国民健康保険および国民年金制度を 適正に運営する

この施策では…

被保険者の負担と国などの公的負担が適正に行われ、医療・年金給付の適正な執行により、国民健康保険および国民年金制度の安定かつ効率的な運営とサービスの向上が図られ、被保険者が安心して生活している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
国民健康保険料の収納率	72.5%	76%	↑	保険料負担の公平性を確保し、安定的な保険財政の確立を測定する。平成22年度の目標値は新行政改革プランにおける目標収納率。特別区における順位が10位（平成16年度）から5位程度をめざす。
レセプト内容点検効果率	0.29%	0.31%	↑	医療費の適正化を測定する。医療費が年々増加しているため、レセプトの内容点検の充実強化を図り適正支出に努める。23区の平均0.31（平成15年度数値）をめざす。
国民年金の受給者率	99.7%	100%	↑	国民年金の受給権者の増加に伴い、国民年金の受給権確保を測定する。国民年金は全国一律の基準で行われており、国民年金の受給権確保に向けて100%をめざす。

現 状

国民健康保険料の収納率は、被保険者の負担能力の低下や、被用者保険に比べて高齢者や低所得者の加入率が高いといった構造的要因などを背景として、低下傾向にあります。また、国の三位一体改革^{*1}による国庫補助金見直しと都道府県調整交付金^{*2}が導入され、国保財政への影響が懸念されています。さらに、医療費についても、高齢化の進展や医療制度改革に伴う老人保健制度^{*3}の対象年齢の引き上げ、医療技術の高度化などにより、増加傾向が続いており、国保財政の健全で適正な運営が求められています。

また、国民年金制度の安定した運営を図るため、国民年金法などの一部を改正する法律により負担と給付の見直しが図られました。今後とも、国民年金制度の信頼を損なわず安定した制度を維持するためにも、国民年金制度の適正な運営が求められています。

課 題

- ①真に国民健康保険料の納付が困難な世帯に対する納付相談などを行いながら、保険料負担の公平性の確保と保険料の収納率を向上させるための適切な収納対策を実施し、医療費を賄う貴重な財源である保険料の収納率を向上させる必要があります。
- ②医療費の増大に対応するため、健康保持の観点も含めた医療費の適正化を図るための対策を講じる必要があります。
- ③年金制度改正への区民の理解に努め、区民の立場に立った迅速・適正な対応が必要です。

用語解説

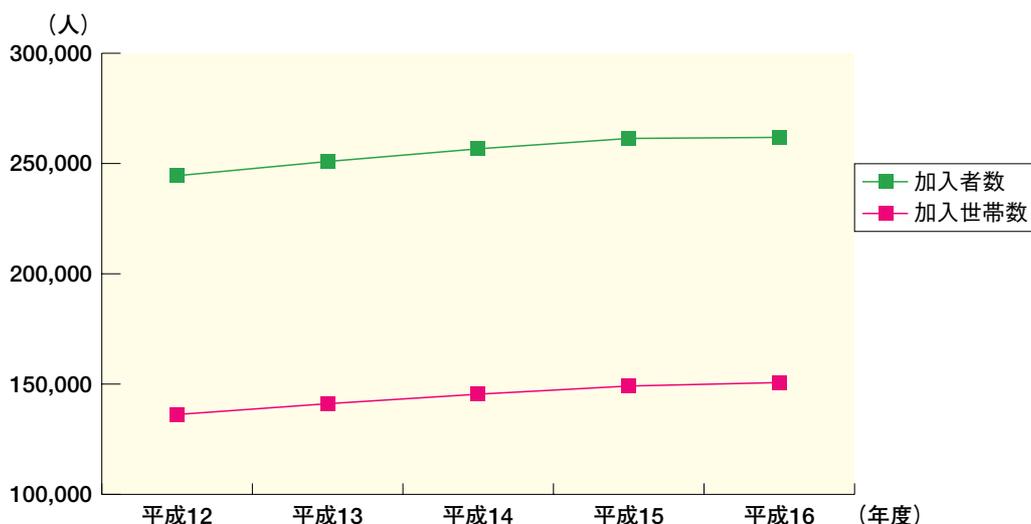
※1 三位一体改革：①国から地方への税源移譲、②国庫補助負担金の改革、③地方交付税の改革という、三つの改革を一度に行うものです。

※2 都道府県調整交付金：国民健康保険における市区町村間の財政調整を目的として交付される都道府県からの交付金のこと。都道府県調整交付金の導入に伴い、療養給付費等に対する国庫負担金と財政調整交付金が見直し（引き下げ）されました。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **国民健康保険事業の適正な運営**：保険料の収納確保と負担の公平性を図るため、収納確保に有効な口座振替利用率の向上を図るとともに、滞納管理システム（平成17年4月稼動）等を活用した効果的・戦略的な収納対策を実施し、保険料の収納率向上に取り組みます。また、内容点検効果率を高めるため、レセプト点検枚数の増加および縦覧点検、重点点検等による内容点検の充実強化を図ります。
- **国民年金事業の適正な運営**：国民年金の受給者数を高めるため、区民に対する国民年金のPRを充実します（年金パンフレット全戸配付、ホームページの充実、年金相談等）。

図1 国民健康保険加入世帯・加入者数の推移



(図1出典：区国保年金課)

国・都・他自治体の動向

国民健康保険事業について、厚生労働省は、市町村、都道府県、国、関係団体が一体となって取り組む総合的な保険料収納対策を打ち出すとともに、平成17年度から導入された都道府県調整交付金の配分ガイドラインを公表しました。都では、都議会での審議を経て、東京都国民健康保険調整交付金条例を平成17年12月22日に公布・施行し、平成17年度の交付金から適用することになりました。平成18年度医療制度改正では医療保険制度体系と診療報酬体系の見直しが大きな柱となっており、厚生労働省は、新たな高齢者医療制度の創設、患者負担の見直し、保険者の再編・統合等を含む医療制度改革関連法案を、平成18年1月に召集された通常国会に提出しました。

国民年金事業については、衆参両院合同会議（年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議）が設けられ、年金一元化や年金財源をめぐる議論が始まっています。また、社会保険庁では、国民年金保険料の収納率（平成16年度現年度分収納率63.6%）の向上を図るため、未納者への督促や戸別訪問等を実施するとともに、若年者納付猶予制度等による納付困難者への対応を図っています。

【この施策の主な担当組織：区民生活事業本部 区民部国保年金課】

※3 老人保健制度：高齢者の方のみを対象とした医療費の給付制度です。対象者は、健康保険に加入している、①75歳以上の方②昭和7年9月30日までに生まれた方③一定の障害があり認定を受けている65歳以上の方です。

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
151	出張所のサービス向上と事務の効率化	○出張所新体制による運営 ○自動交付機設置 21台	検討	○出張所新体制による運営 ○自動交付機設置 21台	出張所のサービス向上と事務の効率化を図るため、現在の17出張所を区役所本庁舎、石神井庁舎、光が丘出張所、大泉東出張所の4基幹出張所とそれ以外の13の一般出張所に機能別に再編し、全出張所に自動交付機を設置するとともに、他の区立施設や駅などにも設置を拡大していきます。
	事業費（百万円）			597	

Ⅱ だれもが健やかに暮らすために ～ 健康福祉分野 ～



Ⅱ だれもが健やかに暮らすために

政策21 地域で福祉を支える

この政策の必要性とめざすもの

だれもが健やかに地域で暮らしていくためには、公的な保健福祉サービスと、地域の団体や個人からの支援を組み合わせる必要があります。



この政策では、区民の方が地域の福祉活動に参加しやすい仕組みが整備され、福祉サービスが総合的かつ適切に提供されている状態をめざします。同時に、ともに生き、ともに生活できるような社会（ノーマライゼーション）が地域の中で理解される状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

21 地域で福祉を支える

- | | |
|----------------------|--|
| 211 地域の福祉活動を支援する | 〔 地域福祉活動団体を支援する
移動サービス団体を支援する |
| 212 保健福祉の総合支援体制を確立する | 〔 保健・医療・福祉の連携
総合相談体制の充実
社会福祉従事者の専門性の向上 |
| 213 保健福祉サービスの利用を支援する | 〔 サービス評価と情報提供
サービス利用者の権利擁護と苦情対応 |
| 214 福祉のまちづくりの考え方を広める | 〔 福祉のまちづくり推進体制の確立
普及・啓発活動の実施 |

施策211

地域の福祉活動を支援する

この施策では…

地域で多くの人々が福祉活動に参加し、活発な地域福祉活動が継続的に行われている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
地域福祉活動団体との協働事業数	8件	16件	↑	保健福祉分野における協働の進展を測定する。協働事業数8件の倍増をめざす。
地域福祉活動団体交流会の参加者数	—	600人	↑	地域福祉活動の拡大を測定する。22年度には18歳以上の5%（約3万人）がボランティアに参加している状態を目標とし、その50人に一人が交流会に参加することをめざす。
移動サービス団体の利用会員数	—	1,500人	↑	障害者・高齢者の外出支援における地域福祉活動推進を測定する。区内で活動している移動サービスのNPO法人*全てが道路運送法上の許可を得て、22年度には会員が17年度の2割増となることをめざす。

現 状

だれもが健やかに地域で暮らしていくためには、家族によるケア（自助）や介護保険・支援費などの公的サービス（公助）のみならず、地域住民やボランティア活動による相互支援（共助）を組み合わせる必要があります。区内には既に、地域福祉に関する活動をしている団体が多数あり、今後はこれらの団体との協働により地域福祉を推進していくことが求められています。

課 題

- ①共助を進めていくために、地域福祉活動に参加する人を増やしていく必要があります。地域福祉活動を始めるきっかけづくりや、中心となって活動する推進リーダーの育成が重要です。
- ②地域福祉活動を行っているNPO法人やボランティア団体の多くは、収入が不安定で、活動収入のみで運営を継続することが難しい状況にあるため、地域福祉活動団体が安定的な運営ができるような支援策を考える必要があります。
- ③移動困難者の外出支援を行うNPO法人が、合法的に活動できる条件を整えられるよう、区としても支援していく必要があります。

用語解説

※ NPO法人：Non-Profit-Organizationの頭文字をとった略語で、「非営利団体」「非営利組織」のこと。都道府県などに届け出ることにより法人格を取得した場合には、NPO法人となります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **地域福祉活動への参加促進**：地域福祉活動の担い手を育成するために、地域福祉入門セミナーを開催し、（仮称）地域福祉パワーアップカレッジを創設します。地域福祉活動団体との協働事業数を高めるために、NPO等からの事業提案を募集する制度の新設を検討します。また、地域の方が自主的に行う福祉マップづくりなどの地域福祉の普及啓発活動を援助することにより、地域福祉活動団体交流会の参加者数を増やします。
- **移動サービス団体の支援**：移動サービス団体の利用会員数を増やすために、移動サービス団体の活動について周知するとともに、練馬区で活動する移動サービス団体が、安全・適切に移動サービスを行えるよう、ボランティア運転者に対する研修などを支援します。

図1 「ボランティア活動やNPO活動と区の関わり」についての区民意識（平成16年度）

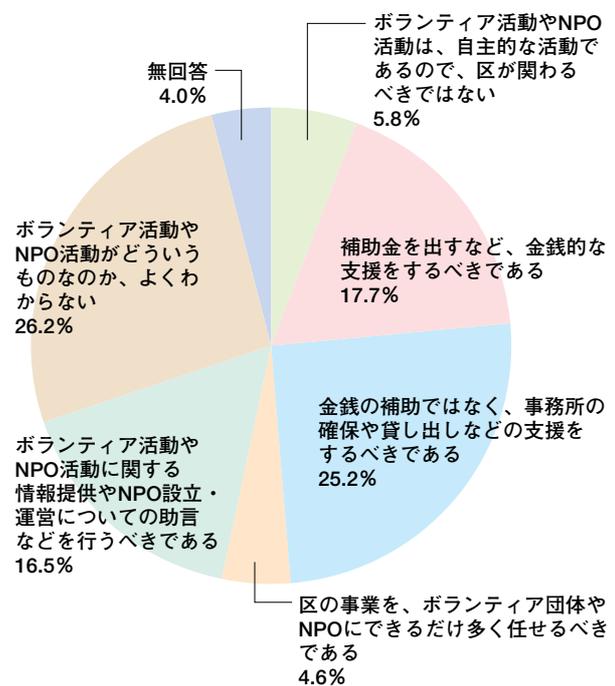
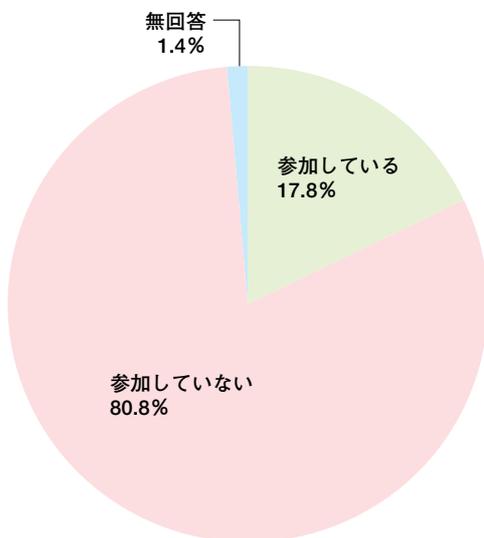


図2 地域の団体活動への参加状況（平成16年度）



（図1,2出典：平成16年度区民意識意向調査）

国・都・他自治体の動向

杉並区では、「すぎなみ地域大学」を設立して、地域の人材育成を行うとともに、「NPO等との協働に関する事業提案」制度を設け、区とNPO等が協働で実施するのにふさわしい事業の提案を募集し、選定された提案に対し30万円の報奨金を支給している。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部地域福祉課】

施策212

保健福祉の総合支援体制を確立する

この施策では…

保健相談所・医療機関・総合福祉事務所など保健・医療・福祉の各機関が連携して、地域のだれもが安心して地域で生活し続けられるように支援している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
精神障害者ホームヘルプ事業の相談から開始までの日数	52日	45日	↓	保健相談所と福祉事務所が連携して実施している精神障害者ホームヘルプの開始期間を測定する。18年度以降に制度変更が予定されており、現状維持が精一杯の可能性もあるが、少しずつでも短縮することをめざす。
保健分野と福祉分野の共同研修開催回数	3回	10回	↑	職員の専門性の向上度を測定する。目標として保健相談所6か所、総合福祉事務所4か所が持ち回りで1回ずつ共同研修を開催することをめざす。

現 状

介護保険法改正や障害者自立支援法成立の動きにあわせて、保健と福祉の連携の必要性がますます重要になってきています。区としても、事業部制を導入し、保健・福祉・児童の施策を一体的に運営していく体制を整えたところです。

一方、従来から保健・福祉分野の連携構想として長期総合計画をはじめとする保健福祉分野の各計画に掲げられていた「保健福祉センター」については、現在の総合福祉事務所と保健相談所の施設では、面積などの制約や区財政の状況から新たに施設を建設することも困難なことから、建物として一体にすることは困難な状況となってきています。「保健福祉センター」構想に代わる連携策として、どのようなことが考えられるか、保健・福祉施策の要となる保健相談所と総合福祉事務所が連携のための具体的な取り組みを進めていきます。

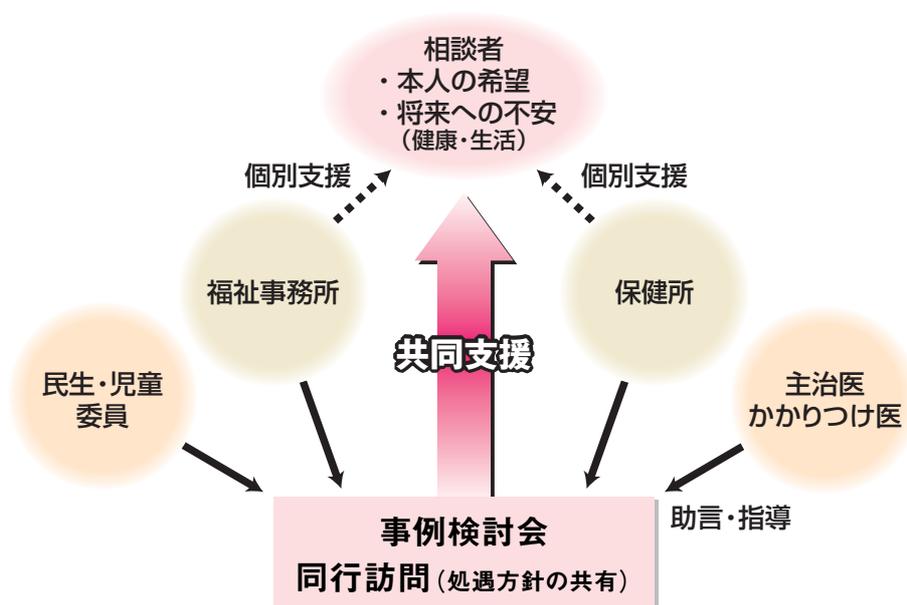
課 題

- ①保健相談所と総合福祉事務所の連携を図るため、多分野の専門職員がチームでケアマネジメントする体制が課題となっています。特に精神障害者や難病患者への支援、児童虐待への対応について、早めに情報を共有して連携体制をとる仕組みをつくります。
- ②保健福祉に関する相談は、総合福祉事務所、保健相談所などが行っていますが、それぞれの相談内容を明確にし、気軽に相談できる場所とする必要があります。また、民生・児童委員制度に関する周知を充実する必要があります。
- ③福祉サービスの多くが行政サービスから民間サービスへ移行している中で、事業者の質の確保・向上に向けた取り組みを行う必要があります。また、保健相談所と福祉事務所が共同で研修を実施し、職員の専門性向上を図ります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **保健・医療・福祉の連携**：保健相談所と福祉事務所で情報共有の仕組みをつくり、精神障害者ホームヘルプ事業の相談から開始までの日数を短縮できるよう努めます。
- **相談体制の充実**：民生・児童委員が活躍しやすくなるよう、民生・児童委員制度の周知などを進めます。
- **保健福祉サービス従事者の専門性向上**：福祉事務所や保健相談所の職員などに対して、精神障害の基礎知識、介護保険・支援費制度、成年後見制度などに関する研修を行い、保健福祉分野における幅広い知識の修得をめざします。

図1 保健と福祉の連携による区民への支援のイメージ図



(図1出典：区保健福祉部管理課)

国・都・他自治体の動向

大田区では、「地域行政センター」を部として、保健福祉（地域福祉課・地域健康課・生活福祉課）、まちづくり、地域振興（出張所）の機能をもった組織を設置し、世田谷区では、保健福祉センターの中に生活支援課（生活保護、保育園）、保健福祉課（高齢者、障害者）、健康づくり課（健診、母親学級、介護予防）を置くなど、組織的に保健と福祉を一体化している自治体もありますが、多くの自治体は保健相談所と総合福祉事務所に別組織となっています。

品川区が設置した品川福祉カレッジでは、区内の社会福祉法人・民間事業者の職員を対象に研修講座などを行うなど、自治体が積極的に人材の育成に取り組む例もあります。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部地域福祉課】

施策213

保健福祉サービスの利用を支援する

この施策では…

保健福祉サービスを必要とする人が、サービスに関する情報を容易に入手でき、自分に合ったサービスを選択できるような状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
地域福祉活動団体に関する情報提供数	—	60団体	↑	地域住民のインフォーマルサービスの情報提供を測定する。地域福祉活動団体の登録制度を設けている先行自治体における登録団体数と同程度を18年度の目標とし、その2倍をめざす。
成年後見に関する相談件数	313件	750件	↑	判断能力が不十分な方への権利擁護の推進を測定する。権利擁護センターの先行自治体の実績を参考に、17年度の相談件数目標を500件とし、以後年50件ずつ増加していくことをめざす。
保健福祉サービスに関する苦情調整機関の利用満足度	4点満点で 2.66点	4点満点で 3点	↑	苦情相談機関利用者の満足度を測定する。苦情の全てが解決することは事実上不可能であるが、相談したことが相談者にとってプラスになることをめざす。

現 状

介護保険制度や支援費制度の開始により、福祉サービスが措置から契約へと移行する中で、自分に合ったサービスを適切に選ぶためには、サービスや事業者に関する情報提供と客観的な評価が必要です。

また、支援が必要なのに関わらずサービスを知らない方や、判断能力が不十分な方であっても、適切な福祉サービスを利用できるよう、地域支援ネットワークの構築や成年後見制度^{※1}の利用支援も急務となっています。

17年10月、社会福祉協議会に権利擁護センターを設置し、地域福祉権利擁護事業と成年後見専門相談事業、保健福祉サービスに関する相談について、総合的に対応していく体制を整えました。

課 題

- ①介護保険サービスなどの事業者が提供するサービスだけでなく、NPO団体やボランティア団体によるインフォーマルなサービスについても、情報提供や評価を行っていく必要があります。
- ②区と社会福祉協議会（権利擁護センター）が協力して、成年後見制度の啓発や利用支援を一層進める必要があります。
- ③後見人を対象とする研修会や連絡会等の開催、成年後見制度に関する関係者の連絡会（地域支援ネットワーク）などについても検討する必要があります。

用語解説

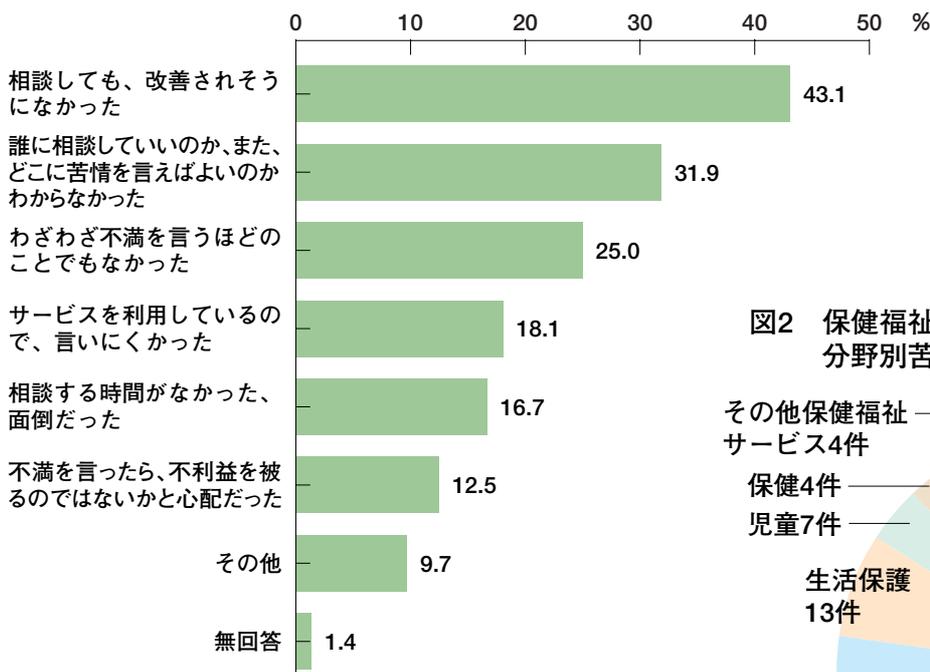
※1 成年後見制度：判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者などの財産や権利を守るため、本人に代わって後見人などが財産処分や福祉サービス利用などの契約行為を行う制度のこと。本人の判断能力がどの程度不十分かによって、後見・保佐・補助の3段階があります。

※2 保健福祉サービス苦情調整委員制度：介護保険サービスや高齢者・障害者サービス、保育園などを利用して、区や事業者に対して苦情や不満があるときに、第三者の立場で実情を調査し、解決にむけて調整を行う機関のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

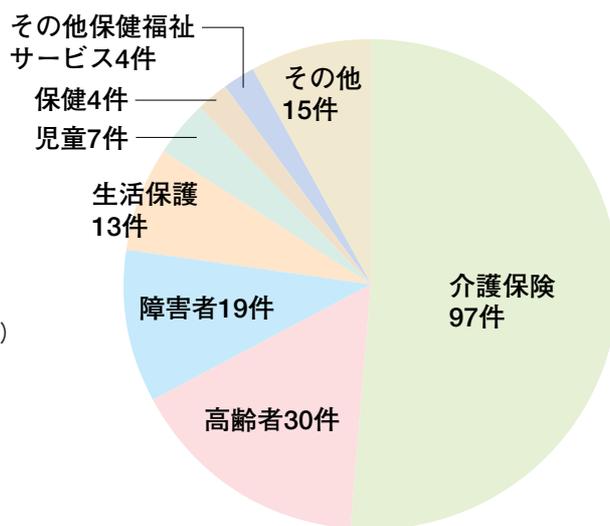
- **サービス評価と情報提供**：地域福祉活動団体に関する情報提供数を増やすために、18年度中に地域福祉活動団体の登録制度を新設します。
- **要支援者の発見と権利擁護**：権利擁護が必要な方の早期発見のため、地域支援ネットワークを構築するとともに、成年後見制度の周知・啓発に努めます。また、保健福祉サービス苦情調整委員制度^{*2}の利用満足度を高めるために、苦情調整機関に関する事業者への周知を進め、苦情解決へ協力を求めています。

図1 福祉サービスを利用して不満を感じたが相談しなかった理由（平成16年度）



(図1出典：平成16年度区民意識意向調査)

図2 保健福祉サービス苦情調整委員分野別苦情・相談件数（平成16年度）



(図2出典：区保健福祉部管理課)

国・都・他自治体の動向

杉並区では、17年4月にインターネット上サイト「すぎなみ地域活動ネット」を開設し、地域活動の情報提供や情報交換を行っています。

品川区、世田谷区では、権利擁護センターにおいて親族のいない低所得者の方などを対象に法人後見を行っています。

東京都では、17年度に「成年後見活用あんしん生活創造事業」を創設し、成年後見制度推進機関の立ち上げや、後見人のサポート、地域ネットワークの活用、法人後見の検討などに対する支援を行うことで、市区町村に対して法人後見の検討などを促進しています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部地域福祉課】

施策214

福祉のまちづくりの考え方を広める

この施策では…

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが自立して社会参加ができ、ノーマライゼーションの考え方がすべての人の心の中に深められた状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
福祉のまちづくりの活動に参加した延べ人数	1,000人	15,000人	↑	福祉のまちづくりの取り組みの広がりを測定する。イベントやアクションプランへの参加者およびスタッフが、街の中で中心となって取り組みを推進する状態とするため、平成16年度に活動した人数を基準として、5年後には15倍をめざす。
福祉のまちづくりのニュース、普及啓発誌等の配布部数およびホームページアクセス人数	2,000件	20,000件	↑	福祉のまちづくりに対する関心の度合いを測定する。平成16年度のニュースの配布部数を基準として、5年後は普及啓発紙の配布やホームページのアクセス人数を10倍にすることをめざす。

現 状

障害がある人もない人も「ともに生きる」ことのできる地域社会をつくるノーマライゼーション^{※1}の考え方は、福祉のまちづくりの理念です。だれもが住みなれた地域で安心して生活できるよう福祉のまちづくりを推進していかなければなりません。

区では、平成13年度から庁内組織により、福祉のまちづくりの基本的な方針の検討や、福祉情報地図の作成などに取り組んできました。しかし、福祉のまちづくりの実現には、利用者の視点に立って考えることや区民との協働の取り組みが必要であることから、平成16年度からは、「福祉のまちづくり総合計画策定委員会」を設置し、学識経験者の意見を参考に、区民との協働により取り組みを進め、平成17年度に「福祉のまちづくり総合計画」を策定しました。福祉のまちづくりは、多様な人がともに生活できる空間づくりと社会ネットワークづくりです。施設整備や普及活動、また推進の仕組みづくりなど、実効性のある継続的な取り組みが求められています。

課 題

- ①福祉のまちづくりの考え方を広めるためには、年齢や障害などを特別視することなく、地域の一人ひとりが互いに尊重し合い支えあう必要があります。
- ②高齢者や障害者の立場に立って考える「気づき」を促す取り組みや、福祉のまちづくりを推進するためのしくみづくりなど、区民との協働を進める必要があります。
- ③心のバリアフリーをめざすとともに、施設、設備の整備など、ソフト面、ハード面の両面からバリアフリーを実現する必要があります。

用語解説

※1 ノーマライゼーション：高齢者や障害者が一般社会の中で障害のない人と同じように普通（ノーマル）の生活をおくることができる社会にしていく考え方のこと。

※2 ハートビル法：正式名称を「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」といい、平成6年に制定されました。不特定多数の人が利用する公共性の高い建築物について、高齢者や障害者が円滑に利用できるよう建築主への指導などを行い、だれにでも使いやすい建築物の形成を図ることを目的としています。

※3 交通バリアフリー法：正式名称は「高齢者、障害者等の交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」で、平成12年に制定されました。駅を中心にバリアフリー化を進めることにより、高齢者や障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を図ります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **福祉のまちづくり推進体制の確立**：多くの人が福祉のまちづくりの取り組みに参加することによって、継続する仕組みと具体的な行動計画のある推進体制を確立していきます。
- **普及・啓発活動の実施**：福祉のまちづくりのニュース、普及啓発誌等の配付部数およびホームページアクセス数を増やすために、だれにでも手に入れやすく、分りやすく、使いやすい情報の提供を行ないます。

図1 参加できそうだと答えた福祉のまちづくり活動 (%)

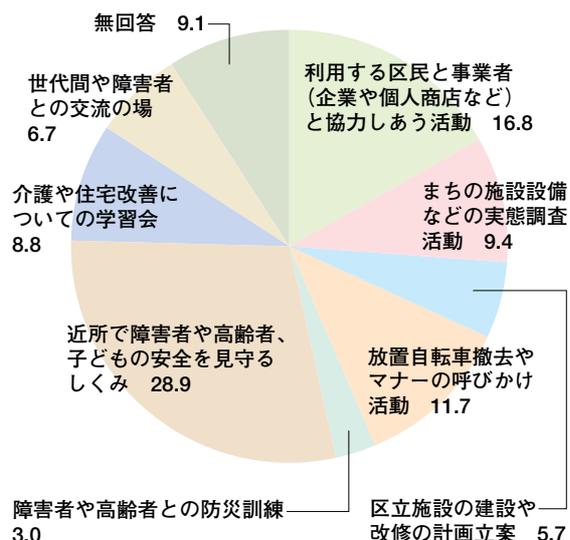
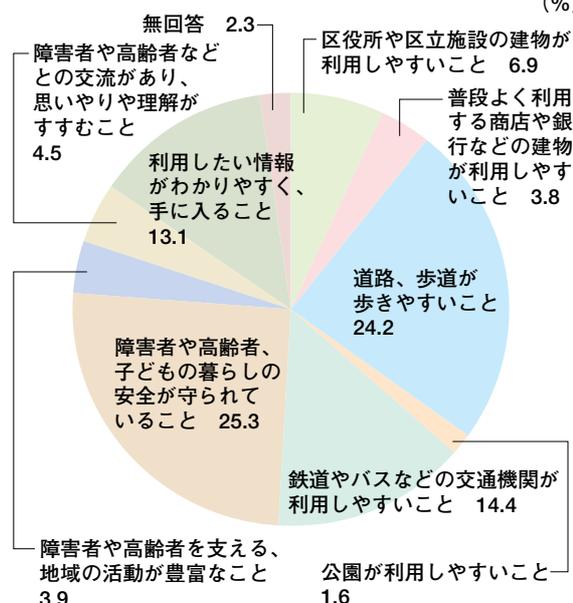


図2 だれもが暮らしやすいまちになるための要望 (%)



(図1,2出典：平成16年度区民意識意向調査)

国・都・他自治体の動向

だれもが社会参加の可能なまちづくりの実現に向け、国においては平成6年にハートビル法^{※2}を、平成12年には交通バリアフリー法^{※3}を制定し、取り組みを進めています。

都においては、平成7年度に「東京都福祉のまちづくり条例」^{※4}を制定し、行政、事業者、住民の責務を明らかにするとともに、具体的な施策について規定しました。また平成9年度には、「ノーマライゼーション推進東京プラン」を改定し、障害者を取り巻く社会状況の変化と自立支援システムの構築など施策課題への対応を行っています。また、平成15年度には国の「ハートビル法」^{※5}の改正を踏まえ、都は「ハートビル条例」を制定しました。

世田谷区では「福祉のいえ・まち推進条例」、板橋区では「バリアフリー推進条例」、江東区では「やさしいまちづくり推進計画」ほか他区においても計画の策定や福祉情報地図の作成など、福祉のまちづくりの実現に向け、ノーマライゼーションとユニバーサルデザイン^{※6}の視点から取り組みが進められています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部障害者課】

※4 東京都福祉のまちづくり条例：高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できる「やさしいまち東京」を実現するため、平成7年に制定されました。「一般都市施設」のうち「特定施設」は新設・改修時に届出が義務付けられています。

※5 ハートビル条例：正式名称は「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」で、平成15年度に制定されました。ハートビル法で定める用途に学校、共同住宅、保育園などを追加し、対象面積については用途に応じて引き下げ、より一層の建築物のバリアフリー化を図ります。

※6 ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
211	(仮称) 地域福祉パワーアップカレッジ事業の実施	4コース	-	4コース	区民と協働で築く地域福祉を実現するため、地域福祉パワーアップカレッジを創設します。
	事業費(百万円)			7	

Ⅱ だれもが健やかに暮らすために

政策22 健康に暮らせるまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

健康は、豊かな生活の基盤であり、福祉の原点ともいえるもので、生涯を通じた健康づくりが必要です。また、近年の生活習慣病の増加・低年齢化や、新興感染症の発生など区民の健康が脅かされる状況への取り組みが必要です。



この政策では、区民の生命と健康を守るために必要な保健医療供給体制が整備されるとともに、区民が健康づくりに主体的に取り組み、自己実現に向かって生き生きと生活できる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

22 健康に暮らせるまちをつくる	
221 健康づくりを支援する	乳幼児と親の健康づくり 児童・生徒の健康づくり 成人の健康づくり 高齢者の健康づくり
222 健康づくりの条件整備を行う	健康づくり活動の育成・支援 健康づくりの環境整備
223 健康に関する危機管理を行う	健康危機管理体制の充実 感染症対策の充実 食中毒対策の充実
224 安全な衛生環境を確保する	営業施設等の衛生環境の確保 安全な生活環境の確保
225 地域における医療体制を確保する	休日・夜間急患診療体制の充実 地域医療システムの推進 入院医療体制の充実・確保

施策221

健康づくりを支援する

この施策では…

生涯を通じ各年代の健康目標の達成をめざし、区民が主体的に健康づくりに取り組むことによって健康寿命が延び、各人が生き生きと生活できている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
基本健康診査（40歳以上）受診率	74.6%	77%	↑	自己の健康状態の把握を測定する。平成15年度老人保健事業実績集計表（都）によると区の基本健康診査受診率は23区中6位であり、さらに上位をめざす。
「健康づくり運動教室（4日制）」を受講し健康づくりのための運動方法を習得し、継続的に実施できると回答した人数の割合	61%	70%	↑	健康情報を整理し、生活習慣の改善の重要性が理解されることによる行動変容へのつながりを測定する。区の健康目標で身体活動・運動の重点目標である「運動を習慣として行っている区民の増加」につながるモノサシとして目標達成をめざす。

現 状

価値観の多様化とともに、人々がそれぞれの人生を楽しみ、充実させようとする意識が高まり、その前提として健康であることへの関心が高まっています。

生活習慣病*は、個人の自覚と行動によってその生活習慣を改善することが可能であることから、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策が重要視されてきています。

少子高齢化の進展により、医療費などの社会保障負担が増大しており、健康づくりを支援することが求められています。

課 題

生涯、健康な生活を送るためには、乳幼児、児童・生徒、成人、高齢者すべての年代で健康目標を持ち、区民一人ひとりが、健康づくりに取り組んでいく姿勢が大切です。健康づくりは、自分の健康を自分で守り、つくることを自覚し、実践することから始まり、個人の主体的な取り組みと地域社会の積極的な支援とが一体となって確かなものになっていきます。これらのことを基本に踏まえて区は、あらゆる角度から支援し、区民の健康づくりを発展させていく必要があります。

用語解説

※ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。高血圧症、高脂血症、虚血性心疾患、脳卒中、一部のがん（大腸がん、乳がん、胃がん）、糖尿病、骨粗しょう症などがあります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **運動の習慣化**：「健康づくり運動教室（4日制）」を受講して健康づくりのための運動方法を習得し、今後も継続的に実施できると回答した人数を増やすために、教室終了後、習慣化できるよう区民の自主的な活動を支援します。具体的には、①家庭で継続実施できるように運動実技の解説パンフレットやビデオなどを作成します。②類似の事業を実施しているNPO、民間との連携により運動を楽しく継続できる仕組みを検討します。③自主グループの活動を支援します。
- **健診受診率の向上**：基本健康診査の受診率を上げるために、30～64歳の方には「集団会場方式」と「個別医療機関方式」の2つの方式を設け、「集団会場方式」については年間を通じて実施します。65歳以上の方については毎年、同時期に実施期間を設定し、対象者全員に事前に受診票を送付します。また、40、45、50、55、60歳の方については「節目健康診査」の対象とし、対象者全員にご案内を送付します。

表1 練馬区の健康目標値

1 栄養・食生活	[4 たばこのつづき]
やせすぎの区民	喘息57.1%→100%
20歳代女性25.8%→目標15%以下	気管支炎69.1%→100%
肥満の区民	心臓病48.5%→100%
20～60歳代男性28.1%→15%以下	脳卒中35.9%→100%
40～60歳代女性14.7%→現状維持	胃潰瘍25.7%→100%
2 身体活動・運動	妊婦への影響62.7%→100%
運動を習慣として行っている区民	歯周病32.1%→100%
男性18.3%→目標30%以上	5 アルコール
女性15.9%→ 30%以上	多量飲酒者の区民
3 休養・こころの健康づくり	男性 1.2%→3.2%以下
睡眠が十分取れている区民	女性 2%→0.2%以下
現状74.4%→目標79%以上	6 歯の健康
4 たばこ	進行した歯周炎のある者
たばこの害を知っている区民	40歳 44.3%→目標22%以下
肺がん93.2%→100%	50歳 62.1%→ 33%以下

(表1出典：練馬区健康目標値（平成15年度策定）より重点取り組み項目を抽出)

国・都・他自治体の動向

国は、21世紀のわが国を、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸および生活の質の向上を実現することを目的として、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を平成22年度までの期間で展開しています。

都は平成13年10月に東京都健康推進プラン21を策定し、健康寿命の延伸と主観的健康感の向上を総合目標として、都民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進するための指針を示しています。

さらに、国民健康づくり運動を法制化した「健康増進法」が平成15年5月1日に施行されています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 健康部(練馬区保健所)健康推進課】

施策222

健康づくりの条件整備を行う

この施策では…

区民の健康づくりを進めていくため、ソフト・ハード両面での条件整備が進み、活用されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
外食や食品を購入する時に成分表示を参考にする人の割合	69.0%	80.0%	↑	区民の食生活からの健康づくりの推進を測定する。区健康目標で、食生活の重点目標の一つ。
区の施設における喫煙場所の受動喫煙防止措置※1率	1.0%	100%	↑	公共の場における受動喫煙防止策の進展状況を、区施設の対応状況から測定する。全施設での対策実施をめざす。

現 状

区民が主体的に健康づくりを進めていくうえで、健康に関する情報は必要不可欠のものです。近年、特に食品や栄養補助食品（サプリメント）に対する区民の関心が高まっている一方で、さまざまな情報が氾濫し、正しい選択をすることが困難な状況になっています。このため、区民がこれらの情報を整理して真に必要な情報を選択できる知識を提供するとともに、それを可能とする条件を整備することが求められています。

また、少子高齢化や都市化が進展するなかで、健康を守りつくるためには、個人を取り巻くあらゆる環境を健康的なものに改善し、地域社会が全体で健康づくりを支援し、育む環境を整備することが必要です。今日では、特に受動喫煙を防止する必要性が強く認識され、対策を推進することが求められています。

課 題

- ①区民の多様なニーズに対応した的確な情報を効率的かつ総合的に把握し、提供できる体制を整えていく必要があります。
- ②食生活・栄養、運動・スポーツ、休養など健康づくりに関わる各分野で、区民の健康づくりを支援するために行う情報提供や啓発は、区をはじめとする公の団体・組織だけでなく、民間の事業者やNPO、ボランティアなどの団体・組織とも連携して取り組んでいく必要があります。
- ③区民の主体的な健康づくり活動を活性化するために、地域での自主グループ活動・ボランティア活動を支援する必要があります。
- ④健康づくりのための環境の整備も重要な課題です。特に公共の場における受動喫煙の防止については、区、区民、事業者等の責務を明確にし、防止策を積極的に推進する必要があります。

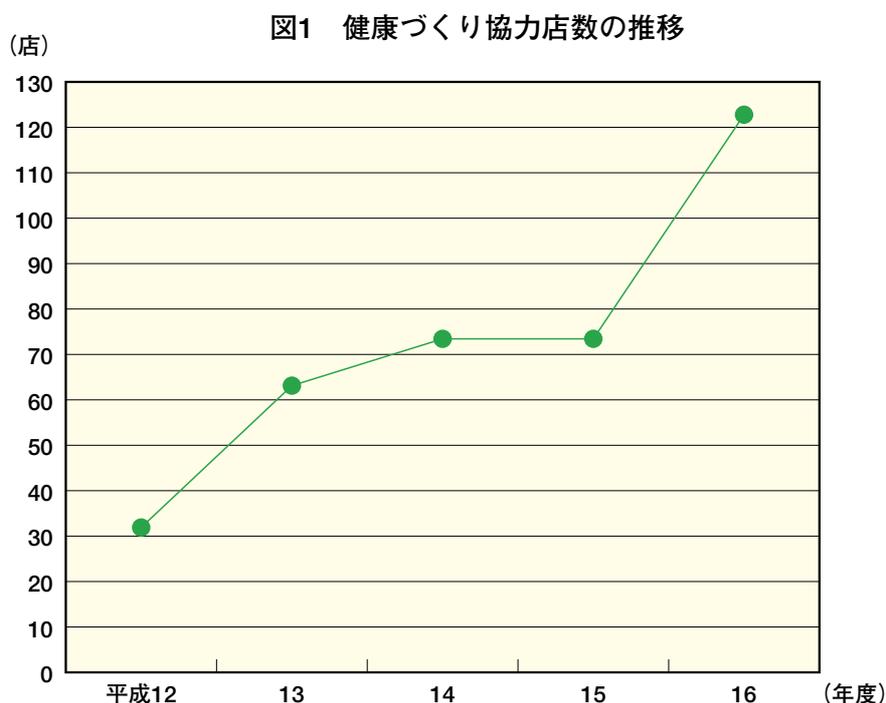
用語解説

※1 受動喫煙防止措置：施設内の喫煙場所とそれ以外の場所を、喫煙場所からたばこの煙が流れないように分割（分煙）すること。健康増進法第25条で施設管理者に対し措置をとるよう努力義務を課しています。

※2 健康づくり協力店：区民が安心して食事をするのできる健康的な生活を応援するために栄養成分表示や栄養情報提供をしている店のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **健康づくり活動の育成・支援**：外食や食品を購入する時に成分表示を参考にする人の割合を増やすために、さまざまな手段により事業者・店舗に働きかけて健康づくり協力店^{*2}の増加を図るなど、食育推進計画の策定を見据えて「食」をとりまく環境の整備を進めるとともに、各種健康教育事業での情報提供・啓発に取り組めます。
- **健康づくりの環境整備**：区の施設における喫煙場所の受動喫煙防止措置率を向上させるため、庁内関係各部による対策会議を立ち上げ、分煙（受動喫煙防止措置）を推進します。さらに、この対策会議を核として、練馬区全体の公共の場における受動喫煙防止策の推進に取り組んでいきます。



(図1出典：区保健管理課)

国・都・他自治体の動向

国民健康づくり運動を法制化した「健康増進法」が平成15年5月1日に施行されています。また、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊急な課題となっているため、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本事項を定めるため、食育基本法が平成17年7月15日に施行されました。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 健康部(練馬区保健所)健康推進課】

施策223

健康に関する危機管理を行う

この施策では…

区民の生命、健康が損なわれる危機を回避し、発生時には被害を最小限にとどめることにより、区民が日常生活を安心して送ることができている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
食品の収去検査適合率 ^{*1}	90%	90%	→	区民の食生活を支える食品の安全性を測定する。区民の食生活を支える事業者の衛生管理状況を測定する。
1類から3類の感染症 ^{*2} 発生時の入院等勧告・消毒措置率	100%	100%	→	平常時の健康危機管理対策の実施状況を測定する。感染者に対する完全な防疫措置率の維持をめざす。
災害時医療救護訓練および関連イベントへの参加者数	—	増加	↑	災害時医療救護に対する区民および関係者の関心の高まりを測定する。

現 状

①近年、食中毒、新興感染症^{*3}、飲料水などの健康危機事例が少なからず発生している社会状況のなか、厚生労働省では、平成12年に、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を示しています。そのなかで保健所は、地域の区民のための健康危機管理の拠点としての中核的役割を果たすべきものとしての位置づけがされています。区保健所では、都と区の役割分担などのなかで、発生防止対策としての発生動向調査や監視業務などを実施するとともに、練馬区健康危機管理マニュアルを作成し、発生時の対策としての組織体制の確保、関係機関との連携および発生訓練などを計画し、実施していますが、今後、引き続き十分な取り組みが求められています。

②東京での大規模震災発生危険が高まっており、新潟県中越地震を教訓とした災害時医療対策の早急な見直しが必要になっています。

課 題

①健康危機の発生を未然に防止するための十分な監視体制は、国、都、区の役割の中で課題となっています。

②健康危機が発生した場合の現行組織体制のさらなる充実および想定訓練の継続的な実施も課題です。

③発生規模による地域の警察署、消防署、医療機関などとの協力・連携体制が未整備であり、今後の課題となっています。

④平成17年7月に開院した順天堂練馬病院と日大練馬光が丘病院は、ともに都の災害拠点病院および区の後方医療機関に位置づけられることとなり、その機能を最大限に生かす災害時の医療救護体制の構築が求められています。

用語解説

※1 食品の収去検査適合率：収去検査の結果を、法に基づく基準や東京都指導基準により判定し、適合となった割合のこと。食品衛生法第28条に基づいて実施する食品検査を収去検査といい、食品等事業者に対し、試験検査に必要な量の食品を無償で提出させることができます。

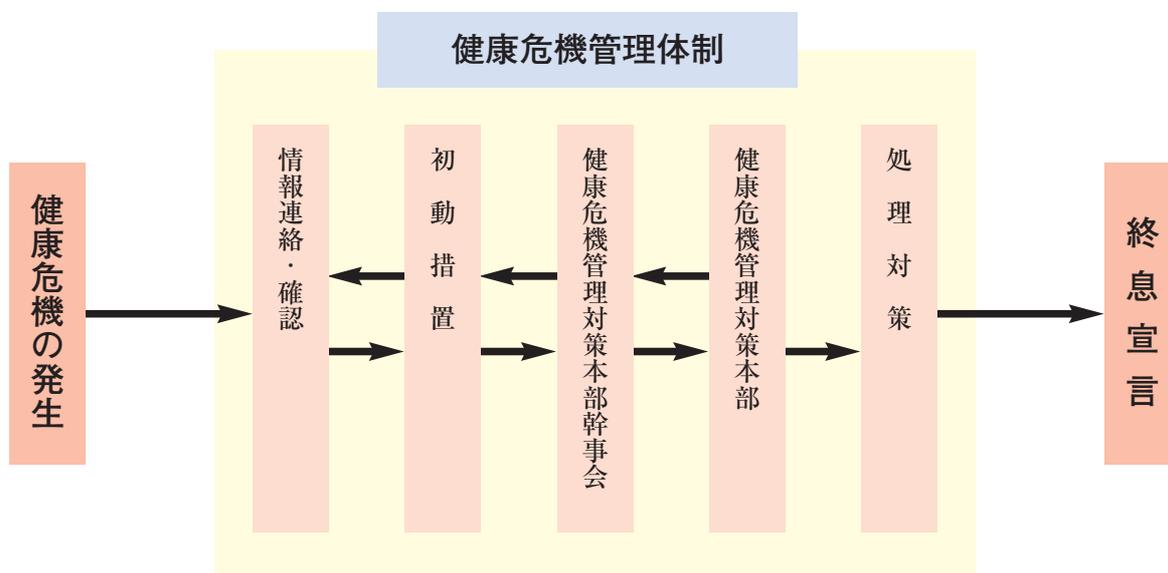
※2 1類から3類の感染症：感染症法の中で、感染力と罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から、感染症を1類から5類に類型化し、それぞれに対して対応、措置を定めています。1類にはペストや天然痘など、2類には赤痢やコレラなど、3類には腸管出血性大腸菌感染症（O157など）があげられます。

※3 新興感染症：今までに、明らかにされていなかった病原体による新種の感染症のこと。SARS、鳥インフルエンザなど現在約30種が知られています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **食中毒予防体制の充実**：食品取扱施設などで製造した食品の細菌数が基準の数値以下の状態をめざします。事故発生の危険性の高い検査不適合施設について、指導・再検査を実施していきます。
- **感染症予防体制の充実**：1類から3類の感染症者発生時の入院等勧告・消毒措置率を維持するため、発生防止対策としての啓発活動や監視業務などの拡充を図るとともに、発生時の対応策としての関係機関との連携強化および図上訓練を実施していきます。
- **災害時医療救護体制の構築**：区が誘致した2つの大学病院を中心とする災害時医療救護体制を構築するとともに、地域住民、関係機関、関係団体との連携強化を図ります。

図1 健康危機への対応の流れ



(図1出典：練馬区健康危機管理マニュアル)

国・都・他自治体の動向

- ①国では、地方公共団体が健康危機管理を適切に行うための具体的な対応について、手引書を整備すべきであるとして、地域保健の専門的、技術的かつ広域的拠点としての保健所の役割が果たせるよう、健康危機管理共通のガイドラインをまとめることとしています。他自治体においては、国のモデル補助金制度を利用して、組織体制づくりや訓練を実施している事例がみられますが、多くの自治体では具体的な取り組みがなされていないのが現状です。
- ②国では首都圏で近い将来発生する可能性のある首都直下型地震への対策が検討されています。都でも新潟県中越地震や福岡県西方沖地震から得られた課題や中高層ビルの増加など都の状況変化を踏まえ、平成17年度中を目途に新たな被害想定を策定するとしています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 健康部（練馬区保健所）健康推進課】

施策224

安全な衛生環境を確保する

この施策では…

区民が営業施設などを安心して利用できている状態をめざします!

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなだめぞう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
環境・薬事衛生の安全に関する区民の満足度	90%	90%	➡	環境・薬事衛生に関する不安の解消を測定する。面積の大きい区であるため、事業所が多く、それに比して苦情等件数も高止まりしている。
食に関する区民の満足度	90%	90%	➡	区民の食品衛生に関する不安の解消を測定する。

現 状

BSE問題などを契機として、食に関する情報について区民は非常に敏感になっており、引き続き、安全な衛生環境を確保することが求められています。平成17年度には、食に関するシンポジウムを開催しました。

また、食品衛生とは別に環境・薬事衛生についても区民の反応は敏感になっています。17年度に薬事業務が東京都から区に移管されたことに伴い、薬事担当の係を新設しており、食品衛生を含め、事業者に対する監視業務を通して区民が安心できる衛生環境の整備を図っています。

課 題

①区内の事業所は、新規開業・廃止などがあるものの、増加傾向にあり、それに伴って多角的な苦情が増加傾向にあるため、苦情対応や解決に取り組む必要があります。特に食の安全に区民の関心が高く食品中に異物が混入している等の苦情が数多く寄せられています。一方で食品安全基本法の施行や食品衛生法の改正があり、さまざまな情報の公表や施策への住民の意見を求める等の条文が盛り込まれています。

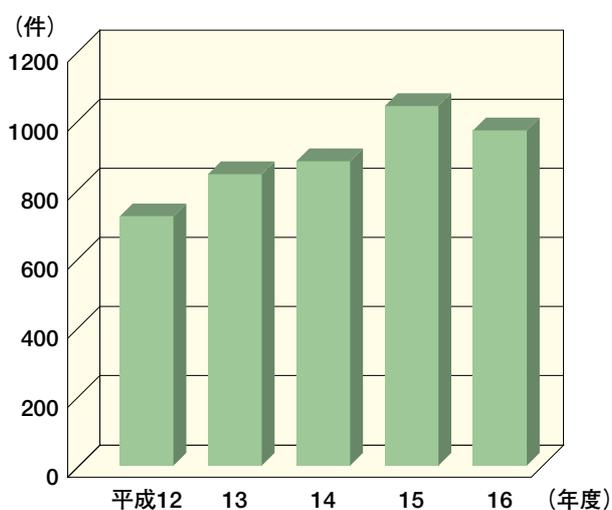
施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **営業施設等の衛生環境の確保**：環境・薬事衛生に関する区民の満足度を維持するため、区報・ホームページ等を利用し、適時適切な情報を提供します。また、個別の相談に適切に対応します。
- **安全な食生活環境の確保**：食品衛生に関する区民の満足度を維持するため、区報・ホームページ等を利用して適時適切な情報を提供し、また、個別の相談に適切に対応します。

表1 過去5年間の食品衛生苦情処理件数 (件)

年度	12	13	14	15	16
苦情内容					
異物混入	88	37	34	35	34
腐敗・変敗	2	7	6	5	0
カビの発生	13	7	5	11	4
異味・異臭	39	20	18	13	16
変色	5	3	6	3	6
変質	3	3	1	0	2
食品の取扱い	17	8	8	6	18
表示	3	4	10	8	9
有症	47	34	60	37	50
施設・設備	6	6	14	14	14
その他	29	24	17	23	19
総数	252	153	179	155	172

図1 苦情および相談件数の経年変化(総数)



(表1、図1出典：区生活衛生課)

国・都・他自治体の動向

内閣府に食品安全委員会が設置され、住民・事業者・行政間の意見交換を行う事業が数多く開催されています。

都においても、食品の安全を確保する施策に「安全をみんなで考え安心を育む」方針が加えられました。各区においても、区民への情報提供が推進されています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 健康部（練馬区保健所）生活衛生課】

施策225

地域における医療体制を確保する

この施策では…

日大練馬光が丘病院、順天堂練馬病院をはじめ区内の病院・診療所等の連携が十分に図られることにより、区民が身近な地域で必要に応じて適切な保健医療サービスが受けられている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
休日急患診療所事業の1日当たり受診者数	28.8人	30人	➡	初期救急医療体制の確保を測定する。区民が休日夜間の急病の際に身近な地域で適切な診療が受けられるため、インフルエンザの流行で記録的な患者数だった平成14年度を基準に1日当たり受診者数30人を水準として掲げる。
休日夜間急患診療事業満足度	83% (17年度)	88%	⬆	休日急患診療所利用者の満足度を測定する。利用者を対象にアンケート調査を実施し、「満足」または「やや満足」とする評価の占める割合をモノサシとして設定した。
かかりつけ医の紹介等電話相談件数	2,763件	3,800件	⬆	医療機能連携 ^{※1} の推進を測定する。平成11年度以来実施してきた事業実績を勘案し、今後の実績増の目標として、相談件数を毎年度5%増加させることをめざす。

現 状

区は、他自治体においてはほとんど前例のない日大練馬光が丘病院と順天堂練馬病院の2つの大学病院を誘致し、二次救急医療をはじめ、区内に不足する医療を実施してもらい、区内の医療体制の充実に努めています。

少子高齢化の進展により、医療制度改革を含めた社会保障制度のあり方が論議されています。特に区民からは、不足している小児救急医療への取り組みの充実が求められています。

また、平成17年7月に開院した順天堂練馬病院（病床数400床）を加えても、区内の病床数は人口10万人あたり約310床であり、23区平均の約900床の三分の一程度にとどまり、引き続き極端な病床不足の状況にあるため、地域における医療体制のさらなる確保が求められています。

課 題

①順天堂練馬病院が平成17年7月に開院し、今後は練馬区医師会や日大練馬光が丘病院をはじめ、地域医療にかかわる医療機関等の連携をさらに進めていく必要があります。

②小児救急医療については、初期救急医療を担う練馬区夜間救急こどもクリニックや石神井休日急患診療所と、二次救急医療を担う日大練馬光が丘病院、順天堂練馬病院との連携を推進する必要があります。

③東京都保健医療計画や都立病院改革プログラムにおいて、一般的な入院医療を含む住民に身近な地域医療の確保は区市町村の役割と位置づけられました。順天堂練馬病院の開院により、400床のベッド数が増床となりますが、今後、区内では増床が認められないことから、東京都に対し二次保健医療圏^{※2}見直しの要請を継続するなど、引き続き入院医療体制の充実・確保に努める必要があります。

用語解説

※1 医療機能連携：診療所などの「かかりつけ医」と高度な検査機器や入院医療機能を持つ「病院」、「高度先進医療機能を持つ病院」がそれぞれ必要に応じて患者を紹介するなど医療機能の役割分担と連携を行うこと。

※2 二次保健医療圏：東京都保健医療計画で定めている保健医療サービスを提供していくうえでの「地域的単位」のこと。初期、二次、三次があり、初期は区市町村の区域、三次は東京都全域です。二次保健医療圏は、一般的な入院医療を基本的に確保する「地域的な単位」とされ、練馬区は区西北部医療圏（練馬、板橋、北、豊島の4区）に属しており、都全体で13圏域となっています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **休日・夜間急患診療体制の充実**：休日・夜間急患診療体制の確保を図るため、練馬および石神井の休日急患診療所における休日夜間診療事業および練馬区夜間救急こどもクリニック事業を着実に継続します。また、練馬区小児救急医療連絡協議会を継続し、より良い小児救急医療のあり方を検討するとともに適切な受診に関する区民（患者）への普及啓発に努めます。さらに、休日夜間急患診療事業満足度についてアンケート調査を実施し、よりきめ細かな事業運営を図っていきます。
- **地域医療システムの推進**：かかりつけ医の紹介等電話相談件数を増やすため、平成17年度から、練馬区医師会が実施する「医療機能連携推進委員会」の運営を支援し、練馬区医師会、日大練馬光が丘病院、順天堂練馬病院等の医療機能連携の推進を図ります（このことにより、医師会医療連携センターの紹介能力の拡大、ノウハウの蓄積を図ります）。また、引き続き、区報で医師会医療連携センターの相談電話番号の区民周知を継続します。

図1 かかりつけの病院・診療所を決めている人の割合

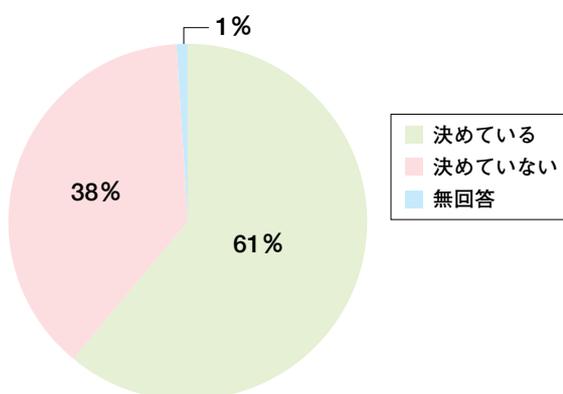
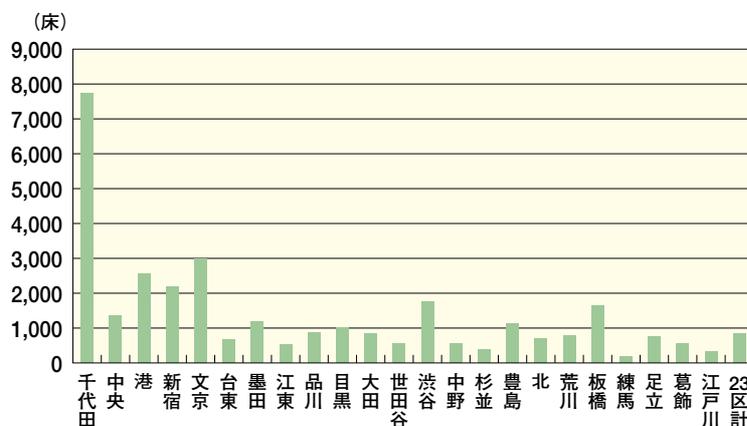


図2 23区病床数の比較(人口10万人当たり病床数)



(図1,2出典：区地域医療課)

国・都・他自治体の動向

国においては、急速な高齢化の進展や医療技術の進歩などの環境の変化に対応するために、継続的に医療制度改革に取り組んでいます。また、小児救急医療に関しても全国的な小児救急医療の体制整備に努めています。

都においては、都立病院の再編整備を進めるとともに、「東京都保健医療計画」^{※3}を平成14年12月に改定し、その中で医療供給体制整備の区市町村の役割を「プライマリーケアから一般的な入院を含む、住民に身近な地域医療の確保」と明示し、区市町村の主体的な取り組みを支援することとしています。

これまで、練馬区以外の特別区では入院医療の確保に取り組んでいませんでしたが、台東区が民間病院増床への支援や区立病院の整備を進めています。

また、小児救急医療については他区市でも「練馬区夜間救急こどもクリニック事業」^{※4}と同様の小児初期救急医療体制が整備されてきています（17年5月末現在16区市）。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 健康部(練馬区保健所)地域医療課】

※3 東京都保健医療計画：医療法に基づき東京都が策定する医療を提供する体制の確保に関する計画のこと。また、保健医療に関する都の施策の方向等を示す総合的な基本計画としての性格を持っています。おおむね5年ごとに見直されています。

※4 練馬区夜間救急こどもクリニック事業：小児初期救急医療体制の確保のために、365日毎準夜帯（平日の午後8時～11時、土日祝日の午後6時～10時）に小児科専門医による救急診療を実施しています。練馬区役所庁舎内にある休日急患診療所で平成13年6月から実施しています。

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
223	災害時医療救護体制 の構築と安全安心の まちづくり事業	災害時医療 救護体制の 構築	—	災害時医療 救護体制の 構築	<p>区が誘致した2つの大学病院を核とした災害時医療救護体制と安全安心のまちづくりについての調査を行い、この調査結果および関係機関等との協議により、災害時医療救護体制を構築します。あわせて、各大学病院に近接する公共施設等の活用や地域住民、関係機関・関係団体との連携強化を図ります。</p>
	事業費（百万円）			7	

Ⅱ だれもが健やかに暮らすために

政策23 子どもと子育て家庭を支援するまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

次世代を担う子どもは、家庭だけでなく、地域社会にとっても大切な存在です。しかし、共働き世帯の増加、核家族化の進行、都市化による地域のコミュニティの希薄化などにより、子育てに対する不安感や負担感を多くの保護者が感じています。



この政策では、子育て家庭の子育てに対する不安や負担感が軽減され、安心して子育てができ、子どもが健全に育っている状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

23 子どもと子育て家庭を支援するまちをつくる	子育て支援についての情報提供、相談機能の充実 子育て家庭の交流の促進
231 地域で子育てを支える	子育て家庭を地域で支える仕組みづくり 子どもが自ら考え、参画する機会の拡充 経済的な支援 次世代育成支援行動計画を推進する仕組みづくり
232 保育サービスを充実する	保育所待機児の解消 認可保育園の運営 多様な保育サービスの展開 民間の子育て支援事業への支援
233 子どもの放課後等の居場所を確保する	学童クラブ事業等の運営 児童館機能の拡充
234 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する	児童虐待防止対策の充実 ひとり親家庭の自立の支援

施策231

地域で子育てを支える

この施策では…

地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援することによって、安心して子育てができ、そして、子どもが健やかに成長することのできる状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
子育てのひろばの整備箇所数	2か所	12か所	↑	安心して子育てができる環境の進展を測定する。0歳から3歳までの子どもを在宅で育てる子育て家庭に、子育てのひろばの設置要望が高まっている。
ファミリーサポートセンター事業の利用延べ件数	25,096件	44,000件	↑	地域で子どもと子育て家庭を支える環境の進展を測定する。全国でもトップクラスの利用件数である。利用に地域的な偏りがあるので、援助会員の掘り起こしにより、さらに拡大を図る。

現 状

「練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書」（平成16年3月）によれば、多くの子育て家庭が、子育てに関する不安や負担を感じていることが分かります。「犯罪」や「交通事故」、「いじめなど」に対する精神的な不安感、「子育てによる身体の疲れ」という肉体的な負担感、「子育てで出費がかさむ」という経済的な負担感、「自分自身の自由な時間が持てない」という時間を拘束される負担感、在宅で子育てをする母親の社会からの疎外感などが、子どもを生き育てることを躊躇させる原因となっています。

核家族化の進行や出生率の低下により、家庭の単位が小さくなっています。また、都市化の進行などにより、地域との関係が希薄化しています。このため子どもたちは、さまざまな体験をする機会が減ってきています。

こうした中、地域で子育てを支えることが求められています。

課 題

①練馬区のこれまでの施策は、保育所や学童クラブの充実など、働いている家庭への支援に重点が置かれてきました。しかし、(財)子ども未来財団の「子育てに関する意識調査」（平成13年）によると、子どもを在宅で育てている子育て家庭は、家庭の中だけでの孤独な子育てに陥り、共働き家庭よりも大きな不安感や負担感を感じています。子育て家庭の不安感や負担感を和らげるため、行政だけでなく、地域や事業主と連携し、ともに子どもと子育て家庭を支えていく必要があります。

②子どもが健やかに成長し、自立した大人となり地域社会の一員として次代を担うことができるようにするため、地域住民と連携した事業などを通して、成長段階に応じたさまざまな体験ができるようにして、子ども自身の育つ力を伸ばす必要があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **子育て家庭の交流の促進**：0歳から3歳の子どもを育てる子育て家庭の交流の促進し、孤立感の解消を図るとともに、子育て相談を通じて子育ての不安の解消を図るため、民間の子育てのひろばへの支援を含め、子育てのひろばの整備箇所数を増やします。
- **子育て家庭を支える仕組みづくり**：区民同士が、助け合い精神で子育てを支援するファミリーサポートセンター事業の利用延べ件数を増やすとともに、地域的な利用者の偏りを解消するため、子ども家庭支援センターごとにファミリーサポートセンター事業の事務局を設置し、援助会員の掘り起こしを行います。
- **子ども家庭支援センターの整備**：子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターを整備し、子育てについての総合相談、子育て支援サービスの総合コーディネートを行います。

図1 就学前児童家庭の不安感、負担感

子育てに関する不安感や負担感

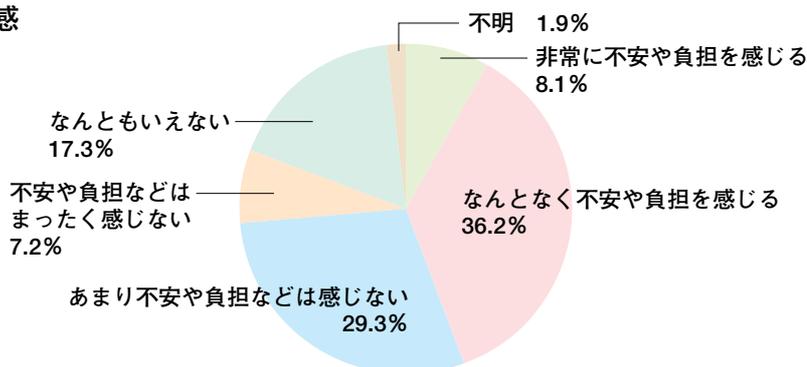
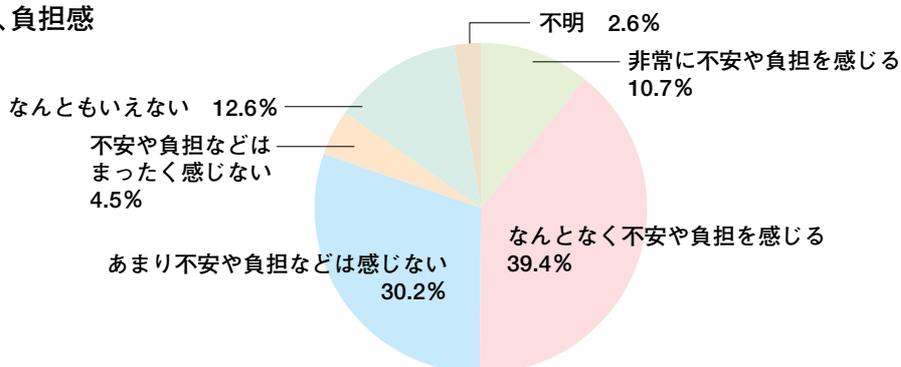


図2 小学生児童家庭の不安感、負担感

子育てに関する不安感や負担感



(図1,2出典:練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書)

国・都・他自治体の動向

国は、少子化の流れを変えるため、平成17年度から10年間の集中的な取り組みをするための「次世代育成支援対策推進法」を制定し、都道府県、区市町村および事業主に、行動計画を策定して次世代育成支援対策を実施することを義務づけました。練馬区もこの法律に基づき「練馬区次世代育成支援行動計画」を策定しました。

また、国は、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」を策定し、重点施策の具体的実施計画として「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」（平成17～21年度）を策定しました。この中で、「子育ての新たな支え合いと連帯」を重点課題の一つに掲げ、「きめ細かい地域子育て支援の展開」を進めることとしています。具体的には、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備する「つどいの広場事業の推進」や「ファミリーサポートセンター事業の推進」などを行うこととしています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 児童青少年部子育て支援課】

施策232

保育サービスを充実する

この施策では…

さまざまな保育サービスの充実が図られ、各家庭において必要なサービスを必要な時に利用できている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
保育園入園希望者受入率	97.2%	100%	↑	保育園入園待機児童の解消を測定する。すべての待機児童が解消された状態をめざす。
次世代育成支援行動計画、「保育サービスの充実」の計画事業進捗率	—	100%	↑	待機児童解消を除くその他の保育サービスの拡充の進捗状況を測定する。計画数の達成により多様な保育サービスが図られた状態をめざす。

現 状

女性の社会進出の増加による共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加、大規模なマンション開発などによる人口増（ファミリー世帯の転入）などにより、保育園の入園希望者は増えています。区・私立保育園、認証保育所、保育室など、さまざまな保育施設を活用し、平成12年～16年度の5年間で約650人の受入枠の増を図りましたが、依然として200人を超える待機児童がいます。

さらに、就労形態の多様化に対応した開所時間の延長や休日の保育、病後児の一時的な保育の実施、また、在宅の子育て家庭における育児疲れのリフレッシュ、冠婚葬祭などでの一時的な保育といった、さまざまな保育サービスの拡充が求められています。

そして、これらの保育サービスの拡充を実現するためにも、効率的な保育運営が求められています。

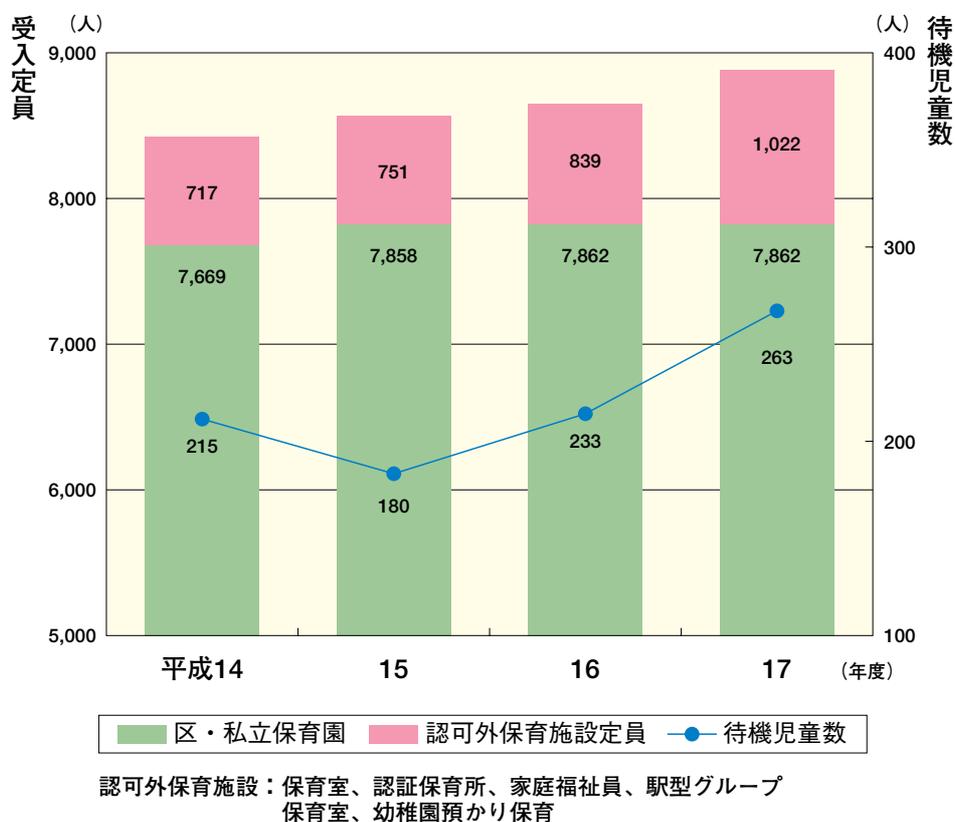
課 題

- ① 保育園入園待機児童の解消をめざして、区・私立保育園の新設、定員の見直し、認証保育所の増設などにより入所枠の拡大を図る必要があります。
- ② 延長保育・病後児保育・休日保育など多様な保育サービスの実施、拡充をし、さまざまな保育サービスの要望に応じていく必要があります。
- ③ 在宅子育て家庭への支援のために一時保育の拡充を図る必要があります。
- ④ さまざまな保育サービスを展開していくために、既存の保育園の委託化などにより効率的な運営を図り、財政的資源、人的資源を効果的に活用していく必要があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **保育所待機児の解消**：保育園入園希望者受入率を増やすため、次世代育成支援行動計画に基づき、区・私立保育園の受け入れ枠増および認証保育所・保育室などの保育施設を活用して、待機児童の解消を図っていきます。
- **多様な保育サービスの展開**：次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査をもとに、各保育サービスの必要量を次世代育成行動計画において策定しました。新規事業として休日保育、事業の拡充として病後児保育、延長保育、一時保育を計画し、保育園などでの新規開設時や既設園の業務委託に伴う人的・財政的資源の有効活用などにより、多様な保育サービスの充実を図ります。

図1 受入定員と待機児童数の推移（各年4月1日現在）



(図1出典：区保育課)

国・都・他自治体の動向

国では待機児童ゼロ作戦として、保育所設置基準の規制緩和などを推進しています。また児童福祉法の改正により、待機児童の多い自治体に対して平成17年度から保育計画の策定を義務づけており、今後はそれに基づいて各自治体は待機児童解消や各保育サービスの充実を図っていくことになります。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 児童青少年部保育課】

施策233

子どもの放課後等の居場所を確保する

この施策では…

子どもが児童館・学童クラブなどを拠点として、さまざまな事業に参加・参画している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
児童館の定員数に対する1日当たりの来館者数の割合	74.5%	100%	↑	児童館の活動として魅力的な企画を展開できれば来館者が増加する。児童館総定員数は、2,700人。
学童クラブ入会希望者受入率	96.7%	100%	↑	学童クラブ入会待機児童の解消を測定する。すべての待機児童が解消された状態をめざす。政令指定都市を除き、区市町村での学童クラブの施設数は、練馬区が最大。
放課後児童等の広場事業実施施設数	3所	15所	↑	放課後等保育に欠ける児童の民間の子育ちの場の整備状況を測定する。放課後等保育に欠ける児童の居場所の選択肢が拡大する。

現 状

少子化、核家族化の進行する中、子どもを取り巻く地域環境や子育て環境が厳しくなっています。乳幼児期における孤立しがちな母子関係や、少年期の希薄な人間関係は、子どもの健やかな成長にとって大きな問題になっています。

また、都市化の進展に伴い、子どもの遊び場の確保が困難になり、良好な地域コミュニティを形成することが難しく、家族の孤立化が社会問題となっています。

保護者の就労などにより、放課後保育に欠ける児童が年々増加の傾向にあります。社会情勢の変化とともに就労形態も多様化し、母親の就労も増加傾向にあります。保育所、学童クラブの待機児童の解消が問われています。

そうした中、児童の居場所を確保することが求められています。

課 題

- ①遊ぶ時間や遊び場の減少などにより、遊びの経験が不足し、子どもたちの人間関係も希薄になっています。人間関係を学習する機会を増やし、地域の中で子どもたち同士のつながりを強めるとともに、大人との交流の場を拡大する必要があります。
- ②成長段階に応じた居場所や遊び場で、さまざまな体験機会を通じて、多様な価値観に触れることが求められています。児童館や地区区民館等の児童室では、地域の人材の活用や魅力ある活動を展開し子どもたちの体験の機会を提供するため、地域的偏在を解消し、活動内容を充実する必要があります。教育委員会では、放課後の全児童対策として小学校で学校応援団事業がモデル的に始まり、今後、この事業との連携を図る必要もあります。
- ③放課後保育に欠ける児童については、毎年入会枠を増加させても、希望の学童クラブに入会できない待機児童が増える傾向にあり、待機児童を解消する必要があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **児童館機能の拡充**：魅力ある児童館事業を行うために、地域の人材活用を図るとともに、利用対象となる児童・保護者の意見が反映できるよう運営協議会や児童館子どもスタッフの活用を計画します。また、児童館の開館時間の拡大や老朽化した施設の改修を計画的に進めます。
- **学童クラブ等の運営**：学童クラブ入会希望者受入率を高めるため、施設の増改築等による受け入れ人員の拡大を図ります。また、放課後児童の広場事業実施施設の拡大を長期計画事業として取り組みます。今後、放課後児童等の広場事業の必要性をPRし、地域の子育てを担う担い手を育成します。

表1 学童クラブ入会希望者受け入れ状況

年度	クラブ数（か所）	定員数（人）	受入児童数（人）	待機児童数（人）
平成11	86	3,260	3,105	17
平成12	86	3,265	3,202	37
平成13	87	3,315	3,327	71
平成14	87	3,320	3,483	75
平成15	87	3,325	3,590	117
平成16	87	3,325	3,631	122
平成17	87	3,340	3,712	155

（表1出典：区子育て支援課）

国・都・他自治体の動向

国は、新たに学校を拠点とした全児童対策事業をスタートさせるとともに、放課後児童の健全育成事業では、放課後児童クラブ設置促進事業や放課後児童クラブ障害児受入促進事業等の充実を図っています。都においても、福祉改革のための特別予算措置として、学童クラブの建設補助や、運営内容の拡大に対し補助金交付を行っています。

世田谷区、品川区、豊島区などでは、学童クラブ事業を全児童対策の活動の一部に組み込み、放課後の留守家庭児童の対応を実施しています。学童クラブの待機児解消対策として、各自治体ごとに多様な対応策が図られています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 児童青少年部子育て支援課】

施策234

特に援助が必要な子どもと 子育て家庭を支援する

この施策では…

特に援助が必要な子どもと子育て家庭の問題解決を支援することで子どもが健全に成長し、子どもの人権が守られている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
児童虐待防止地域協議会の設置数	—	3組織	↑	地域ごとの関係機関の連携は児童虐待の予防・早期発見などに貢献する。子ども家庭支援センターが福祉事務所地域ごとに設置されることに伴い、それぞれに地域協議会を設置する。

現 状

子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することは、未来を担う子どもに対して社会が行うべき重要な課題です。しかし、近年児童虐待相談件数が増加傾向にあり、児童虐待防止対策の充実が望まれています。

また、離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭の伸びも顕著であり、ひとり親が「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」を図らねばならず、その負担は大きいものとなっています。そのため、子どもの養育に困難を伴っています。

子ども自身への人権尊重および健全な成長を保障するための援助を有効に行うためには、親への援助を続ける必要があります。

課 題

- ①児童虐待については、早期発見のための相談体制の充実および児童虐待防止のための関係機関のネットワーク強化を区と練馬区児童虐待防止協議^{*}会でさらに進める必要があります。
- ②予防のための子育て支援事業（特に乳幼児対象事業）の充実を要するため、今後さらに次世代育成支援行動計画事業を推し進める必要があります。
- ③課題を各地域において綿密に実施するためには、地域協議会の立ち上げを実施する必要があります。
- ④ひとり親については、経済的な自立および援助のための就労支援、各種資金貸付などを充実する必要があります。

用語解説

※ 練馬区児童虐待防止協議会：関係機関の連携で児童虐待の防止、速やかな対応をすることを目的とした練馬区内関係機関で構成する会議体のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **児童虐待防止地域協議会の設置**：児童虐待の防止、速やかな対応を図ることを目的に、区全体の課題を担当する児童虐待防止協議会を設置しています。今後はおおむね4つの福祉事務所地域を担当する4つの地域協議会を設置し、関係機関の連携を強化することにより、子どもと家庭の身近なところで児童虐待の防止を図ります。17年4月に改正された児童福祉法により置くことができるとされた要保護児童の適切な保護を図ることを目的とする要保護児童対策地域協議会については、児童虐待防止協議会において組織・運営について検討していきます。
- **ひとり親支援のための体制の整備**：ひとり親支援のためのさまざまな施策を総合的に調整する組織を整備し、経済的な自立および支援のため、就労支援事業などの充実について検討を進めます。

表1 子ども家庭支援センターが受けた経路別児童虐待相談・通報件数

相談・通報を行った関係機関等	保護者親族等	近隣知人	児童委員	児童相談センター	保健相談所	福祉事務所	児童福祉施設	学校等	その他	合計
16年度	28	39	21	17	31	11	29	22	13	211
15年度	0	54	14	12	11	7	27	7	12	144

(表1出典：区子育て支援課)

国・都・他自治体の動向

国は児童福祉法および児童虐待防止法を改正し、従来児童相談所が主となって対応してきた児童虐待対応について、区市町村にその対応義務を明記し、一次相談を地域の役割、専門相談を児童相談所の役割とし役割の分担を求めています。また、最も子どもの身近で対応する関係機関の職員の早期発見義務、国民を含む通告義務などを明文化しました。

ひとり親対策としては、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に重点を置き、離婚後の生活の激変を緩和するための、ひとり親家庭となった直後の支援および就労自立支援をする方針です。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 児童青少年部子育て支援課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
231	子ども家庭支援センターの整備	4 箇所	1 箇所	3 箇所	子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターを福祉事務所地域ごとの4か所に設置します。
	事業費（百万円）			101	
231	子育てのひろばの整備	区営4 箇所 民設8 箇所	区営3 箇所	区営1 箇所 民設8 箇所	未就園児のいる子育て家庭の交流を促進し、孤立感の解消を図るため、子育てのひろばを増設します。
	事業費（百万円）			8	
231	ファミリーサポート事業の充実	○ファミリーサポートセンター 1 箇所 ○ファミリーサポート支所 3 箇所	ファミリーサポートセンター 1 箇所	ファミリーサポート支所 3 箇所	区民が助け合いの精神で、身近な地域で主体的に育児援助活動を行うことを支援するファミリーサポート事業の運営を充実・強化します。
	事業費（百万円）			0	
232	保育所待機児の解消	○認可保育園 81園 定員8,252人 ○認可外保育施設 89か所 定員1,262人	○認可保育園 77園 定員7,862人 ○認可外保育施設 85か所 定員1,142人	○認可保育園 4 園新設・2 園改築・改修 定員390人 ○認可外保育施設 4 箇所 定員120人	認可保育園および認可外保育施設の児童定員を増やすことにより保育所待機児の解消をめざします。
	事業費（百万円）			201	
232	多様な保育サービスの充実	○病後児保育 5 箇所 ○休日保育 6 箇所 ○一時保育 8 箇所 ○延長保育 朝30分 5 箇所 夕1 時間35 箇所 夕2 時間6 箇所	○病後児保育 2 箇所 ○休日保育 未実施 ○一時保育 2 箇所 ○延長保育 朝30分 1 箇所 夕1 時間29 箇所 夕2 時間2 箇所	○病後児保育 3 箇所 ○休日保育 6 箇所 ○一時保育 6 箇所 ○延長保育 朝30分 4 箇所 夕1 時間6 箇所 夕2 時間4 箇所	保護者の多様な就労形態やさまざまな保育サービスへの要望に対応した保育サービスの拡充を図ります。
	事業費（百万円）			2	
233	放課後児童健全育成事業の充実	○学童クラブ 92施設 ○放課後児童等の広場事業 15施設	○学童クラブ 89施設 ○放課後児童等の広場事業 5 施設	○学童クラブ 3 施設 ○放課後児童等の広場事業 10施設	放課後等の保育に欠ける児童の健全育成を図るため、学童クラブ事業を充実するとともに、保護者の就労形態の多様化や児童の放課後の過ごし方に柔軟に対応するため、地域のNPO等の団体の運営費を補助します。
	事業費（百万円）			121	

Ⅱ だれもが健やかに暮らすために

政策24 高齢者が暮らしやすいまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

少子高齢化の進行により、平成25年には練馬区民の5人に1人が65歳以上の高齢者になると予想され、こうした超高齢社会に起因するさまざまな問題に的確に対応することが求められています。また、高齢者の生活様式や家族構成、健康状態、経済状態などが多様化していることに伴い、個々の高齢者に対応したきめ細かい取り組みが必要になっています。



この政策では、高齢者が社会の担い手として活躍できるように支援することや生活機能の低下を補うサービスを提供することなどにより、一人ひとりの高齢者が生き生きと暮らすことができる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

24 高齢者が暮らしやすいまちをつくる

241 地域で高齢者を支える

- 地域支え合いネットワークの構築
- 情報提供体制の整備
- 相談機能の充実
- 経済的な支援

242 高齢者の多様な社会参加を支援する

- 学習・スポーツの機会の充実
- 世代間交流の促進
- 老人クラブへの支援
- 就労の支援
- 高齢者センター・敬老館の運営

243 特定（虚弱）高齢者の自立を支援する

- 介護予防施策の充実
- 特定（虚弱）高齢者への生活支援

244 要介護高齢者の自立を支援する

- 介護保険サービスの実施
- 介護保険サービスを円滑に利用するための支援
- 重度化予防
- 要介護高齢者への生活支援
- 認知症高齢者への支援
- 介護者への支援

245 高齢者の生活基盤づくりを支援する

- 住まい方の支援
- 介護保険施設の整備

施策241

地域で高齢者を支える

この施策では…

民生委員、町会、老人クラブ、NPOなどが連携して地域の高齢者を見守り、支援し、また、「見守り・支援の輪」に高齢者自らが参加している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
ひとりぐらし高齢者等実態調査から要援護高齢者を発見し、必要なサービスの提供に結びついた数	1,566人 (13年度)	増加	↑	ひとりぐらし高齢者等が必要なサービスを受けられる状況を測定する。今後、ひとりぐらし高齢者等は、増加することが予想されるが、見守りネットワークが機能することにより、実態調査から必要なサービス提供に結びつく人数については、13年度の調査時の人数から増加するものとする。
町会自治会・老人クラブ等のネットワーク協力数	—	増加	↑	地域で高齢者を支えていく仕組みの広がり測定する。さまざまな団体との連携が考えられるため、目標は「増加」とする。
地域のミニデイ等介護保険による介護予防サービス以外に行われている自主的活動を行っている高齢者数	—	増加	↑	高齢者が見守られるだけの受動的な立場ではなく、自らも見守る仕組みに参加している状況を測定する。現段階では自主的活動を行っている高齢者数を把握していないため、目標は「増加」とする。

現 状

高齢者が安心して地域で生活し続けるためには、介護保険サービスや区の高齢者サービスのみならず、地域住民やボランティア団体による相互支援を充実させる仕組みが重要です。民生委員・町会・老人クラブなどのほか、地域のNPO団体などの連携により、地域で高齢者を支えていく仕組みと、高齢者が自ら参加していける仕組みが求められています。

課 題

- ①在宅介護支援センターを拠点として高齢者見守りネットワーク事業を構築しているところですが、民生委員と町会・老人クラブ、町会とNPOなど地域団体同士の連携強化を図るため、連携・交流を進めていく必要があります。
- ②町会・老人クラブなどに所属していない高齢者の見守りや支援についても検討していく必要があります。
- ③平成18年度に設置予定の地域包括支援センターは、地域における(1)総合相談・支援、(2)虐待防止を含む権利擁護、(3)介護予防マネジメント、(4)包括的・継続的マネジメントを担う機関です。今後は、この地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センターや介護サービス事業所を含めた（高齢者の虐待防止や認知症*高齢者の徘徊ネットワークを含む）地域支え合いネットワークを構築していく必要があります。

用語解説

※ 認知症：成人に起こる認知障害で、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態のこと。認知症を起こす原因の多くは病気によるものであり、代表的なものとしては、「アルツハイマー型認知症」と「血管性認知症」がある。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **地域支え合いネットワークの構築**：民生委員の協力により、ひとりぐらし高齢者等実態調査を実施し、その中で、要援護高齢者でサービスに結びついていない高齢者に対して、地域の在宅介護支援センターが、ご用聞き福祉により、実態把握・介護予防サービスを結びつけていきます。また、地域包括支援センターによる介護予防のサービス計画により、サービスを受けるとともに、地域でのサークル活動を通して、「見守り・支援の輪」に高齢者自らが参加できる体制を整備していきます。

表1 ひとりぐらし高齢者等実態調査における65歳以上のひとりぐらし高齢者数の推移

調査実施年	高齢者人口 (ア) (人)	ひとりぐらし高齢者数		住民基本台帳上の単身世帯 (人)
		(イ) (人)	(イ/ア)(%)	
昭和57年	39,099	2,365	6.04	4,031
昭和62年	51,019	3,640	7.13	9,242
平成2年	56,254	4,320	7.68	11,592
平成5年	66,784	5,438	8.14	14,311
平成9年	87,203	9,623	11.04	18,467
平成13年	103,562	13,701	13.23	24,003

※各回調査の基準年月日は異なる。

(表1出典：「練馬区ひとりぐらし高齢者等実態調査報告書」(平成14年6月))

国・都・他自治体の動向

地域支え合いネットワークは、各区も検討を迫られています。他区の主な事例は、つぎのとおりです。

- 足立区……………あんしんネットワーク
- 江戸川区……………生活安心応援ネットワーク
- 千代田区……………ぬくもりネットワーク

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部地域福祉課】

施策242

高齢者の多様な社会参加を支援する

この施策では…

社会参加を通じ高齢者が社会を担う一員として活躍している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
（仮称）地域福祉パワーアップカレッジの60歳以上の卒業生のうち社会参加活動をしている方の割合	—	30%	↑	区民と協働で築く地域福祉を実現するため創設する（仮称）地域福祉パワーアップカレッジ卒業生の活動者に着目し、測定する。
アクティブシニア支援室*における就職率（就職件数／紹介件数）	48%	50%	↑	アクティブシニア支援室における就職率に着目し、測定する。

現 状

平成17年1月現在、区内の65歳以上の高齢者人口は約11万7千人で、区人口の約17.1%を占めます。今後、この比率は上昇し続け、平成25年には2割（約13万9千人）を超え、超高齢社会が到来すると予想されています。

一方、町会や老人クラブ、ボランティア活動などを行っている高齢者は約16%（平成16年度高齢者基礎調査）と少数となっています。また、高齢者の多くは60歳を過ぎても就労を望んでいます（平成16年度高齢者基礎調査）

このような状況の中で、高齢者が生き生きとした生活を送れるよう、活力あふれる地域社会を維持していくためには、高齢者自身が社会を担う一員として活躍できるまちを築いていく必要があります。

課 題

- ①社会活動に関心がある高齢者を増やしていく必要があります。
- ②高齢期の社会参加を促進するためには、高齢者のみならずこれから高齢期を迎える方も対象として捉える必要があります。
- ③社会参加は高齢者自身が主体となり進めていく必要があります。そのためには区としてどのような支援を行っていくかを検討する必要があります。
- ④高齢者が身近な地域で就労できるよう支援する必要があります。

用語解説

* アクティブシニア支援室：石神井公園区民交流センター内において練馬区シルバー人材センターが運営している無料職業紹介所。60歳以上の方を対象に臨時的、短期的な仕事などを紹介しています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **高齢者（区民）主体の取り組みへの支援**：（仮称）地域福祉パワーアップカレッジの創設や老人クラブへの支援などを通して高齢者（区民）主体の取り組みを支援します。
- **働く機会の充実**：アクティブシニア支援室やシルバー人材センターの会員向け事業支援を通し、高齢者の働く機会の充実を図ります。
- **高齢者センターの整備**：高齢者の健康や教養、福祉の増進を図るため、高齢者センターを整備します。

図1 町会・自治会・ボランティア・NPO活動の参加状況

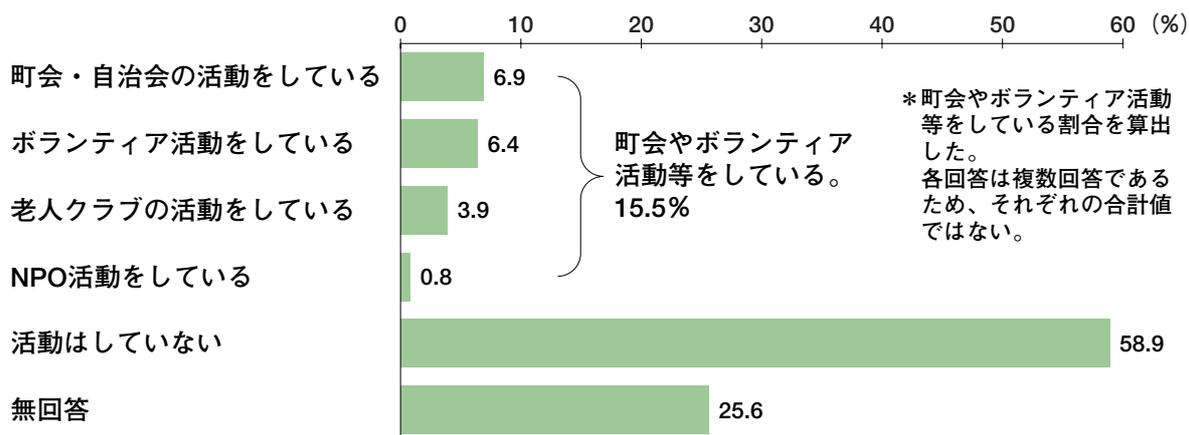
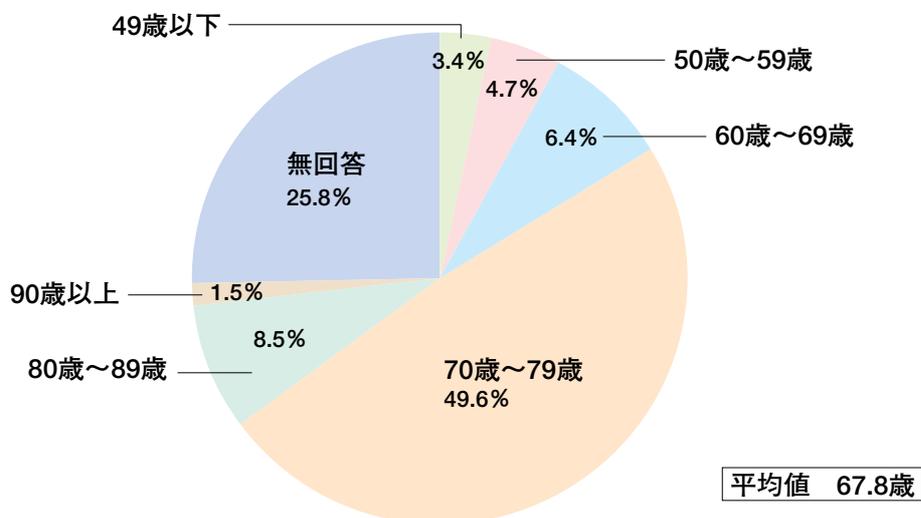


図2 就労を希望する年齢・就労していた年齢



(図1,2出典：練馬区高齢者基礎調査報告書（高齢者一般）（平成17年3月）

国・都・他自治体の動向

国においては、平成7年に「高齢社会対策基本法」を施行するなど、高齢社会に対応する取り組みを強めています。また、平成16年に65歳までの段階的な定年の引き上げなどを定めた「改正高年齢者雇用安定法」を施行しています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部高齢社会対策課】

施策243

特定（虚弱）高齢者の自立を支援する

この施策では…

特定（虚弱）高齢者ができるかぎり介護を必要とせずに自立した生活をおくり、老化による衰えの予防に普段から取り組めるようになっていく状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
いきがいデイサービス事業に参加することによって外出の機会が増えた人の割合	33%	50%	↑	外出が増えることにより、閉じこもりの防止、介護予防に資すると考えるため。利用者アンケートで参加により外出の機会が増えたと回答した人数／アンケート回収人数。
体力測定による改善率	89%	90%	↑	転倒に関する体力の改善を測定する。対象者に後期高齢者が多く、基礎疾患など心身機能の低下が考えられるため目標値を90%とした。

現 状

平成16年練馬区高齢者基礎調査によると要支援・要介護状態になる恐れのある人は平成18年度は高齢者の4.4%、5,482人と推計されています。介護予防施策の充実については、平成15年度地域リハビリテーション検討委員会の検討結果に基づき、平成16年度から、介護予防リハビリテーション事業の開始など、各部署での取り組みを進めているところです。また、特定（虚弱）高齢者の生活支援については高齢者生活支援ホームヘルプサービスや食事サービスなどを行っていますが、介護保険制度の改正に伴い、見直しが求められています。

課 題

①介護保険制度の見直しに伴い、庁内組織である介護保険部会介護予防システム分科会で総合的な介護予防システムの構築に向けて、関係部署による検討を進めているところです。なかでも、地域支援事業である要支援・要介護になる恐れの高い方などの発見、介護予防プランの作成（介護予防マネジメント）、効果的な介護予防サービスの提供など、特定（虚弱）高齢者への介護予防施策は市町村の責任が大きいいため、具体的な計画の作成や実施に向けて組織的に対応する必要があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **介護予防施策の充実**：いきがいデイサービス事業に参加することによって外出の機会が増えた人の割合を増やすよう、利用者が楽しく参加でき、かつ介護予防に効果のあるプログラムを提供します。また、転倒に関する体力の改善を図るため、個々人の生活に即した目標を参加者から引き出し、個々人に合ったプログラムを実施します。
- **特定（虚弱）高齢者への生活支援**：高齢者生活支援ホームヘルプサービスの充実のため、平成18年4月からの新予防給付の事業とあわせ、高齢者生活支援ホームヘルプサービスの対象者、サービス内容を見直し、介護予防の観点に立ったサービスを提供します。

表1 18年度以降の地域支援事業対象者数の見込みについて

	18年度	19年度	20年度
地域支援事業 対象者数	2,492人	4,154人	6,486人
高齢者人口に 占める率	2.00%	3.23%	4.90%

(表1出典：区介護保険課)

国・都・他自治体の動向

平成18年度の介護保険制度の改正に伴い、特定（虚弱）高齢者への地域支援事業としての介護予防事業は市町村の責任のもと、地域の創意工夫によるところが大きいため、今後の取り組みにより地域差が現われてくると考えられます。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部介護予防課】

施策244

要介護高齢者の自立を支援する

この施策では…

要介護状態になったとしても、介護保険制度を活用することにより自立し安心した居宅生活が続けられている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
要支援から要介護状態に移行しない人の割合	—	10%	↑	居宅生活の継続を測定する。国の参酌標準を用いた（10%）。18年度新予防給付サービス開始のため、その仕組みが軌道に乗るまでは、目標を低めに設定する。18年度実績8%、19年度実績9%、20年度以降実績10%とする。

現 状

2025年には、日本の高齢者人口は3500万人というピークを迎えます。特に都市部における高齢化が最大になる時期だといわれています。練馬区も例外ではなく、向こう10年間で高齢者人口は約1.3倍、そのうち後期高齢者は約1.4倍に増加することが見込まれています。

現在、練馬区では要介護高齢者（要支援・要介護状態の方）のうち78.5%が後期高齢者であり、人口の伸びと合わせて、要介護高齢者の増加が最大になることが見込まれます。

練馬区では、高齢者がたとえ介護を要する状態になったとしても、住み慣れた家庭や地域で生活を続けていけるよう、「居宅生活重視」の視点を高齢者施策の中心に置き、介護保険サービスの充実を図るとともに、自立支援の観点からも、サービスを総合的・一体的に提供できるよう施策の充実を図ることが求められています。

課 題

- ①介護度が軽度（要支援・要介護1）の方々が要介護高齢者の約46%を占めるまでに増加してきたことに対処する必要があります。
- ②単身および老々世帯が急増していることに対処する必要があります。
- ③認知症高齢者の数が伸びていることに対処する必要があります。
- ④特別養護老人ホームへ入所を希望する方が増えていることに対処する必要があります。
- ⑤居宅生活を継続させる仕組みを整える必要があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **介護保険サービスを円滑に利用するための支援**：要支援から要介護状態に移行するのを防止するため、要支援者と認定された方の介護予防サービス計画の作成は「地域包括支援センター」で実施します。地域包括支援センターは、介護保険制度の改正に伴い、平成18年4月から区が設置するものです。練馬区では、公正・中立な立場で、区が責任を持って効果の上がるケアマネジメント体制を整備していきます。
- **認知症高齢者への支援**：認知症高齢者の介護経験のある家族の方が中心になって、認知症高齢者に対する介護相談と見守り介護サービスを実施していきます。また、徘徊する高齢者を早期に発見し保護する仕組みとして、町会、自治会、老人クラブ、警察、消防などとのネットワークづくりを進めていきます。

表1 第1号被保険者数（平成16年12月末現在）

65歳以上	117,528人
-------	----------

表2 要介護認定者の状況（平成16年12月末現在）

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	認定率
第1号被保険者	2,027人	6,028人	2,753人	2,387人	2,280人	2,021人	17,496人	14.9%
第2号被保険者	26人	172人	133人	97人	83人	95人	606人	
合計	2,053人	6,200人	2,886人	2,484人	2,363人	2,116人	18,102人	15.4%
構成比	11.3%	34.3%	15.9%	13.7%	13.1%	11.7%	100.0%	

認定率は、第1号被保険者数に対するもの

表3 平成16年12月分要介護認定審査の要介護認定者に占める認知症高齢者の割合

	認知症の症状がみられない方	何らかの認知症の症状がみられる方		合計
			このうち、見守りや介護サービスなどが必要とされる方	
要介護認定者（人）	676	1,311	（内数）864	1,987
構成比（%）	34.0	66.0		100.0

* 要介護認定者には第2号被保険者を含む

（表1,2,3出典：区介護保険課）

国・都・他自治体の動向

現在、国においては発足後5年を経過した介護保険制度の見直し改革を進めています。改正の概要としてはつぎのとおりです。

- ① 予防重視型システムへの転換
- ② 新たなサービス体系の確立
- ③ サービスの質の確保・向上
- ④ 施設給付の見直し
- ⑤ 費用負担の在り方、制度運営の見直し

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部介護保険課】

施策245

高齢者の生活基盤づくりを支援する

この施策では…

高齢者の生活基盤づくりを支援し、ライフスタイルにあった生活が送れる状態を目指します！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
住まいについての講演会や講座などの参加者数	30人	100人	↑	高齢期の住まいについての講演会や講座などの参加者数に着目し、測定する。
介護保険施設の整備率	1.82%	2.02%	↑	介護保険施設の利用可能者数を測定する。介護保険施設の整備定員数／高齢者人口 定員数：平成16年度2,069人、平成22年度2,750人（特養〔小規模特養含む〕、老健、療養病床）

現 状

高齢者や要介護高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の持ち家率は約8割（平成16年度高齢者基礎調査）と高い割合を示しています。また、自分が要介護状態になった場合、自宅での生活を6割が望んでいます（平成16年度高齢者基礎調査）。一方、平成17年3月現在、特別養護老人ホームの待機者は約2千3百人余りとなっています。待機者の解消は待ったなしの状況です。

こうした中、高齢者のライフスタイルにあった生活基盤づくりの支援が急務となっています。

課 題

- ①持ち家率の高さ、要介護状態時における居宅生活の継続希望の高さを踏まえ、居宅生活を継続するための支援方法などを検討していく必要があります。
- ②要介護高齢者などの急増を踏まえ、特別養護老人ホームなどの介護保険施設を整備する必要があります。

用語解説

※1 地域密着型サービス：認知証高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、日常生活圏域内でサービスの利用および提供が完結するサービスを類型化（①小規模（定員29人以下）特別養護老人ホーム、②認知証高齢者グループホーム、③小規模（定員29人以下）の介護専用型特定施設、④小規模多機能型居宅介護、⑤認知証対応型デイサービス、⑥夜間対応型訪問介護）し、区市町村が事業者の指定および指導・監督を行うとされたものです。原則として、その区市町村の住民以外は利用できません。

※2 日常生活圏域：住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、その他の条件を総合的に勘案して、区市町村が介護保険事業計画において定めるものです。練馬区では、これまで福祉施策を推進するため、総合福祉事務所体制をとってきており、この体制を強化・充実する考え方から、総合福祉事務所管轄と同一地域とします。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **住まいづくり・住まい方の支援**：住まいに関する情報の受発信の充実や高齢者向けの住宅の確保などにより、高齢期の住まいづくり・住まい方を支援します。
- **介護保険施設等の整備**：介護が必要な高齢者のために、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの誘致を図るとともに、介護保険制度の見直しにより創設された地域密着型サービス^{*1}の提供事業者を日常生活圏域^{*2}（練馬、光が丘、石神井、大泉の4地区）ごとに誘致します。

図1 住居形態

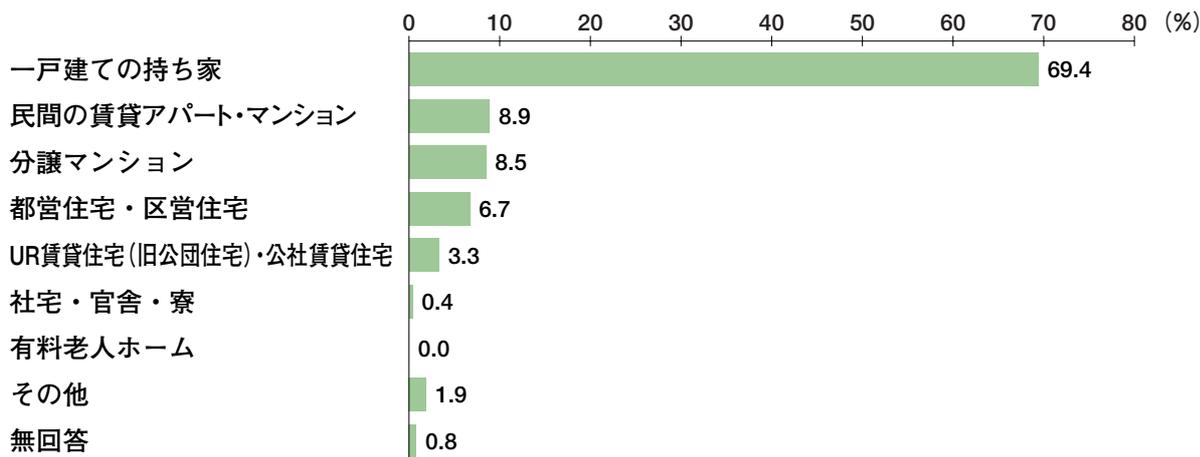
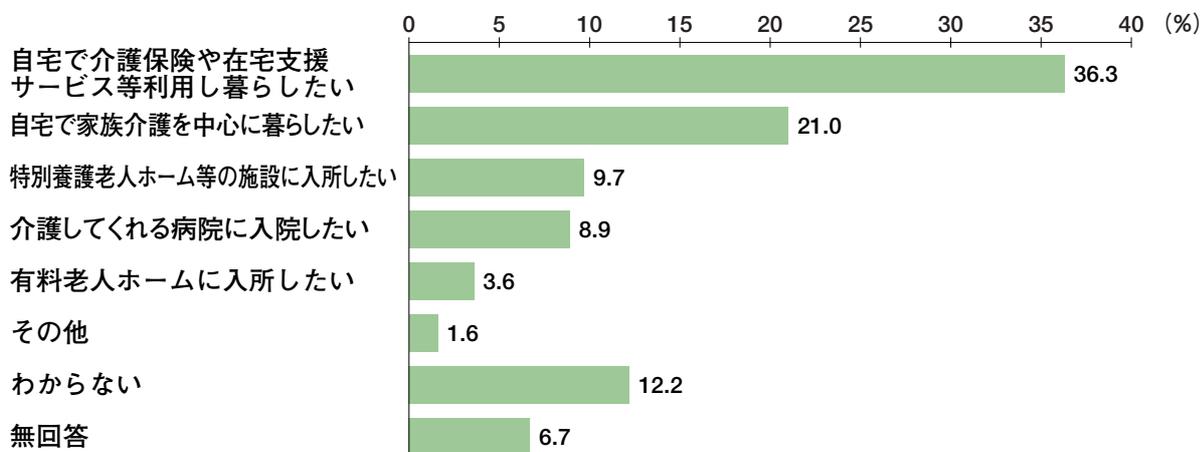


図2 自分の希望する介護



(図1,2出典：平成17年3月練馬区高齢者基礎調査報告書（高齢者一般調査）)

国・都・他自治体の動向

国においては、平成13年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を施行し、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給促進を図っています。

国は施設整備についての補助制度を変更し、新たに平成17年度から地域介護・福祉空間整備等交付金を創設し、地域における公的介護施設等の計画的な整備を支援しています。

都は、補助制度を利用して居住環境に配慮した個室ユニット型の特別養護老人ホームの整備を進めています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部高齢社会対策課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
242	高齢者センターの整備	4館	3館	1館	高齢者の健康や教養、福祉の増進を図るため、高齢者センターを整備します。整備に当たっては、筋力向上トレーニングなどの介護予防事業を推進するために、介護予防拠点機能を備えたものとして行います。
	事業費（百万円）			338	
245	特別養護老人ホームの整備	1,362床 (この他に小規模特別養護老人ホーム189床を整備)	1,170床	192床 (この他に小規模特別養護老人ホーム189床を整備)	常時介護が必要な高齢者が安心して暮らせる施設として、民設の特別養護老人ホームの整備補助を行います。
	事業費（百万円）			949	
245	介護老人保健施設〔短期入所（ショートステイ）療養介護を含む〕の整備	920床	620床	300床	病状安定期にあり、入院治療の必要がない高齢者等の在宅復帰を支援する施設として、民設の介護老人保健施設の整備補助を行います。
	事業費（百万円）			600	
245	短期入所（ショートステイ）生活介護施設の整備	224床	164床	60床	介護者が一時的に介護できない場合に、介護が必要な高齢者を介護者に代わって介護するため、民設の短期入所生活介護施設の整備補助を行います。
	事業費（百万円）			60	
245	地域密着型サービス拠点等の整備	○入居型サービス 609人 (このうち小規模特養189人)	○入居型サービス（※認知症高齢者グループホーム） 141人	○入居型サービス 468人 (このうち小規模特養189人)	地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するため、新たに創設される地域密着型サービス拠点等の整備補助を行います（※印は従来からあるサービス）。 入居型サービス ※認知症高齢者グループホーム 小規模特別養護老人ホーム 通所型サービス 小規模多機能型居宅介護 ※認知症対応型デイサービスセンター 訪問型サービス 夜間対応型訪問介護ステーション
		○通所型サービス 441人	○通所型サービス（※認知症対応型デイサービスセンター） 166人	○通所型サービス 275人	
		○訪問型サービス 2か所		○訪問型サービス 2か所	
事業費（百万円）			1,003		

Ⅱ だれもが健やかに暮らすために

政策25 障害者が自立して暮らせるまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

どんなに障害が重くても、住みなれた地域で、自分らしく豊かに暮らし続けていくことが望まれています。今後は、障害者自立支援法の施行により、障害種別にかかわらず、共通の制度のもとで一元的にサービスを提供する仕組みが創設されます。



この政策では、障害者が、障害の種別を問わず、必要なサービスを選択しながら地域で生活し、就労や社会参加ができる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

25 障害者が自立して暮らせるまちをつくる	地域相談支援 移動支援
251 地域で障害者を支える基盤をつくる	コミュニケーション支援 地域交流の推進 精神障害者への支援 経済的な支援
252 障害者が必要とするサービスを提供する	訪問サービス 訪問サービス以外の居宅サービス
253 障害者の生活の場づくりを支援する	日中活動支援事業の充実 居住支援サービスの充実
254 障害者の就労・社会参加を推進する	就労移行・就労継続支援の実施 要支援障害者の雇用 学習・スポーツの機会の充実
255 障害の早期発見や早期療育、自立訓練の体制を整える	自立訓練（機能、生活） 障害児保育の充実 妊婦・乳幼児健診の充実 心身障害者福祉センターの運営

施策251

地域で障害者を支える基盤をつくる

この施策では…

障害者が相談支援や生活支援事業を利用しながら、地域のなかで自立した生活を送っている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
障害者の生活等相談件数	98,272件	115,000件	↑	障害者が安心して地域における自立生活を送れる状況を測定する。障害者の相談事業は、自立生活のための必要なサービスの提供を促進し、不安や悩みの解消など、地域生活を送るための基盤となる。総合福祉事務所、保健相談所および精神障害者地域生活支援センターにおける相談件数の15%増をめざす。
精神障害者の生活支援事業等参加者数	11,755人	18,000人	↑	精神障害者が地域のなかで自立した生活を送る状況を測定する。精神障害者生活支援事業等は、日常生活の基本動作や生活の質を高めるための援助を行い、地域のなかでの自立生活を促進する。保健相談所および精神障害者地域生活支援センターにおける参加者数の50%増をめざす。

現 状

障害者が住みなれた地域のなかで自分らしく暮らしていくために、区は総合福祉事務所や保健相談所における相談機能の強化を図るとともに、平成15年度には、民間委託により「精神障害者地域生活支援センター」を開設しました。

相談支援を充実することにより、悩みや不安の解消はもとより、これを契機として、新たなサービスやサービスの担い手が生まれてきています。

家族の高齢化や親亡きあとの問題は切実です。

障害者が自立した生活を送るためには、日常生活の相談支援や自立のための生活支援、手話通訳の派遣などのコミュニケーション支援、ガイドヘルプ^{*1}などの移動支援といった地域で障害者を支える基盤をつくることが求められています。

課 題

①障害者が地域で暮らしていくため、生活支援やより個別的な相談など多様な相談ニーズに対応し、自己決定への支援や生活力を高めるための支援の充実を図る必要があります。特に、身体障害者、知的障害者の相談支援事業については、早期に整備する必要があります。

②地域の一員として生活し、地域の方々との交流を深めるため、移動支援やコミュニケーション支援などの充実を図る必要があります。移動支援については、移送サービスやガイドヘルプなど、地域生活支援のあり方を検討する必要があります。

③区は、障害者に対する地域の方々の理解や協力を進めながら、障害者が生活しやすい環境づくりに努める必要があります。

用語解説

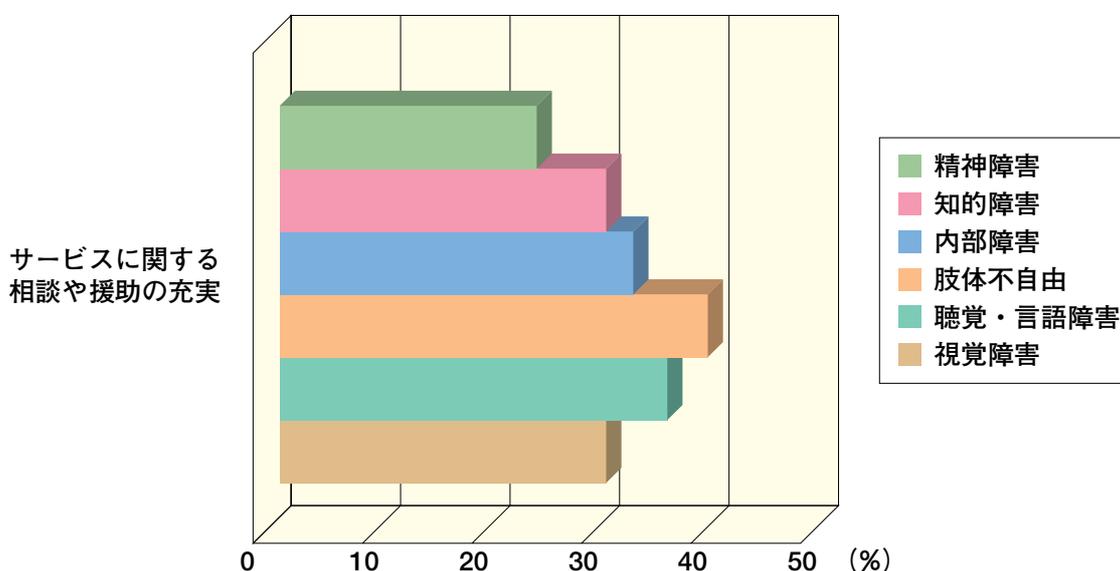
※1 ガイドヘルプ：一人で外出することが困難な障害者を対象に、ヘルパーが外出時の付き添い等を行うことにより、障害者の自立と社会参加を推進するためのサービスのことです。

※2 ピアカウンセリング：障害者が社会生活を送るうえで必要とされる心構えや生活能力の向上などに関して障害者自身がカウンセラーとなって、自らの経験を踏まえた助言や支援を行うことです。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **障害者相談支援事業**：相談件数を増やすために、民間事業者による障害者相談支援事業の整備を促進して、生活の相談、障害に関する相談、福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング^{※2}等を行います。
- **精神障害者の生活支援事業等**：参加者数を増やすために事業実施施設を増やすとともに、精神障害者が生活に必要な習慣や技術を身につけ、地域での仲間づくりを行うための支援内容を充実します。
- **移動支援**：複数の人への同時支援や突発的なニーズへの対応など柔軟性のある支援を行うとともに、重度障害者については、移動支援と介護とを一体的に行うサービスの整備を図ります。

図1 力を入れてほしい障害者福祉施策



(図1出典：練馬区障害者基礎調査報告書（平成14年3月）)

国・都・他自治体の動向

障害者の相談および家族支援と障害者の地域における自立を支える機能を充実させるため、国は、身体障害者には「市町村障害者生活支援事業」、精神障害者には「精神障害者地域生活支援センター」また、知的障害者には都道府県が実施する「地域療育等支援事業」を定めています。

また、都では、身体障害者および知的障害者に対して、身近な地域で総合的な相談支援やケアマネジメントを行なうため、「障害者地域自立生活支援センター」として、区市町村の整備をすすめています。

23区では、平成17年4月現在、身体障害者および知的障害者の事業は15区、精神障害者の事業は17区が実施していますが、複数の設置をしている区は2～3区のみという状況です。

なお、国は、障害者自立支援法の制定により、これらの相談機能を「相談支援事業」として一元化し、その施行に向けた検討を進めています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部障害者課】

施策252

障害者が必要とするサービスを提供する

この施策では…

居宅生活に必要なサービスが十分に供給されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
支給決定に対するホームヘルプサービスの利用時間の割合	73.6%	80%	↑	個々のニーズや生活状況を勘案して決定された支給決定時間に対するサービス供給の状態を測定し、必要とするサービス確保の状況を把握する。16年度の支給決定時間に対する利用時間は73.6%であり、利用率の1割増をめざす。
ショートステイの利用者数	388人	430人	↑	障害者の地域生活を支える状況を測定する。ショートステイは家族の病気や事故、レスパイト（休養）などのサービスとして、障害者や家族に対するサービスの利用量および供給量であり、障害者の地域自立生活を支える重要な柱の一つ。家族のレスパイト利用等を見込み10%増をめざす。
緊急一時保護の利用率	28.1%	30.0%	➡	地域生活の要である家族介護を補完するサービスの必要量および利用量を測定する。緊急時の一時的な保護を目的とした事業であり、ショートステイとの利用要件の違いから、利用状況は30%前後と安定しており、現状維持をめざす。

現 状

行政がサービス内容を決定し、サービスの受け手特定する「措置制度」から、利用者の自己決定を基本とした「契約制度」への転換を図るため、平成15年度から身体障害者・知的障害者を対象とした支援費制度がスタートしました。また、精神障害者居宅生活支援事業は平成14年度から実施しています。

しかしながら、これらの制度によるホームヘルプサービス等の居宅生活に要する経費は、サービス利用者の増加、一人当たりの利用額の増加などにより、事業額が著しく増大しています。このことは、今まで必要なサービスを受けられなかった障害者の生活ニーズが表面化したものといえます。

国は、障害の種別によらないサービスの一元化や財源基盤の強化を図るため、平成17年11月に障害者自立支援法を制定しました。

これにより居宅サービスについても、必要なサービスが十分に供給されるよう、個々の利用者ニーズを把握し、支給基準を明確にするとともに、効率的・効果的なサービス提供を実施することが求められています。

課 題

①障害者一人ひとりのニーズにあったサービスを提供するため、支援費制度の導入以後、民間事業者の参入などによりサービスの向上や充実が図られていますが、知的障害者、精神障害者に対してサービスを提供する事業者数は十分とはいえず、担い手不足を解消する必要があります。

②支給決定における制度の透明性や明確性を図り、障害者の生活実態に合わせた、きめ細やかなサービス提供を行うとともに、利用者負担の問題、区の費用負担の増大、難病患者を含む制度の谷間となっている方へのサービスなど、課題を解決する必要があります。

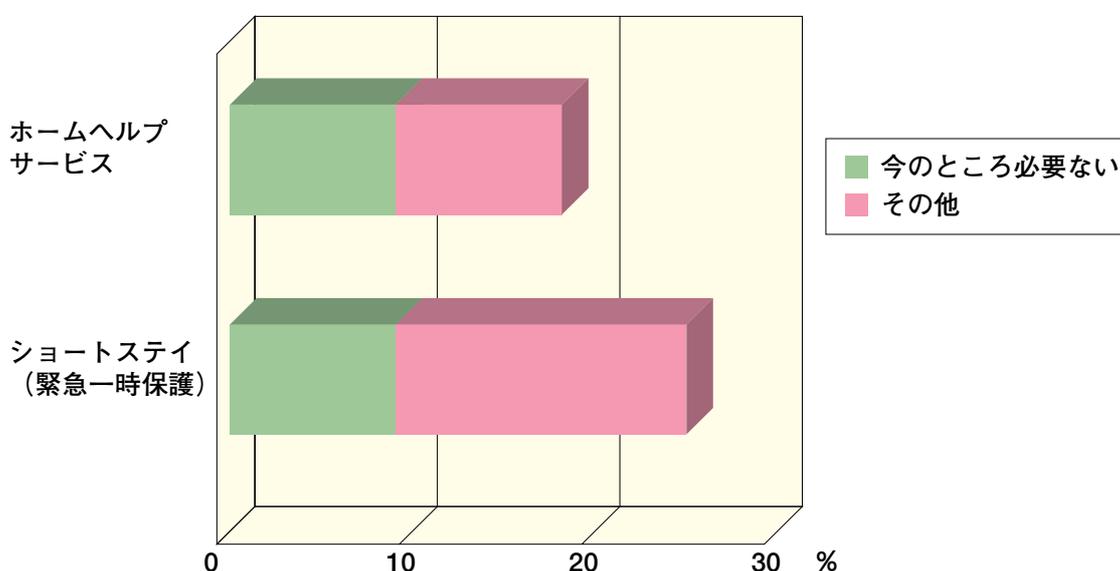
③緊急一時保護については、利用要件の違いはあるものの、ショートステイとの類似性から、サービス対象者や事業内容について整理、検討する必要があります。

④重度障害者の居宅サービスを充実させる必要があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **ホームヘルプサービス**：支給決定に対する利用時間を増やすために、障害者一人ひとりのニーズにあったケアマネジメントを行うとともに、知的障害者および精神障害者のホームヘルプサービスを行う事業者の育成に努めます。
- **ショートステイ**：利用者数を増やすために、障害者グループホームの併設などによるショートステイの整備をすすめます。
- **緊急一時保護**：利用率の現状維持を図るために、緊急利用時に適切な支援ができるように、登録利用者の現況等の把握に努めます。

図1 利用可能な福祉サービスと利用しない理由



(図1出典：練馬区障害者基礎調査報告書 (平成14年3月))

国・都・他自治体の動向

平成15年度から障害者の支援費制度が導入され、同時に新たな国の新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）が策定されました。

これらにより、「自己選択・自己決定」を基本理念とする地域での自立支援施策の強化が求められています。

東京都では、「障害者地域生活支援緊急3か年プラン（平成15～17年度）」を策定し、地域で自立して生活できる環境整備をさらに推し進めるため、都独自の支援策を実施しています。

また、国は、支給決定のための認定調査や審査会の設置およびケアプランの作成等により、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害のサービスを一元的に実施するために、障害者自立支援法の制定により、支援費制度に変わる新しい制度の検討を進めています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部障害者課】

施策253

障害者の生活の場づくりを支援する

この施策では…

障害者の方が地域の中で、生活を豊かに送ることができる状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
グループホームの定員数	44人	124人	↑	知的障害者居住支援の一つとして、場の確保を測定する。18歳以上の手帳保持者に対するグループホームの定員割合は、23区平均は3.7%、一方練馬区は1.9%のため、練馬区でも5%以上を目指しグループホームの整備拡充を図る。
日中活動支援*の利用者数	500人	677人	↑	障害者の豊かな生活を支える状況を測定する。施設整備およびその他サービスの内容充実をすることで、日中活動の場の拡大を図る。現在の施設通所者数に、養護学校在籍者数等から5年後の利用者数を推測し、日中活動支援の利用者数の増加を図る。

現 状

障害のある方もない方も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそ当たり前の社会であるというノーマライゼーションの推進が求められています。この視点を具体化するために、国の施策として、平成15年4月に措置制度から支援費制度に移行しました。区は、障害者が地域で自立して生活ができるように、地域生活移行に向けた支援や障害者の生活の場づくりに対する支援が求められています。

また、障害者自立支援法が制定され、施設体系・事業体系の見直しを検討することが求められています。

区は、平成15年度に指定管理者制度の導入により、貫井福祉園と貫井福祉工房を開設し、平成17年度には、知的障害者デイサービス（谷原フレンド）を開設しました。今後は、福祉作業所、他の福祉施設でも指定管理者制度の導入が予定されています。

課 題

- ①障害のある方一人ひとりの人格や生き方を尊重し、障害者が地域とのつながりの中で、自分らしい生活を選択できることをめざしていく必要があります。
- ②どんなに障害が重くとも生まれ育った地域で豊かに暮らしていけるように、障害者自立支援法を受け、施設サービスのあり方を検討し、区の障害者計画に基づき、多岐に渡るサービスを行うための条件を整備する必要があります。
- ③区では、指定管理者制度の導入を行い、民間活力を活用し、施設の効率的な運営と多様なサービス提供を行う必要があります。
- ④障害者の居住支援として重度の方を含めたグループホームの整備を促進する必要があります。

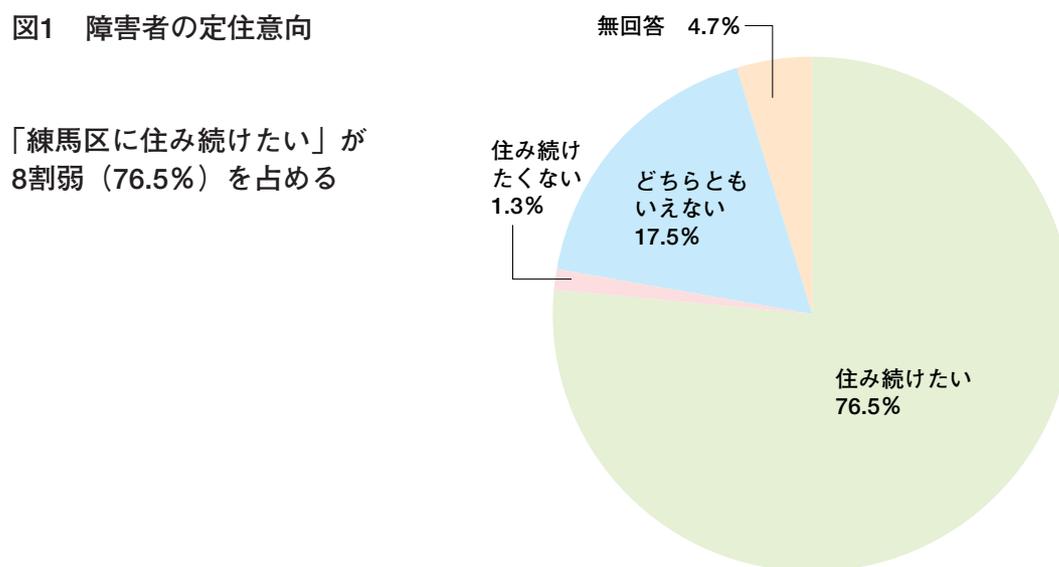
用語解説

※ 日中活動支援：朝から夕方までの時間、障害者の方が自分らしく、地域の中で自立して生活できるように、様々なサービスの充実を図ることや利用を支援すること。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **グループホームの整備**：グループホームの定員数を拡大するために、民間によるグループホームの整備を促進します。知的障害のある方が、家庭的ケアにより住み慣れた地域の中で自立した生活を送るため、居住支援の充実を図ります。
- **日中活動支援事業の充実**：日中活動支援の利用者数の増加を図るために、民間活力を取り入れ、サービス内容の拡大、充実を図ります。また、施設型福祉から地域生活支援への転換期であり、サービス体系に着目し、施設体系・事業体系の再編の検討を進めます。区の障害者計画に基づき、現在の通所施設等の有効活用を含め、障害者の日中活動の施設整備とその他サービスの内容充実を行い、自分らしい生活が選択できる良質なサービスを確保し、利用者数の増加を図ります。

図1 障害者の定住意向



(図1出典：練馬区障害者基礎調査報告書（平成14年3月）)

国・都・他自治体の動向

国は、平成15年4月から、障害のある方の個人としての尊厳を重視し、自己決定を基本とする支援費制度を開始しました。

平成16年10月には、「障害保健福祉施策の改革案」として、今後の制度改正の全体像が示されました。その中で「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、自立訓練や就労移行支援等の地域生活の移行を強化するための事業を実施することが検討されました。平成17年11月には、障害者自立支援法が制定されました。本来の施設サービスは、そこでの訓練等を契機に、利用者が地域でより自立した生活を送れるように支援することが目的です。しかし、現実には、利用者の長期在籍化、滞留化現象が顕著な実態が見られます。これを解消するために、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる施設体系・事業体系を確立するための検討が進められました。都や他区市町村も、国の動向に合わせ、福祉施策の改革を具体化するための準備を進めています。

その他、民間活力の有効活用について、平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律により、指定管理者制度が導入されました。これに伴い、練馬区においては、公の施設に関して、法人などの民間団体に管理運営を委託する方針を打ち出しました。他区においても順次、民間活力の導入による指定管理者制度の導入が進められています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部障害者施設課】

施策254

障害者の就労・社会参加を推進する

この施策では…

障害者の就労支援や社会参加のためのネットワーク構築ができている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
就労を希望する障害者の就職者数	18人	80人	↑	障害者の地域社会への参加と就労実績を測定する。障害者の地域社会進出と生活の安定を図り、自立をめざす。障害者の就職状況の実態を把握し、就労支援に積極的に取り組み実績を上げている先進区の状況を目標とする。

現 状

障害者の社会参加を進め、就業に対する意欲を高めながら、その人らしい就労を達成するためには、職業能力を高めるとともに雇用環境などの整備が必要です。障害者の就労促進は、国においても自治体においても、今後の障害者施策の主要課題のひとつとなっています。

練馬区では、障害者の就労を促進するために、福祉作業所や就労促進協会の事業を通じて、積極的な取り組みを実施してきました。平成16年2月からは、就労サポートねりま（貫井福祉工房）においてパン製造販売をもとにした就労支援事業に取り組んできています。

今回、精神障害者の就労や、在宅就労の促進を図るため、障害者雇用促進法が一部改正されました。

今後は民間の就労支援団体等との協働によって障害者の就労支援事業や学習・スポーツ等の活動を通じて社会参加の機会の充実を図り、障害者の生活が豊かになるように支援していくことが求められています。

課 題

- ①障害者の就労環境は依然厳しい状況にあります。練馬区では、経営規模の小さい事業所が多く、まだ障害者の雇用について積極的な取り組みがなされていない現状を解決する必要があります。
- ②福祉作業所（通所授産施設）は、福祉的就労の場であると共に、一般就労を希望する利用者に対し、就労を支援する役割を担っており、今後、就労への機能を強化する必要があります。
- ③養護学校新卒者、一般企業からの離職者、福祉作業所通所者、精神障害者などに、適切な訓練と就労に向けての環境整備やアフターケアの充実の必要があります。
- ④障害者の主体的な学習やスポーツ等の支援を充実させるため、社会教育施設のバリアフリー化を推進し、共に参加できる事業や活動の支援を進めます。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **就労支援ネットワークの推進**：就労を希望する障害者の就職者数を増やすために、就労支援団体と各機関との連携を図り就労支援を実施します。
- **就労情報の提供**：障害者の就労意識を高め、就労についての情報を提供するため、(仮称) 就労支援ニュースの発行や、講演会を開催します。
- **障害者就労促進協会・福祉作業所の機能充実**：就労支援、就労後の職場定着指導の取り組み等を充実するとともに、新たな施策を検討します。

図1 障害者の就労状況

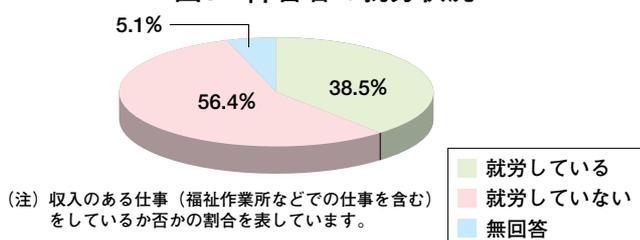


図2 障害者福祉施策に関して、今後、行政に力を入れてほしいと思うこと（障害者の就労の促進）

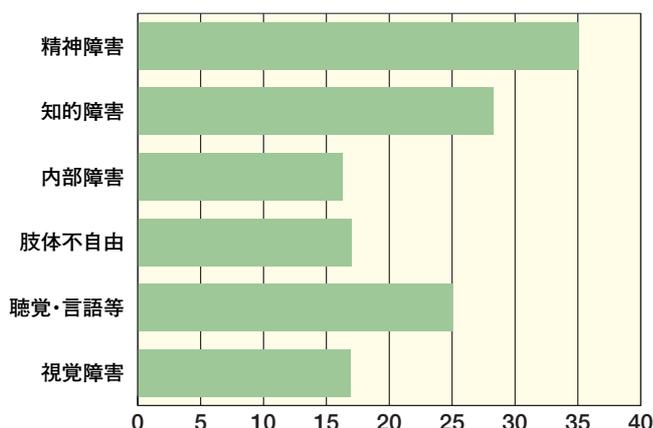
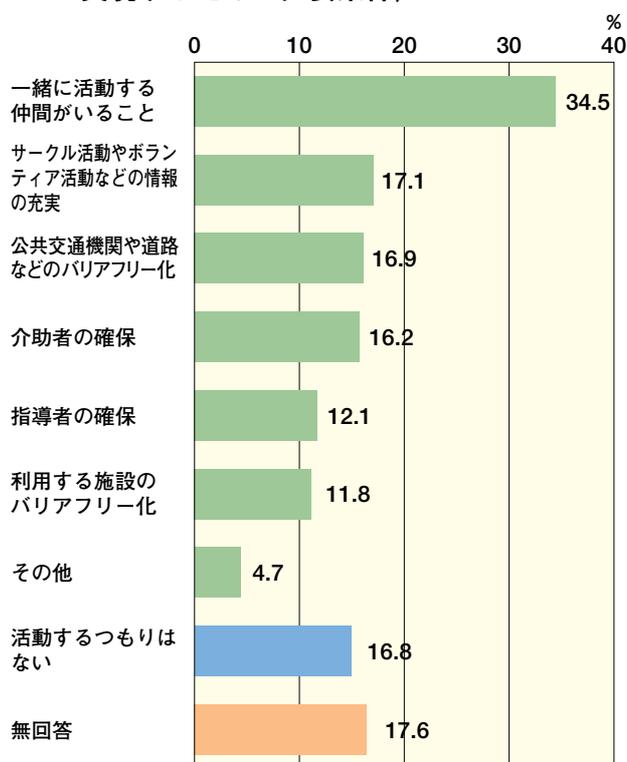


図3 社会活動や趣味について(積極的な参加を実現するための必要条件)



(図1～3出典：練馬区障害者基礎調査報告書（平成14年3月）)

国・都・他自治体の動向

国は、障害者自立支援法において、施策体系の見直しとともに、就労移行支援事業の実施を大きな課題としています。

また、障害者雇用促進法の一部改正（平成18年4月施行）の実施により、精神障害者の雇用率適用や、障害者の在宅就業支援による就業機会の拡大などが図られ、今後は、障害者の多様な働き方を実現するため、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策との有機的な連携を図ることが求められています。

他の自治体でも、障害者の就労に関して積極的な取り組みがみられます。例えば、大田区や世田谷区などでは、福祉作業所などの利用者が就職した後、継続が困難になっても、また戻れる制度や企業、ハローワークなどとの支援ネットワークの整備が行なわれています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部障害者課】

施策255

障害の早期発見や早期療育、自立訓練の体制を整える

この施策では…

**障害を有する方を早期発見し、自立に向け十分に訓練ができて
いる状態をめざします！**

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
発達、発育に関する相談件数	785件	1,000件	↑	早期療育につなげるために発達、発育に関する相談状況を測定する。発達の遅れや障害の有無を早期に明らかにして的確な療育に導くための相談件数を増加させる。
当事者の手話、点字、各種講習会事業の修了者数	41人	60人	↑	障害者の地域生活における質の向上を測定する。講習会等を修了することが自立の一助へとなる。事業内容の充実を図り、修了者の自立を促進するため、現在の50パーセント増の受講修了者数を目指す。

現 状

区は、障害を早期に発見するため、各保健相談所等で4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児の乳幼児検診を実施しています。障害児の把握後には、保健相談所、心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）など関係機関が連携を図り、親と子の支援を行うなど、障害の早期療育にも努めています。また、障害者の自立訓練等のため、リハビリテーション相談や手話、点字などの講習会を実施しています。

発達障害児（者）については、発達障害者支援法の制定に伴い、その支援のあり方を検討する必要があります。

区は、これらの事業を充実させるため相談・判定・指導・訓練の場を体系的に整えることが求められています。

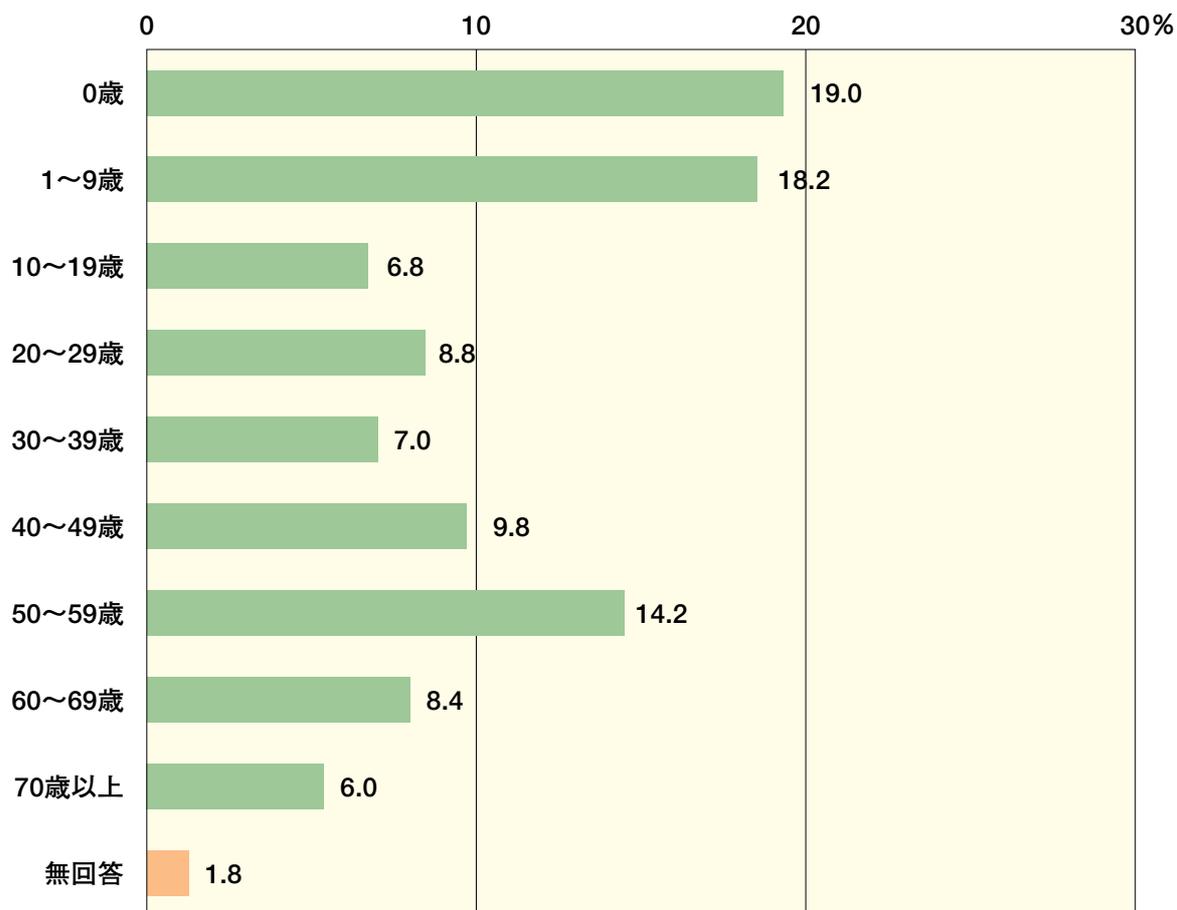
課 題

- ①障害の早期発見により早期療育を実現するために、心身障害者福祉センターでの受付から検査・診察までの待機期間を減少していくなどの必要があります。
- ②自立に向け、障害者ご本人が参加できる事業を整備し、充実する必要があります。
- ③発達障害者支援法の制定により、心身障害者福祉センター事業のあり方や充実の検討の必要があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **心身障害児（者）の相談事業**：心身障害児（者）の相談件数を増やすため、心身障害者福祉センターの機能充実を図り、障害の早期発見と早期療育、自立訓練の充実を図ります。
- **手話、点字、各種講習会事業**：修了者数を増やすため、事業の委託化による講習内容の充実や一層の創意・工夫を図ります。

図1 障害が発生した年齢



障害（重複障害がある方の場合には主な障害）が発生した年齢は、約4割（37.2%）が9歳以下となっています。

（図1出典：練馬区障害者基礎調査報告書）

国・都・他自治体の動向

平成15年4月より、障害のある人の個人の尊厳を重視した福祉サービスの利用制度となる支援費制度が開始されました。平成17年11月に制定された障害者自立支援法では「障害者福祉サービス」に自立訓練が含まれることが明記されています。

平成16年12月に成立した発達障害者支援法では、早期の発見、発達支援からの教育・就労・地域での生活といった一貫した支援を行うため、発達障害者支援センターの全国的な整備、発達障害者支援を担う人材の育成を図ることとなっています。

国は、障害児の施策の検討を平成20年までにまとめることとしています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部障害者施設課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
251	障害者相談支援事業 の充実	事業委託 4か所	事業委託 1か所	事業委託 3か所	「精神障害者地域生活支援センター」と「地域自立生活支援事業」とを障害者の地域生活における相談支援事業として統合し、事業の充実を図ります。
	事業費（百万円）			35	
252	短期入所（ショートステイ）事業の充実	13床	7床	6床	一時的に保護が必要となった障害者を保護するショートステイ事業を充実します。
	事業費（百万円）			3	
253	グループホーム（生活寮）の整備	○グループホーム 32寮 ○区立生活寮（訓練・体験型） 2寮	○グループホーム 12寮 ○区立生活寮（訓練・体験型） 2寮	○グループホーム 20寮誘致 ○区立生活寮改築 1寮	障害者の共同生活の場として、民設民営のグループホームを誘致します。また、区立生活寮を改築し、体験型としての自立訓練機能を強化します。
		事業費（百万円）			

Ⅱ だれもが健やかに暮らすために

政策26 生活の安定を図る

この政策の必要性とめざすもの

一生の間にはさまざまな理由により生活困窮状態に陥ることがあります。これまで、最低限度の生活を支える仕組みを整備してきましたが、今後は、生活保障に加え、自立支援という視点も重要になります。



この政策では、生活困窮状態に陥った場合にもその方の状況に応じた必要な支援を行い、生活の保障や自立の援助を図り、だれもが安定した生活を継続できる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

26 生活の安定を図る

261 生活の安定のための支援を行う

- 生活保護制度の充実
- 法外援護等の充実と自立援助
- 各種資金貸付制度の運営

施策261

生活の安定のための支援を行う

この施策では…

生活に困窮した世帯が自立し安定した生活が出来ている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
就労支援専門員等による就労支援した人数（上段）および就労した人数（下段）	204人 56人	増加	↑	平成16年12月に国から示された生活保護の自立に関する考え方（自立支援プログラム）のうち、「就労自立」の状況を測定する。今後、自立支援プログラムを順次整備していく予定のため、目標は「増加」とする。

現 状

生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の援助を図ることを目的として生活保護法は制定されています。

生活保護の受給率は、平成7年度から急激に上昇し、その上昇傾向は最近になっても衰えていません。世帯類型別では、高齢化の影響により高齢者世帯、特に高齢単身世帯が増加しているほか、母子世帯や障害や傷病のない世帯も増加しています。

今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患などによる社会的入院^{*1}、DV^{*2}、虐待、多重債務^{*3}、ホームレス^{*4}など多様な問題を抱えており、生活の安定のための支援が求められています。

このような状況の中で練馬区は平成16年度から就労支援専門員（非常勤）を採用し被保護者の自立の援助を行っています。

課 題

①練馬区の保護受給率は、平成4年度に最低となって以降、上昇傾向が続いています。生活保護受給世帯は、平成17年3月31日7,872世帯11,636人です。また、潜在的な生活保護世帯というべき生活保護基準すれすれの低所得層の方々も多数存在するものと見込まれています。これらの方々には経済変動に対して、適応力が弱く、その影響を直接受けやすいため、日々の生活も不安定な状態になっています。高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化は、福祉に対する区民の考え方の多様化をもたらしており、生活の安定を支援する必要があります。

②被保護世帯に限らず傷病・障害、精神疾患などによる社会的入院、DV、虐待、多重債務、ホームレスなど多様な問題を抱えた方がおり、解決に向けて取り組む必要があります。

用語解説

※1 社会的入院：寝たきり等の要介護状態にある高齢者や精神障害者などが、入院治療の必要がなくなったあとも家庭に介護者がいない、受け入れ態勢がないなどの理由で入院したままになっていること。

※2 DV：「ドメスティック・バイオレンス」のことで英語の「domestic violence」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性（または女性から男性）に対して振るわれる暴力のこと。

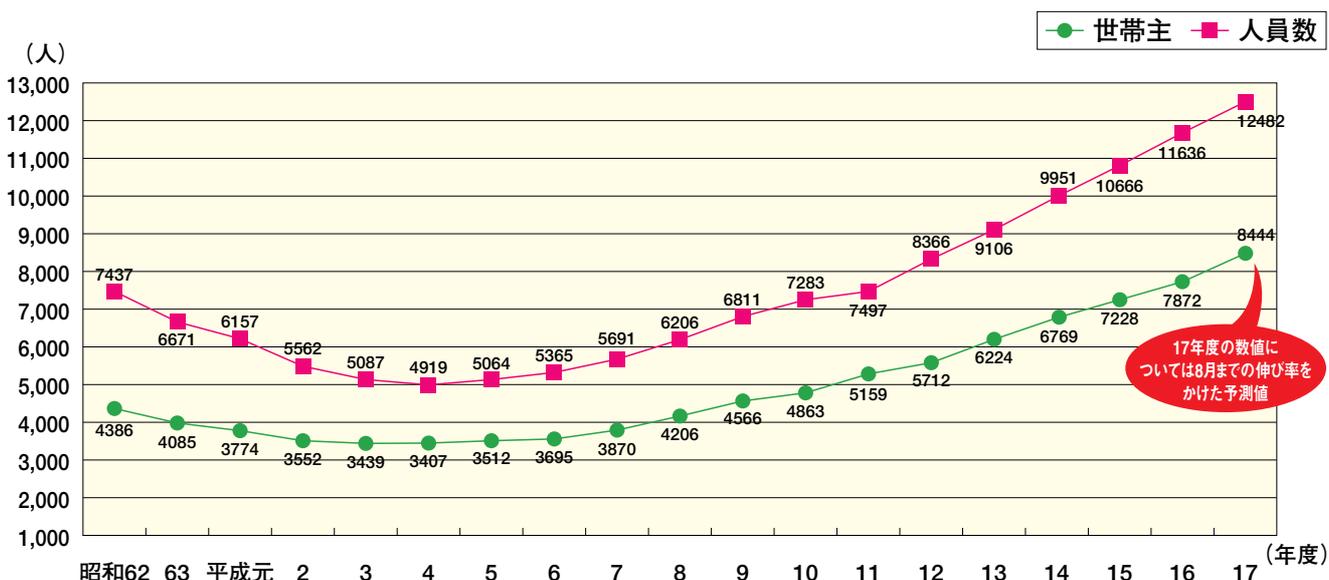
※3 多重債務：複数の貸し手から借金をし、返せなくなった状態のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **生活保護制度の充実**：生活保護制度改正では、今後自立支援プログラムを作成し自立の援助を行うことになっています。この中でいう自立とは「就労自立」、「日常生活自立」、「社会生活自立」となっています。自立支援プログラムでは、就労支援プログラムや社会参加プログラム、多重債務者等対策プログラムなどを作成し、各被保護者の実情にあった自立の援助を行うことになっています。

今後、自立支援プログラムを策定し、目的にあった援助をきめ細かく行い、上記3つの自立をとおして安定した生活ができるように支援します。

図1 生活保護被保護世帯・人員の推移（年度末数）



（図1出典：区総合福祉事務所）

国・都・他自治体の動向

国は、生活保護制度の在り方を「最低生活の保障を行うだけでなく生活困窮者の自立・就労を支援する制度」に改めました。生活扶助基準では①多人数世帯基準の是正②単身世帯基準の設定③第1類費^{※5}の年齢別設定の見直し、加算については①老齢加算の廃止②母子加算の見直しを行いました。また、自立支援のプログラム導入、資産や能力活用などの在り方についても今後検討していくこととしています。

都は、被生活保護世帯に支給していた見舞金制度を廃止し、自立促進事業を創設しました。ホームレス対策としては、都と特別区が共同して平成13年度から緊急一時保護センターなどを設置し、自立支援システムを構築しています。また、平成16年度からは新たに地域生活移行支援事業を行い、ホームレス対策に取り組んでいます。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 福祉部練馬総合福祉事務所】

※4 ホームレス：野宿者・路上生活者ともいわれ、いろいろな理由で定まった住居を持たず、公園・路上・河川等の公共の場所で日常生活をしている人のこと。

※5 第1類費：生活保護の種類の中で生活扶助のうち、飲食物費や被服費など個人ごとにかかる経費のこと。第2類は光熱水費など世帯単位でかかる経費。

Ⅲ だれもがいつまでも学ぶことができるために ～ 教育分野 ～



Ⅲ だれもがいつまでも学ぶことができるために

政策31 地域に開かれた教育を進める

この政策の必要性とめざすもの

区は、だれもがいつまでも学ぶことができるように、場や機会を提供するとともに、地域と連携・協力して教育を推進することが必要です。



この政策では、教育施策への区民の参加を推進するとともに、小中学校に地域の力が生かされている状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

31 地域に開かれた教育を進める

- 311 教育施策への区民の参加を推進する — 教育委員会の運営
- 312 地域とともに歩む学校づくりを推進する
 - 地域社会と学校の交流
 - 学校応援団の推進
 - 学校評議員制度の推進

施策311

教育施策への区民の参加を推進する

この施策では…

区民が教育に関心を持ち、区民の声が施策に十分反映され、学ぶ意欲を持てる状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
出前教育委員会*実施校数 (累計)	12校	41校	↑	児童・生徒・保護者に教育委員会の仕組みについて理解を深め身近に感じてもらうための意見交換の場である出前教育委員会の実施回数を測定する。
教育委員会ホームページへの アクセス人数	301,203人	533,600人	↑	教育行政への区民参加を促進するため、教育情報を総合的に提供するホームページをきめ細かく更新し、アクセス人数を増やす。

現 状

5人の委員の合議制の機関である教育委員会は、教育行政に関する基本的事項を審議・決定するために、定例会および臨時会を開催しています。区民は教育委員会を傍聴し、多くの陳情等が寄せられています。

また、教育委員と児童・生徒・保護者との意見交換の場を設け、意見・要望を教育施策に反映するため、出前教育委員会を開催しています。

さらに、教育行政の普及・啓発を図るために、「教育だより」を年4回発行するとともに、教育委員会のホームページを適宜更新し、常に新しい教育情報の提供に努めています。

課 題

- ①多くの児童・生徒・保護者に、教育委員会の仕組みについて理解を深めていただき、より身近なものとして感じてもらえるようにすることが大切です。
- ②また、教育委員が直接、児童・生徒・保護者からの意見や要望を聞く機会を増やし、今後の教育施策に反映することも重要です。
- ③より多くの方々に教育行政を理解していただくために、「教育だより」や「教育委員会のホームページ」を魅力的で分かりやすいものにしていく必要があります。

用語解説

※ 出前教育委員会：教育委員が区立小中学校に出向いて、児童・生徒・保護者に教育委員会の仕組みについて理解を深め身近に感じてもらうと同時に、児童・生徒・保護者から意見・要望を聞いて教育施策に反映するために実施しているもの。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **教育委員会の運営**：教育行政に関する情報を迅速・的確に提供し、広く区民からの意見要望を受け止め確実に対応していくため、出前教育委員会を実施するほか、教育委員会ホームページを常に最新の情報を掲載するなど効果的に更新します。合わせて、教育施策に対する要望・苦情・相談については、一元的に管理し、教育委員会全体の運営に役立てます。

表1 出前教育委員会

平成13年度	大泉第二中学校
平成14年度	小竹小学校
	石神井東小学校
	旭丘中学校
平成15年度	早宮小学校
	関町北小学校
	中村中学校
	開進第一中学校
平成16年度	高松小学校
	開進第一小学校
	光が丘第三中学校
	八坂中学校
平成17年度	上石神井中学校
	仲町小学校
	大泉中学校
	下石神井小学校

表2 教育委員会の開催状況等

	定例会 (回)	臨時会 (回)	計 (回)	傍聴者数 (人)
平成12年	12	10	22	53
平成13年	12	15	27	90
平成14年	12	16	28	47
平成15年	12	17	29	63
平成16年	12	18	30	137
平成17年	12	21	33	148

(表1,2出典：区学校教育部庶務課)

【この施策の主な担当組織：教育委員会事務局 学校教育部庶務課】

施策312

地域とともに歩む学校づくりを推進する

この施策では…

地域特性を生かして、特色ある教育活動と子どもたちの健全な成長の支援をするために、区立の幼稚園、小中学校と地域社会の連携協力が進んでいる状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
学校評議員 ^{*1} 設置園・校数	76園・校	108園・校	↑	開かれた学校づくりを測定する。全幼稚園、小中学校に設置をめざす。
学校応援団 ^{*2} 構成員数	87人	1,880人	↑	幅広く地域人材の活用が進む状況を測定する。学校応援団設置の初年度に35人以上、次年度に50人以上の構成員をめざす。
学校安全安心ボランティア ^{*3} 活動率	67.9%	90.0%	↑	小学校の授業日のうち、地域住民ボランティアが児童の安全を高める活動をしている日の割合を測定する。小学校の授業日に地域住民ボランティアが毎日活動している状態をめざす。

現 状

今、学校では、児童・生徒、保護者に信頼され、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいます。また、地域に根ざし、創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化にもつながります。

学校は、保護者や地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域社会と連携協力して、地域全体として子どもたちの健全な成長を支えていくことが求められています。

現状では、小中学校と連携協力している保護者や地域住民に限られています。

課 題

①学校は、学校運営の状況について自己評価を行い、その結果を含めて、保護者や地域社会に情報提供することを通じて、説明責任を果たしていく必要があります。

②保護者や地域住民などに意見を求めるなど、地域住民が学校運営に参画する取り組みを進めていく必要があります。

③各小学校に、PTAや町会・自治会、青少年委員などからなる「学校応援団」を設置して、地域の核としての開かれた小学校づくりを推進していく必要があります。

用語解説

※1 学校評議員：保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するために設置するもの。

※2 学校応援団：小学校の児童および地域のために、学校教育に支障のない範囲で学校・地域間の人材活用と学校施設の有効活用を図る組織で、PTAや町会・自治会、青少年委員などの地域住民を主体とした小学校を応援する組織です。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **学校評議員制度の推進**：学校評議員設置園・校数を増やし、その取り組みを充実するため、各幼稚園、小中学校に学校評議員制度の取り組みを周知し、設置を奨励します。
- **学校応援団の推進**：地域住民からなる学校応援団の構成員数を増やすため、全小学校での実施に向け、計画的に取り組みを進めます。また、保護者や地域住民によるボランティア活動として、全小学校で実施している学校安全安心ボランティア事業を充実していきます。

表1 学校評議員設置状況

年度	幼稚園	小学校	中学校	計
平成12	0園	1校	1校	2校
平成13	0園	21校	10校	31校
平成14	5園	35校	14校	54園・校
平成15	5園	42校	19校	66園・校
平成16	5園	50校	21校	76園・校
平成17	5園	52校	25校	82園・校

平成17年12月28日現在

(表1出典：区指導室)

国・都・他自治体の動向

国は「小学校（中学校）設置基準」（平成14年文部科学省）などに基づき、学校が自己評価を実施して結果を公表する努力義務を課しています。「学校評議員制度」や「学校運営協議会^{※3}制度（コミュニティ・スクール）」の仕組みがスタートしました。

学校応援団について、他自治体において事業を支援する地域住民組織はありますが、事業の担い手として組織化している事例は見当たりません。

【この施策の主な担当組織：教育委員会事務局 学校教育部新しい学校づくり担当課】

※3 学校安全安心ボランティア：小学校の授業時間中に来校者への声かけなどを行うことにより児童の安全を高めるとともに、ふれあい給食などにより児童との交流を進める、保護者や地域住民のボランティアのこと。

※4 学校運営協議会：学校の運営について、校長に対して意見を述べるができる協議機関のこと。

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
312	学校応援団推進事業	40校	6校	34校	学校応援団が地域の人材を確保して、放課後等に児童が遊び・学び・読書等の居場所として過ごせる仕組みを担います。
	事業費（百万円）			116	

Ⅲ だれもがいつまでも学ぶことができるために

政策32 楽しく学ぶことができる学校教育を進める

この政策の必要性とめざすもの

生きる力を身に付けるうえで、幼稚園や小中学校など教育の役割が重要です。



この政策では、幼稚園や小中学校での教育内容を充実するとともに、教育相談の充実など教育環境が整備され、子どもたちが楽しく学ぶことのできる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

32 楽しく学ぶことができる学校教育を進める

321 幼稚園教育を充実する

- 区立幼稚園の充実
- 私立幼稚園等への助成
- 障害児教育の充実

322 小中学校の教育内容を充実する

- 教育内容の充実
- 指導方法の充実
- 国際理解教育の推進
- 心身障害教育の充実
- 校外授業の運営
- 教育相談体制の充実
- 心の相談体制の充実
- 教職員研修・教育研究と情報の収集

323 教育環境を整備する

- 学校保健の運営
- 学校給食の運営
- 学校施設の整備
- 区立学校の就学事務
- 就学に伴う経済援助
- 学校物品の整備
- 関係団体への助成
- 区立学校等の運営事務
- 区立学校・区立幼稚園の適正配置

施策321

幼稚園教育を充実する

この施策では…

入園を希望する幼児の就園が確保され、より良い環境のもとで
 幼児一人ひとりが楽しく学び、健やかに成長している状態をめざ
 します！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
幼稚園への就園率	64%	65%	↑	幼稚園教育の振興を測定する。区内の3歳から5歳の幼児のうち、12年度から16年度までの5年間の未就園幼児の平均値は10.3%、保育園就園率の平均値が25.3%であることから幼稚園の就園希望数を65%と見込み、これを目標とした。

現 状

少子化に伴う園児数の減少により、ピーク時に56園であった私立幼稚園が42園に減少しました。しかしながら、近年は幼児数は横ばいとなり、3年保育が主流となっていることから、就園需要はほぼ一定数で推移している状況です。

練馬区の幼稚園教育は、従来から私立幼稚園を基本として、区立は私立を補完しながら、幼児教育の推進を図ってきました。

就園需要の大部分を私立幼稚園が担っていることから、私立幼稚園および園児の保護者への助成を行い、幼稚園教育の振興に努めているところです。また、幼稚園は、子育て相談や預かり保育、施設・園庭開放などの事業を行い、幼児教育の拠点としての役割にも努めています。

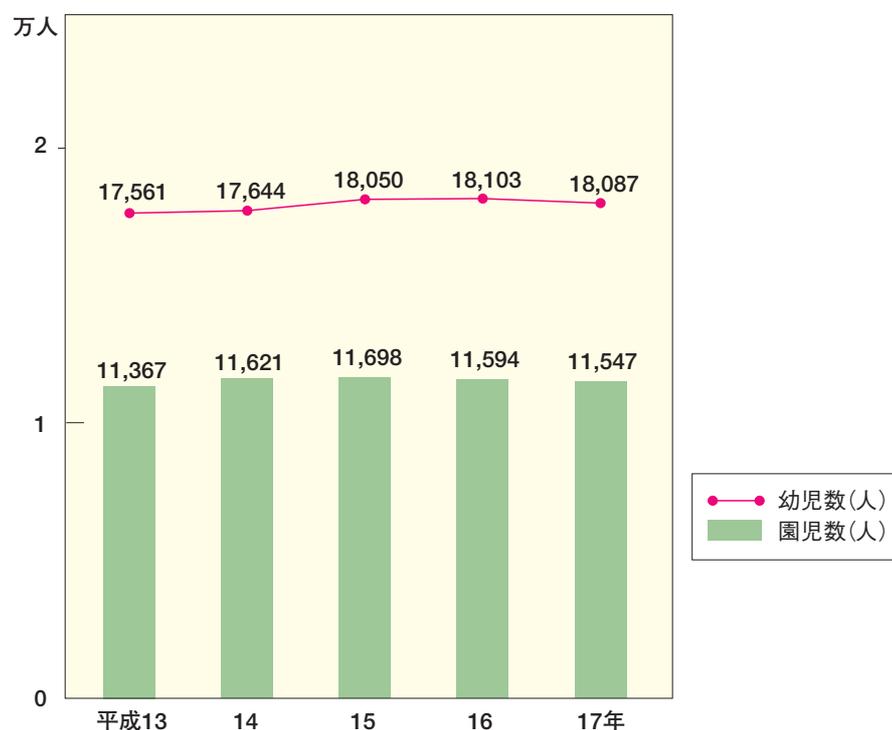
課 題

- ①幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園および園児の保護者に必要な助成を行っていますが、公私の格差是正を図りながら、引き続き適切な補助を行っていく必要があります。
- ②身の回りのことができる程度の比較的軽い障害のある幼児の受け入れを拡大する必要があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **私立幼稚園等への助成**：幼児の就園奨励と保護者負担に配慮して、公私の格差是正を考慮しながら、適切な補助を行っていきます。また、私立幼稚園に対して必要な補助を行い幼児教育の充実に努めます。
- **障害児教育の充実**：全区立幼稚園で障害児保育を実施します。また、私立幼稚園で障害児保育を実施する場合、区が事業の委託をします。
- **区立幼稚園の充実**：区立幼稚園の施設、設備等の充実に努めます。

図1 幼児数に占める幼稚園児の割合



(図1出典：区学務課)

国・都・他自治体の動向

私立幼稚園や保護者への補助については、国基準による就園奨励費、都基準による保護者負担軽減費補助がありますが、いずれも住民税額による制限が設けられています。東京都の多くの区市町村では、国および東京都の補助の補完として、保護者負担軽減費の上乗せ支給や対象者の拡大などを行っています。

【この施策の主な担当組織：教育委員会事務局 学校教育部学務課】

施策322

小中学校の教育内容を充実する

この施策では…

児童・生徒一人ひとりが、学校教育を通じて基礎学力や体力、社会的ルールを身に付け、自ら学んでいく意欲と社会の変化に柔軟に対応できる能力を備えることができるよう、学校が真に楽しい学びの場となっている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
授業の充実感（練馬区児童・生徒学力調査）	(小学校) 分かる 85.9% 楽しい 79.4% (中学校) 分かる 58.9% 楽しい 36.5%	100%	↑	児童・生徒の授業に対する理解の程度や満足感について意識調査を行う。「授業がどの程度分かるか」「授業は楽しいか」の項目に対して、肯定的な回答をした児童・生徒の割合。すべての児童・生徒が「分かる」「楽しい」と感じる授業の実現を目標とする。
不登校児童・生徒 ^{※1} の出現率 ^{※2}	(小学校) 0.37% (中学校) 3.13%	(小学校) 0.18% (中学校) 1.56%	↓	不登校児童・生徒の学校復帰・自立促進を測定する。不登校児童・生徒数の減少は教育指導上重要な課題である。今後、都の出現率を上回らないようにするとともに、区の出現率を半減する。
心身障害学級の増設	15校	21校	↑	心身障害教育ニーズに対する受入体制、特別支援教育開始に伴う拠点整備の状況を測定する。固定学級である知的障害学級の設置数とし、区内を小学校8ブロック、中学校4ブロックに分割し、各々のブロックに2か所設置することをめざし、増設を図る。

現 状

練馬区教育委員会では、教育目標として、「心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子どもの育成」を掲げています。その達成のために、「学校教育においては、確かな学力の定着と向上を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視する」ことを基本方針としています。

子どもを取り巻く環境の急激な変化の中で、いじめや不登校、問題行動などさまざまな課題が顕在化しています。このような状況のもと、確かな学力の向上を図り、豊かな心を育み、健康・体力を培うなど、子どもたちが生きる力を身に付けることが求められています。また、近年、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）および高機能自閉症等の発達障害^{※3}の児童・生徒が増加しています。

課 題

- ①学力の向上、豊かな心を育む取り組み、健康・体力を向上させることが必要です。
- ②教育相談室の増設など、教育相談体制の拡充、ならびに教育相談室と学校等との連携を強化する必要があります。
- ③特別支援教育に向けて、心身障害学級の増設・充実、発達障害を含めた障害のある児童・生徒に対して教育的支援の拡充を図る必要があります。

用語解説

※1 不登校児童・生徒：年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的理由による者を除いた者のこと。

※2 出現率：全児童・生徒数に対する不登校児童・生徒数の割合のこと。平成16年度の都の出現率は、小学校0.33%、中学校3.17%となっています。

※3 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものこと。

※4 小・中一貫校：9年間を見通した教育課程編成や9年間の継続したさまざまな教育活動に取り組むことができ、特色ある学校づくりを進める上で、また、ゆとりをもって学校生活が送れるなど、効果的であるといわれています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **教育内容の充実**：児童・生徒が確かな学力の向上を図ることができるように、教員の指導力の向上を計画的に進めます。また、学校教育のさらなる充実を図るため、小・中一貫校^{※4}の設置に取り組みます。
- **指導方法・教育相談の充実**：集団不適応やいじめなど問題を抱える子どもを支援して、人間性豊かな子どもを育てます。このため、教師に対する教育相談研修や学校訪問指導を行うとともに、地域社会や家庭への啓発を行います。また、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、子どもと親の相談員やネリマフレンド^{※5}の活用を図ります。さらに、教育相談を拡充するため教育相談室の四室体制の構築を図ります。
- **教育研究の拡充**：近年、2学期制や小中連携教育などさまざまな教育課題研究の必要性が高まっています。また、経験の長い教職員の大量退職に対応するため、中堅・初任の教職員の能力開発が急務となっています。このため、教育研究と教職員研修、ならびに教育相談を担う、(仮称)学校教育支援センターの設置を図るほか、大学との連携や教師をめざす学生の指導を行います。
- **特別支援教育への転換^{※6}**：現行の心身障害教育から、発達障害を含めた障害のある児童・生徒に対する教育的支援を行う特別支援教育への転換を図ります。このため、有識者、保護者等からなる検討・推進組織を設置するとともに、心身障害学級の増設・充実、専門の相談員による相談体制の充実、学校における受入体制・教師の専門性の向上などを図っていきます。

表1 平成16年度 練馬区立小・中学校児童・生徒学力調査 結果

小学校		中学校	
教科	正答率 (%)	教科	正答率 (%)
国語	73.1	国語	72.1
算数	75.4	数学	58.5
		英語	80.5

正答率というのは、全体で何%の児童生徒が正解であったかを示すものです。

(表1出典：区指導室)

国・都・他自治体の動向

文部科学省は、平成14年4月、完全学校週五日制の実施とともに、現行の学習指導要領^{※7}を全面実施しました。その後、平成15年12月、学習指導要領の基準性の一層の明確化や、総合的な学習の時間のねらいの徹底、個に応じた指導の充実など、現行学習指導要領の趣旨の徹底を図るために、学習指導要領を一部改正しました。また、平成16年12月、国際的な学力調査の結果が公表され、その結果を踏まえて、確かな学力を飛躍的に向上させるための総合的施策「学力向上アクションプラン」を推進しています。東京都においても、授業改善推進プランの作成・実施などを中心とした学力向上に向けた取り組みを進めています。また、文部科学省および東京都においては、従来の心身障害教育から特別支援教育への転換を図ることとし、平成19年度からの開始に向けた取り組みを進めています。

【この施策の主な担当組織：教育委員会事務局 学校教育部教育指導課】

※5 ネリマフレンド：家にひきこもりがちで悩んでいる子どもの家庭へ、悩みの相談や話し相手となるよう派遣しています。

※6 特別支援教育：従来の心身障害教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

※7 学習指導要領：各学校が教育課程を編成するに当たっての基準のこと。各教科などの国が定めた目標や内容が示されています。

施策323

教育環境を整備する

この施策では…

児童・生徒の安全が確保され、より良い環境のもとで学習ができ、その効果を十分に高めている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
小中学校校舎、体育館の耐震性能を確保した校数	50校	97校	↑	児童生徒が安全に学習できる環境の確保を測定する。すべての小中学校が震災時に地域住民等の避難拠点の役割を果たすことをめざす。学校施設を利用する上で、ライフラインの維持とあわせ安全な耐震性能を求められている。
学校緑化や新エネルギー装置等を整備した学校数	81校	87校	↑	学校施設における環境に配慮した事業の充実度を測定する。学校の実状に応じた多様な緑化を実施し、改築工事等においては環境に配慮した太陽光発電などの新エネルギー、省エネルギー設備を設置し、良好な学習環境を整備し、身近に環境について学習する場をつくりだす。（新規6校、充実29校）
自校調理校の数	81校	103校	↑	きめ細かな給食と食に関する指導の充実を測定する。学校給食の調理方式をセンター方式から自校調理方式 ^{※1} に改善し、健康の増進を図る。センター給食受入校を順次自校調理方式に計画的に切り替えている。

現 状

社会経済の急激な変化により、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化をしています。その中において、児童生徒が落ち着いて学習し、効果を高めていくことのできる学習環境の整備が求められています。

しかしながら昭和30年代以降に建設された小中学校の校舎や体育館には、築40年を超える建物も出てきており、老朽化が進んでいます。また、予測される大規模地震に向けた学校施設の耐震性能について、児童生徒の安全確保、避難拠点の運営という役割から見て問題のある建物も残されています。

さらに、地球温暖化やヒートアイランド現象、二酸化炭素排出抑制などの環境問題への対応は、児童生徒が身近に親しんだり考えたりすることで理解を深める場や地域の方々の憩い場としての役割が、学校施設に求められています。

さらに、児童生徒の「生きる力」の基礎となる健康と体力を育み、食文化を継承するとともに社会性を涵養することを目的として、きめ細やかな学校給食と食に関する指導の充実が求められています。

課 題

学校施設の老朽化に向けた計画的な対策は、他の区立施設同様今後の重要課題です。それに加え、

- ①児童生徒の生命を守り安全に学習ができることはもとより、災害時における地域住民の避難拠点としての役割を果たすため、小中学校校舎・体育館の耐震補強を計画的に実施し、耐震性能を向上させる必要があります。
- ②児童生徒の体験学習や自然教育を通じた総合的な環境教育の場として、校庭をはじめとして屋上や壁面を利用した緑化、太陽光発電・太陽熱給湯などの新エネルギーや多様な省エネルギー機器の導入を推進していく必要があります。
- ③食育の「生きた教材」として、学校ごとのきめ細やかな調理が可能であり、学校独自の献立など食に関する指導の充実を図るため、学校給食の調理方式を、「センター方式」から「自校調理方式」に改善していきます。合わせて計画的に給食室の整備を行う必要があります。

用語解説

※1 学校給食におけるセンター校、自校調理校：複数校分をまとめて調理し配送する方式がセンター方式、校内または隣接校で調理するのが自校調理方式です。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **学校施設の整備**：児童生徒の安全を第一とした教育施設の機能を維持向上させるため、小中学校校舎、体育館の耐震性能を確保するよう、計画的に整備を進めます。また、改築や改修の計画的な取り組みを進めます。
- **学校のみどりと環境の整備**：環境教育への活用を図り、地域におけるみどりの拠点となるよう、学校の多様な緑化をさらに進めます。また、新エネルギーなどの環境に配慮した設備の導入を進めます。
- **学校給食の運営**：きめ細かな給食と食に関する指導の充実を図るため、全校自校調理化をめざし、現在2か所ある総合調理場を廃止します。また、自校調理校での調理業務の民間委託も合わせて推進します。

表1 小中学校校舎・体育館の耐震性能（平成17年3月末現在）

(校)

校舎		校数	Aランク等	Bランク	Cランク	Dランク	Eランク	未診断
	小学校	69	16	11	23	19	0	0
中学校	34	11	7	9	7	0	0	
計	103	27	18	32	26	0	0	

(校)

体育館		校数	Aランク等	Bランク	Cランク	Dランク	Eランク	未診断
	小学校	69	37	4	3	9	9	7
中学校	34	20	0	0	2	7	5	
計	103	57	4	3	11	16	12	

(単位はいずれも校数)

* ランクはIs値**により5段階に分類 A=0.75以上 B=0.60以上 C=0.45以上 D=0.30以上 E=0.30未満

* Aランク等はAランクおよび建築基準法による新耐震基準

(表1出典：区施設課)

国・都・他自治体の動向

文部科学省は、地震防災緊急5か年計画により補助率をかさ上げして学校建物の耐震化の促進を図っていますが、全国的にも財政的な負担が大きいことから各自自治体の対応が遅れています。

学校給食の民間委託化は、台東区、墨田区、荒川区、足立区において100%委託が行われており、東京23区内では全ての自治体で取り組んでいます。

【この施策の主な担当組織：教育委員会事務局 学校教育課】

※2 Is値：建物の粘り強さに建物形状や経年等を考慮して算定する構造耐震指標のことです。

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
322	練馬「学び」の輪を 広げる事業（大学と の連携）	大学との連 携	-	大学との連 携	<p>確かな学力の定着と豊かな心の育成のために、大学事務局および研究室と連携した教育指導、教育研究を推進します。</p>
	事業費（百万円）			12	
322	小・中一貫教育の推 進	○小・中連携 教育の推進 ○一貫校設置	○小・中連携 教育の推進	○小・中連携 教育の推進 ○一貫校設置	<p>小中学校の連携強化をさらに進めるとともに、一貫校を設立します。</p>
	事業費（百万円）			1	
322	「教師への道」支援事 業	（仮称）練馬 区教師養成 塾の設置	-	（仮称）練馬 区教師養成 塾の設置	<p>教師をめざす学生を指導する（仮称）練馬区教師養成塾を設置します。</p>
	事業費（百万円）			1	
322	教育相談室の充実 （大泉地区教育相談室 の設置）	4 か所	3 か所	1 か所	<p>教育相談をより高密度にかつ身近に受けられるよう、大泉地区に教育相談室を増設します。</p>
	事業費（百万円）			209	
322	（仮称）学校教育支援 センターの設置	1 か所	-	1 か所	<p>総合教育センターを発展的に改組し、教育相談事業並びに教職員の研究・研修事業を拡充します。</p>
	事業費（百万円）			0	
323	みどりと環境の学校 づくりの推進	○屋上緑化・ 校庭芝生化 27校 ○みどりのカー テン等 18校	○屋上緑化・ 校庭芝生化 7校 ○みどりのカー テン等 3校	○屋上緑化・ 校庭芝生化 20校 ○みどりのカー テン等 15校	<p>学校の特徴に応じた緑化を推進するとともに、新エネルギー装置等を整備し、環境への負荷の少ない快適な学校環境をつくることにより、環境教育の充実を図ります。</p>
	事業費（百万円）			467	

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
323	学校給食調理方式の 改善	自校調理 (親子方式を 含む) 103校	自校調理 (親子方式を 含む) 83校	自校調理 (親子方式を 含む) 20校	きめ細かな給食と食に 関する指導の充実を図る 観点から、センター受配 校をすべて自校調理方式 に切り替え、総合調理場 を廃止します。
		事業費(百万円)			
323	校舎等の耐震化の推 進	Cランク以上 の校数 校舎97校 体育館103校 (両方を完了 した校数97 校)	Cランク以上 の校数 校舎79校 体育館77校※ (両方を完了 した校数58 校) ※平成17年度 に12校の耐震 診断をしてい ますが、この うち6校はC ランク以上と 見込んでいま す。	校舎18校 体育館23校※ ※この事業の ほか、3校の 改築を見込ん でいます。	改修等により校舎等の 耐震性能を向上させま す。
		事業費(百万円)			

Ⅲ だれもがいつまでも学ぶことができるために

政策33 次代を担う青少年を育てる

この政策の必要性とめざすもの

青少年期は、人格の基礎が形成されるとともに、大人になるための準備期間として、家庭や社会の支援が欠かせない時期です。



この政策では、青少年の自主性や社会性を育むために、自主的な活動を支援するとともに、家庭・学校・地域の連携を支援し、青少年の健全育成が図られている状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

33 次代を担う青少年を育てる

331 青少年の自主的な活動を支援する

青少年の育成と活動の機会の提供
青少年が活動する場の提供

332 家庭・学校・地域の連携を支援する

青少年の健全育成を進める
家庭、地域団体への支援
青少年を健やかに育てる地域づくり

施策331

青少年の自主的な活動を支援する

この施策では…

青少年が自主的に活動している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
企画・運営のスタッフとして青少年が参加している子ども会事業の割合	49%	100%	↑	青少年の社会性や自主性の高まりを測定する。区内の小中学校区域ごとに子ども会事業が行われ、すべての子ども会事業に青少年リーダーが参加することをめざす。
民間遊び場 ^{※1} 、公有地・民有地一時開放遊び場数	50か所	50か所	→	子どもたちが地域で遊ぶための場所の提供を測定する。土地の相続発生により、遊び場が廃止される傾向があり、遊び場数の大幅な増は望めない。現状維持をめざす。

現 状

少子高齢化、都市化の進展、情報化の進展などの社会変化は、青少年の意識や価値観にさまざまな影響を与えています。このような社会変化の中で、自ら社会貢献としてボランティア活動に興味を持ち、参加する青少年が出てきている一方、公共の場で基本的なマナーを守れなかったり、相手に対する思いやりの心を持てなかったりと、良好な人間関係が築けない青少年もみられます。

また、身近に仲間同士で自由に活動できる場所の減少や、携帯電話、インターネットの普及は、地域社会や人と人との直接的なふれあいを少なくし、青少年の人格形成に必要な実体験を通して物事にふれたり考えたりする機会が減少傾向にあります。

そこで、青少年の自主的な活動を支援することが求められています。

課 題

- ①青少年が活動の目的や意義を自覚することを促すよう大人がともに活動し、青少年が目的を達成する喜びを体験できる地域行事やボランティア活動の場を広げられるよう支援する必要があります。
- ②青少年が、自ら意見を述べる場、決定に参画する機会を増やすとともに、青少年の多様なニーズや発達段階にあった活動の機会と場の提供を行う必要があります。

用語解説

※1 民間遊び場：民間の空き地を地域住民の組織が管理・運営する子どものための遊び場のこと。区は認定した遊び場に対し、補助金の交付などの支援をしています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **青少年の育成と活動の機会の提供**：区は、子ども会事業のほか、ジュニアリーダー養成講習会の企画運営を青少年委員会^{※2}に委託しています。企画・運営のスタッフとして青少年が参加している子ども会事業の割合を増やすため、今後は、子ども会事業とジュニアリーダー養成講習会との連携を強化し、子ども会事業を同講習会の修了生の活動の場として位置づけます。さらに、青少年団体の育成を促進する方向で取り組んでいきます。また、青少年が学ぶことや働くことの意義を学習するための機会の提供や、社会参加への意欲を養うために（仮称）わかものスタート支援事業を実施します。
- **青少年が活動する場の提供**：民間遊び場、公有地・民有地一時開放遊び場を維持するため、各遊び場は、地域住民によって管理・運営されており、区は補助金や委託料を支出することで支援をしています。また、管理・運営委員の高齢化も遊び場数の減少に間接的にかかわるので、運営上の手助けとなるような「手引き」を作成するなどしてより一層の支援を行います。一方で、相続発生時に、「廃止」ではなくて「面積縮小」という形で留めてもらうよう、土地所有者の方の協力を働きかけます。さらに、区報やホームページ、公設掲示板等によって遊び場を広く区民に周知してもらい、新規の遊び場開設を見込みます。

表1 民間遊び場等の数の推移

年 度	13	14	15	16	17
民間遊び場	43	44	41	40	39
公有地一時開放遊び場	7	4	4	4	4
民有地一時開放遊び場	6	6	6	6	6
合 計	56	54	51	50	49

(表1出典：区青少年課)

国・都・他自治体の動向

国は、次代を担う青少年の育成に関する施策について、関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「青少年育成推進本部」を設置しました。青少年育成推進本部において、平成15年12月9日に、政府の青少年育成の基本理念と施策の中長期的な方向性を示す「青少年育成施策大綱」を策定し、推進しています。

東京都では、次代を担う子どもたちに対し、親と大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく「心の東京革命」を推進しています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 児童青少年部青少年課】

※2 青少年委員会：青少年委員は、青少年の余暇指導や青少年団体の育成、青少年指導に対する援助などを行う非常勤公務員。人数は、小学校の各通学区域に1名ずつ計69名と、小中学校各校長の代表1名ずつの計2名を足して71名。青少年委員会は、青少年委員全員で組織されている団体です。

施策332

家庭・学校・地域の連携を支援する

この施策では…

社会全体で次代を担う青少年を健全に育成している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
青少年育成地区委員会*事業に参加した青少年の延べ人数	77,227人	80,994人	↑	地域で青少年の健全育成の推進を測定する。区内の青少年人口。地区委員会ごとに、地区委員会事業数等は違いがあることから、参加者数で一律に比較できない。
練馬区内の少年非行補導件数	617人	600人	↓	区内の青少年が健全に育成されているかを測定する。過去5年間、補導された青少年の数が600人を下回った実績がないので、600人をめざす。

現 状

少子化による兄弟姉妹数の減少、核家族化、都市化による家庭の孤立化は、家庭のあり方にも影響を与え、家庭で行うしつけができない親が出てくるなど、家庭の教育力が低下傾向にあります。地域においては、都市化の進展による人間関係の希薄化、子どもたちの屋内での遊びや塾通いなど生活の変化により、子どもと地域の人々とは接する機会を失わせ、地域での教育力の低下を招いています。

こうした状況を踏まえ、学校では、地域ぐるみの育成活動を推進するため、学校・家庭・地域が連携し、「総合的な学習の時間」や「学校応援団」などに対応した地域の人材活用を図り、地域との交流を始めています。

今後も引き続き、家庭・学校・地域で青少年を健全に育むことが求められています。

課 題

- ①家庭は青少年が基本的な生活習慣や規範意識を培う場であることから、家庭における教育力を学校や地域で支える必要があります。
- ②青少年を社会全体で育てるという視点を持ち、家庭・学校・地域・関係機関がそれぞれの役割や機能を発揮し、一体となって青少年の健全育成に取り組む必要があります。

用語解説

※ 青少年育成地区委員会：青少年の健全育成と青少年にとってよりよい環境づくりのため、地域の実情に合ったさまざまな事業を実施している組織体のこと。15の出張所と区民第一、第二係を活動範囲として、2,100名余の無報酬の委員で構成されています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **家庭、地域団体への支援**：青少年育成地区委員会では、青少年の年齢やさまざまなニーズに合った事業を計画・実施しています。特に参加の少ない中学生の事業への参加を促し、「子どもたち自身が、自主的かつ主体的に事業を企画・実施する機会を作る」ことを強く意識して取り組むよう、青少年育成地区委員会会長会、指導員会議などで働きかけていきます。
- **青少年を健やかに育てる地域づくり**：練馬区内の少年非行補導件数を減らすため、青少年の健全育成について区民の理解や意識を深め、家庭・学校・地域が一体となって非行防止の運動を進めます。平成16年度からは、「社会を明るくする運動」の一環として、地域の保護司が中心になり、セーフティ教室の時間などを活用し、青少年の非行防止や薬物濫用等の危険性などに関して、中学生やその保護者を対象に啓発活動を実施しています。

図1 青少年地区委員会事業参加人数の推移

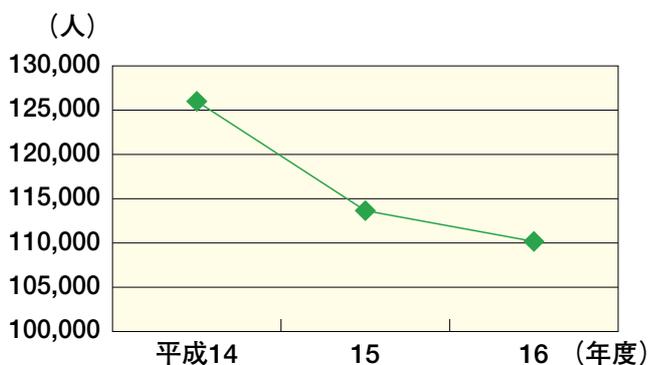


表1 少年非行の学職別推移 (人)

	12年	13年	14年	15年	16年
小学生	20	13	10	12	4
中学生	202	182	164	175	153
高校生	183	198	224	224	250
その他	77	83	97	84	95
無 職	111	97	101	84	84
有 職	65	61	48	43	31
計	658	634	644	622	617

(図1出典：区青少年課、表1出典：警視庁)

国・都・他自治体の動向

国は、次代を担う青少年の育成に関する施策について、関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「青少年育成推進本部」を設置しました。青少年育成推進本部において、平成15年12月9日に、政府の青少年育成の基本理念と施策の中長期的な方向性を示す「青少年育成施策大綱」を策定し、推進しています。

東京都では、次代を担う子どもたちに対し、親と大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく「心の東京革命」を推進しています。平成16年8月に青少年育成総合対策推進本部を設置し、平成17年8月には青少年育成および治安対策を一体的に行うため、青少年・治安対策本部を設置し、総合的施策の展開を図っています。

【この施策の主な担当組織：健康福祉事業本部 児童青少年部青少年課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
331	(仮称)わかものスタート支援事業	事業実施	—	事業実施	青少年が学ぶことや働くことの意義を学習するための機会の提供や、社会参加への意欲を養うための事業を行います。
	事業費（百万円）			3	

Ⅲ だれもがいつまでも学ぶことができるために

政策34 ともに学びあえる生涯学習を進める

この政策の必要性とめざすもの

充実した豊かな生活を送るためには、生涯にわたってさまざまな学びや地域での活動の機会を通じて互いに学びあいながら成長することが大切です。



この政策では、生涯学習活動や読書活動、スポーツ活動が活発に行われているとともに、文化財や伝統文化が保存・活用・継承されている状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

34 ともに学びあえる生涯学習を進める

341 生涯学習活動を支援する

- 学習活動の支援と学習情報の提供
- 生涯学習センター（社会教育会館）の運営
- 美術館の運営
- 少年自然の家の運営

342 読書活動を推進する

- 図書館の運営
- 読書活動の支援と機会の提供
- 図書館の整備

343 スポーツ活動を支援する

- スポーツ活動の支援と機会の提供
- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- スポーツ施設の運営
- スポーツ施設の整備

344 文化財と伝統文化を保存・活用・継承する

- 文化財の保存・収集
- 文化財の継承と発展
- （仮称）ふるさと文化館の建設

施策341

生涯学習活動を支援する

この施策では…

区民が生涯各期に「ともに学びあう活動」を活発に行っている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
生涯学習施設の利用件数	23,369件	24,500件	↑	ともに学びあう活動を測定する。5%の増加をめざす。（対象施設：小学校開放教室、練馬公民館、春日町青少年館、南大泉青少年館、美術館、総合教育センター）
生涯学習活動に参加した区民の人数	212,900人	223,500人	↑	ともに学びあう活動を測定する。5%の増加をめざす。

現 状

産業構造の変化や情報技術の著しい進歩、雇用の流動化、社会の急激な変化や人々の余暇時間の増大、価値観の多様化などにより、区民の生涯学習に対する関心は、非常に高まっています。

また、生涯学習活動を、単に「参加するもの」だけでなく、ともに学び、喜びを分かちあう「参画するもの」、「協働するもの」と考える人々も増大しており、生涯学習活動を通じて、個別の学習課題の解決のみでなく、仲間づくりや地域づくりなども行われています。

こうした状況のなか、ともに学びあえる活動の支援が求められています。

課 題

①生涯学習は、区民の主体的な学習活動にこそ委ねられており、行政は、このような活動を奨励し、支援する施策を行う必要があります。

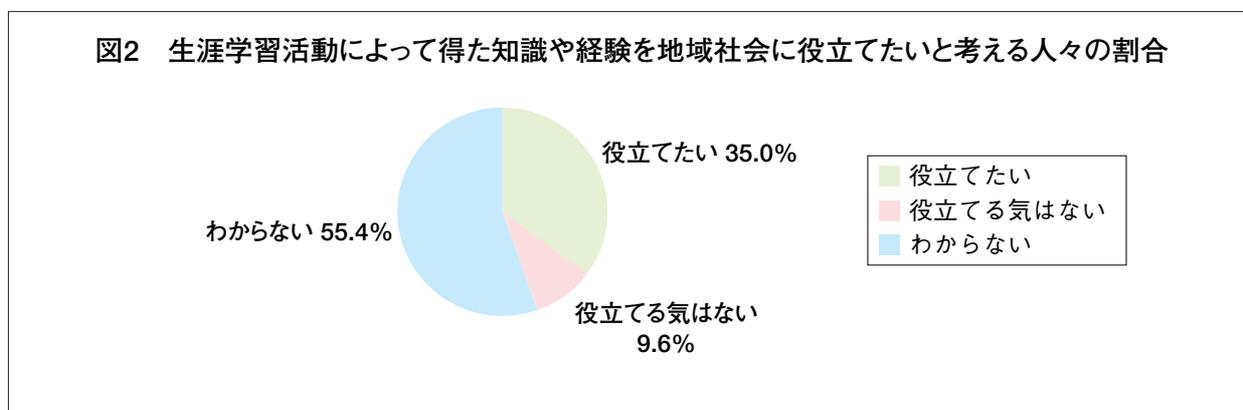
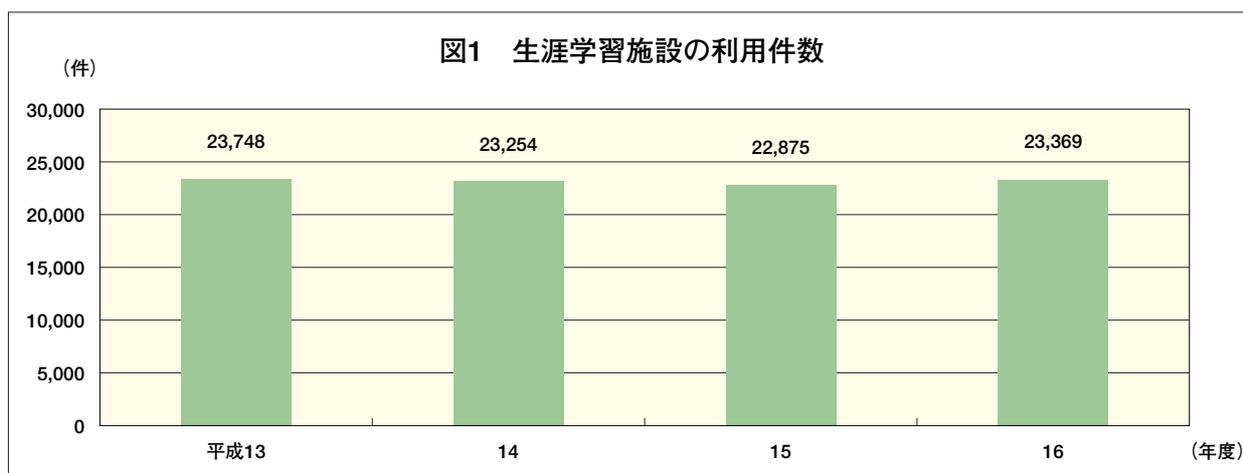
②教育委員会では、「練馬区生涯学習支援プラン21～学びから学びあいへの支援をめざして～」を策定し、区民の「知りたい・深めたい・活かしたい」（学びの循環）という学習要求を支援するための事業を体系化しました。その事業執行に際しては、「学び」が単に学習者個人の中で完結することなく、学習者相互の「学びあい」にまで進むことができるよう、その内容や運営方法を常に見直し続ける必要があります。

用語解説

※ 生涯学習センター（社会教育会館）：多様な学習機会の提供のみならず、学習情報の収集・提供、学習相談、学習需要の把握、学習プログラムの開発なども行う施設のこと。練馬区では、4館（練馬公民館、春日町青少年館、南大泉青少年館、総合教育センター）をいいます。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **学習活動の支援と学習情報の提供**：生涯学習施設の団体利用件数を増やすため、各種媒体を活用した施設利用案内の充実および練馬区公共施設予約システムの効果的運用を行います。また、練馬区ホームページ上で生涯学習に関する情報提供の充実を図ります。
- **生涯学習センター（社会教育会館）*の運営**：生涯学習活動に参加する区民を増やすため、参加しやすい事業形態への改善と各種媒体を活用した情報提供の充実を図ります。



(図1出典：区生涯学習課)

(図2出典：練馬区区民意識意向調査)

国・都・他自治体の動向

住民の主体的な生涯学習活動を支援するため、行政では学習情報の提供、住民との協働による学習機会の創設、社会教育会館などの整備など行っています。とりわけ、これらの中核施設としての生涯学習センターの整備が進められています。

【この施策の主な担当組織：教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習課】

施策342

読書活動を推進する

この施策では…

区民のだれもが、読みたい資料を読みたいときに簡便かつ速やかに入手し、読書活動を行っている状態をめざします！

《施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」》

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区民1人当たりの蔵書冊数	2.04冊	2.25冊	↑	図書館資料の充実度を測定する。計画期間中に人口同規模区の水準までの引き上げをめざす。
利用登録率	37.5%	40%	↑	図書館の利用状況を測定する。区民の情報センターとして、より多くの区民の利用を促し、利用登録率の23区平均水準までの引き上げをめざす。
図書館利用に満足している区民の割合	—	100%	↑	図書館に対する利用者の満足度を測定する。測定結果を事業内容の充実に役立て、すべての利用者が満足（やや満足）している状態をめざす。

現 状

変化の激しい現代社会において、また、急激にすすむ高齢社会において、豊かで意義のある家庭生活や職業生活を過ごし、社会参加を行っていくためには、生涯にわたる学習に取り組むことが必要です。このような状況において、区民の身近な情報センターとしての図書館はビジネス支援等の新たな役割も含め区民の生涯学習に対する支援の充実が求められています。

また、子どもたちの活字離れ、読書離れは、言語能力の低下、表現力、さらには豊かな人間形成の障害になっているとの指摘がある中で、図書館は子どもの読書活動の意義の啓発と発達段階に応じた支援の一層の充実が求められています。

課 題

- ①子育て世代への支援、就労・ビジネス支援、政策立案・NPO支援などの新分野も含めた多様な資料の提供と提供方法や案内の新たな工夫を行う必要があります。
- ②平成15年度のインターネット予約、Eメールによる予約資料取り置き通知に引き続き、EメールによるレファレンスなどITの活用による利便性の拡大と業務の効率化を図る必要があります。
- ③さらなる利用機会の拡大のため、執行体制の効率化とあわせた開館日・時間の拡大を進める必要があります。
- ④平成16年3月に策定した「練馬区子ども読書活動推進計画」の取り組みを推進する必要があります。
- ⑤利便性の拡充を図るため、南田中・高野台地域に12館目の図書館を整備するとともに、駅近接地域等に電話・インターネット等により予約された資料の受取・返却専用施設の設置を行う必要があります。

施策343

スポーツ活動を支援する

この施策では…

子どもから高齢者まで区民の5割の人々が快適なスポーツ環境のもとで、週1回以上スポーツに親しみ生涯にわたって継続している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
定期的（週1回以上）運動・スポーツ実施者数の割合	31.6% (17年度)	50%	↑	運動・スポーツの普及度および定着度を測定する。国のスポーツ振興計画目標に準じて、定期的・継続的に運動・スポーツ実施者数を対区民数との比率で見る。2人に1人（50%）以上をめざす。
区立スポーツ施設の年間利用者数	172万人	215万人	↑	区立スポーツ施設の年間利用者数について、現状の1.25倍をめざす。
総合型地域スポーツクラブ（SSC）※の会員数	913人	7,000人	↑	定期的な運動・スポーツ実施者を測定する。現在、SSCは約10万人当り1か所の体育館配置に基づく。対象地域住民の1%である1,000人（7館で7,000人）を会員とすることをめざす。

現 状

ストレスの増大や身体を動かす機会の減少などにより、青少年の体力低下や生活習慣病、さらには長寿社会での高齢者の健康や生きがいの確保などが今日的な課題となっています。

区民のスポーツ活動は、子どもから高齢者、障害者に至るまでそれぞれのライフステージに応じて多様な形で展開されています。

区民は、自らの健康保持・増進や豊かな人生を送るために、スポーツや運動を積極的に日常生活の中に取り入れていこうとする気運が根強く、それを支援することが求められています。

課 題

- ①区民の2人に1人が週1回の定期的スポーツの実施者となるスポーツの振興を図る必要があります。
- ②区のスポーツ振興計画を策定する必要があります。
- ③いつでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しめる地域スポーツ環境の整備を行う必要があります。
- ④各種スポーツ事業のスポーツ団体への委託化の推進と団体の育成・支援を行う必要があります。
- ⑤地域スポーツ指導者の育成・確保を行う必要があります。
- ⑥従来のスポーツ行政を見直し、区民主導のスポーツ活動を支援するスポーツ行政への転換を図る必要があります。
- ⑦スポーツ施設の効率的運営を図る必要があります。
- ⑧スポーツ施設を建設・整備する必要があります。
- ⑨老朽化したスポーツ施設を改修・整備する必要があります。

用語解説

※ 総合型地域スポーツクラブ（SSC）：生涯にわたり、子どもから高齢者までが多種目のスポーツを楽しむことができる、会員制で区民自らが運営する地域スポーツクラブのこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

● スポーツ活動の支援と機会の提供

1. スポーツ団体やスポーツクラブと協力して区民が定期的に運動やスポーツに親しむための契機となる事業や機会を拡充します。
2. スポーツ団体と連携しトップアスリートによる教室の開催や大会の誘致など一流スポーツを「見たり」「触れたり」する機会の充実を図ります。
3. 区民にとって必要なスポーツ情報が提供できるように課のホームページを拡充します。

● 総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成・支援

1. スポーツクラブが地域で多様なプログラムで活動が展開できるように区立スポーツ施設の利用枠の拡大を図ります。
2. スポーツクラブの運営に必要な専門的指導者の育成・支援とスポーツ団体との協力・連携を促進します。
3. スポーツクラブの活動の充実と地域との一層の連携を促進するための支援を行います。

● スポーツ施設の整備

1. 区民体育館7館構想に基づき（仮称）豊玉・中村地域交流スポーツセンターの建設を進めます。
2. 安全で安心、快適な環境でスポーツが行えるようにスポーツ施設の改修・整備を進めます。

● スポーツ施設の運営

1. 施設の利用形態、利用規制の見直しを図り、利用手続きの簡素化を引き続き進めます。
2. 利用ポイント制や年会費制など特典サービス方式の導入など施設利用の促進策を研究します。
3. 野球場・運動場の平日多目的利用およびプールの夜間利用の促進を進めます。

表1 週1回以上の定期的運動実施者の割合

（区民全体に対する割合）

練馬区	31.6%	男	29.6%	※区民の約3人に1人が週1回以上の定期的運動実施者である ※国の調査に比べて区は約7ポイントほど低い
		女	33.6%	
国（総理府）	38.5%	男	—	
		女	—	

（表1出典：区スポーツ振興課）

国・都・他自治体の動向

国は「スポーツ振興基本計画」で生涯スポーツ社会実現の政策目標として、できる限り早期に国民のスポーツ実施率（週1回の定期的運動実施者）を2人に1人とすることを掲げ、重要施策として総合型地域スポーツクラブ育成を上げています。2010年までに全ての区市町村に育成することとしています。

また、地方自治体は、国に準じて地域の「スポーツ振興計画」を策定し、従来のスポーツ行政を見直し住民のスポーツ活動を支援する方向に転換を図るとしています。

都の「東京スポーツビジョン」（平成13年）では、スポーツ振興の目標として「都民のスポーツ実施率を5割とする」ことを掲げるとともに、「児童・生徒が運動部活動や地域のスポーツクラブなどに所属しスポーツに打ち込む比率を7割となること」を掲げています。目標達成の重要要件として「区市町村にNPO地域スポーツクラブを育成」し、「学校で地域スポーツクラブを展開する」としています。

16年度現在23区中8区で20の総合型地域スポーツクラブが設立されています。

【この施策の主な担当組織：教育委員会事務局 生涯学習部スポーツ振興課】

施策344

文化財と伝統文化を保存・活用・継承する

この施策では…

区の伝統文化や文化財を継承、活用し、区民が地域に愛着を持って生活している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区の伝統文化や文化財への関心度	10,937人	103,400人	↑	区が開催する関連事業（史跡散歩事業など）の参加者数と郷土資料室の来館者数とする。（仮称）ふるさと文化館開設を見込み、大幅な増をめざす。
保護、周知される文化財数（累計）	164件	212件	↑	文化財が継承されている状態を測定する。文化財保護審議会の体制、運営における各年度の審議数の上限水準。登録制度を有している区の中で、文化財数6位から4位をめざす。

現 状

急速な少子高齢化など社会の急激な変化により、世代間や地域での交流が希薄化するなど、伝統的文化の継承がされにくい状況となっています。価値観が多様化している現代社会にあっては伝統的な価値観の相違は様々な社会問題を引き起こす要因となっています。

また、学習意欲が旺盛な中高年齢層が増え、郷土の歴史などの学習に関する情報や場の提供に対する要望が増大しています。さらに学習した成果を社会に還元して役立ちたいという意識が高く、地域の観光やまちづくりに郷土の伝統的文化を積極的に活かしたいと考えている区民ニーズがあり、文化財と伝統文化を保護し、継承することが求められています。

課 題

- ①伝統的な文化や文化財を開発との調整を図りながら保護していくことと同時に、その価値を広く分かりやすく周知し、多くの情報を発信することにより、区民の方々がそれらの文化遺産*を地域で活かし、継承していく仕組みを整備する必要があります。
- ②学習や活動の拠点としての郷土資料室は経年により施設が陳腐化し、区民ニーズに的確に応えていくために整備する必要があります。

用語解説

※ 文化遺産：文化的発展のために継承されるべき過去の文化のこと。文化財や伝統文化を含みますが、方言や古い地名など、より広い範囲を対象とします。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **(仮称)ふるさと文化館の建設**：区の伝統文化や文化財への関心度を高めるため、(仮称)「ふるさと文化館」の建設を長期計画事業として推進します。さらに区民の学習意欲と社会貢献したいという意識を活かし、ボランティアとの協働や観光関連事業との連携等による普及事業を増やし、区民相互の学びあいを通じて伝統文化や文化財の保護・継承を充実していきます。
- **文化財の保存・収集**：保護、周知される文化財数を増やすため、法改正による文化財の種別増に十分対応するとともに登録文化財の登録基準に地域で親しまれていることの価値を加味するなどして、積極的に推進していきます。

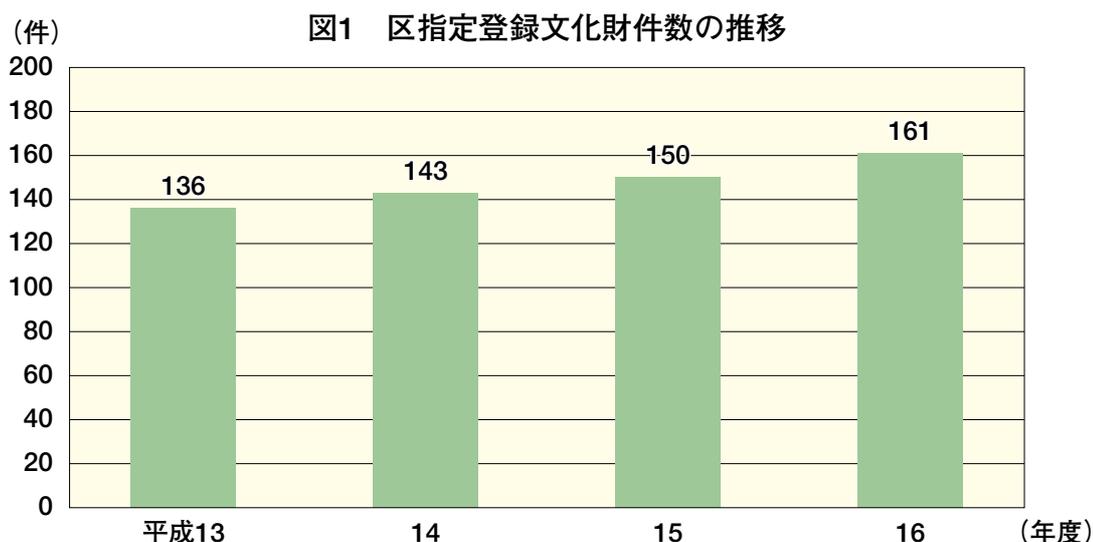


写真1 御嶽神社（高松3丁目）の服部半蔵奉納の仁王像



(図1、写真1出典：区生涯学習課)

国・都・他自治体の動向

法、条例改正が行われ、登録制度などにより広く文化財を保護するだけでなく、活用面での制度の整備が充実されてきています。さらに博物館法の改正などにより、従来の枠にとられない新しい考え方による博物館が設置され、運営されつつあります。

【この施策の主な担当組織：教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
341	(仮称) 高野台生涯学習センターの設置	検討・設置	検討	検討・設置	見直し後の総合教育センターの建物を活用して、さらに機能を拡充した(仮称)高野台生涯学習センターを設置します。
	事業費(百万円)			0	
342	図書館の整備	12館	11館	1館	南田中・高野台地域に12館目の図書館を整備します。
	事業費(百万円)			565	
343	総合型地域スポーツクラブの育成・支援	7クラブ	6クラブ	1クラブ	区民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブを、(仮称)豊玉・中村地域交流スポーツセンターにも設置します。
	事業費(百万円)			2	
343	スポーツ施設の整備	7体育館	完成 6体育館 実施設計 1体育館	1体育館	区民体育館7館構想に基づき、(仮称)豊玉・中村地域交流スポーツセンターを整備します。
	事業費(百万円)			5,517	
344	(仮称)ふるさと文化館の整備	整備	基本構想	設計・整備	ふるさとねりまの自然や歴史、伝統文化、伝統工芸等を広く知らせ、体験・参加・交流を通じた区民の学習、継承活動、観光・レクリエーション等に資する事業を展開する拠点として整備します。
	事業費(百万円)			1,615	

Ⅳ だれもが快適に暮らすために ～環境まちづくり分野～



Ⅳ だれもが快適に暮らすために

政策41 みどり豊かなまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

みどりは、私たちにうるおいと安らぎを与え、多様なレクリエーションの場となるとともに、防災面・環境面を良好に保つためにも欠かせないものです。しかし、樹林地や農地といった民有のみどりは、所有に伴う負担や宅地化の進展によって、減少し続けています。みどりは、次の世代に引き継ぐことが必要です。また、新たなみどりを増やしていくことも必要です。



この政策では、区と区民がともにみどりを次の世代に残し、新たなみどりを築き、区民みんなのみどりを愛し育む取り組みを行うことで、みどりの豊かさを実感できる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

41 みどり豊かなまちをつくる

411 ふるさとのみどりを守る

- 樹林地の保全
- 樹木の保全
- 農地の保全

412 未来を築くみどりをつくる

- みどりと水の拠点整備と機能の維持
- 公共施設の緑化
- 道路・河川の緑化
- 住宅・民間施設の緑化促進

413 みどりを愛し育む活動を広げる

- みどりを愛するための普及啓発
- 身近なみどりを広げる活動を支える
- 練馬みどりの葉っぱい基金・練馬みどりの機構の充実
- みどりのリサイクルの推進

施策411

ふるさとのみどりを守る

この施策では…

樹林地や農地が保全され、練馬の郷土景観が維持・継承されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
市民緑地 ^{※1} （憩いの森 ^{※2} 、街かどの森 ^{※3} ）の整備箇所数（累計）	52か所	72か所	↑	樹林地を借地し、区が管理することで良好に保全できるため。年1か所の憩いの森の整備と3か所の街かどの森の整備を行う。全国で105か所の市民緑地のうち52か所が練馬区にあり全国的に見ても高い水準である。
保護樹林 ^{※4} の指定面積（累計）	20.7ha	22.6ha	↑	区が保護指定することで容易に伐採することを防ぐことができるとともに民有地の樹林の保全状態を把握することができる。毎年実増0.29haの新規指定をめざす。
保護樹木 ^{※5} の指定本数（累計）	1,370本	1,494本	↑	区が保護指定することで容易に伐採することを防ぐことができるとともに民有地の樹木の保全状態を把握することができる。近年の実態より年10本程度の指定解除が想定されるため、年30本の新規指定をし、年20本の実増をめざす。

現 状

屋敷林、雑木林、農地という、練馬の風土に培われたふるさとのみどりは、練馬らしいみどりの代表格です。

しかし、区内に残るふるさとを象徴するみどりの多くは、民有地のみどりです。近年、市街化が進む練馬区では、樹林や大木、農地など民有のみどりが、宅地並課税などの負担や開発などによって減少の一途をたどっています。区の緑被率^{※6}は平成3年から13年までの間に4.2%、面積にして約200haの減少となっています。このうち、農地の減少が著しく、3.2%、154haの減となっています。

特に、樹林の所有者は相続時の税負担が大きく、売却や物納によって樹林が消滅する事例が増えています。

また、周辺に家が建ち並ぶことにより、近隣からの落ち葉や日照などに対する日々の苦情が多くなっています。樹木や樹林の所有者には、こうした近隣からの苦情や自身の高齢化によって、日常の維持管理が負担となっています。まとまった樹林や大木は一度失うと二度と得がたいものです。景観面だけでなく都市環境や農文化の継承の面からも次代につながることは不可欠です。

課 題

- ①区は、樹木や樹林の保護指定をし、所有者の管理サポートなど負担軽減をしていく必要があります。
- ②憩いの森などの契約をし、税負担の軽減や良好な管理をしていくなど、貴重なみどりを残していく必要があります。
- ③保護指定された樹林地や憩いの森などを所有者が手離さざるを得なくなった時に区が取得できる方策や税負担を軽減する方策が必要です。また、ふるさと景観の保全として一体の農地や古民家とともに保全を図る必要があります。
- ④樹木、樹林の保護指定や憩いの森整備を増やし日常管理のサポートを深めることに加え、近隣に住む方や区民全体にふるさとのみどりを守る意義が広く浸透し、所有者・区民・区という保全に向けた確固たる協働体制を築く必要があります。

用語解説

※1 市民緑地：練馬区の憩いの森をモデルに、平成7年、都市緑地法により設けられた公開型の樹林のこと。

※2 憩いの森：練馬区の「みどりを保護し回復する条例」に基づき、区内に残る1,000㎡以上の雑木林や屋敷林などを保全し活用していくため、所有者から借り、区で整備・管理を行い、区民に開放している樹林地のこと。

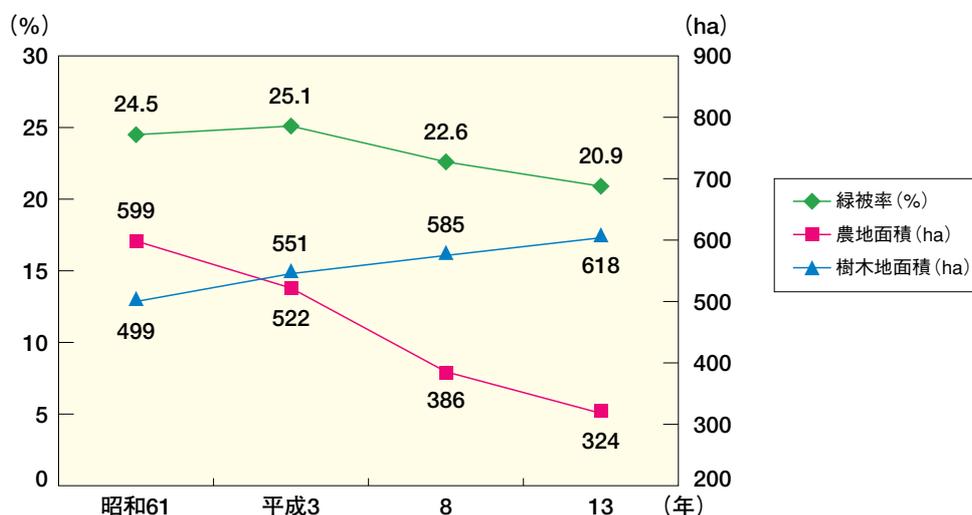
※3 街かどの森：区内に残る300㎡以上1,000㎡未満の雑木林や屋敷林などを保全し活用していくため、所有者から借り、区で整備・管理を行い、区民に開放している樹林地のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **樹木、樹林地、農地を守る**：民有のみどりを守るため、保護樹木・保護樹林の指定や市民緑地（憩いの森、街かどの森）の契約箇所を増やし、所有者の負担軽減とともに広く区民が愛しかかわれるふるさとのみどりを増やしていきます。具体的には、所有者や関係機関への働きかけに加え、区民に区報やホームページで広くPRし、候補地を選定していきます。また、樹木・樹林の特性、かつての役割を重視した育成管理を区民・所有者・区の協働により行い、良好な状態で次世代に継承します。

特に重要な樹林地は、周辺の農地を含むことなども検討しながら都市計画にもとづく特別緑地保全地区として保全します。また、みどりを愛する心を育む事業を通して、樹木・樹林地・農地といったふるさとのみどりを区民共有の財産として保全していきます。

図1 緑被率と農地・樹木地面積の推移



(図1出典：区公園緑地課)

国・都・他自治体の動向

他の自治体においても、保護樹木、保護樹林の指定や市民緑地（憩いの森等）の拡大を図っています。市民緑地は固定資産税や都市計画税は非課税になるものの、相続税の軽減の幅が少ないため、国に対し樹林地における相続時の税軽減の拡大について要望をしています。平成16年度の都市緑地法の改正により、特別緑地保全地区制度が位置付けられ、都市計画の強い規制により良好な樹林地等が担保されます。特別緑地保全地区に指定されると最大約3/4の相続税が軽減されます

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 土木部公園緑地課】

※4 保護樹林：区の「みどりを保護し回復する条例」に基づき、保全するために区が指定した区内に残る1,000㎡以上の貴重な雑木林や屋敷林のこと。

※5 保護樹木：区の「みどりを保護し回復する条例」に基づき、保全するために区が指定した区内に残る直径50cm以上の貴重な樹木のこと。

※6 緑被率：敷地の面積に対する「樹木の覆っている部分」「樹林」「草地」「農地」の面積の占める割合のこと。

施策412

未来を築くみどりをつくる

この施策では…

憩いやレクリエーション、防災、生き物生息の場など多様な機能のあるみどりと水の拠点や身近な公園の整備、公共・民間施設の緑化などで、みどりがネットワーク化され、うるおいのある環境が実感されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
公園の整備面積（累計）	190ha	195.2ha	↑	うるおいのある環境の創出状況を測定する。まちづくり事業に伴う公園整備や開発時に区に提供される緑地などとあわせ、区の公園面積の拡大を図っていく（5年間で東京ドーム約1個分の公園を増やす）。
公共施設における屋上緑化箇所数（累計）	3か所	14か所	↑	うるおいのある環境の創出状況を測定する。既設の公共施設の屋上を5年間で10か所緑化することをめざす。

現 状

開発などにより民有地のみどりが減少し、宅地が増加しています。それに対し、公園整備が計画的に進んでいません。みどりの基本計画^{※2}における目標の1人当たりの公園面積が6㎡に対し、現状は2.74㎡に留まっており、公園、緑地などに安らぎや潤いを求める住民ニーズに対応することが求められています。

近年では、まちづくり事業や開発時に整備される公園が多いため、区内に公園を均等に配置することができておらず、公園が不足する地域が多く残っています。

一方、既設の公園・児童遊園の中には施設が老朽化したり、樹木が大きくなり見通しが悪いなど、利用しにくい状況があります。

また、大都市におけるヒートアイランド現象^{※1}は深刻化の一途をたどっています。温暖化の緩和は急務となっています。

課 題

- ①みどりの基本計画で示すように河川と農風景、生き物循環を軸としたネットワークづくりをし、その拠点となる公園の整備を推進していく必要があります。
- ②公園用地の取得は多額の費用を必要としますが、区民にとっての必要量を充足していく必要があります。特に、憩いの森や保護樹林、生産緑地など、ふるさと景観の象徴となる民有地を所有者が手離さざるを得なくなったときには、公園・緑地化に向けた検討が必要です。
- ③区内に公園を均等に配置するため、計画的な公園整備を行っていく必要があります。また、さまざまな住民ニーズに応えられるよう、憩い、防災、生き物生息の場など多様な機能を備えた公園の整備が必要です。
- ④公共施設、民間施設においても、さまざまな手法により、質・量ともに豊かなみどりを確保する必要があります。
- ⑤既設の公園・児童遊園を明るく、美しく、見通し良くし、次代を担う子どもたちが安心して遊べるよう再整備していく必要があります。
- ⑥温暖化防止に向けた施策を実施していく必要があります。

用語解説

※1 ヒートアイランド現象：都市部において、冷暖房・自動車等による排熱の集中、緑地の減少と舗装面の増大などにより、他の地域より気温が高くなる現象のことです。東京の場合、この100年間に気温が約3℃上昇しており、同期間の地球温暖化による地球全体の平均気温の上昇（約0.6℃）よりも大幅な気温上昇が見られます。最近の学説では、練馬区等で見られる集中豪雨の一因とも言われています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **みどりと水の拠点整備と機能の維持**：みどりと水の拠点となる公園の整備を進めるとともに、まちづくり事業などによって生み出される公園用地の整備や国や都からの補助金の導入による整備もあわせながら、日常生活圏における公園を整備し、増やしていきます。特に、憩いの森や保護樹林、生産緑地など、ふるさと景観の象徴となる民有地を所有者が維持できなくなった際には、公園や緑地として整備していくことを検討していきます。事業未着手の都市計画公園については、優先整備の順位付けをし、多様なニーズに応えるような機能を備えたみどりと水の拠点として整備に着手していきます。また、みどりと水のネットワークの軸として、道路や河川を緑化し、公園、緑地との連続性を図ります。
- **公園リニューアル**：既存の公園を次代を担う子どもたちや隣接住民が安心して使えるよう、公園内を明るく、美しくする事業を実施します。
- **公共施設の緑化**：公共施設の総合的緑化を図ります。特に屋上緑化箇所数を増やすために、既設の公共施設の屋上を緑化していきます。また、民間施設や個人住宅については屋上緑化や生け垣化を進めるために助成金を支給します。

写真1 練馬区役所本庁舎6階屋上庭園



(写真1出典：区公園緑地課)

国・都・他自治体の動向

都は都市計画審議会より「東京らしいみどりの新戦略」の答申を受け、「みどりの新戦略ガイドライン」の策定しました。

同ガイドラインでは、公・民協働でみどりの量を増やす施策を積極的に展開することとしており、区部においては2025年までにみどり率^{※3}の2割増をめざしています。その中の公共が進める施策として、都、区・市が一体となって、「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、2015年までに優先的に整備着手する予定の都市計画公園・緑地の選定を行いました。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 土木部公園緑地課】

※2 みどりの基本計画：区が平成10年に策定した今後の区におけるみどりの保全と創造を実現するための事業を総合的にとりまとめた計画です。この計画では、平成30年の目標として区民1人当たりの公園面積が6㎡、緑被率30%を掲げています。

※3 みどり率：緑被率（樹木、樹林地、草地、農地）に「公園内の裸地」「河川・湖沼などの水面」の面積割合を加えた率のこと。

施策413

みどりを愛し育む活動を広げる

この施策では…

区民一人ひとりが練馬のみどりを愛し育み、各地域でみどりの活動団体が活発に活動している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
みどりの普及啓発事業への参加者数（累計）	49,100人	50,600人	↑	区民の意識の高まりを測定する。これまでの実績により、毎年250人程度の参加人数の増加をめざす。また、募集定員に対する応募者数の割合で、区民が持っているみどりへの関心の強さを測定する。
みどりのボランティア活動団体数（累計）	27団体	40団体	↑	区民活動が活発に行われていることを測定する。これまでの実績により、年間2団体程度の新規活動団体の増加をめざす。
練馬みどりの葉っぱい基金積立額（累計）	7,666千円	201,000千円	↑	練馬みどりの葉っぱい基金 ^{※1} の拡大により、区民のみどりへの関心度を測定する。練馬みどりの機構 ^{※2} は緑地管理機構をめざす。

現 状

区の緑被率は、平成3年度の25.1%から平成13年度には20.9%へと減少しています。これは、みどり豊かといわれている杉並、世田谷、渋谷などに比べ急激な減少です。

農地や樹林地など地域に密着し、練馬を育ててきた豊かなみどりは区民共有の財産であり、地域の人たちがみんなで守り育てていくという意識を持つことが重要です。

しかし、地域のコミュニティが希薄化している現代においては日陰や落ち葉などへの苦情が所有者の負担を強いる状況にあります。

課 題

- ①地域のみどりを守り育てていくために、区民が様々な活動を通じ、みどりを共有財産として認識していく必要があります。
- ②さまざまな情報発信の方法で普及啓発に努め、それにより活動を広げ、その活動を継続できるよう支援を充実する必要があります。
- ③区民との協働による落ち葉の資源化などの活動を行い、活動を通じてみどりを育む意識の向上に努める必要があります。

用語解説

※1 練馬みどりの葉っぱい基金：練馬区みどりを育む基金のことです。区民・事業者・区の協働により、練馬区のみどりを愛し育むための活動や樹林地の保全などに活用するために設置した基金のこと。平成16年10月に条例により設置しました。

※2 練馬みどりの機構：将来的に基金を活用、管理、運用していくための「透明」「公平」「中立」な第3者組織のこと。17年度に設立しました。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

みどりの活動を通じてみどりを愛し育む心を区民に広げひいては地域コミュニティの活性化をめざします。
そのために

- **みどりを愛するための普及啓発**：みどりの普及啓発事業への参加者数を増やすために、ホームページでの積極的なPRなど、さまざまな情報発信ツールを駆使し、より多くの区民への情報発信を展開していきます。
- **身近なみどりを広げる活動を支える**：30年の歴史を持つ緑化協力員の活動を充実させるとともにみどりのボランティア活動団体数を増やすための、アドプト制度^{※3}の導入や練馬みどりの機構等の活動の活性化により、みどりに関わる区民の数・層を増やし、広げていきます。
- **練馬みどりの葉っぱい基金・練馬みどりの機構の充実**：練馬みどりの葉っぱい基金を拡大するとともに練馬みどりの機構の活動をサポートしていきます。
- **みどりのリサイクルの推進**：区民参加により公園や憩いの森等から発生する落ち葉で腐葉土をつくるなど資源化する活動を行い、生き物を育む土壌の活性化を図っていきます。また、活動を通じて環境への配慮やみどりを育む意識の向上に努めます。

表1 23区の緑被率 上位5区

区名	直近値 (%)	順位 (位)
練馬区	20.90	1
杉並区	20.90	1
渋谷区	20.60	3
世田谷区	20.50	4
大田区	20.42	5

※調査年月、調査手法に違いのあるデータが含まれるため、参考値である。

(表1出典：区公園緑地課)

国・都・他自治体の動向

都や周辺区において、花壇管理や清掃などにアドプト制度を導入し、公園などの身近なみどりに住民が積極的に携わる事例が増えてきています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 土木部公園緑地課】

※3 アドプト制度：公園や道路、緑地等の公共空間を区民や事業者が自らの意思と責任で区と協働で管理する制度のこと。一定区域の緑化・美化・清掃活動等を行うもので、区民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで進めていきます。活動を通じて、公共施設への愛護心、地域環境の向上、地域コミュニティの形成を図っていきます。

従来公共施設は、行政が管理するというシステムでしたが、区民主体となった管理を行うことにより、地域の特性にあった管理、公共施設の有効活用等が可能となります。

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
411	樹林地等の保全（保護樹木・保護樹林・憩いの森・街かどの森）	○保護樹木1,494本 ○保護樹林22.55ha ○憩いの森48か所 ○街かどの森24か所	○保護樹木1,394本 ○保護樹林21.1ha ○憩いの森43か所 ○街かどの森9か所	○保護樹木指定150本 実増100本 ○保護樹林指定1.45ha ○憩いの森整備5か所 ○街かどの森整備15か所	区内に残された郷土を象徴する貴重な樹木・樹林等を保護樹木・保護樹林・憩いの森・街かどの森とし、その保全を図ります。
	事業費（百万円）			107	
411	特別緑地保全地区の指定	○指定1か所 ○候補地の検討	—	○指定1か所 ○候補地の検討	特に良好で将来にわたり残す価値のある樹林地を特別緑地保全地区に指定します。
	事業費（百万円）			1	
412	公園リニューアル大作戦	○樹木せん定等による見通しの確保 ○公園の照度アップ ○落書き抑制塗装 ○より安全な遊具への更新	—	○樹木せん定等による見通しの確保 ○公園の照度アップ ○落書き抑制塗装 ○より安全な遊具への更新	公園・児童遊園を、安全で明るく、美しいものに再整備し、子どもが安心して遊べるようにします。
	事業費（百万円）			508	
412	公園等の整備（みどりと水の拠点整備と機能の維持）	○公園・緑地593か所 ○設計1か所 ○改修3か所 ○拡張3か所	○公園・緑地585か所	○新設8か所 ○設計1か所 ○改修3か所 ○拡張3か所	公園・緑地の新設や主な公園の改修を進め、みどりと水の拠点の整備と公園の機能の維持を図ります。
	事業費（百万円）			3,414	
412	公共施設の緑化	14か所	4か所	10か所	ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー化に向けて、公共施設の屋上を活用し、緑化を推進します。
	事業費（百万円）			129	
412	道路・河川の緑化	○田柄川緑道再整備（一部）	—	○田柄川緑道再整備（一部）	田柄川緑道の再整備を進めます。
	事業費（百万円）			207	

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
413	落ち葉のリサイクル	○腐葉土箱 の設置 20か所	-	○腐葉土箱 の設置 20か所	区民との協働により腐 葉土づくりに取り組みま す。
		○ヤード整 備2か所 ○落ち葉の 感謝祭の開 催		○ヤード整 備2か所 ○落ち葉の 感謝祭の開 催	
事業費（百万円）				38	
413	みどりを育む地域づ くり	○公園地域管 理 12か所	○公園地域管 理 9か所	○公園地域管 理 3か所	地域の住民による公 園・花壇の自主管理を推 進します。
		○花壇地域管 理 20か所	○花壇地域管 理 15か所	○花壇地域管 理 5か所	
事業費（百万円）				3	

Ⅳ だれもが快適に暮らすために

政策42 環境にやさしいまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

地球温暖化や公害問題などの環境問題の解決が重要な課題となっています。環境問題を解決するためには、区民一人ひとりが問題の重要性を認識し、地域環境保全のために足元から取り組みを進めることが必要です。



この政策では、地域から環境問題を解決するため、区民・事業者・区がともに環境にやさしいまちの実現に向けて取り組んでいる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

42 環境にやさしいまちをつくる

421 足元からの行動を広げる

地球環境・地域環境保全のための普及啓発、環境学習の推進
環境情報共有化の促進
区民・事業者の環境配慮の取り組みへの支援
環境保全施策の計画的な推進

422 公害問題を解決する

的確な環境の監視と監視データの活用
自動車交通公害問題への対応
生活型公害問題解決のための支援
工場等や建設工事の公害発生の防止
有害化学物質汚染対策の充実

423 まちづくりで環境に配慮する

まちづくり環境配慮制度の活用

424 まちの美化を進める

まち美化活動の支援

425 率先して区の取り組みを進める

区の事務事業における環境配慮の着実な推進

施策421

足元からの行動を広げる

この施策では…

多くの区民・事業者が、日常生活や事業活動において、温室効果ガス排出などの抑制・低減のための行動を進め、地域環境・地球環境の保全に貢献している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
電気使用に伴う区民1人当たり年間二酸化炭素排出量	1,360kg (14年度)	982kg	↓	区内では電気の使用が地球温暖化の最大の原因であるため、電気使用に伴う二酸化炭素排出量を測定する。目標は、地域省エネルギービジョンの平成22年度目標値から推計した電力分（約691,000トン-CO ₂ ）と予測人口から設定した。
エコライフチェック参加者数	—	30,000人	↑	日常生活の環境配慮状況を自己チェックする「エコライフチェック事業」への参加者数を測定する。1世帯1人の参加を目標に、区内全世帯（約30万）の1割の参加者数確保をめざす。
ホームページ「ねりまのかんきょう」の年間アクセス人数	92,500人	181,300人	↑	区の情報提供に対する反応を簡易に測定する。13年度から16年度までの実績値の伸び（平均14,800人/年）を22年度まで延長し、各年度の目標とする。

現 状

地球温暖化の主な原因は、家庭での日常生活や企業の事業活動などにおける電気、ガス、ガソリンなどのエネルギー使用に伴い排出される二酸化炭素の増加などです。このままでは、21世紀末には平均気温が1.4～5.8℃上昇し、海面の上昇、食糧生産への影響などが懸念されます。

平成17年2月に京都議定書*が発効されたことにより、日本は二酸化炭素などの排出量を平成20～24年までに平成2年より6%減らさなければなりません。平成15年度排出量は逆に約8%増加し、特に家庭部門では3割近い増加が見られます。区でも、平成14年度の電気の使用に伴う区民1人当たり二酸化炭素排出量は平成2年度比で3割以上増えており、環境にやさしい足元からの行動が求められています。

課 題

- ①地球温暖化防止のための省エネルギー推進や新エネルギーの導入など、環境保全に向けた先進的な取り組みを始める区民・事業者が次第に増えてきましたが、深刻な環境問題の解決をめざすには、家庭や事業所において、自主的な環境保全の取り組みをさらに広げる必要があります。
- ②区は、既に取り組みを進めている区民・事業者と連携するとともに、国や都とも協力して、区民・事業者の環境を大切にする意識を高め、さらに行動に結びつけるため施策を強化拡充する必要があります。
- ③地球環境・地域環境保全のための普及啓発や環境学習の推進、環境情報共有化の促進、区民・事業者の環境配慮の取り組みへの支援、環境保全施策の計画的な推進を図る必要があります。

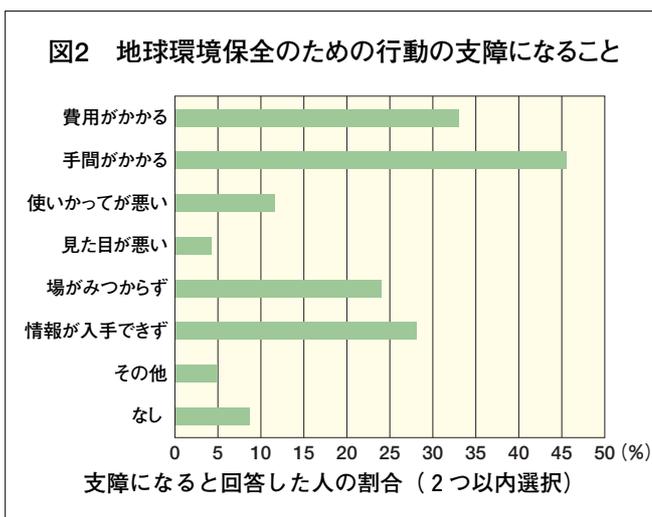
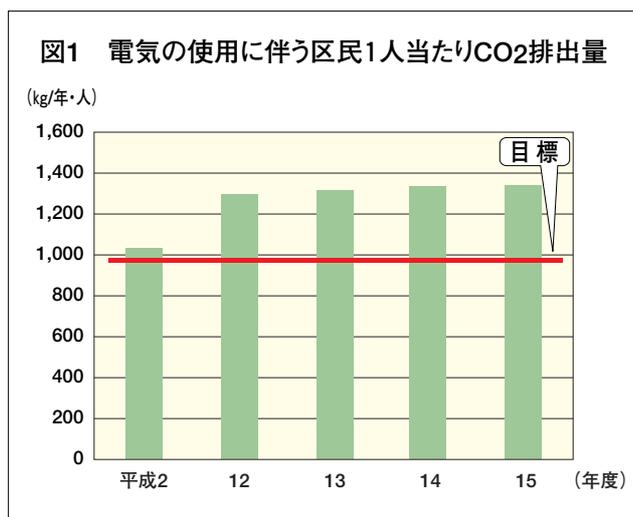
用語解説

※1 京都議定書：化石燃料の使用などに伴う二酸化炭素排出量の増大等に起因する地球温暖化の防止のため結ばれた「気候変動枠組条約」に基づき、平成9年、京都市において、条約締結国の代表やNPOなどが第3回締結国会議を開き、具体的な二酸化炭素等の削減目標・方法等を定めたもの。国は日本の目標（-6%）を達成するため、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量を0.6%増に抑えるとしています。

※2 ヒートアイランド現象：都市部において、冷暖房・自動車等による排熱の集中、緑地の減少と舗装面の増大などにより、他の地域より気温が高くなる現象のこと。東京の場合、この100年間に気温が約3℃上昇しており、同期間の地球温暖化による地球全体の平均気温の上昇（約0.6℃）よりも大幅な気温上昇が見られます。最近の学説では、練馬区等で見られる集中豪雨の一因とも言われています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **区民・事業者の環境配慮の取り組みへの支援**：区民環境行動方針に基づく区民の取り組みに必要な支援を行うとともに、住宅用太陽光発電設備の設置などの先進的な取り組みを行う区民や、環境マネジメントシステムによる環境配慮を推進する事業者に対する支援を行います。これらの取り組みを広げることにより区民1人当たり二酸化炭素排出量などを減らすなど、区内の活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- **地球環境・地域環境保全のための普及啓発・環境学習の推進**：環境・リサイクルフェア等の各種イベント、講演、観察、相談などを通じ区民の環境意識の向上を図るとともに、こどもエコクラブの支援や環境作文コンクールなどにより子どものときからの環境学習の推進を図ります。また、新たに、簡単なチェックシートを用い区民が日常生活における環境配慮状況を自己チェックした後、評価等を行う「エコライフチェック」事業を展開し、小中学校の児童などを対象に、参加型、双方向型の普及啓発に取り組みます。さらに、区内の自然環境の状況を区民とともに調べ、これを基に自然を守り育てるための施策を展開する「区民と見つけるねりまの自然」事業を行います。
- **環境情報共有化の促進**：環境状況報告書「ねりまのかんきょう」を発展させ、「環境白書」として発行するなど、環境に関する基礎情報の区民への提供をより充実させるとともに、ホームページ「ねりまのかんきょう」の拡充を図って区民の意見・取り組み紹介などを加え、区民への情報提供の拡充、区民・区の情報共有化をめざします。
- **環境保全施策の計画的な推進**：環境基本条例（制定予定）のもとに、環境基本計画など必要な計画を策定し、これを環境マネジメントシステムに基づいて適切に進行管理することにより、環境保全施策の計画的な推進を図ります。



(図1出典：区環境政策課)

(図2出典：練馬区区政モニター調査(平成14年度))

国・都・他自治体の動向

平成17年2月、京都議定書が発効し、日本の二酸化炭素などの排出削減目標が法的に有効なものとなったことを受け、国はその達成をめざして京都議定書目標達成計画を策定し、二酸化炭素などの削減対策の強化に乗り出しました。この中で、地方自治体に対しても施策の強化を求めています。

都は、地球温暖化防止に、都市部で顕著なヒートアイランド現象^{*2}への対策を加え、“2つの温暖化”の阻止に向けた東京作戦を展開しています。

特別区の区長で構成する特別区長会では、京都議定書の発効に当たって、連携して温暖化防止の取り組みを進める宣言を行い、共同で講演会等の事業を開始しました。

住民・事業者の省エネルギー活動などを進めるため、工夫を凝らした対策を進める区市町村が増加しています。双方向型の普及啓発や、住宅用太陽光発電装置の設置助成を行うなど、さまざまな取り組みが見られます。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 環境清掃部環境政策課】

施策422

公害問題を解決する

この施策では…

区民・事業者に公害問題の意識が広がり、環境基準が達成されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
二酸化窒素および浮遊粒子状物質が環境基準に適合している測定箇所数	10か所	12か所	↑	広域的な環境が良好に保たれている状況を測定する。二酸化窒素を12か所で、浮遊粒子状物質を2か所で測定しており、12か所全てで環境基準が達成できることは、良好な環境にあると客観的に評価できる。
有害化学物質使用事業所の適正管理指導のための立入検査実施率	—	100%	↑	環境汚染の防止状況を測定する。東京都環境確保条例に基づき、区に報告してきている有害化学物質使用事業所の20%（約30事業所）を対象に、毎年立入検査を実施し、有害化学物質の適正管理を指導することで、環境汚染防止の徹底が図れる。
都市・生活型公害苦情の区民による自主解決率	—	50%	↑	区民の自主的解決力を測定する。区が都市・生活型公害の苦情・相談を受けた件数のうち、苦情者が自ら解決した件数の率を年10%ずつ増加させることをめざす。

現 状

区で環境監視測定を行っているダイオキシン類^{*1}は大気・土壌・地下水とも環境基準を満たし、焼却炉の使用・排出規制などに伴い大気環境中の濃度は低下傾向にあります。また、河川水質は概ね良好です。

自動車交通公害は窒素酸化物、浮遊粒子状物質^{*2}、騒音・振動などですが、区のできる対策は限定的です。

近隣騒音問題では、従来地域内で解決が図られてきた生活型公害問題も行政に持ち込まれている状況にあります。

近年、有害化学物質による土壌・地下水の環境汚染が問題となっており、法整備がなされてきています。一方、汚染者負担の原則により、事業者の社会的責任や経済的負担が増大しています。

こうした状況の中、公害問題の解決が求められています。

課 題

- ①新たな監視項目の増大に伴い、測定室の再配置と項目の充実が必要であるとともに、評価・分析を行い、対策をとるために、データを活用する必要があります。
- ②幹線道路の二酸化窒素や浮遊粒子状物質、騒音・振動を監視し、それを基に国、都に対策を促し、事業協力をしていく必要があります。
- ③生活型公害の区民による自主解決を促すため、解決手段の情報提供などの支援を行う必要があります。
- ④新たな環境汚染物質に対応する公害関係法令の整備に伴い、工場・事業場を把握し、指導的確に行う必要があります。
- ⑤有害化学物質使用事業所に関係法令の周知を図り、届出などによる把握と適正管理の徹底を図る必要があります。

用語解説

※1 **ダイオキシン類**：ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン75種類、ポリ塩化ジベンゾジオキシン類135種類にコプラナーPCB10数種類を含めて、「ダイオキシン類」と定義され、有機物と塩素が熱せられるような過程で自然発生する副生成物のこと。このうち、毒性があると見なされているのは29種類です。主な発生源は、ごみ焼却によるものですが、その他に、製鋼用電気炉、自動車の排ガスなど、さまざまあります。動物実験では、発ガン性・催奇形性・免疫毒性・環境ホルモン作用等が報告されていますが、ヒトへの健康影響は明らかになっていません。

※2 **浮遊粒子状物質**：固体および液体の粒のことをいい、工場などから排出されるもの（ばいじん）や、物の粉砕などによって発生するもの（粉じん）、ディーゼル車の排出ガスに含まれるもの（黒煙）などがあります。その他、土ほこりが飛び散るなどの自然現象によるものもあります。粒子状物質（PM）のうち、粒径10ミクロン（1ミクロンは1ミリメートルの千分の一）以下の小さいものを特に浮遊粒子状物質（SPM）と呼びます。ディーゼル自動車から比較的多く排出されますが、工場や事業所等からも排出されます。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **的確な環境の監視と監視データの活用**：測定を通して、区内の大気、水質、土壌、地下水、騒音、振動の環境状況を的確に把握し、光化学スモッグ緊急報の発令等を含め環境情報をホームページ等に提供するとともに、環境基準を達成するため、国や都の施策に連携・協力しつつ、区内の公害発生事業所の監視・規制を行います。なお、今後、測定場所・項目の見直しを行い、より効率的な監視体制の確立をめざします。
- **自動車交通公害問題への対応**：道路沿道の大気等環境情報やアイドリングストップ等のPR事業、および東京都環境確保条例に基づく駐車場へのアイドリングストップ看板の掲出指導を行うとともに、国・都の対策事業に協力と要請を行っていきます。
- **生活型公害問題解決のための支援**：区民の意識の多様化とコミュニティの希薄化により、従来地域内で解決が図られてきた問題も行政に持ち込まれていることから、行政が対応すべき苦情・相談は区が迅速に解決を図りますが、地域住民間で解決すべき苦情・相談は区民自らが問題解決を図れるように、区が自主解決の手法を紹介するなどの支援を行います。
- **工場等や建設工事の公害の防止**：工場・指定作業場や建設工事の監視を継続し、環境関係法令を遵守させるとともに、必要に応じて規制指導を行います。
- **有害化学物質汚染対策の充実**：有害化学物質使用事業所を的確に把握し、一定規模以上の事業所に対し東京都環境確保条例に基づく区への報告義務の周知を図るとともに計画的に立入検査を行い、有害化学物質の管理と事業所内の土壌汚染の未然防止を徹底させ、万一土壌汚染があった場合は拡散防止措置の適正指導を行います。
- **アスベスト飛散防止対策の推進**：アスベストの飛散防止を図るため、区独自の条例として制定した練馬区アスベスト飛散防止条例をはじめ、関係法令に基づき、建築物や工作物の解体等を行う工事施工者に対し、適正指導を行います。

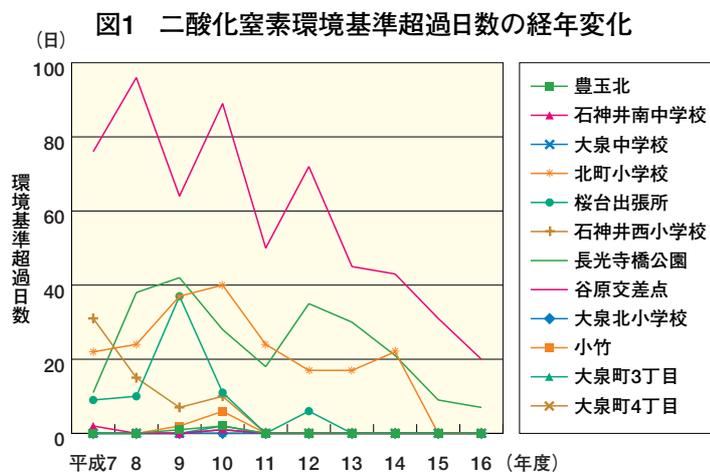
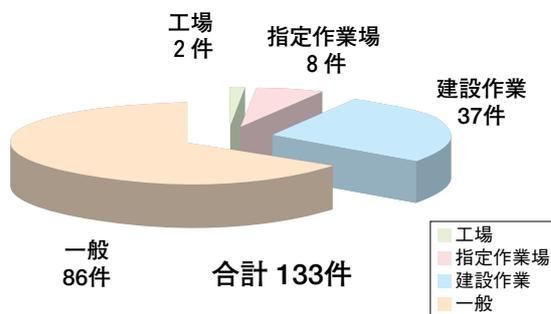


図2 発生源別苦情受付件数の割合 (平成16年度)



(図1、2出典：区環境保全課)

国・都・他自治体の動向

近年の公害問題に対応するため、ダイオキシン類対策特別措置法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する法律(略称：自動車NO_x・PM法)、土壌汚染対策法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(略称：PRTTR法)の制定、大気汚染防止法(アスベスト関連)の改正、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(略称：環境確保条例)の改正など、法整備がなされてきています。

都では15年度からディーゼル車規制を実施し、あわせて粒子状物質減少装置の装着補助事業を継続中です。低公害車の開発、低騒音舗装、防音壁の設置により自動車公害対策がとられつつあります。

当事者間の自主解決を援助する組織として、公害紛争処理法に基づき都に公害審査会が置かれ、また都では生活騒音の自主解決を促すパンフレットを作成しています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 環境清掃部環境保全課】

施策423

まちづくりで環境に配慮する

この施策では…

まちづくりにおける環境配慮が適切に進められ、また、区独自のまちづくり環境配慮制度の創設により、総合的にまちづくりに伴う環境負荷の調整が図られている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
まちづくり環境配慮制度創設の進捗率	10%	100%	↑	制度創設の進捗度を測定する。制度の創設をもって達成（＝達成率100%）をめざす。
環境影響評価手続における区民周知の実施割合	100%	100%	→	区民全体への環境影響評価手続の周知に関しては、区の広報が唯一の手段である。区民生活への影響が考えられる大規模事業の環境影響評価手続の実施については、すべて、区民に周知する必要があるため。
開発行為等における緑化基準に対する緑化実施割合	100%	100%	→	開発行為等における環境配慮度を測定する。緑化計画書どおり植樹され、緑化が推進されることが求められる。

現 状

環境影響評価法や都の環境影響評価条例^{※1}などの対象となる事業について、区は各種手続や評価内容に対する意見の提出を行っていますが、対象事業は、昭和55年～平成16年の間で15件でした。

建築物の建設に当たり、建築物環境配慮計画書^{※2}の提出などを義務付ける都の環境確保条例が平成14年に施行されました。区内の対象は16年度までに5件でした。

大規模小売店舗の立地に当たっては、大規模小売店舗立地法^{※3}などにより周辺生活環境への影響などについての事前評価が義務付けられており、対象となった事例は平成13～16年の間に40件でした。

緑化、雨水浸透、リサイクル置き場などについては、区や都による規制、指導が行われていますが、環境配慮の観点からそれらを総合的に評価することが求められています。

課 題

①環境影響評価、大規模小売店舗立地法などによる手続きは、区の環境保全や周辺住民の合意形成に一定の効果を上げていますが、環境影響評価法や都の環境影響評価条例、環境確保条例の対象となる事業などは、規模が大きいものに限られ、緑化などの個々の規制・指導を行うことから、環境面から総合的に評価する仕組みについても、今後、研究していく必要があります。

②まちづくりに伴う環境への影響をより幅広くコントロールしていく仕組みをつくる必要があります。なお、そうした仕組みを築いていくため、広範な区民や事業者の理解を得る必要があります、多方面にわたり十分な検討を行う必要があります。

用語解説

※1 環境影響評価法・東京都環境影響評価条例：大規模なまちづくり計画の立案や事業の実施に際して、あらかじめ、その計画の推進や事業の実施が環境に与える影響を予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を計画や事業計画に反映させて、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続きを定めたもの。

※2 建築物環境配慮計画書：平成12年に旧東京都公害防止条例が全面改正され「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）が制定されました。この中で、一定規模以上の建築物の新築等において建築物に起因する環境負荷を低減するための計画＝建築物環境配慮計画書＝を作成・提出することが義務付けられ、14年6月から施行されました。

※3 大規模小売店舗立地法：大型店の設置に際し、周辺住民の声を聴きながら生活環境問題への適切な配慮を求める制度を定めた法律。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **まちづくり環境配慮制度の活用**：平成18年度以降、庁内に研究組織を設置して、他自治体のまちづくり環境配慮制度の制定・運用状況や練馬区のまちづくり特性について調査し、区の特性に適合したまちづくり環境配慮制度の必要性、効果、運用などについての具体的な研究に着手します。

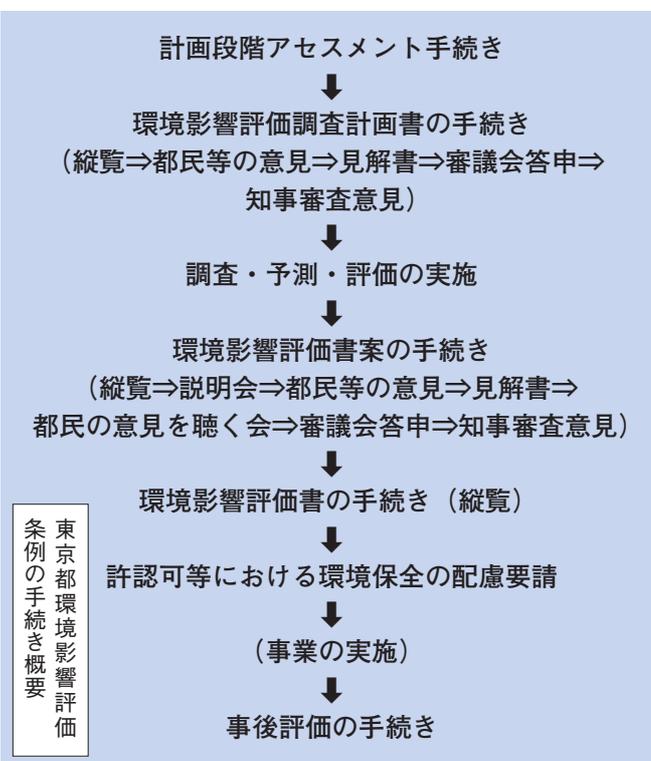
環境影響評価法および都の環境影響評価条例に基づいて区が関与する手続きを適切に執行するとともに、制度への区民の参加を進めるため、環境影響評価図書の縦覧や意見の提出等の手続きについての区民への周知に努めます。

開発行為等における緑化基準に対する緑化実施割合について、屋上緑化の緑化計画面積への算入等を進めます。



写真1 練馬区が関係地域となった最初の環境影響評価手続が行われた「外環」大泉インターチェンジ

図1 東京都環境影響評価条例の手続き概要



(写真1、図1出典：区環境政策課)

国・都・他自治体の動向

都の環境影響評価条例は昭和55年に施行され、平成15年からは計画段階アセスメント制度も導入されました。一方、環境影響評価法は平成11年に施行されました。

都の環境影響評価条例の対象以下の一定規模のまちづくり事業について、環境計画書の提出などを義務付けるまちづくり環境配慮制度を創設・運用している区・市が徐々に増えてきています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 環境清掃部環境政策課】

施策424

まちの美化を進める

この施策では…

区と区民、事業者などが連携して環境美化に努め、まちがきれいになっている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
美化活動団体（環境美化推進地区※1および環境美化活動団体）の登録世帯数（累計）	83,995世帯	150,000世帯	↑	区民による美化活動を量的に測定する。区内全世帯の半数が登録することをめざす。
歩行喫煙率	2%	前年以下	↓	啓発キャンペーンの実行性を測定する。条例の趣旨により、歩行喫煙者ゼロをめざす。
ボランティア駅前周辺清掃結成駅数（累計）	0か所	20か所	↑	まちの美化意識の高揚や駅利用者へポイ捨て防止への啓発状況を測定する。

現 状

区の環境美事業は、「ポイ捨ておよび落書行為の防止」「あき地の管理の適正化」条例により展開しています。

ごみのポイ捨てや落書きによる美観の損失などを防ぐために、環境美化推進地区、環境美化活動団体の組織を主体とした活動を進めています。特にポイ捨てや歩行喫煙に絡む喫煙マナーの問題については、社会的関心が高まっていることから、行政課題の一つとなっています。このために、各区さまざまな施策を展開するなか、区では駅前キャンペーンを実施し、ポイ捨てや歩行喫煙の危険性を訴えています。

落書き行為の発件数は現在横ばいです。今後も区内の見回りや通報により迅速に対応します。また、警察や育成委員会との連携により防止啓発活動に努めます。

あき地については、あき地の転売や駐車場への転用により減少傾向にあります。こうした状況の中でも、引き続き対応が求められています。

課 題

①環境美化推進地区や環境美化活動団体の拡大を図る中、環境清掃推進連絡会※2が結成されました。今後連絡会と地区や団体の関係を整理するとともに、調整連絡等の役割分担を明確にする必要があります。

②喫煙にからむポイ捨てや歩行喫煙の問題については、特に人の集まる駅前地域における危険性が大きくなっています。区には大きな繁華街もなく、歩行喫煙者の多くが区民であるために、マナーやモラルに訴えかける啓発キャンペーンを実施しています。しかしながら、歩行喫煙行為は減少するものの、そのもの自体はなくなるらないために、今後検討する必要があります。

③駅前などの公共空間の美化については、自分達のまちは自分達できれいにするという意識により、地元の町会・自治会、商店街などとの協力体制を構築する必要があります。

用語解説

※1 環境美化推進地区：地域での環境美化を図るため、50世帯以上で月1回以上の清掃を行う地域を「環境美化推進地区」と指定し、清掃用具等の支援を行います。

※2 環境清掃推進連絡会：区には、これまで環境や清掃・リサイクルに係る住民組織が3つありました。これらの組織を平成15年7月に、地域環境の美化、清掃リサイクルを、区民の立場に立って分かりやすく展開することを趣旨として組織が統合され、「環境美化推進連絡会」が発足しました。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **まち美化活動の支援**：区では美化活動団体（環境美化推進地区および環境美化活動団体）の登録世帯数を増やし、町の美化や区民の美化意識を高めます。町会・自治会が主体となっている環境清掃推進連絡会との連携により、美化活動団体への加入を促したり、区内一斉清掃事業において参加した町会・自治体との関係を発展し環境美化団体への勧誘を行い、美化意識の高いまちづくりを実現します。
- **環境美化キャンペーンの充実**：歩行喫煙率を下げるため、駅前キャンペーンの実施により歩行喫煙者への危険性の啓発を行ないます。喫煙マナーは個人のモラルに拠るところが大きく、社会全体でこの問題を考える必要があることから、区民、事業者、行政が一丸となってこのキャンペーンを展開します。
- **清掃ボランティア組織の結成**：公共空間（駅前等）は誰のものなのか、まち美化キャッチフレーズ「わがまちは 自分の庭です 美しく」のもとで、自分達のまちは自分達できれいにすると意識を高め、区民、町会・自治会、商店街などによるボランティア駅前周辺清掃組織等により「美しいまちねりま」を実現します。

図1 主要駅における歩行喫煙率の推移

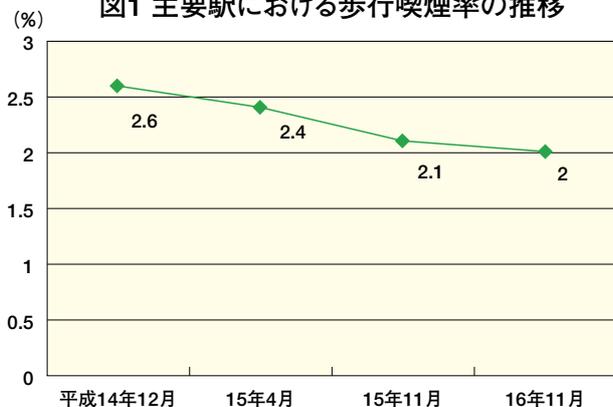
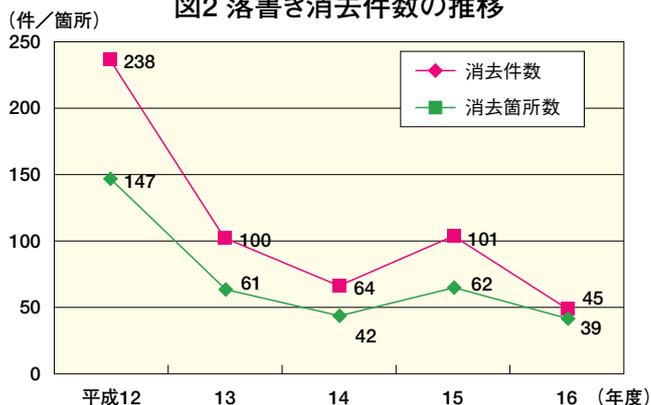


図2 落書き消去件数の推移



(図1,2出典：区環境保全課)

国・都・他自治体の動向

特別区長会、東京都市長会、東京都町村長会が協力し、共通する諸課題の解決をめざす「オール東京市 区町村共同事業実行本部」を設置し、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てといった喫煙に対するマナー向上のキャンペーンを住民・事業者・行政の協働により実施しました。このように大きな枠組みの中で取り組むことで、社会全体での関心を高め課題を解決する方法をとりました。

一方では、ポイ捨て行為や歩行喫煙行為の禁止については、各自治体が条例などで規定しており、内容はそれぞれの地域性を考慮した歩行喫煙やポイ捨て行為の禁止を謳っています。

落書き行為の禁止については、条例化をしている区は少なく、中でも自治体が消去している区は23区中4区です。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 環境清掃部環境保全課】

施策425

率先して区の取り組みを進める

この施策では…

職員および区で働く人々が、自主的に環境に配慮した行動を行うことによって、事業活動における環境負荷をもっとも少なくし、率先して環境保全活動に努めている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区の事業活動による温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量（改正政令による排出量算出係数使用）	38,237t	37,132t	↓	環境への負荷を測定する。区の温室効果ガス排出抑制のための実行計画（区環境配慮実行計画）による。 ※地球温暖化実行計画を平成19年度改定予定。目標値の設定は改定までの暫定値。
区立施設における資源リサイクル率（生ごみ資源含む）	57%	62%	↑	区の省資源活動の推進状況を測定する。リサイクル推進計画により各施設が取り組んでいる省資源活動。 ※地球温暖化対策実行計画を平成19年度改定予定。目標値の設定は改定までの暫定値。

現 状

平成17年2月16日に京都議定書が発効し、日本を含む締約した先進国は、議定書に定めた温室効果ガスの削減目標達成を義務づけられました。国など行政は先進的な取り組みを期待されています。また、産業界では、ISO14001規格^{*1}の認証取得・環境物品^{*2}の開発など環境配慮を重視した活動を営み、企業イメージの向上を図っている状況にあります。

地方公共団体は、地球温暖化対策推進法^{*3}に基づき、温室効果ガス抑制を目標とした地球温暖化対策実行計画の策定が義務付けられ、省エネ省資源活動を実践していかなければなりません。また、グリーン購入法、環境保全活動・環境教育推進法^{*4}などさまざまな環境法令が整備されている中で、地方公共団体の事業活動においても一層の推進が求められています。

区は平成13年に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を認証取得し、環境配慮行動を推進しています。

課 題

- ①区は、区内最大の事業者として、自ら環境配慮の取り組みを行う必要があります。
- ②地球温暖化対策実行計画である区環境配慮実行計画の第一次計画は平成17年度に終了します。計画の改定に当たっては、京都議定書目標達成計画などの国・都の動向を踏まえ、第一次計画の結果を反映し、実効性ある計画づくりをする必要があります。
- ③区施設白書では区立施設の改修は今後10年間で277件を想定しています。今後改築を行う区立施設については、施設のライフサイクルを考慮し、省エネ効果の高い仕様など施設面における環境配慮を検討する必要があります。
- ④区は、国際規格ISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを運用しています。今後、行政評価制度との整合を検討する必要があります。

用語解説

※1 ISO14001規格：環境保全と汚染の予防を目的として、「企業や自治体などの組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組み」を環境マネジメントシステムといい、その仕組みを、国際標準の規格として定めたものです。

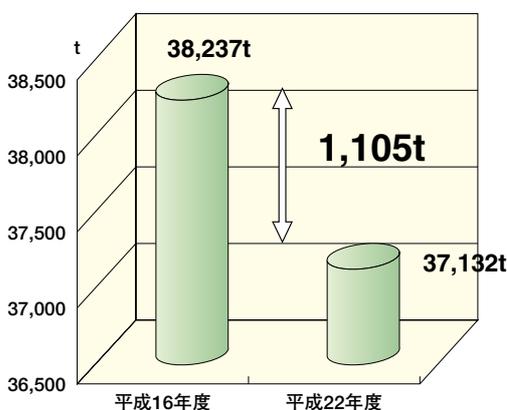
※2 環境物品：環境への負荷が少ない製品およびサービスのことです。企業が環境に配慮した製品等を開発し製品化していくことは、企業の本来業務上の環境配慮行動を推進することになります。環境物品を購入することをグリーン購入といいます。

※3 地球温暖化対策推進法：地球温暖化対策の推進に関する法律の略称。国、地方公共団体、事業者、国民が各々の役割に応じて、一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律です。地方自治体には、業務に関する温室効果ガス抑制のための措置を定める計画（実行計画）の策定の義務づけと地域の温暖化対策の推進に努めることが規定されています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- 区の事務事業における環境配慮の着実な推進：以下により進めていきます。
 - 1 区の事業活動による温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量を減らすため、区の事務事業における環境配慮行動を効果的に進め、その進捗管理には、環境マネジメントシステムを運用します。
 - 2 区立施設の省資源活動を効果的に進めていきます。
 - 3 区は環境に配慮した物品等の購入（グリーン購入）に努めます。
 - 4 区立施設の改修・改築にあたっては、省エネルギーなどの環境に配慮します。
 - 5 区立施設の有害化学物質は適正に管理していきます。

図1 温室効果ガス排出量の削減



平成16年度⇒平成22年度

区は1,105t削減します（暫定）
この減量のためには

☆電気使用量の削減でまかなうとすると
約2,920千kwh

これは一般家庭約860世帯の一年間の
電気使用量※相当です

※東京電力：平成15年度一般家庭の1カ月使用量は282.3kwh

（図1出典：区環境政策課）

国・都・他自治体の動向

国は京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策推進法に基づく「京都議定書目標達成計画」を平成17年5月に策定しました。また、地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業^{※5}を展開し、意識の啓発を図っています。特別区全てにおいて、地球温暖化対策実行計画を策定しています。

大田区では、施設のライフサイクルを考慮し、区立施設の設備台帳管理に電算システムを採用しており、漏電・漏水などの早期発見、未然防止などの設備維持管理に効果を上げています。

国は京都議定書目標達成計画で、ISO14001規格による環境マネジメントシステムの運用を推奨しています。特別区では、12区においてISO14001規格に則った環境マネジメントシステムを運用しています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 環境清掃部環境政策課】

※4 環境保全活動・環境教育推進法：環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の略称。持続可能な社会をつくるために、国民、民間団体、事業者、行政等の各主体が各々の役割に応じて、環境についての理解を深め、取り組みを進めることができるよう環境教育を推進し、環境保全活動を促進する法律です。

※5 地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業：京都議定書において日本に課せられている温室効果ガスの排出量6%削減を実現するため、環境省が国民、民間団体、企業、地方公共団体等の各主体に呼びかけて実施する国民的プロジェクト。「チーム・マイナス6%」を愛称としています。参加団体は主な温室効果ガスである二酸化炭素削減に向けて「6つのアクション」に取り組みます。練馬区は、平成17年7月から「チーム・マイナス6%」に参加しています。

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
421	地球温暖化防止足元からの行動促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止地域推進計画策定 ○エコライフチェック 100,000人(累計)	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止地域推進計画検討 ○エコライフチェック 試行1,000人	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止地域推進計画策定 ○エコライフチェック 100,000人(累計)	「地球温暖化防止地域推進計画」の策定を受けて、 ①家庭、学校等における環境配慮取り組み状況を把握するためのエコライフチェックの推進 ②太陽光発電設備設置補助 ③燃料電池設備を設置する区民へのモニター制度の実施 等の事業を展開し、地球温暖化防止に向けた足元からの行動を広げていきます。
		事業費(百万円)			
421	区民と見つけるねりまの自然	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境調査の実施 ○区民自然観察会の実施 ○自然保護活動の展開 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境調査の実施 ○区民自然観察会の実施 ○自然保護活動の展開 	区内の自然環境の状況を調査し、区内の動植物の生息状況、自然環境の現状把握を行うとともに、その活動の中で、区民の自然保護活動の展開につなげていきます。
		事業費(百万円)			
425	区立施設的环境配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○区立施設省エネ対策推進計画策定 ○区立施設省エネ対策の実施 ○練馬庁舎省エネ対策の実施 	区立施設省エネ対策基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○区立施設省エネ対策推進計画策定 ○区立施設省エネ対策の実施 ○練馬庁舎省エネ対策の実施 	区立施設における省エネルギー可能性調査を実施し、区立施設省エネ対策推進計画を策定します。 以降、省エネ対策の可能な施設について、当該施設の改修・改築にあわせて省エネルギー対策を実施します。
		事業費(百万円)			

Ⅳ だれもが快適に暮らすために

政策43 循環型社会をつくる

この政策の必要性とめざすもの

地球環境を保全していくためには、環境への負荷の少ない循環型社会をつくる必要があります。



この政策では、区民・事業者・区がともに環境への影響を考えながら、協働してごみの発生抑制やものの再使用・再生利用に取り組んでいる状態をめざします。また、発生したごみについては、環境に配慮して適正に処理されている状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

43 循環型社会をつくる

- 431 ごみの発生を抑制する
 - 普及啓発の推進
 - 再使用の促進
 - ごみの発生抑制の計画的推進
- 432 リサイクルを進める
 - 事業活動における資源回収の促進
 - 地域における資源回収事業の推進
- 433 ごみの適正処理を進める
 - ごみ排出ルールの確立
 - ごみの収集・運搬事業の推進

施策431

ごみの発生を抑制する

この施策では…

区民および事業者に、ごみになるものを減らす、繰り返し使う、使い終わったものを再び資源として生かすという3R^{*1}の行動様式が定着し、ごみの発生が抑制されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区民1人が1日あたりに排出するごみの量	669g	570g	↓	区民一人ひとりが意識し、取り組める単位とするために、区が1年間に収集した可燃・不燃・粗大ごみの総量を人口で割り、さらに365日で割る。 目標値については、練馬区循環型社会推進会議 ^{*2} の提言を基に平成17年度改定する一般廃棄物 ^{*3} 処理基本計画 ^{*4} で設定する値とする。

現 状

持続的発展を可能とする社会をめざし、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を転換し、資源循環型社会を築くことが求められています。一方、区のごみの現状は、全体としては減少傾向にありますが、不燃ごみは平成14年度から増加しています。また、持込による事業系ごみの量は経済の動向に影響を受けやすく、今後増加する可能性があります。さらに、東京23区のごみの埋立地である東京港の新海面処分場は都内で最後のごみ最終処分場であり、可能な限りの延命化を図っていく必要があります。

また、平成16年度の排出実態調査では、可燃ごみ・不燃ごみの中に資源化可能物^{*5}が約28%含まれているのが現状です。

課 題

- ①ごみの減量のためには、区民・事業者一人ひとりが、分別を徹底した上で3Rに取り組むことが重要です。区は継続して区民・事業者の自発的な行動を促進していく必要があります。
- ②過剰包装の抑制など、ごみの発生を抑制するために、区民・事業者・区の三者が協働するための仕組みを作る必要があります。そのために区はコーディネータとして、協働の場づくりを積極的に進めていく必要があります。
- ③ごみ処理や再資源化に要するコストなどを分かりやすくお知らせするとともに、ごみの発生抑制施策の一つとして、排出したごみの量に対して適正な費用負担を求める「家庭ごみの有料化」について検討していく必要があります。

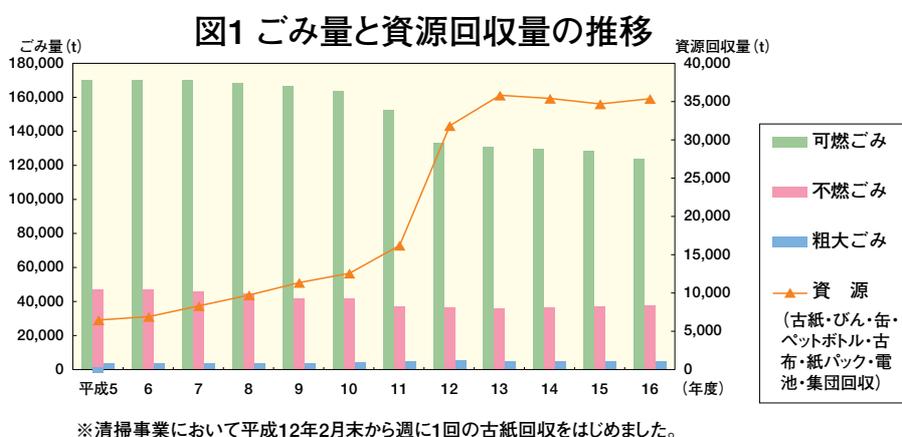
用語解説

^{*1} 3R：Reduce（リデュース：ごみになるものを減らすこと）、Reuse（リユース：使い終わったものをごみとして出さないで、繰り返し使うこと）、Recycle（リサイクル：使い終わったものを再び資源として生かすこと）の3つを総称したものです。

^{*2} 循環型社会推進会議：「練馬区リサイクル推進条例」に基づき、リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項を審議するために設置する区長の附属機関のことです。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **普及啓発の推進**：資源とごみの排出量やその処理にかかるコストなどをねりま区報の活用やパンフレットの作成などにより明らかにし、区民の理解を求め、ごみの発生抑制についての自発的行動を促します。
また、区民の環境学習の場としてリサイクルセンターの整備を進め、リサイクルセンターでの活動を通じて、様々な3Rに関する情報を発信するとともに自主的な活動の拠点とします。さらに、ごみの減量を目的とした区民・事業者・区の意見交換の場を設置し、協働して取り組む事業の検討を行います。また、一定規模以上の事業者への立入り調査やその事業者が選任する廃棄物管理責任者に対する講習会を実施するなど、事業者に対するごみの発生抑制と適正な分別排出を徹底するための指導・助言を行います。さらに、ごみの発生抑制施策の一つとして国の基本的な方針の中に示された「家庭ごみの有料化」について検討します。
- **ごみの発生抑制の計画的推進**：練馬区一般廃棄物処理基本計画（平成12年度～23年度）を平成18年度当初に改定します。この計画に基づいて、循環型社会の構築をめざし、ごみの減量とリサイクル推進のためのさまざまな事業を展開していきます。



(図1出典：区清掃リサイクル課)

国・都・他自治体の動向

環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、廃棄物・リサイクル行政の目的がこれまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、わが国全体として3Rに重点を置いた最適なりサイクル・処理システムを構築していくため、市区町村に対して以下の提言を行っています。

- ① ライフスタイル見直しのための施策の推進
- ② 一般廃棄物処理コストの分析および効率化の推進
- ③ 有料化の推進
- ④ 広域的な取り組みの推進
- ⑤ 一般廃棄物処理システムの最適化
- ⑥ 地域における戦略的な目標設定と総合的施策の推進

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 環境清掃部清掃リサイクル課】

※3 一般廃棄物：廃棄物には大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があり、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物のことを「一般廃棄物」といいます。

※4 一般廃棄物処理基本計画：清掃事業を実施するに当たり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて策定が義務づけられている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める計画。

※5 資源化可能物：ごみの中に混入している、資源として再使用、再生利用できるもののこと（例えば新聞紙・ダンボール、ペットボトル、びん・缶類、古布など）。

施策432

リサイクルを進める

この施策では…

区民・事業者・区の役割分担と協働に基づき、資源とごみの分別が徹底され、リサイクルの推進が図られている状態をめざします!

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区の清掃リサイクル事業における資源化率 ^{*1}	17.8%	25.0%	↑	リサイクルの実績が向上している状況を測定する。可燃ごみ・不燃ごみの中に資源化可能物が混じっている割合（混入率）の目標数値（政策433において20%と設定）を踏まえて25%とする。
集団回収 ^{*2} による回収量	8,416t	10,329t (19年度)	↑	資源全体の回収効率性を測定する。リサイクル推進計画 ^{*3} 策定に伴い推計した数値をめざす。

現 状

平成13年1月に循環型社会形成推進基本法が完全施行となり、リサイクルの推進についての基本的な枠組みが定められました。区は、区民の自主的な活動による「集団回収」をリサイクル活動の中心としつつ、びん・缶を街区路線回収により回収するなどのリサイクル事業を推進してきました。現在、古紙はごみ集積所で、ペットボトル、古布（古着）、紙パック、電池については販売店や公共施設などに拠点を設け回収する「拠点回収^{*4}」を行っています。また、ペットボトルについてはさらに街区路線回収による回収を順次区内全域に拡大しています。今後区には、リサイクル品目と区民の参加機会の充実に努め、区民、事業者と協働して効率的で実効性のある資源回収システムを確立していくことが求められています。

課 題

- ①古紙の持ち去り行為の影響により回収量が平成14年度から減少する傾向が続いていたため、条例を改正し持ち去り行為の禁止を規定しました。この条例改正を受け、今後はパトロールを強化する等により、回収量を回復させる必要があります。
- ②容器包装リサイクル法^{*5}の対象となるプラスチック製容器包装廃棄物について、回収経費や効率性を考慮し、回収のあり方を検討していく必要があります。
- ③現状の容器包装リサイクル法では、自治体の経費面の負担が大きいなどの問題があります。法改正に向けて拡大生産者責任^{*6}の考えに則り、適正な経費負担となるよう求めていく必要があります。
- ④より一層効率的な資源回収事業を推進するため、回収した資源を圧縮・梱包・保管できる資源化関連施設を確保する必要があります。

用語解説

※1 資源化率：資源化率＝集団回収量＋街区路線回収、拠点回収等の区の資源回収量＋中間処理施設での練馬区の資源回収量（23区で使用する不燃ごみ処理センター等で回収された鉄などの資源を練馬区分として按分した量）／練馬区のごみ収集量＋集団回収量＋街区路線回収、拠点回収等の区の資源回収量

※2 集団回収：町会・自治会、マンション管理組合などが自主的に古紙などを回収することです。

※3 リサイクル推進計画：「練馬区リサイクル推進条例」に基づいて策定するリサイクルに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

※4 拠点回収：資源回収する場所を指定し、区自らが回収に携わっている事業のことです。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **地域における資源回収の推進**：区の清掃リサイクル事業における資源化率の向上のため、古紙回収事業における持ち去り行為の防止対策を強化するとともに、ペットボトルの街区路線回収の回収地域を平成18年度中に全区へ拡大するなど分別回収の機会を増やし、資源回収量^{*7}の増加を実現します。

また、プラスチック製容器包装廃棄物などのリサイクルのあり方について検討を進めます。さらに、びん、缶、ペットボトルなど資源の排出方法の周知徹底を図り、区民の協力を促します。集団回収は区民が自主的に取り組む優れた回収方法です。さまざまな地域の団体に集団回収への参加を働きかけるとともに、それぞれの団体にとって取り組みやすい回収方法を工夫して、活動の輪を広げます。

また、回収した資源を圧縮、梱包、保管できる資源化関連施設の整備を検討していきます。

表1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t/年)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
容器包装 廃棄物	56,443	56,919	57,094	57,381	57,638

(表1出典：区清掃リサイクル課)

国・都・他自治体の動向

平成12年4月には「容器包装リサイクル法」が完全施行になり、13年1月に「循環型社会形成推進基本法」(基本的枠組み法)が施行になりました。また、13年4月には「家電リサイクル法」が施行になり家電4品目のリサイクルが義務付けられ、15年10月には「資源有効利用促進法」によりメーカーがパソコンの自主回収を行うこととなるなど、リサイクル品目の拡充の動きは続いています。

現行の容器包装リサイクル法は、区市町村にとって分別収集保管に要する費用が過大であり、対象となる容器包装の範囲が分かりにくいなどの問題点が指摘されています。容器包装リサイクル法は、平成18年に改正が予定されているため、国における改正作業の動向に合わせ東京都容器包装リサイクル自治体連絡会^{**}はその抜本的な改正に向けた提言を行いました。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 環境清掃部清掃リサイクル課】

※5 容器包装リサイクル法：平成12年4月に消費者、自治体、事業者の責任分担に基づき容器包装廃棄物(中身の商品と分離した場合に不要となる容器や包装)の減量化、リサイクル化を積極的に推進するために制定された法律。

※6 拡大生産者責任：生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、その製品の適正なリサイクルや処分について、一定の責任を負うことです。

※7 資源回収量：古紙、びん・缶、ペットボトルなどの資源として回収した量のこと。

※8 東京都容器包装リサイクル自治体連絡会：国が進めている容器包装リサイクル法の見直し作業に対応するため、東京都と都内区市町村が平成16年7月に設置した連絡会のこと。

施策433

ごみの適正処理を進める

この施策では…

資源とごみの分別や収集曜日、時間などのごみの排出ルールが守られ、排出されたごみについては適切かつ効率的に収集、運搬、処理が行われている状態をめざします。

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
可燃ごみ中の資源化可能物の混入率	28%	20%	↓	資源とごみが適正に排出されている状況を測定する。他区の状況と一般廃棄物処理基本計画の数値を踏まえて、22年度の目標を20%とする。
不燃ごみ中の資源化可能物の混入率	28.4%	20%	↓	資源とごみが適正に排出されている状況を測定する。他区の状況と一般廃棄物処理基本計画の数値を踏まえて、22年度の目標を20%とする。
ごみ出しのルールが守られていない集積所の数	643か所	400か所	↓	ごみの排出ルールの遵守の状況を測定する。1年間で50か所改善していくことを目標とする。
可燃・不燃ごみの1トン当たりの収集運搬経費	22,396円	22,000円	↓	収集運搬の効率性を測定する。清掃事業の区移管後にできる限りの効率化を推進してきたため、現状数値に近い数値を目標値とする。

現 状

資源循環型社会の構築に向け、資源とごみの収集・運搬・中間処理・最終処分という処理過程において、分別排出の徹底、環境負荷の低減化への取り組み、効率的なエネルギー回収の推進などを行っていくことが社会的な要請となっています。

現在、ごみの収集運搬は各区が、中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場は都がそれぞれその役割を担っています。ごみの適正処理については、それぞれの処理段階で着実に実行されることが求められています。

課 題

①清掃事業が都から移管されて6年が経過しました。今後は一層各区の実情に即した事業展開が求められています。収集運搬の一層の効率化と合わせ、戸別収集等、きめ細かな事業展開を進める必要があります。

②東京港にある新海面処分場は、東京23区のごみ最終処分場です。この最終処分場の延命化を図るため、これまで埋め立てられてきた廃プラスチックの処理のあり方について、サーマルリサイクル^{※1}を含め検討していく必要があります。

用語解説

※1 サーマルリサイクル：廃棄物を燃やし熱エネルギーを回収し利用すること。例えば、発電したり温水を沸かしたりして供給し利用することをいいます。

※2 マテリアルリサイクル：材料リサイクルともいい、再生利用すること。例えば、プラスチックを溶かすなどし、もう一度プラスチック製品に再生することをいいます。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **ごみ排出ルールの確立**：資源とごみの分別の徹底やきれいなごみ集積所をめざし、排出ルールが守られていないごみ集積所を改善するため、資源・ごみの分け方・出し方についてのパンフレットの発行やふれあい指導など地域での対話の機会をとらえて、排出ルールの周知徹底を図ります。
- **収集運搬作業の効率化**：効率的で無駄の無い収集運搬作業を実施するとともに、「家庭ごみの有料化」などの検討に合わせ、戸別収集などについて検討します。また、ごみ最終処分場の延命化のため、廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施に向け、23区全体で検討を進めています。こうした動向を踏まえ、環境負荷の低減やエネルギー回収の推進、ごみの収集運搬コスト削減などさまざまな視点から、廃プラスチックのリサイクルと処理のあり方について検討していきます。

図1 ごみの中に混入している資源化可能物の割合

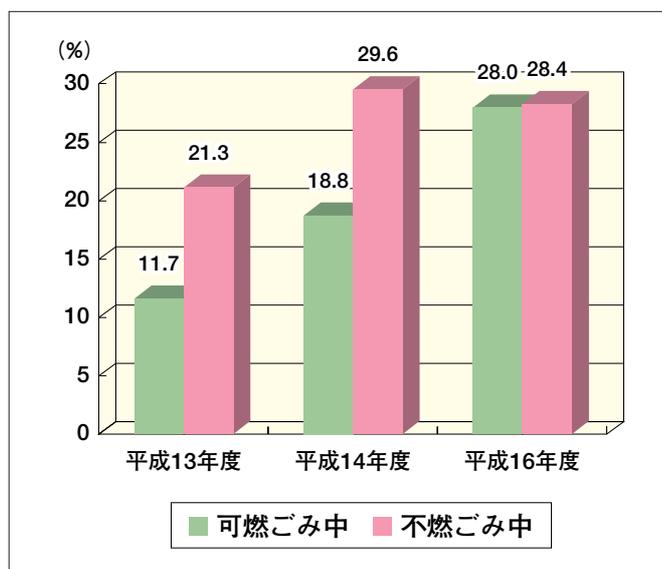


表1 ごみ出しルールが守られていない集積所の推移

項目	13年度	14年度	15年度	16年度
集積所数	19,367	19,950	20,980	21,744
ルールが守られていない集積所数	1,065	797	749	643
ルールが守られていない集積所数の割合	5.5%	4.0%	3.6%	3.0%

(図1、表1出典：区清掃リサイクル課)

国・都・他自治体の動向

東京都廃棄物審議会は平成16年5月に廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの推進についての答申を行いました。「廃プラスチックは貴重な資源であり『埋立不適物』である。発生抑制を促進しつつ、リサイクルを徹底していく必要があり、マテリアルリサイクル^{**2}の一層の徹底と、汚れが付着しているものなどについてはサーマルリサイクルを行い、埋立処分量ゼロを目指すべきである。」というのが主な内容です。

また、可燃ごみについては清掃工場で焼却した後に、熔融処理（灰熔融）を行いスラグ^{**3}にしています。スラグにすることで容積が焼却灰の約半分になるため、処分場の延命化に有効です。また、スラグは砂の代替材料として、有効利用の促進を図っています。東京二十三区清掃一部事務組合では平成19年度までに全量をスラグ化するように施設整備を進めています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 環境清掃部清掃リサイクル課】

※3 スラグ：可燃ごみを焼却した時にできる灰を電気やガスを使って1,200℃以上の高温に加熱し、熔融・固化してできる砂状の物質のこと。熔融スラグともいいます。

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
431	リサイクルセンター の整備	4館	2館	2館	環境・リサイクル学習 や情報の発信、再使用・ 再生利用等の拠点とし て、リサイクルセンター を区内に4か所整備しま す。
	事業費（百万円）			1,066	

Ⅳ だれもが快適に暮らすために

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

この政策の必要性とめざすもの

まちは、その地域に暮らす人がみんなで創っていくものであり、まちづくりを進めるに当たっては区民・事業者の声を取り入れていくことが必要です。今後も、それぞれの役割分担のもと、より一層の協力・連携が必要となります。



この政策では、区民・事業者・区が一体となってまちづくりを進めていくための仕組みや、快適に生活を送るためのルールなどが整備され、それらが守られている状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

44 地域特性に合ったまちづくりを進める

441 区民・事業者とともにまちづくりを進める

- 区民の自主的なまちづくり活動への支援
- 都市計画への住民参加の促進
- 良好なまちづくりを実現するための開発調整の手続
- 中高層建築物の紛争予防
- 都市計画の決定手続き等における公正性、透明性、専門性の確保

442 土地利用を計画的に誘導する

- 都市計画マスタープランの運用
- 地域地区制度の適正運用
- 用途地域等に基づいた建築物等の適正な誘導
- 土地動向の正確な把握

443 調和のとれた都市景観を形成する

- 景観形成のルールの整備
- 区民の意識啓発と参加の促進
- 屋外広告物の規制・誘導

施策441

区民・事業者とともにまちづくりを進める

この施策では…

区民や事業者が、暮らしやすい、魅力あるまちの実現に取り組んでいる状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
まちづくりセンターの利用件数	—	2,400件	↑	まちづくりセンターの活用の度合いを測定する。同センターの利用件数の目標を10件×20日×12か月と設定する。
練馬区まちづくり条例 ^{※1} における開発調整の手続きが順調に進められた件数の割合	—	30%	↑	練馬区まちづくり条例の開発調整の手続きにおいて、事業者と区民との調整が図れたことを測定する。
中高層建築物等の建築において紛争がおきた件数のうち解決が図れた件数の割合	90%	90%	→	練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき紛争の解決が図られたことを測定する。

現 状

地方分権の推進により自治体の権限が拡充されましたが、区ではこれまでまちづくりを実現するための根拠となる条例（ローカルルール）がなく、区民からもその条例の制定が待たれていました。

そこで区は条例の検討を区民参加で行い、区民または行政が主体となってまちづくりを実現するときの仕組みや都市計画法に基づく都市計画の付加手続き、事業者が行う開発事業に対する調整の手続きの仕組みを大きな柱とする練馬区まちづくり条例を制定しました。

また、地域のまちづくりの担い手である区民が主体となって各種のまちづくりに取り組む機運が盛り上がりつつある一方で、開発や建築行為に係る紛争が起きています。

そこで、区は今後ますます区民・事業者と協働したまちづくりを進めていくことが求められています。

課 題

練馬区まちづくり条例の実効性を担保する必要があります。そのためには、区民の自主的なまちづくり活動を支援するまちづくりセンターについて行政の支援と連携を図ります。また、良好なまちづくりを実現するための開発調整の手続きについて、その制度への事業者の理解と協力を求める必要があります。

用語解説

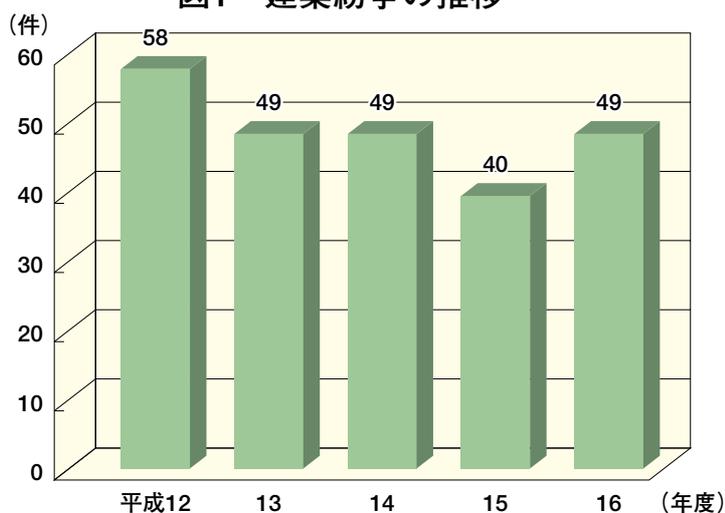
※1 まちづくり条例：自治体が市民の合意や協力を得ながら、良好なまちづくりを進めていくことを目的として定める条例のこと。

※2 住民提案制度：都市計画法に基づき、一団の土地の区域で当該区域の土地に権利を有する者が都市計画の素案を添えて都市計画の決定または変更することを提案できる制度のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **区民の自主的なまちづくり活動への支援**：練馬区まちづくり条例に基づき、区民や事業者が主体となったまちづくりの推進に取り組みます。また、区民のまちづくり活動への支援を行うため、その支援の役割を担うまちづくりセンターへの支援を行います。
- **都市計画への住民参加の促進**：都市計画決定手続きに関し、練馬区まちづくり条例により住民提案の仕組みや、付加手続きなどを規定しているため、その運用に当たって住民参加の促進を図ります。
- **良好なまちづくりを実現するための開発調整の手続**：①良好なまちづくりを実現するため、練馬区まちづくり条例に開発調整の手続きを規定しているため、区、区民、事業者間の調整が適切に行われるよう運用します。②練馬区まちづくり条例における手続きが順調に進められた件数の割合を高めるため専門家の派遣制度により、大規模建築物の建築手続きについて、事業者と区民との話し合いの円滑化を図ります。
- **中高層建築物等の紛争予防**：中高層建築物の建築に当たり、練馬区中高層建築物等の建築に関わる紛争の予防と調整に関する条例に基づき、建築主と関係住民との紛争を解決して、健全な生活環境の維持を図ります。
- **都市計画の決定手続き等における公正性、透明性、専門性の確保**：都市計画の決定手続き等における公正性、透明性、専門性の確保を図るため、練馬区まちづくり条例に基づき、都市計画審議会に部会を設置し、その充実を図ります。

図1 建築紛争の推移



(図1出典：区建築調整課)

国・都・他自治体の動向

地方分権の推進により、自治体の権限が拡充され、これまでの要綱による指導行政を改め、要綱を条例化する自治体が増えています。また、都市計画法の改正により、都市計画の決定過程における手続きを条例により付加することや、住民提案制度^{*2}などの制度改正が図られています。これを受けて、まちづくり条例において住民参加によるまちづくり制度や事業者にかかわる開発調整の仕組みを定め、これを活用する自治体が増えています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部都市計画課】

施策442

土地利用を計画的に誘導する

この施策では…

めざすべき市街地を実現する手段として、土地と建物の用途や規模などが適正に規制、誘導されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
地区まちづくり計画に基づき用途地域 ^{※1} 等を変更した地区（累計）	—	5か所	↑	地区の特性にあったまちづくりの誘導状況を測定する。過去の地区計画 ^{※2} 等で用途地域等を変更した地区数を基に年1か所を目標とする。
「敷地面積の最低限度」、「高さの最高限度」を設定する地区（累計）	—	6,712ha（18年度）	↑	良好な住環境の保全等を図るため、都市計画における建築物の「敷地面積の最低限度」および「高さの最高限度」の指定を行う。「敷地面積の最低限度」は商業地域を除いた地域の面積4,723.7haを、「高さの最高限度」は高さの最高限度が定められている第一種低層住居専用地域を除いた地域の面積1,988.7haを検討対象面積とし、その合計面積6,712haを目標とする。

現 状

市街地の進展とともに、住宅地では敷地の細分化や木造住宅密集地域の環境改善の遅れ、商業地域や工業地域における土地利用の混在、緑地や農地、オープンスペースの減少などの自然的環境の喪失など、さまざまな問題が生じています。

そこで、土地の利用を計画的に進めていくことが求められています。

課 題

- ①現在、用途地域等により、土地利用の誘導を図っていますが、ミニ開発や建物の高さによる周辺住宅地との調和や、特別工業地区の中のマンション開発、農地の減少などの問題が発生しており、その解決を図る必要があります。
- ②都市計画マスタープラン^{※3}に基づいた地区の具体的なまちづくりを行うことにより、地区の特性に合ったまちづくりを誘導していく必要があります。

用語解説

※1 用途地域：都市における将来のあるべき姿を実現する手段として、土地利用の性格を明確にするとともに建築物の用途、容積、形態を制限し、その地域の環境の管理と土地利用の誘導を図るために定める制度。都市計画法に基づく地域地区の一種で、用途別に12種類に分類されています。

※2 地区計画：都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを配慮し、区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体的に整備・保全するために定める都市計画のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **都市計画マスタープランの運用**：都市計画マスタープランは、計画期間が概ね20年であるため、計画期間の中間時点までを目途に見直しを行います。都市計画マスタープランに明示されていない内容については、臨機応変に対応し、随時見直しを行うことによって、都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を図ります。
- **地域地区制度の適正運用**：用途地域等、生産緑地地区、風致地区、敷地面積の最低限度、高さの最高限度および土地区画整理事業を施行すべき区域等の地域地区制度を適正に運用することにより、土地利用の計画的な誘導を図ります。
- **用途地域等に基づいた建築物等の適正な誘導**：建築物の敷地、構造、設備および用途に関する基準を定めた建築基準法等の法令に基づき、建築物等を適正に誘導することにより、住環境悪化の防止を図ります。
- **土地動向の正確な把握**：土地取引に基づき土地利用を事前に把握することにより、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を誘導します。また、土地の動向を定期的に把握することにより、適正な土地利用の基礎資料として活用していきます。

国・都・他自治体の動向

地方分権の流れの中で区市町村が「敷地面積の最低限度」や「高さの最高限度」を定められるようになりました。平成17年度末で「敷地面積の最低限度」は5区9市で、「高さの最高限度」は6区6市で指定が予定されています。また、都においても用途地域等の変更に当たっては、地区計画として定めることを原則としています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部都市計画課】

※3 都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2の規定により、市町村が、その都市計画に関する基本的な方針として定めるもののこと。住民の意向を反映して策定しています。

施策443

調和のとれた都市景観を形成する

この施策では…

景観計画や景観条例などに基づき、区民や事業者ならびに行政が、地域特性に応じて景観が適正に保たれている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
景観法を生かした実効性のあるルールづくり（区全域の景観方針、景観計画、景観条例の策定）（累計）	—	100% （20～21年度）	↑	区全域における景観行政に取り組むため。区全域の景観方針、景観計画、景観条例の策定進捗状況の割合。
景観法を生かした実効性のあるルールづくり（各地区の特性に合った景観計画の策定）（累計）	—	1地区	↑	地区ごとの景観計画を具体化すること。地区ごとの景観計画の策定。区全域で1か所を想定。

現 状

区はこれまでみどりの保全や創出、再開発事業、区画整理事業、地区計画などさまざまなまちづくりに取り組んできていますが、一方で、農地、樹林地の減少や、無秩序な建築物、氾濫する屋外広告物、電線の架空線の存在など景観上好ましくない状況もあります。

このような状況の中、地域特性を踏まえた、また世代を超えた共有財産としての景観の必要性が認識され、区民と行政が協働して景観づくりを進めることが求められています。

課 題

景観に対する国民の関心の高まりを受けて、平成16年12月に景観法が施行されました。この法では景観行政団体*に対し、景観行政に関する実効性のある権限が付与されました。練馬区では、既に景観形成基本方針を策定していますが、都市景観の観点からは必ずしも十分な効果を上げていません。景観法を活用した取り組みを行う必要があります。

用語解説

※ 景観行政団体：景観法に基づく制度で、市町村が景観行政団体に指定されることで、景観形成のための行為規制や支援を行うことができますようになります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **景観のルールに関する方針の策定**：景観法を生かした実効性のあるルールづくりに関して、区全体の方針については区民参加により策定を図ります。地区ごとの計画については専門家の知識を活用しながら地区の合意形成を図ります。



国・都・他自治体の動向

都においては、既に景観条例を制定し、景観行政に取り組んでいますが、景観法の施行を受けて、都の景観条例の強化の是非や景観に関わる都区の役割分担について、東京都景観審議会において検討されています。

23区の動向では、既に数区から都に景観行政団体となるための要望が出されています。さらに国の調査でも景観行政団体の指定要望は増えています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部都市計画課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
441	まちづくりセンター の設置	1か所	—	1か所	区民・企業・NPO・ 行政などが協働して進め るまちづくりの実現を図 るため、まちづくりセン ターを設置し、まちづく りに関する活動の場の提 供や、情報の提供、活動 支援を行います。
	事業費（百万円）			0	

Ⅳ だれもが快適に暮らすために

政策45 生活しやすいまちをつくる

この政策の必要性とめざすもの

道路や広場などの整備を進めることにより、まちの安全性や利便性は向上していますが、まだ十分ではありません。

このため、多くの区民が、安心して快適で豊かな生活をする事ができる地域特性に応じたまちづくりを計画的に進める必要があります。



この政策では、都市基盤の整備に加え、防災機能の向上や、バリアフリーなどにも配慮したまちづくりが進み、魅力あふれるまちで、だれもが不便を感じることなく、安全に生活できる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

45 生活しやすいまちをつくる

451 良好な市街地を形成する

- 地区まちづくりの推進
- 大江戸線延伸地域のまちづくりの推進
- 幹線道路沿道の環境保全と整備
- 住環境の適正誘導

452 まちの拠点機能を向上させる

- 練馬の中心核の整備
- 地域拠点の整備
- 生活拠点の整備

453 災害に強い都市をつくる

- 住宅密集市街地等の不燃化促進
- 道路・公園等の整備
- 早期復興の仕組みづくり
- 総合治水対策の推進
- 建築物の安全対策の推進

454 利用しやすい都市をつくる

- 公共施設の整備・改善
- 病院・大型店舗等の民間施設の整備・改善
- 駅施設および駅周辺の整備・改善

施策451

良好な市街地を形成する

この施策では…

区民の主体的なまちづくりへの参加と協働により、安心して快適に暮らせる魅力あるまちになっている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
計画的な都市基盤の整備面積（累計）	40,535㎡	50,000㎡	↑	地区レベルで計画的に道路・公園等の整備を進めることが重要である。計画した道路・公園等を30年間で完成することをめざす。
まちづくり計画に適合する建築物の届出件数の割合	3.56%	増加	↑	まちづくり計画に沿った建築物を増やすことが重要である。区内の全ての建築件数に占める地区計画等により規制誘導した建築件数の割合の増加をめざす。
まちづくり計画を策定した地区の面積（累計）	200.6ha	増加	↑	地区においてまちづくりを着実に進めるために、計画を策定することが重要である。まちづくりの計画を定めた面積の増加をめざす。

現 状

昭和30年代の急激な人口増は、道路や公園などの都市基盤の整備が不十分なまま自然発生的な市街地の形成をもたらしました。このため、老朽木造家屋の密集や狭い道路など快適な住環境の形成に課題が残されており、市街地の再整備が求められています。

また、農地の宅地化などにより、練馬区の特色であるみどりが減少するなど区内の土地利用状況も大きく変わりつつあります。

このような中で地域のまちづくり懇談会や、都市計画マスタープランブロック懇談会への区民参加に見られるように、都市基盤の整備にとどまらず景観や環境という側面も含めたまちづくりが求められています。

課 題

- ①地域特性にきめ細かく対応するまちづくりを進めていく必要があります。そのため、区民や地域で活動する事業者の参加を得た協働によるまちづくりが重要です。
- ②地区の特性を踏まえた魅力的なまちを形成するためには、まちづくりのさまざまなニーズに応えることのできる総合的で多様な手法が必要です。
- ③安心して快適に暮らせる魅力あるまちに変えていくため、大型開発に限らず街並みの誘導など修復型のまちづくりを進めていく必要があります。

用語解説

※1 土地区画整理事業：土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために行う、土地の区画形質の変更および道路や公園などの公共施設の整備に関する事業のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **地区まちづくりの推進**：地区レベルでのまちづくり計画を策定するための合意形成を進めます。また、計画が策定された地区では、建築物の規制誘導や、道路、公園等の都市基盤の整備により計画の実現を図ります。さらに、都市基盤が未整備な農地・未利用地の多い地区については、土地区画整理事業^{*1}の実施へ向けた合意形成を進めます。
- **大江戸線延伸地域のまちづくりの推進**：大江戸線延伸の条件整備を図りつつ、良好な地域環境の保全と市街地形成をめざし、沿道・沿線地域のまちづくりを進めます。土支田新駅予定地周辺では、土地区画整理事業により、拠点にふさわしい都市基盤を整備します。
- **幹線道路沿道の環境保全と整備**：幹線道路沿道の自動車交通騒音から住環境を守るために、笹目通りをはじめ3路線、5地区の沿道地区計画^{*2}を策定した地区では、遮音機能の高い建築を誘導するとともに、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を促進していきます。また、その他の幹線道路沿道地区においても必要に応じ、沿道地区計画の策定を検討します。
- **住環境の適正誘導**：練馬区まちづくり条例に基づき無秩序な開発を防止し、良好な住環境の確保に必要な都市基盤の整備について、事業者に対して負担と協力を求めています。また、まちづくりに寄与する良好な中高層共同住宅の建設に対して必要な助成を行い、良質な住宅の供給と民間によるまちづくりを進めています。

国・都・他自治体の動向

- ①より地区特性に沿ったまちづくりが可能となるように、地区のまちづくり手法である地区計画のメニューが拡大しています。
- ②まちの景観を整備・保全するために景観法が施行されています。
- ③国は、自治体の自主性や地域の特性に合わせたまちづくりを支援するまちづくり交付金制度などを創設しています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部東部地域まちづくり課、西部地域まちづくり課、大江戸線延伸地域まちづくり課】

※2 沿道地区計画：道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用を促進するために、沿道地区に定めるまちづくりの計画のこと。

施策452

まちの拠点機能を向上させる

この施策では…

鉄道駅周辺地区が、日々の移動を支える交通や買い物などの利便性が高く、子供からお年寄りまで、安全・快適に暮らせている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
整備した歩行者空間の長さ（累計）	5,097m	13,000m	↑	歩行者等が安全で快適に通行するためには、歩行者空間の整備を促進することが重要である。道路整備や建物の壁面後退により、歩行者空間の整備延長の増加をめざす。
自転車駐車場整備目標台数を達成した駅の数（累計）	9駅	22駅	↑	放置自転車をなくし、歩行者の安全な通行を確保することが重要である。区内各駅および隣接する駅で、自転車駐車場整備の目標台数達成をめざす。
拠点のうち、計画的なまちづくりを進めている駅数（累計）	8駅	11駅	↑	計画的に拠点のまちづくりを進めることが重要である。拠点整備の合意形成を進めている5駅に加え、新たに3駅の合意形成をめざす。

現 状

鉄道駅周辺地区は、区民の通勤・通学などの交通の拠点として、また、日々の買物や交流の拠点として、区民の日常生活をさまざまに支えるまちとして機能しています。

しかし、各駅周辺地区では、駅前広場・道路などが未整備なため、慢性的な交通渋滞が発生し、放置自転車問題とも絡んで、歩行者の安全な通行に支障をきたしています。

また、駅周辺には小規模な商店や飲食店が集積しているものの、まち全体としての集客能力が十分でなく、購買力の区外流出が続いています。

一方、区民は、各駅周辺地区の利便性が高く、魅力的で、だれもが安心して利用できるまちであることに期待を持っています。特に、鉄道の立体化や道路整備の進展などを契機として、各地域でまちづくりの気運が高まってきています。

課 題

①練馬の中心核^{*1}および地域拠点^{*2}については、地区計画や市街地再開発事業等による一部地区の整備を実施しました。引き続き、魅力的な空間づくりのための整備を進め、未整備地区を含めた拠点機能を向上させていく必要があります。

②生活拠点^{*3}についても同様に、その拠点機能を向上させていく必要があります。地域住民などのまちづくりの機運に応じて、条件の整った地区から整備していく必要があります。こうした整備を進めていくためには、次の課題があります。

1. 市街地再開発事業などの駅前での大規模な開発再整備は、現経済状況下では実施が困難になっています。
2. 居住者、商業者、建物所有者などの意向の違いから、まちの将来像についての合意形成には時間が必要です。
3. 商業環境などまちの変化が急速な地区については、早期のまちづくりが必要です。

用語解説

※1 練馬の中心核：区では、交通の結節点となる練馬駅周辺地区を、人々が集まり、交流し、活動し、楽しめる練馬区の中心機能を担う都市拠点としています。

※2 地域拠点：生活拠点の中でも、周辺地域を含めた活動と交流の中心であり、区民生活の豊かさを実現する場所として、石神井公園駅周辺地区、大泉学園駅周辺地区、光が丘駅周辺地区を地域拠点としています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **練馬の中心核の整備**：練馬駅周辺地区において、千川通りの整備や電線類の地中化など道路事業を推進します。あわせて、地区計画に基づく壁面後退などの建築の規制・誘導により、中心核としてふさわしい魅力ある歩行者空間の拡大と街なみ整備を進めていきます。また、計画や建築ルールが未策定の地区では、順次合意形成を行っていきます。こうした総合的な街並み整備を通して、駅周辺商店街の活性化等を進めます。
- **地域拠点の整備**：石神井公園駅、大泉学園駅周辺地区では、地域住民の生活を支えるまちにふさわしい拠点となるよう、周辺の商店街を含めたまちづくりの計画づくりを進めます。具体的には、道路整備や建築の誘導などを通して、誰もが安心して歩行できる快適な空間の拡大と街並み整備を進めていきます。また、大泉学園駅北口では、駅前広場の整備に向けた合意形成を進めます。
- **生活拠点の整備**：各駅周辺地区について、まちづくりの合意形成が整った地区から、順次整備を進めていきます。特に、上石神井駅周辺地区については、東京外かく環状道路の整備の計画およびスケジュールを見据えて、まちづくりの計画づくりを進めていきます。また、江古田駅、東武練馬駅周辺地区では、密集事業の実施にあわせて、中村橋駅周辺地区では、地区計画手法を基本に合意形成と整備を進めます。

トピック

練馬駅北口区民ひろばの活用

練馬駅北口には、未利用地として残存している約3,500㎡の土地があります。

この土地の活用策については、公園として広く憩いの場として提供するというものや、区内産業の活性化を図るため、商業施設の建設を希望するというものなど、さまざまな意見が寄せられています。

区も、これまで有効活用策について検討を進めてきましたが、当面、駐車場や保育施設として暫定利用を行うものの、未だ、確定的な活用方法を定めていません。

大きな可能性を有するこの財産の活用について、この計画期間中に具体的な整備・着手にとりかかれるよう、基本構想の策定を行います。



国・都・他自治体の動向

- ①地区のまちづくり手法である地区計画のメニューが拡大し、より地区特性に沿ったまちづくりが可能となっています。
- ②国は、まちづくり交付金などの自治体の自主性や地域の特性に合わせたまちづくりを支援する制度を創設しています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部東部地域まちづくり課、西部地域まちづくり課、大江戸線延伸地域まちづくり課】

※3 生活拠点：区では、商業集積などの現況から、鉄道駅の周辺を区民の日常生活を支える生活拠点と位置づけています。

施策453

災害に強い都市をつくる

この施策では…

都市基盤の整備や建物の不燃化促進、面的なまちづくりの整備などにより、災害への備えが十分になされ、区民が安心して生活できる都市が形成されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
防災上有効な道路の整備距離（累計）	76,685m	84,000m	↑	火災の延焼防止と避難路の確保などのために防災効果の高い道路の整備が重要である。都市計画道路と生活幹線道路の整備の増加をめざす。
密集住宅市街地整備促進事業 ^{※1} の達成面積（累計）	9,937㎡	40,000㎡	↑	住宅密集地域の安全を向上するため密集住宅市街地整備促進事業の進展が重要である。事業による道路・公園等の整備面積の増加をめざす。
避難路沿道の建築物の耐火化促進数（累計）	31棟	72棟	↑	市街地大火の延焼防止と避難路の安全確保のため、幹線道路沿道の建築物の不燃化が重要である。不燃化を促進する路線の耐火建築物数の増加をめざす。

現 状

区内には、道路の整備が不十分のまま木造住宅が密集し、消防活動が円滑に行えない地域や、大震災などの際に延焼遮断や避難路となる都市計画道路の整備が不十分な地域があるなど、防災上危険な面が残されています。

また、台風や集中豪雨による都市型水害が発生し、区民に被害をもたらしています。

一方、平成7年に起きた阪神・淡路大震災や平成16年に起きた新潟県中越地震をきっかけに災害に対する備えと災害の復興に対する意識が高まり、災害に強い都市づくりが求められています。

課 題

- ①市街地大火を防止するため建築物の不燃化を進める必要があります。
- ②道路、公園などの整備により避難地、避難路の確保や延焼遮断帯の形成を進める必要があります。
- ③密集住宅市街地の都市基盤の計画的な整備を進め、防災性を向上させる必要があります。
- ④大震災などによる被災から早期に復興できる準備を整えるため、「地域協働復興」^{※2}の仕組みを整える必要があります。
- ⑤総合治水対策を推進し、都市型水害を防ぐ必要があります。

用語解説

※1 密集住宅市街地整備促進事業：道路などの都市基盤整備が行われなまま、老朽住宅などの建築物が高密度に建っている市街地において、道路・公園の整備や建物の不燃化促進により災害に強いまちづくりを行う事業のこと。

※2 地域協働復興：震災被災地の復興を進めるうえで、個人では解決困難な課題に「地域が持っている力（地域力）」を活かして、住民が主体となって対処していくこと。（出典：東京都震災復興マニュアル）

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **住宅密集市街地等の整備**：北町、江古田北部地区については、密集住宅市街地整備促進事業により道路、公園の整備や建物の不燃化を進め、災害に強いまちづくりを促進します。さらに、住宅密集市街地の整備を進めるため、新たな地区での事業の実施を検討します。
- **道路・公園等の整備**：避難路や延焼遮断帯となる都市計画道路や生活幹線道路の整備を進めます。さらに、笹目通り、川越街道北地区においては、避難路の安全性を高めるため、不燃化促進助成事業により沿道の建築物の不燃化を促進します。また、不燃化促進助成事業の新規地区への適用についても必要に応じて検討します。
- **早期復興の仕組みづくり**：大震災等が発生した際に、都市の復興を円滑かつ迅速に進めるために、(仮称)市街地復興条例を制定するとともに、地域住民等による自主的な復興への取り組みを支援するため、地域協働復興の仕組みを取り入れた都市復興マニュアルを策定します。
- **総合治水対策の推進**：水害の軽減と防止により区民の安全と財産を守るため、公共施設、大規模民間施設等の建築に際して、河川への雨水流出を抑制する施設の設置を進めます。また、河川改修や下水道の整備など、治水施設の早期整備を国・都に要請します。
- **建築物の安全対策の推進**：一定規模以上で多数の人が利用する建物等の火災その他による事故を防止し、建物等利用者の安全を確保するために、建物等所有者、管理者に対し保守点検および保守管理を促します。



写真1 車が通り抜けのできない4メートル未満の道路。火災の延焼、避難路の安全、緊急車両の進入困難など災害時の心配があります。



写真2 6メートルに拡幅、行き止まりも解消した道路。災害時の不安が少なくなりました。

表1 平成元年から17年までの浸水被害件数に見るり災状況（上位5件）

原因	り災日	練馬地域の連続雨量	り災区分			
			床下浸水	床上浸水	道路冠水	計
集中豪雨	平成元年 8月1日	233mm	74件	77件	0件	151件
集中豪雨	平成11年 7月21日	134mm	124件	261件	13件	398件
集中豪雨	平成11年 8月24日	65mm	10件	24件	12件	46件
集中豪雨	平成13年 7月18日	79mm	61件	81件	16件	159件
集中豪雨	平成17年 9月4日	231mm	273件	414件	31件	718件

(写真1,2、表1出典：区工事課)

国・都・他自治体の動向

国や都では、地震などの災害に備え、密集市街地の再整備を重点的に行う方針としています。

国では密集住宅市街地整備促進事業の制度を設けており、この事業を区が実施することにより建築物の不燃化、道路公園の整備を進めることができます。ただし、都では危険性の高い地区を限定して支援することとしています。

避難路周辺の建築物の不燃化を進めるために、国では、都市防災不燃化促進事業の制度を設けています。

都では、災害に対応するため法律に基づく地域防災計画や震災対策条例、被災時の復興手順を示した震災復興マニュアルなどを作成しています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部東部地域まちづくり課、西部地域まちづくり課】

施策454

利用しやすい都市をつくる

この施策では…

誰もが快適に公共的建築物や駅施設などを利用している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
福祉のまちづくり適合標示板の発行件数（累計）	97件	217件	↑	バリアフリー化した施設の状態を測定する。各年度の建築の事前協議数の概ね17%となる20件の発行をめざす。100%が理想であるが、すべての建物を練馬区福祉のまちづくり整備要綱 [※] に適合させることには限界があり、実態に即して実現可能な目標数値を設定した。
バリアフリー化された区立施設数（累計）	18件	増加	↑	行政が率先して取り組む姿勢を測定する。練馬区福祉のまちづくり整備要綱に適合する区立施設を増加させる。改築、新築等により要綱で定める基準に適合し、適合標示板を発行した区立施設の数。
鉄道駅バリアフリー事業の補助等によりバリアフリー化が完了した駅数（累計）	3駅	7駅	↑	区民の利便性の状況を測定する。鉄道駅バリアフリー事業の進展により、区民の利便性が向上するため。区補助等により、バリアフリー化が完了した駅の数。

現 状

ノーマライゼーションの理念が普及しつつある中で、高齢者、障害者などの生活環境整備の必要性に対する意識が向上し、高齢者、障害者などに配慮した取り組みは、すべての人々の生活を豊かにさせるものであるという認識が広まっています。このような状況を受けて、公共的建築物および駅施設などのバリアフリー化の推進が求められています。

課 題

- ①公共施設の整備・改善を図る必要があります。
- ②病院・大型店舗などの民間施設の整備・改善を図る必要があります。
- ③駅施設および駅周辺の整備・改善を図る必要があります。

用語解説

※ 練馬区福祉のまちづくり整備要綱：区内の公共的建築物、道路、公園、公共交通機関等各種施設の福祉環境を整備するため、建築主、管理者に対し、相談、助言を行うとともに、協力を求め、だれもが社会参加可能な福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とし、平成5年に制定しました。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **公共施設の整備・改善**：高齢者、障害者だけでなく誰でも利用しやすい施設づくりをめざします。これには、福祉のまちづくり適合標示板の発行件数を増加することとし、施設のより一層の整備・改善を行っていくよう指導します。区立施設のバリアフリー度を高めるために、主管課へより一層の整備周知を行います。また、事前協議時の指導を一層強化します。
- **病院・大型店舗等の民間施設の整備・改善**：病院や大型店舗等の民間施設については、福祉のまちづくりの趣旨に沿って施設の整備・改善を進めるよう要請します。
- **駅施設および駅周辺の整備・改善**：高齢者、障害者を含むすべての区民が円滑に社会参加できる環境を創出するため、鉄道事業者に交通バリアフリー法の目標年である平成22年までに区内すべての駅のバリアフリー化が完了するよう要請し、必要な支援を行うとともに駅周辺のバリアフリーにも配慮します。

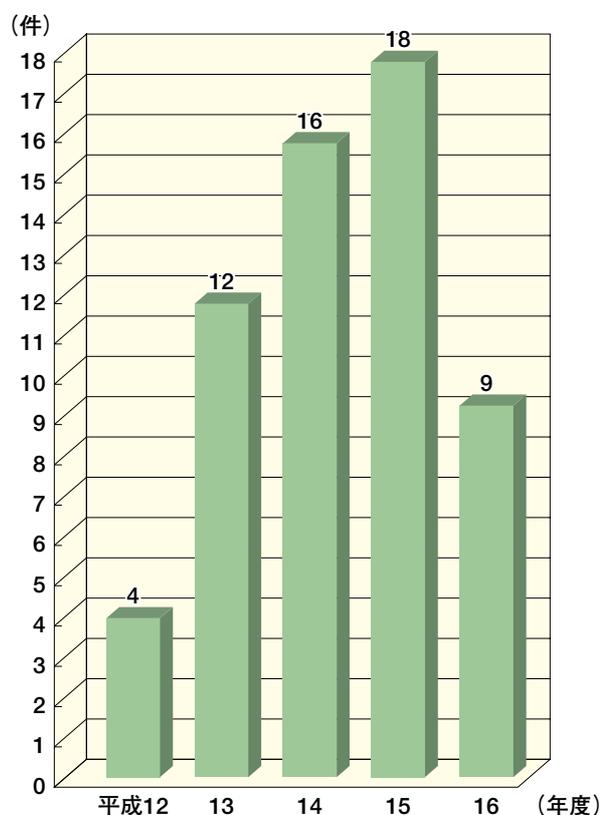
写真1 だれでもトイレ



写真2 障害者用駐車場



図1 福祉のまちづくり適合標示板発行件数の推移



(写真1,2、図1出典：区建築課)

国・都・他自治体の動向

国は、平成6年9月から「ハートビル法」を施行し、平成15年4月からは一定規模以上の建築物には整備を義務化する改正法を施行しています。また、国は平成12年11月に「交通バリアフリー法」を施行しています。

都は、平成7年4月に「東京都福祉のまちづくり条例」を施行し、平成13年1月には改正した同条例を施行しています。また、ハートビル法を受けて、平成16年7月から「ハートビル条例」を施行しています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部建築課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
451	優良建築物等整備事業・都心共同住宅供給事業	建築物助成 9件	建築物助成 7件	建築物助成 2件	一定の条件を満たす民間などの建築物の共同化等に対する助成を行い、市街地環境の向上や優良な住宅の供給を促進します。
	事業費（百万円）			189	
451	組合等土地区画整理事業	○事業完了 14地区	○事業完了 12地区 ○事業中 1地区	○事業完了 2地区	無秩序な市街化を防止し、道路、公園の整備と宅地の利用増進による良好な市街地の形成を進めるため、土地区画整理事業を促進します。
	事業費（百万円）			1,166	
451	地区計画制度の活用	計画管理 29地区	計画管理 18地区	都市計画決定 11地区	地区計画により建築物の規制誘導および地区施設として道路、公園等を整備し、良好な市街地の保全と形成を促進します。
	事業費（百万円）			395	
451	大江戸線延伸地域のまちづくり事業	○土支田中央土地区画整理事業整備（一部） ○補助230号線沿道まちづくり事業 地区計画決定 3地区	先行買収 換地設計 まちづくり 構想の策定	整備（一部） 地区計画決定 3地区	大江戸線の延伸に向けて、土支田新駅予定地周辺地域（約14.3ha）において、土地区画整理事業を実施します。 また、補助230号線（笹目通り～大泉学園通り3.2km）の沿道まちづくりを進めて、補助230号線の整備促進と沿道の良好な街並み形成を図ります。
	事業費（百万円）			7,463	
452	練馬の中心核の整備	○北口賑わい商店街づくり 地区計画決定 生活幹線道路の整備（完成） ○南口賑わい商店街づくり 電線類の地中化（完成） ○千川通り沿道地区 地区計画決定 2地区 ○北口区有地 基本構想策定・整備（一部）	○北口賑わい商店街づくり 地区計画素案策定 生活幹線道路の整備（一部） ○南口賑わい商店街づくり 電線類の地中化（一部） ○千川通りの整備 ○北口区有地暫定利用	○北口賑わい商店街づくり 地区計画決定 生活幹線道路の整備（完成） ○南口賑わい商店街づくり 電線類の地中化（完成） ○千川通り沿道地区 地区計画決定 2地区 ○北口区有地活用の検討・基本構想策定・整備（一部）	商店街を中心に、地区計画や電線類の地中化によるまちづくりを進めます。 また、千川通りの街並み整備に向けて検討を進めます。 さらに、駅北口の区有地について、計画期間中の整備着手に向けて検討を進めます。
	事業費（百万円）			30	

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
452	石神井公園駅周辺地区の整備（地域拠点の整備）	○連続立体交差化整備（一部） ○都市計画道路の整備整備（一部） ○駅前広場整備基本設計 ○駅周辺市街地まちづくり地区計画決定（一部） 合意形成活動	○連続立体交差化都市計画決定 ○都市計画道路の整備都市計画決定事業認可取得 ○駅前広場整備都市計画決定 ○駅周辺市街地まちづくり 合意形成活動	○連続立体交差化整備（一部） ○都市計画道路の整備整備（一部） ○駅前広場整備事業認可取得基本設計 ○駅周辺市街地まちづくり地区計画決定（一部） 合意形成活動	西武池袋線の連続立体交差化事業にあわせて、駅前広場、駅周辺の都市計画道路の整備を進めます。 また、都市基盤の整備にあわせて駅周辺市街地のまちづくりを進めます。
		事業費（百万円）		67	
452	大泉学園駅周辺地区の整備（地域拠点の整備）	○北口駅前広場の整備 地区計画決定基本計画策定測量・基本設計 ○駅周辺地区のまちづくり 合意形成活動	○北口駅前広場の整備 合意形成活動 ○駅周辺地区のまちづくり 合意形成活動	○北口駅前広場の整備 地区計画決定基本計画策定測量・基本設計 ○駅周辺地区のまちづくり 合意形成活動	再開発事業の完成に引き続き北口駅前広場の整備にあわせて商店街を中心とする駅周辺地区のまちづくりを進めます。
		事業費（百万円）		64	
452	江古田駅周辺地区の整備（生活拠点の整備）	○駅北口地区計画決定道路の整備（一部） ○駅南口駅前広場設計側道、生活幹線道路の整備（一部） ○駅舎バリアフリー工事 南北自由通路の整備（完成）	合意形成活動 整備計画検討	○駅北口地区計画決定道路の整備（一部） ○駅南口駅前広場設計側道、生活幹線道路の整備（一部） ○駅舎バリアフリー工事 南北自由通路の整備（完成）	第三セクターが実施する駅舎の改築にあわせて、駅前広場、南北自由通路の整備や、周辺道路の拡幅整備を進めます。
		事業費（百万円）		2,678	
452	中村橋駅周辺地区の整備（生活拠点の整備）	○駅南口駅前広場、小広場、歩行者通路の整備（完成） ○駅北口地区計画決定道路の整備（一部）	○駅南口用地取得 ○駅北口合意形成活動	○駅南口駅前広場、小広場、歩行者通路の整備（完成） ○駅北口地区計画決定道路の整備（一部）	駅南口は、地区施設として歩行者系の駅前広場と小広場および通路を整備します。 駅北口は、補助133号線の整備にあわせ、地区計画によるまちづくりを進めます。
		事業費（百万円）		191	

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
452	上石神井駅周辺地区の整備（生活拠点の整備）	○まちづくり基本計画策定 ○地区計画決定	合意形成活動	○まちづくり基本計画策定 ○地区計画決定	外かく環状道路の進捗状況を見据えつつ、南北道路、交通広場の整備を中心とする駅周辺まちづくりを進めます。
	事業費（百万円）			70	
452	生活拠点の整備（各駅周辺地区の整備）	○まちづくり促進活動 ○コンサルタント派遣	○まちづくり促進活動	○まちづくり促進活動 ○コンサルタント派遣	計画化されている地区を除く各駅周辺地区において、市街地の整備を進めるため、地域住民のまちづくり活動を支援します。
	事業費（百万円）			42	
453	都市防災不燃化促進事業	○事業終了1地区 ○事業中1地区 ○建築物不燃化助成72棟	○事業中2地区 ○建築物不燃化助成31棟	○事業終了1地区 ○事業中1地区 ○建築物不燃化助成41棟	幹線道路（川越街道北地区、笹目通り・環八地区）の沿道を対象とし、耐火建築物の建築費の一部を助成することにより、不燃化を促進します。
	事業費（百万円）			254	
453	密集住宅市街地整備促進事業	○継続地区2地区 うち事業終了1地区 建て替え助成548戸 公園整備12,326㎡ ○新規地区整備計画策定1地区	○継続地区2地区 建て替え助成350戸 公園整備3,385㎡	○継続地区2地区 うち事業終了1地区 建て替え助成198戸 公園整備8,941㎡ ○新規地区整備計画策定1地区	老朽住宅や木造賃貸住宅が密集し、住環境の改善が必要な地区において、道路・公園の整備を行うとともに、老朽住宅の建て替えを促進し、災害に強い総合的なまちづくりを進めます。
	事業費（百万円）			11,378	
453	雨水流出抑制施設の整備	○抑制対策量293,161㎡ ○個人宅等への設置助成3,328件	○抑制対策量206,781㎡ ○個人宅等への設置助成2,478件	○抑制対策量86,380㎡ ○個人宅等への設置助成850件	都市型水害の防止と軽減を図るため、浸透施設を主体とした雨水流出抑制施設の整備を促進します。
	事業費（百万円）			146	
454	鉄道駅バリアフリー事業	駅のバリアフリー化7駅	駅のバリアフリー化3駅	駅のバリアフリー化4駅	高齢者、障害者を含む全ての区民が円滑に社会参加できる環境を創出することを目的として、駅のバリアフリー化を促進します。
	事業費（百万円）			405	

IV だれもが快適に暮らすために

政策46 良好な交通環境をつくる

この政策の必要性とめざすもの

鉄道、バスなどの交通機関や道路は、だれにとっても日常生活を営むために不可欠ですが、区には、南北方向の交通手段の不足や、交通不便地域の問題などがあり、さらなる充実が必要となっています。



この政策では、交通環境が良好に整備されることで、交通機関が円滑に機能し、だれもが不便を感じることなく安全に移動することができる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

46 良好な交通環境をつくる

461 公共交通を充実する

- 都営大江戸線の延伸促進
- 鉄道連続立体交差化・複々線化の促進
- 南北交通軸の確保（エイトライナーの実現）
- バス交通の充実
- 総合的な交通体系の整備

462 主要な道路を整備する

- 都市計画道路（主要幹線道路・幹線道路）の整備促進
- 東京外かく環状道路の整備
- 都市計画道路（地区幹線道路）の整備
- 生活幹線道路の整備
- 主要生活道路の整備
- 適正・効率的な道路の整備

463 道路の利用環境を整備する

- 生活道路の整備
- 橋りょうの新設・架け替え・大規模改修
- 道路等の維持管理
- 安全・景観に配慮した歩きやすい道づくり
- 安全誘導設備の設置
- 道路構造の局所的改良
- 自動車駐車場対策の推進
- 自転車の利用環境の整備
- 区民等と一体となった交通安全対策の推進
- 交通事故被害者への支援

施策461

公共交通を充実する

この施策では…

区民をはじめ利用者のだれもが、安全かつ快適に公共交通を利用でき、利用者にとって円滑な移動が確保されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区が関与して運行しているバスの1便当たりの乗降客数	14人	17人	↑	今後10年間を目処に区内民間事業者と同程度の一便当たりの乗降客数の確保を目標とする（現状14人⇒区内民間事業者平均21人）。よって、5年後に1便当たりの乗降客数17人を目標値とする。
区全体のボトルネック踏切 ^{※1} 解消の達成度（累計）	0%	8%	↑	18年度における区全体のボトルネック踏切数は25か所である。19～26年度に予定されている西武池袋線の連続立体交差事業で除却されるボトルネック踏切数は9か所である。そのうち2か所が、22年度までに解消できる目標値である。

現 状

交通不便地域を解消するために、早期の大江戸線延伸、ならびにバス路線の充実や高齢社会に対応したサービスを提供することが求められています。

また、南北交通については、区内を東西に走っている鉄道があることによって、バスなどの定時性・速達性が損ねられているという面があります。これらを解決するために、ボトルネック踏切などの解消が求められています。

さらに、交通需要マネジメント^{※2}などの施策により自動車利用から公共交通機関への転換も求められています。

課 題

- ①交通不便地域の解消を図る必要があります。
- ②南北公共交通手段であるバスの定時性・速達性を確保する必要があります。
- ③高齢者や障害者、子育て世代の方々などだれもが安心して利用できるような公共交通の充実を図る必要があります。

用語解説

※1 ボトルネック踏切：「踏切交通遮断量（1日当たりに踏切を通過する交通量に、一日当たりの踏切の遮断時間を乗じた値）5万台時/日以上」もしくは「ピーク1時間の遮断時間が40分以上」の踏切のこと。

※2 交通需要マネジメント：自動車などの交通行動の変更を促すことにより、都市または地域における交通渋滞を緩和する手法のこと。これにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出等の環境負荷の抑制にも効果があります。

※3 エイトライナー構想：南北方向（環状方向）の交通利便性を高めるため、環状8号線を基本的な導入空間（地下など）として、羽田空港から赤羽までの約43kmを結ぶ新しい環状鉄道構想のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **交通不便地域の解消・南北交通の充実**：都営大江戸線の大泉学園町までの延伸を促進します。また、エイトライナー^{※3}の実現に向け、関係自治体と連携し促進活動を行います。
- **鉄道連続立体交差化^{※4}・複々線化^{※5}の促進**：区全体のボトルネック踏切解消の達成度を高めるため、西武池袋線石神井公園駅付近の連続立体交差事業の早期事業化に努めます。また、西武新宿線についても、まちづくりなどにあわせた鉄道の立体化を関係機関に要請していきます。
- **バス交通の充実**：区が関与して運行しているバスの乗車人数を増やすため、利用者サービスの向上に努めながら、区報等によりさらにPRを実施します。また、現在取り組んでいるコミュニティバス三事業を再編します。
- **総合的な交通体系の整備**：鉄道やバスなどの区内における交通機能の分担を図り、かつ、充実させていきます。

写真1 都営大江戸線



(写真1出典：区大江戸線延伸地域まちづくり課)

写真2 ボトルネック踏切（西武池袋線）



(写真2出典：区交通企画課)

国・都・他自治体の動向

練馬区も含め、他の多くの自治体においては、以下のような手法を複合的に行うことで交通問題への対応を図っています。

- ①道路ネットワークの整備やボトルネック箇所の解消
- ②交通需要マネジメントの推進
- ③公共交通ネットワークの強化、連携
- ④バスの利便性向上
- ⑤交通機関相互間の乗継ぎ円滑化 など

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部交通企画課】

※4 鉄道連続立体交差化：道路と交差している鉄道を一定区間連続して立体化（高架化又は地下化など）すること。

※5 複々線化：線路を2線（上り1線、下り1線）から4線（上り2線、下り2線）に増加すること。輸送力の増強と電車内の混雑緩和を図ることができます。

施策462

主要な道路を整備する

この施策では…

都市の骨格となる主要な道路が整備されることで、自動車等の交通の円滑化および延焼遮断機能等の防災性の向上が図られるとともに、区民等が快適に生活を送ることができている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
都市計画道路*1・生活幹線道路*2の整備率（累計）	36.4%	40.9%	↑	都市の骨格の形成や円滑な交通が保たれる状況を測定する。交通渋滞が増加しており、最低限整備が必要な目標数値である。
区道歩道延長距離（累計）	120.9km	127.3km	↑	歩行者等の安全が保たれる状況を測定する。歩行者等の危険度が高いことから、最低限整備が必要な目標数値である。
事業化路線区間数（累計）	8区間	15区間	↑	平成13年度以降の主要な道路の整備進捗状況を測定する。交通渋滞が増加しており、最低限事業化が必要な目標数値である。

現 状

区内の主要な道路である都市計画道路および生活幹線道路の整備率は4割程度で、歩道がない道路も多くあります。

こうした状況の中、大量の自動車交通による慢性的な交通渋滞や、通過交通が生活道路へ入り込むことから生じる歩行者への危険など生活環境の悪化をもたらしています。

そこで、主要な道路の整備が求められています。

課 題

- ①都市の骨格を形成する都市計画道路や、都市計画道路を補完し地区の主要な交通軸となる生活幹線道路を整備する必要があります。
- ②道路整備には用地買収を伴うことから土地所有者などの合意形成が必要であり、また多額の経費がかかることから国・都からの特定財源を確保する必要があります。

用語解説

※1 都市計画道路：都市計画法に基づき、都市や地区の骨格を形成する道路のこと（概ね幅員15m以上、1km間隔で配置）。

※2 生活幹線道路：都市計画道路を補完し、地区の主要な交通軸となる道路のこと（幅員9m以上、概ね500m間隔で配置）。

※3 第三次事業化計画：都市計画道路を計画的・効率的に整備を図るための整備方針のこと。平成27年度までに優先的に整備すべき路線を選定しています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **都市計画道路の整備促進**：都市計画道路の整備については「第三次事業化計画」※³優先整備路線から整備し、都施行路線については、地域住民の理解と協力を得ながら整備を進めるよう都に要請します。
- **東京外かく環状道路の整備**：国、都の「東京外かく環状道路についての考え方」を踏まえ、区の考えが計画に反映されるように国・都などと調整し、よりよい形での整備を早期に図っていきます。
- **生活幹線道路の整備**：生活幹線道路の整備を進めます。事業を円滑に進めるため適切な建築指導を行います。
- **主要生活道路※⁴の整備**：主要生活道路の整備方法等について検討します。
- **適正・効率的な道路の整備**：取得用地の管理事務および設計積算における電算化のさらなる推進等を図り、適正・効率的な道路の整備を進めます。

写真1 都市計画道路補助132号線（石神井公園駅付近）



写真2 生活幹線道路21-105号線（高野台五丁目付近）



（写真1,2出典：区特定道路課）

国・都・他自治体の動向

都は平成16年3月に、都市計画道路を計画的・効率的に整備するため特別区と共に、「第三次事業化計画」優先整備路線（平成27年度までに着手）を選定し整備に取り組んでいます。

東京外かく環状道路については、平成17年9月に国、都が「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）についての考え方」を示し、大深度地下を活用し、練馬区内には目白通りインターチェンジ、青梅街道インターチェンジ（ハーフインターチェンジ※⁵）を設置する案をもとに、沿線自治体等の意見を聴きながら検討を行っていくことにしています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 土木部計画課】

※⁴ **主要生活道路**：生活幹線道路を補完し、区内交通を処理するとともに、日常消防活動の向上を図る道路のこと（幅員6m以上、概ね250m間隔で配置）。

※⁵ **ハーフインターチェンジ**：インターチェンジのうち、出入り方向が限定されたもの。

施策463

道路の利用環境を整備する

この施策では…

歩行者空間が整備されるとともに、全ての区民の交通安全への意識が高まり、歩行者等が安全かつ快適に通行できている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区道歩道延長距離（累計）	120.9km	127.3km	↑	歩行者等の安全が保たれる状況を測定する。歩行者等の危険度が高いことから、最低限整備が必要な目標数値である。
駅周辺に放置された自転車等の割合（放置率）	17.9%	8.9%	↓	駅周辺の安全な通行の状況を測定する。撤去の強化および自転車駐車場の整備等により放置台数を段階的に減らし、放置率半減をめざす。

現 状

区内で発生する交通事故件数は、近年少しずつ減少してきていますが、依然高い水準にあります。この原因としては、区内の道路は未整備な部分が多く、必要な交通安全対策が施されていない地域が多く残っていることや、通行者の交通ルール・マナーが不徹底であることがあげられます。中でも、高齢者の事故や自転車に関係する事故の割合が高まっています。

また、近距離の交通手段として重要な自転車は、自転車駐車場の整備や放置自転車対策、利用マナーの啓発等を行ってきましたが、路上放置台数は相変わらず約7,000台を超えており、交通安全の面ばかりでなく、バリアフリーの観点や都市の美観からも問題となっています。

課 題

- ①交通事故防止のために車道と歩道の分離や生活道路（裏通り）の交通安全対策を推進し、安全かつ快適な道路通行環境を確保する必要があります。
- ②交通安全に関する啓発活動を充実し、すべての区民が交通安全への高い意識を持つ必要があります。
- ③駅前等の放置自転車対策などの環境整備を推進していく必要があります。

用語解説

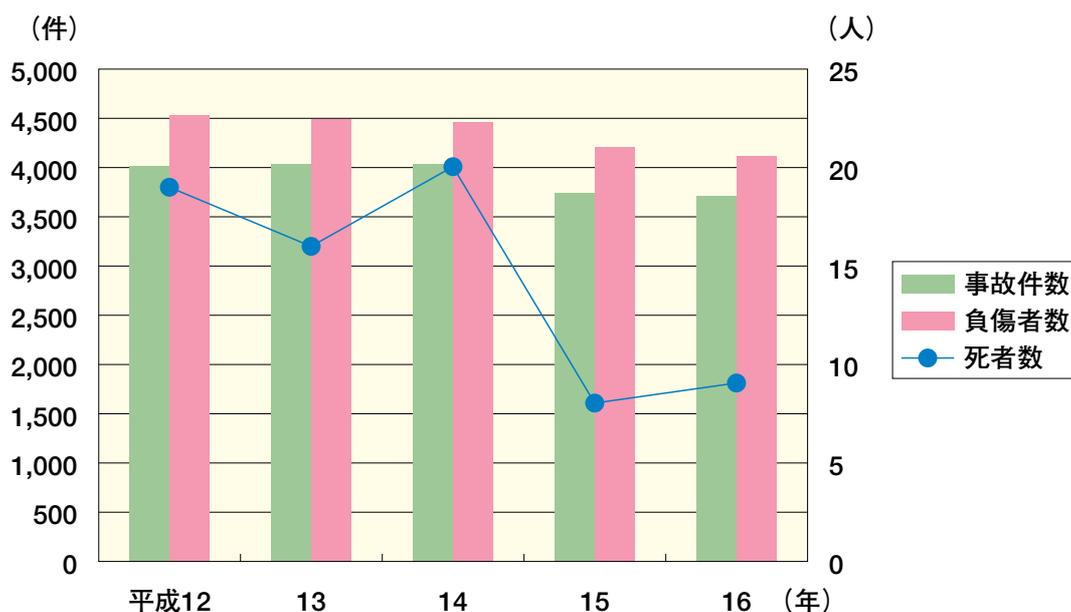
※1 練馬区自転車利用総合計画：自転車を都市における基礎的な交通手段と位置づけ、平成22年度までの自転車利用に関する総合的な施策の指針を示した計画のこと。平成12年5月に策定しました。

※2 区民交通傷害保険：交通事故被害者の救済を目的に、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金を支払う保険のこと。廃止となった特別区交通災害共済に替わり平成14年度から実施しています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **安全・景観に配慮した歩きやすい道づくり**：安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩行者横断部の改良や道路上にある電線類の地中化、安全誘導設備の設置、道路等の維持管理など多様な事業を推進します。
- **自転車の利用環境の整備**：駅周辺に放置された自転車等の割合（放置率）を減らすため、誘導・撤去・返還等業務の指定管理者への一体的な委託により、自転車対策事業を総合的に推進します。あわせて、練馬区自転車利用総合計画^{*1}に基づく駅周辺自転車駐車場の整備を行います。
- **自動車駐車場対策の推進**：路上駐車を原因とする交通渋滞や事故等を解消するため、指定管理者制度を導入し、公共駐車場の利用促進等の施策を推進します。
- **区民等と一体となった交通安全対策の推進**：区民や警察・交通安全協会などの関係機関と連携して交通ルールやマナーの向上を図れるよう、交通安全教育を充実します。また、交通事故被害者に対する支援として、交通事故相談や区民交通傷害保険事業^{*2}を実施します。

図1 練馬区内の交通事故件数の推移



(図1出典：区交通安全課)

国・都・他自治体の動向

都では「チャレンジアンダー300」と題し、都内における年間交通事故死者を300人以下とすることを目標として、区市町村と協力して各種施策を展開しています。具体的には、高齢者と子どもの交通事故防止、二輪車の安全利用の推進、自転車の交通事故防止、シートベルト・チャイルドシートの着用徹底などを重点項目として、春秋の交通安全運動や毎月10日の交通安全日を実施し啓発活動に努めています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 土木部交通安全課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
461	練馬型コミュニティバスの運行	練馬型コミュニティバスの運行	○シャトルバス運行 1路線 ○バス交通実験運行 1路線 ○福祉コミュニティバス運行 2路線	コミュニティバスの検討・再編・運行	総合的な交通体系の整備を図るため、区内交通の需要調査を行い、都市交通マスタープランを策定し、区内バス交通のあり方や区の施策について整理します。 それに合わせて、シャトルバス、バス交通実験、福祉コミュニティバスの三事業を練馬型コミュニティバス事業として再編します。
	事業費（百万円）			24	
461	エイトライナー整備促進事業	整備促進活動	整備促進活動	整備促進活動	南北方向の交通利便性を高めるため、環状8号線を導入空間とした新しい鉄道の実現に向け、関係自治体と連携し、促進活動を行います。
	事業費（百万円）			7	
461	西武池袋線連続立体交差事業	西武池袋線の連続立体交差化（・複々線化） ○桜台駅～大泉学園駅付近 7.7km 整備（一部）	○桜台駅～練馬高野台駅 5.7km 完成 ○練馬高野台駅～大泉学園駅付近 2.0km 都市計画決定	○練馬高野台駅～大泉学園駅付近 2.0km 整備（一部）	練馬高野台駅～大泉学園駅間の連続立体交差化について、平成26年度の完成をめざし、事業を進めます。また、あわせて関係側道の整備を進めます。
	事業費（百万円）			6,008	
461	大江戸線延伸促進事業	大江戸線延伸の整備着手	延伸促進活動	延伸促進活動	大江戸線延伸地域のまちづくりの進捗にあわせて、大江戸線、補助230号線の整備促進に向けて関係機関への働きかけを行います。
	事業費（百万円）			9	
462	都市計画道路（地区幹線道路）の整備	○完成1区間（530m） ○事業中4区間（1,245m）	事業中3区間（1,100m）	○完成1区間（530m） ○事業中4区間（1,245m）	区の都市骨格の形成、円滑な交通の確保、防災まちづくり等を推進するため、都市計画道路を整備します。
	事業費（百万円）			8,328	

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
462	生活幹線道路の整備	○完成5区間 (1,163m) ○事業中5区 間(2,057m)	事業中7区 間(2,180m)	○完成5区間 (1,163m) ○事業中5区 間(2,057m)	都市計画道路を補完し、地区の主要道路となる生活幹線道路を整備します。
	事業費(百万円)			8,955	
462	東京外かく環状道路計画に関する事業	区の方針が反映された外環の方針および都市計画の確定	国、都の「計画の具体化に向けた考え方」に対する、区の意見の取りまとめおよび国、都との調整	国、都との調整・協議 外環上部利用計画の策定	東京外かく環状道路は、国と都により事業計画が決定されますが、区内の交通問題の解消など地元自治体としてのかかわりが極めて高い事業です。 そこで、国、都の考え方に対して、区の状況・考えなどの意見を積極的に述べ、国、都に対して必要な働きかけを行い、区の考えが反映された形での早期整備をめざします。
	事業費(百万円)			18	
463	快適なみちづくり事業	○電線類の地中化 完成2地区 (練馬駅南口) (中村橋駅北口)・1路線 事業中4路線 ○歩行者横断部の改良 100か所	○電線類の地中化 事業中2地区 (練馬駅南口) (中村橋駅北口)・1路線	○電線類の地中化 完成2地区 (練馬駅南口) (中村橋駅北口)・1路線 事業中4路線 ○歩行者横断部の改良 100か所	安全で快適な歩行者空間を確保するとともに魅力あるまち並みを形成するため、道路の電線類の地中化を進めます。 また、道路のバリアフリー化を進めるため、歩行者横断部を改良します。
	事業費(百万円)			2,016	
463	自転車駐車場の整備	○追加整備 8,350台	-	○追加整備 8,350台	各駅の自転車乗り入れ台数に応じた自転車駐車場の整備を進めます。
	事業費(百万円)			2,021	

Ⅳ だれもが快適に暮らすために

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

この政策の必要性とめざすもの

住まいは、住民にとって健康や生活の基盤であるとともに、家族を育むためのかけがいのない生活空間です。その確保には、行政の支援が必要となります。



この政策では、区民それぞれの住まいの需要に応じた支援を行い、だれもが安心して安全に暮らせる状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

47 安心して生活できる住まいづくりを進める

471 公共賃貸住宅を適切に管理・運用する

- 区営住宅の移管対応と整備
- 公営住宅の機能の向上
- 住宅施策推進のための体制の整備

472 良質な住まいづくりを支援する

- 良質な民間住宅の形成に向けた支援・誘導
- 多様な供給主体との連携
- 住まいに関する情報提供等の充実
- 分譲マンションの適正な維持管理の誘導

473 高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを支援する

- 高齢者世帯向け住宅のバリアフリー化等の促進
- 高齢者世帯の住宅支援
- 家族構成の変化に対応する居住環境の形成

施策471

公共賃貸住宅を適切に管理・運用する

この施策では…

真に住宅に困窮する区民への的確な対応と、公共賃貸住宅の運営の透明性と効率性が向上している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区営住宅 ^{※1} の空き家募集数	10戸	12戸	↑	利用機会の状況を測定する。16年度の2割増をめざす。
都営住宅の区への移管数	0戸	76戸	↑	区の管理戸数を増加させることにより募集増とする。現在、未達成の416戸をめざして、毎年約76戸の移管を受ける。
使用料の収納率	99%	99%	→	公平性を測定する。

現 状

住宅の確保は、住民にとって負担が生ずるものです。そこで、低所得者には公営住宅（区営住宅）を、中堅所得者には、公共賃貸住宅（区民住宅^{※2}・高齢者集合住宅を含む）を提供している特別区が多くなっています。

しかし、練馬区では、持家率が高く、しかも使用されていない住宅ストック^{※3}が3万2千戸（平成15年住宅・土地統計調査）もあることから、中堅所得者への住宅（区民住宅）提供は当分行わず、市場化に任せています。

課 題

- ①区営住宅入居世帯の長期使用（10年以上68.8%）や収入超過世帯（11%超）が存在しているため、公平・公正な利用を図る必要があります。
- ②3DKの区営住宅に単身者（116世帯23%）が居住していることから高齢単身者住宅を確保する必要があります。
- ③区民住宅の整備は空室等の課題があり、引き続き検討します。

用語解説

※1 区営住宅：低所得者層を入居対象とした公共賃貸住宅のこと。

※2 区民住宅：中堅所得者を入居対象とした公共賃貸住宅のこと。

※3 住宅ストック：ストックとは英語で「在庫」を意味し、ここでは、ある一時点における既存の住宅（数）を示します。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **区営住宅の移管対応と整備**：都営住宅の移管を計画的に進め、住宅提供戸数の増加を図って、住宅を必要とする世帯への供給に努めます。さらに、区営住宅は区民共通の財産であることから、駐車場や集会室を周辺の住民や町会・自治会へ開放し、施設の公正で公平な運用に努めます。
- **区営住宅の機能向上**：高齢化、単身化のスピードに対応するため、バリアフリー化や単身住宅の確保に努め、区営住宅の機能向上を図ります。
- **住宅施策推進のための体制整備**：他の事業主体（都市機構^{※4}、住宅供給公社）が運営する公的賃貸住宅の紹介、相談体制の確立に努めます。また、都営住宅の移管による事務量の増加に対応するため、指定管理者制度を導入します。



国・都・他自治体の動向

- 中堅所得者を対象とした住宅制度（都民住宅、区民住宅）があります。
- 都や他自治体においては、以下のような公営住宅施策が行われています。
 - ①若年ファミリー定期借家制度^{※5}の導入
 - ②多子・ひとり親・心身障害者世帯等に対する抽選倍率の優遇
 - ③若年ファミリー・ひとり親・心身障害者世帯用の応募枠の設定
 - ④世帯の人数、年齢等に合わせた住宅の整備（1DK～5DK、車イス用、シルバーピア等）

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部住宅課】

※4 都市機構：独立行政法人都市再生機構の略称で、中堅所得者向け住宅（UR賃貸住宅）を供給する法人のこと。

※5 若年ファミリー定期借家制度：39歳以下で構成する世帯に、入居期間を10年までと区切って（定期借家）区営住宅（都営住宅）を提供する制度のこと。

施策472

良質な住まいづくりを支援する

この施策では…

地震による倒壊などの危険がある木造住宅の安全性が確保され、老朽化したマンションの建て替えが促進されるなど区民が安心して住むことができている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
耐震診断※1件数	1件	120件	↑	建て替え、自主的な診断の実施があることから1%程度を区が支援する目標数とした。
未来塾(マンションセミナー)※2、 無料相談会開催数	9回	16回	↑	円滑な相談業務が確保されているか測定する。サポーター制度による相談会の実践的な手法の提供。

現 状

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、倒壊や火災にあった住宅の8割強が昭和56年6月の新耐震基準制定以前の住宅であったといわれています。国が実施した平成15年の住宅・土地統計調査によって、練馬区の耐震化率は74%と推計されました。国土交通省は、平成17年4月、10年間かけて現在の耐震化率70%を90%まで上げると目標を発表しました。

また、建築後、30年を超えて建て替えの検討が必要なマンションは30棟以上あり、毎年10棟前後が増加するものと予測されています。

そこで、良質な住宅・住環境づくりを推進することが求められています。

課 題

①区内には、昭和55年以前に建築された木造住宅が20,080戸存在しており、国土交通省が目標とする耐震化率を90%にまで引き上げるには、これらの住宅の耐震化を図る必要があります。

②平成15年に区が実施した調査によれば、分譲マンションは1,134棟あり、年間40棟前後が建設されています。一方、建設後30年を超えるマンションも既に30棟を超えており、行政の側面的な援助を図る必要があります。

用語解説

※1 耐震診断：建物の地震に対する安全性を診断すること。

※2 未来塾（マンションセミナー）：練馬区が分譲マンションの管理組合や区分所有者の方を対象に、セミナー形式により、必要な情報提供や情報交換の場となるよう実施している事業のこと。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **良質な民間住宅の形成に向けた支援・誘導**：地震等災害に強い住まいづくりを推進していくため、現在実施している耐震診断助成制度の拡充やこれらの改修に必要な資金の紹介などを推進し、良質な住まいづくりを支援します。
- **分譲マンションの適正な維持管理の誘導**：大規模改修や建て替え、また近隣問題や管理組合の運営などさまざまな問題をマンションに居住する方や管理組合が自ら解決できるよう、セミナー（未来塾）や無料相談会を開催し、支援します。
- **住まいに関する情報提供等の充実**：自分の住まいを的確に管理していくために、相談会を開催するなど住まいに関する情報の提供に努めます。

写真1 ねりまマンション未来塾



(写真1出典：区住宅課)

国・都・他自治体の動向

特別区においては、平成17年度現在、12区が耐震改修助成制度を実施しています。分譲マンションの区分所有者を対象にしたセミナーが各自治体で盛んに開催されています。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部住宅課】

施策473

高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを支援する

この施策では…

高齢者が安心して、安全に居住でき、その居住環境が向上している状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
バリアフリー化された区営住宅戸数	0戸	2戸	↑	高齢者等にとっての住みやすさの状況を測定する。バリアフリー改修状況の効果を見ながら進めていく。
高齢者集合住宅の増設（累計）	140戸	158戸	↑	高齢者の入居への対応状況を測定する。移管期間中に確保可能な高齢者集合住宅数を目標とする。
区営住宅単身者向け住宅数（累計）	0戸	14戸	↑	単身高齢者等の入居への対応状況を測定する。移管期間中に確保可能な1DKの移管住宅数、および新たな建設数を目標とする。

現 状

平成15年における練馬区の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は16.34%です。高齢者の住宅は広い戸建てと狭い賃貸住宅に2極化されています。戸建てを所有する方からはバリアフリー化を、賃貸住宅居住世帯の方からは公共住宅への住み替えが求められています。

また、若年世帯の居住環境は一般的に所得も低いことから、他の年代の世帯に比べて恵まれていません。

練馬区を含め日本では、まだライフステージに応じて住まいを変えていくことが一般化していません。

課 題

- ① 高齢者が年々増加し、公営住宅である高齢者集合住宅の入居が難しくなり、提供戸数が確保しにくくなっています。
- ② バリアフリーの資金提供として、「住宅修築資金融資あっせん制度」（利子補給）*がありますが、低金利時代のため成果が十分上がっていません。

用語解説

* 住宅修築資金融資あっせん制度（利子補給）：高額所得者世帯を除く世帯の持家でバリアフリー化など決められた工事を行う場合に、区内の金融機関を紹介し、その資金を調達してもらう制度のこと。一部の世帯には行政が利子の一部を負担しています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **高齢者等世帯向けバリアフリー化の促進**：高齢者が年々増加していく中で、安心して暮らしていける住まいを確保していけるようにするために、住宅改修融資紹介事業を創設するなどバリアフリー化の促進に努めます。
- **高齢者等世帯の住宅支援**：高齢者、外国人など民間賃貸住宅市場において、入居を敬遠される傾向にある方が、安心して居住できるようにするため、市場環境の整備を進めるとともに行政が住まいを確保、提供するなど支援していきます。
- **家族構成の変化に対応する居住環境の形成**：家族の構成や世代に合わせた居住環境が確保できるようにするため、高齢者世帯を含めた広い世代を対象とした住まいの相談会を開催したり、高齢者の持家資産の活用を検討したりするなど要望に応じていきます。

表1 高齢者集合住宅申込状況

年 度	世 帯	募集戸数 (戸)	申 込 (件)	倍 率 (倍)
12	単 身	0	0	-
	二 人	0	0	-
13	単 身	12	95	7.9
	二 人	1	43	43.0
14	単 身	6	169	28.2
	二 人	1	77	77.0
15	単 身	6	200	33.3
	二 人	1	95	95.0
16	単 身	6	231	38.5
	二 人	1	121	121.0

表2 区営住宅申込状況

年 度	種別区分	募集戸数 (戸)	申 込 (件)	倍 率 (倍)
9	一 種	2	536	268.0
	二 種	3	599	199.7
	合 計	5	1,135	227.0
10	-	2	640	320.0
11	-	6	893	148.8
12	-	2	717	358.5
13	-	7	923	131.9
14	-	6	1,081	180.2
15	-	8	1,089	136.1
16	5月	10	1,010	101.0

(表1,2出典：区住宅課)

国・都・他自治体の動向

一部の区では、若年世帯に対して家賃補助を行っています。

他の特別区では、高齢者住宅の建設、借上げを盛んに行っている区（杉並298戸、北区287戸、板橋区282戸）と行っていない区（荒川区、江戸川区0戸）の2通りに区分できます。

板橋区では、利子補給ではなく市中金利に対して0.2～1%低い金利でリフォームや耐震改修工事の費用を貸出す金融機関を17年4月から紹介し始めました。

【この施策の主な担当組織：環境まちづくり事業本部 都市整備部住宅課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要	
471	区営住宅の整備 (移管受け入れ)	都からの移管 ○住宅 累計1,070戸 ○駐車場 累計148区画	○住宅 累計654戸 ○駐車場 30区画	○住宅 416戸 ○駐車場 118区画 ○豊玉北六丁 目アパート建 て替え移管	852	都区協議により、22年度 までに416戸の移管を受け、 合計1,070戸を管理します。 また、移管予定の豊玉六 丁目アパートについては、 移管にあわせて建て替えを 行い、居室の増加ともに、 併設されている保育園の拡 充を図ります。
		事業費（百万円）				

V 確かなまちの未来を拓くために



V 確かなまちの未来を拓くために

政策51 区民本位の効率的な質の高い行政を行う

この政策の必要性とめざすもの

少子高齢社会の進展など社会経済状況の変化に応じて、区には、より一層生活者の視点に立った効率的で質の高い行政運営が求められています。また、公共分野への区民・事業者等の参加・参画が進展しており、区はますます透明で開かれた行政経営も求められています。



この政策では、行政資源を有効に活用していくとともに、積極的な参加・参画により区民との協働による公共経営が行われている状態をめざします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

51 区民本位の効率的で質の高い行政を行う

511 参加と連携による開かれた行政を進める

- 参政の促進
- 参加の促進
- 積極的な情報の提供
- 広聴・相談事業の充実
- 情報公開と個人情報の保護
- 国・都・他自治体等との連携の強化
- 練馬区独立周年事業

512 持続可能な行政運営を行う

- 行政経営の品質の向上
- 委託化・民営化の推進
- 電子化の推進
- 健全な財政・財産の管理運営
- 施設の適切な管理
- 職員の育成と生産性の向上
- 事務の適正な執行

施策511

参加と連携による開かれた行政を進める

この施策では…

区民が必要な区政情報を容易に入手でき、また容易に意見を表明できることにより、区政への参加・参画が進んでいる状態をめざします。

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
区政情報が容易に入手できると感じる区民の割合	29.1%	60%	↑	区政への参加・参画の前提となる、情報の入手状況を測定する。区政モニターの調査、過去の意識意向調査における実績をもとに、他区の状況を踏まえ、16年度の2倍の水準をめざす。
構成員に3割以上の公募区民枠を設定している附属機関等の割合	55.6%	100%	↑	区政へ直接参加した区民の状況を測定する。区民公募枠が可能な全ての附属機関等をめざす。
区民の声の件数	3,143件	5,600件	↑	区民の意見表明の状況を測定する。近年の前年度比（1.5倍～1.2倍）から検討し、17年度以降22年度まで、前年度比1.1倍をめざす。

現 状

住民の地域や行政に対する関心や要望が高まり、自ら公共分野に関する活動に積極的に参加を求める区民が増えているとともに、区政の説明責任、透明性の向上が一層求められています。また、生活様式や価値観の多様化に伴い、区民が求める情報もますます多様化しています。行政サービスの内容によって、暮らす場所を選択する区民も増えるなど、自分のニーズにあった情報をいつでも容易に得られることが求められています。

課 題

- ①さまざまな立場の区民が、区政の意思決定の過程などに参加・参画するための仕組みを、さらに充実させる必要があります。
- ②区政の透明性を一層向上するとともに、時代の変化に合わせた情報提供の方法を見直していく必要があります。
- ③区民から寄せられた意見について、庁内で情報を共有化し、施策などへの反映を一層進めていく必要があります。

用語解説

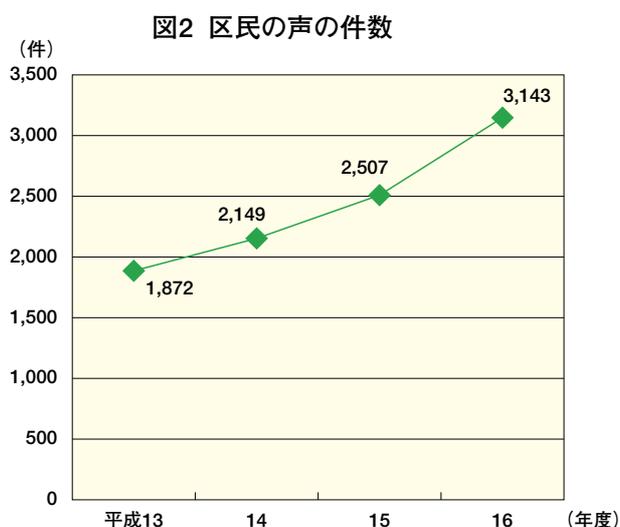
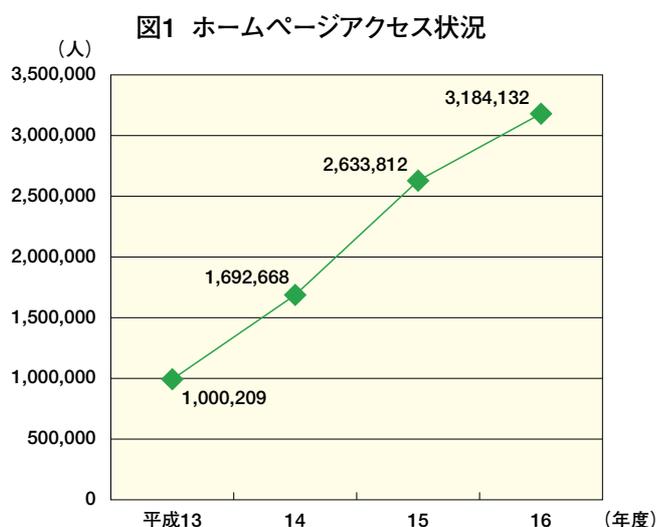
※1 ウェブサイト：特定の管理者によって運営されている、ホームページの集まりのこと。

※2 アクセシビリティ：あらゆる人が容易に情報を得られるようにホームページを作成すること。

※3 パブリックコメント：行政による施策を原案段階で公表し、区民一般から意見を募り、その上で意思決定を行う手続きのこと。練馬区では、平成16年6月から要綱に基づき制度化しています。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **積極的な情報の提供**：区政情報が容易に入手できると感じている区民の割合を高めるため、広報紙（区報）の配布方法の工夫や、ウェブサイト^{*1}の充実とアクセシビリティ^{*2}向上を進め、だれでもどこでも容易に情報が得られるよう取り組みます。また、パブリシティの積極的な活用により、区政への関心を高め、広報媒体へ接触するための動機付けと機会の増加を図ります。また、区民公募枠が設定されている附属機関等の割合を高めるため、委員の改選に当たって、構成員の3割以上が公募枠となるよう見直します。さらに、構成員の資格要件や有資格者の構成割合、組織を構成する全体の人数を見直します。
- **広聴事業の充実**：区長との懇談会「区民と区長のつどい」の充実や、区の職員が直接区民の身近で意見・要望を伺う「出前広聴」「出前アンケート」を実施するなど、より多くの区民の意見収集に努めます。また、区民の意見・要望の集計や分析結果を、区民に積極的に提供し、情報の共有化を図るとともに、より迅速かつ適切に意見・要望へ回答をしていくことにより、区政への信頼を高めます。



(図1,2出典：区広聴広報課)

国・都・他自治体の動向

住民が行政に直接参加・参画するための仕組みづくりが、国や自治体で進んでいます。例えば、パブリックコメント^{*3}やパブリックインボルブメント^{*4}などの住民の意見を反映するための制度が、国や自治体で導入される事例が増えているほか、住民参加の仕組みを含め、自治体の基本的なあり方を定める自治基本条例等が検討・制定されています。練馬区でも、平成18年度の条例制定をめざしています。

また、国や自治体における情報の提供等の手段として、これまでの広報紙による提供に加え、近年では区民の利便性の向上のため、インターネットを利用した多様なウェブサイトの提供がされています。多くの自治体では電子申請の導入が進んでいますが、それにマルチペイメント・ネットワーク^{*5}を組み合わせ、手数料などの支払いを含めた一連の行政手続きの電子化を進めていたり、電子メールや携帯電話を利用した情報提供サービスを導入している自治体もあります。これらのことは、結果的に行政情報に接触する機会の増加にもつながります。

さらに、多くの自治体が、ワンストップサービスの提供と、適切、迅速、効率的な意見対応の仕組みの構築を図るため、コールセンター^{*6}の導入とそれに向けての検討を行っています。

【この施策の主な担当組織：区長室広聴広報課】

※4 パブリックインボルブメント：行政による計画の策定を、区民の参加を積極的に募って行う仕組みのこと。

※5 マルチペイメント・ネットワーク（電子納付）：公共料金や税金などを、インターネットやテレホンバンキングなどを利用して「いつでも」「どこでも」支払いができる環境を実現するネットワークシステムのこと。

※6 コールセンター：行政への問い合わせ対応業務を集中して行う部署のこと。

施策512

持続可能な行政運営を行う

この施策では…

区民へ質の高い行政サービスを提供するため、行政資源が有効かつ効率的に活用され、全ての施策目標が達成されている状態をめざします！

施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」

指 標	16年度実績	22年度目標	方向	指標の設定理由、目標の根拠・水準
目標が達成された施策の率	—	100%	↑	区の計画目標の実現度合いを測定する。全ての施策目標の達成をめざす。
区民1人当たりの区債残高	163千円	112千円	↓	行財政の持続可能性を測定する。区債残高見込み総額／年度の区民の人口。区債償還が進み残高が減少する一方で、平成22年度まで毎年50億円程度の新たな区債を発行する前提で推計した。
職員数	5,537人	4,933人	↓	行政の規模を測定する。区の正規職員数。

現 状

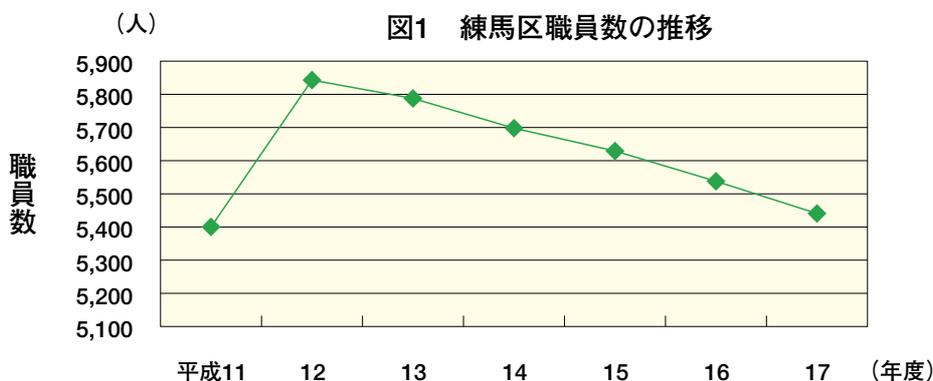
社会の成熟とともに、区民要望は、多様化・高度化しています。一方、区の財政状況は、厳しさを増しており、新たな区民要望に対応することは容易ではありません。地方分権が進み、地方自治体に自立的な施策の展開が求められる中で、今後区は公共サービスを、住民団体やNPOなど地域の多様な主体と協働して提供していくことが必要となるだけでなく、行政内部においては区民要望に対して行政資源を有効かつ効率的に配分し、健全な財政構造を維持していくことが求められています。

課 題

- ①多様化・高度化した区民要望に適切に対応するためには、区は行政を適法に行うことはもちろん、区民に対する成果を重視し、その成果を達成するために常に改革改善に取り組み、有効かつ効率的に行政資源を配分する仕組みを備える必要があります。
- ②厳しい財政状況を背景として一層の行財政改革の推進を図り、最少のコストで最大の効果を挙げる効率的な行政運営を行う必要があります。
- ③地方自治の新しい時代の中で、協働型社会、IT社会への対応等、区政の推進に最大限の力を発揮できる職員の育成を行う必要があります。

施策の主な展開内容 目標達成の決め手！ 課題の解決を図ります！

- **行政経営の品質の向上**：「経営品質とは、気づきによる自己変革である」とも言われます。区は、社会経済の変化に対応するため、地方分権に関する情報の収集や、事務事業の総合調整などを行っています。また、自らの責務として、改革の仕組みである「行政改革」と「行政評価」による2つの仕組みを機軸とし、区民参加を得ながら、絶えずイノベーションを進めています。加えて、職員が提案し、新たな事務事業を起業する「庁内起業制度（アントレプレナーシップ）」の推進と、実際に改革・改善した結果を顕彰し、共有する「改革改善運動」を実施しています。こうした取り組みにより、行政経営の品質を高めるとともに、中期実施計画を定め、全ての施策目標の達成を推進します。
- **委託化・民営化の推進**：区民や民間企業等の公共分野における参加・参画が拡大しています。また、区民が求めるサービスの多様化・高度化が進む一方で、区の財政は、依然として厳しい状況にあります。そのため、新たな行政需要に対応していく上では、民間活動と行政との協働を一層進め、区民とともに地域経営を築いていくことが必要となります。今後さらに、行政サービスの民間開放を進め、区民との協働を拡充するため、「行政の責任を果たしつつ、民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、委託化・民営化を推進します。
- **ITの活用による事務の効率化と区民サービスの充実**：情報通信技術の革新を踏まえ、既存の情報システムの見直しや新システムの導入を計画的に推進し、個人情報の保護や情報セキュリティの確保に万全を期しながら、一層の事務の効率化と区民サービスの充実を図ります。
- **健全な財政・財産の管理運営**：行政サービスの維持や施設の建設・改修など、世代間負担の公平性を担保する上で、起債の発行は必要となってきますが、財政の硬直化を招かぬよう計画的な運用を行っています。
- **職員の育成と生産性の向上**：委託化・民営化方針を踏まえ、民間でできることは民間に任せることにより、行政のスリム化を図っていきます。それと共に、地方自治の新しい時代の中で多様化・高度化した区民要望に応じていくためには職員一人ひとりの能力アップが一段と必要となってきます。限られた人材で最大限の効果を上げるよう人材育成の取り組みを進めていきます。



※区は行政改革の一環として、職員数削減計画を着実に推進してきました。しかし、平成12年度は、介護保険制度の導入と清掃事務の移管により、400人程度の職員数が増加しました。その後も、引き続き、職員削減計画を推進しています。

(図1出典：区組織担当課)

国・都・他自治体の動向

財政状況が厳しい中、多様化・高度化する住民要望に最大限対応するため、他の自治体においても民間経営に学び効率的で質の高い行政運営に向けて工夫を重ねています。

また、成果重視の行政運営のために行政評価を導入している市区は、全国の市区（630団体）の5割近くにのぼっています（平成16年7月末現在。総務省調査）。こうした自治体の中には、予算・計画・人事管理などとの有機的な連携を図っているところもあります。

国から通知された「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」（平成17年3月29日総務省）では、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に行政改革の推進により一層適切に対応するよう自治体に求めています。

【この施策の主な担当組織：企画部経営改革担当課】

政策分野の長期計画事業

施策番号	計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業概要
512	住民情報システムの 再構築	新システムの 稼動・運用	基本計画書・ システム開発 計画書等策定	平成21年度新 システムの稼 動・運用開始	ホストコンピュータを利用し、個別業務ごとに開発されている現システムを見直し、サーバーを利用した新しい電子行政サービスへの対応や効率的なシステムへの再構築を行います。
512	統合型地理情報シス テムの整備	稼動	開発	稼動	区が保有している地理情報を庁内で利用するだけでなく、インターネットを利用して区民に情報提供できるようにします。

政策・施策・長期計画事業索引

I だれもが地域で生き生きと暮らすために ～区民生活分野～

政策11	地域の活動が活発なまちをつくる	33
施策111	地域活動を支援する	34
	練馬区NPO活動支援センターの設置	42
施策112	地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う	36
	地域集会所の整備	42
施策113	区民の文化芸術活動を支援する	38
施策114	国際交流を進める	40
政策12	経済活動が活発なまちをつくる	43
施策121	中小企業の経営を支援する	44
	(仮称) 産業振興会館の整備	56
施策122	中小企業の勤労者と就労を支援する	46
施策123	消費者の自立を支援する	48
施策124	都市農業を支援する	50
	都市型農業経営支援事業	56
	農業体験農園の拡充	56
施策125	快適な買い物環境を整備する	52
施策126	まち歩き観光を推進する	54
	観光基盤整備事業	56
政策13	安心できるまちをつくる	57
施策131	犯罪等に対する態勢を強化する	58
	地域防犯防火連携組織の確立	62
施策132	自然災害に対する態勢を強化する	60
	(仮称) ねりま防災カレッジの設立	62
政策14	平和と人権を尊重するまちをつくる	63
施策141	平和を尊ぶ心を育む	64
施策142	人権の尊重と男女共同参画を進める	66
政策15	納得と信頼の身近な行政を行う	69
施策151	便利で効率的な窓口サービスを行う	70
	出張所のサービス向上と事務の効率化	76
施策152	区税負担の公平性を確保する	72
施策153	国民健康保険および国民年金制度を適正に運営する	74

II だれもが健やかに暮らすために ～健康福祉分野～

政策21	地域で福祉を支える	79
施策211	地域の福祉活動を支援する	80
	(仮称) 地域福祉パワーアップカレッジ事業の実施	88
施策212	保健福祉の総合支援体制を確立する	82
施策213	保健福祉サービスの利用を支援する	84
施策214	福祉のまちづくりの考え方を広める	86
政策22	健康に暮らせるまちをつくる	89
施策221	健康づくりを支援する	90
施策222	健康づくりの条件整備を行う	92
施策223	健康に関する危機管理を行う	94

	災害時医療救護体制の構築と安全安心のまちづくり事業	100
施策224	安全な衛生環境を確保する	96
施策225	地域における医療体制を確保する	98
政策23	子どもと子育て家庭を支援するまちをつくる	101
施策231	地域で子育てを支える	102
	子ども家庭支援センターの整備	110
	子育てのひろばの整備	110
	ファミリーサポート事業の充実	110
施策232	保育サービスを充実する	104
	保育所待機児の解消	110
	多様な保育サービスの充実	110
施策233	子どもの放課後等の居場所を確保する	106
	放課後児童健全育成事業の充実	110
施策234	特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する	108
政策24	高齢者が暮らしやすいまちをつくる	111
施策241	地域で高齢者を支える	112
施策242	高齢者の多様な社会参加を支援する	114
	高齢者センターの整備	122
施策243	特定（虚弱）高齢者の自立を支援する	116
施策244	要介護高齢者の自立を支援する	118
施策245	高齢者の生活基盤づくりを支援する	120
	特別養護老人ホームの整備	122
	介護老人保健施設〔短期入所（ショートステイ）療養介護を含む〕の整備	122
	短期入所（ショートステイ）生活介護施設の整備	122
	地域密着型サービス拠点等の整備	122
政策25	障害者が自立して暮らせるまちをつくる	123
施策251	地域で障害者を支える基盤をつくる	124
	障害者相談支援事業の充実	134
施策252	障害者が必要とするサービスを提供する	126
	短期入所（ショートステイ）事業の充実	134
施策253	障害者の生活の場づくりを支援する	128
	グループホーム（生活寮）の整備	134
施策254	障害者の就労・社会参加を推進する	130
施策255	障害の早期発見や早期療育、自立訓練の体制を整える	132
政策26	生活の安定を図る	135
施策261	生活の安定のための支援を行う	136

Ⅲ だれもがいつまでも学ぶことができるために ～教育分野～

政策31	地域に開かれた教育を進める	141
施策311	教育施策への区民の参加を推進する	142
施策312	地域とともに歩む学校づくりを推進する	144
	学校応援団推進事業	146
政策32	楽しく学ぶことができる学校教育を進める	147
施策321	幼稚園教育を充実する	148
施策322	小中学校の教育内容を充実する	150
	練馬「学び」の輪を広げる事業（大学との連携）	154
	小・中一貫教育の推進	154
	「教師への道」支援事業	154
	教育相談室の充実（大泉地区教育相談室の設置）	154

	(仮称) 学校教育支援センターの設置	154
施策323	教育環境を整備する	152
	みどりと環境の学校づくりの推進	154
	学校給食調理方式の改善	155
	校舎等の耐震化の推進	155
政策33	次代を担う青少年を育てる	157
施策331	青少年の自主的な活動を支援する	158
	(仮称) わかものスタート支援事業	162
施策332	家庭・学校・地域の連携を支援する	160
政策34	ともに学びあえる生涯学習を進める	163
施策341	生涯学習活動を支援する	164
	(仮称) 高野台生涯学習センターの設置	172
施策342	読書活動を推進する	166
	図書館の整備	172
施策343	スポーツ活動を支援する	168
	総合型地域スポーツクラブの育成・支援	172
	スポーツ施設の整備	172
施策344	文化財と伝統文化を保存・活用・継承する	170
	(仮称) ふるさと文化館の整備	172

IV だれもが快適に暮らすために ～環境まちづくり分野～

政策41	みどり豊かなまちをつくる	175
施策411	ふるさとのみどりを守る	176
	樹林地等の保全(保護樹木・保護樹林・憩いの森・街かどの森)	182
	特別緑地保全地区の指定	182
施策412	未来を築くみどりをつくる	178
	公園リニューアル大作戦	182
	公園等の整備(みどりと水の拠点整備と機能の維持)	182
	公共施設の緑化	182
	道路・河川の緑化	182
施策413	みどりを愛し育む活動を広げる	180
	落ち葉のリサイクル	183
	みどりを育む地域づくり	183
政策42	環境にやさしいまちをつくる	185
施策421	足元からの行動を広げる	186
	地球温暖化防止足元からの行動促進事業	196
	区民と見つけるねりまの自然	196
施策422	公害問題を解決する	188
施策423	まちづくりで環境に配慮する	190
施策424	まちの美化を進める	192
施策425	率先して区の取り組みを進める	194
	区立施設の環境配慮の推進	196
政策43	循環型社会をつくる	197
施策431	ごみの発生を抑制する	198
	リサイクルセンターの整備	204
施策432	リサイクルを進める	200
施策433	ごみの適正処理を進める	202

政策44	地域特性に合ったまちづくりを進める	205
施策441	区民・事業者とともにまちづくりを進める	206
	まちづくりセンターの設置	212
施策442	土地利用を計画的に誘導する	208
施策443	調和のとれた都市景観を形成する	210
政策45	生活しやすいまちをつくる	213
施策451	良好な市街地を形成する	214
	優良建築物等整備事業・都心共同住宅供給事業	222
	組合等土地区画整理事業	222
	地区計画制度の活用	222
	大江戸線延伸地域のまちづくり事業	222
施策452	まちの拠点機能を向上させる	216
	練馬の中心核の整備	222
	石神井公園駅周辺地区の整備（地域拠点の整備）	223
	大泉学園駅周辺地区の整備（地域拠点の整備）	223
	江古田駅周辺地区の整備（生活拠点の整備）	223
	中村橋駅周辺地区の整備（生活拠点の整備）	223
	上石神井駅周辺地区の整備（生活拠点の整備）	224
	生活拠点の整備（各駅周辺地区の整備）	224
施策453	災害に強い都市をつくる	218
	都市防災不燃化促進事業	224
	密集住宅市街地整備促進事業	224
	雨水流出抑制施設の整備	224
施策454	利用しやすい都市をつくる	220
	鉄道駅バリアフリー事業	224
政策46	良好な交通環境をつくる	225
施策461	公共交通を充実する	226
	練馬型コミュニティバスの運行	232
	エイトライナー整備促進事業	232
	西武池袋線連続立体交差事業	232
	大江戸線延伸促進事業	232
施策462	主要な道路を整備する	228
	都市計画道路（地区幹線道路）の整備	232
	生活幹線道路の整備	233
	東京外かく環状道路計画に関する事業	233
施策463	道路の利用環境を整備する	230
	快適なみちづくり事業	233
	自転車駐車場の整備	233
政策47	安心して生活できる住まいづくりを進める	235
施策471	公共賃貸住宅を適切に管理・運用する	236
	区営住宅の整備（移管受け入れ）	242
施策472	良質な住まいづくりを支援する	238
施策473	高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを支援する	240
V 確かなまちの未来を拓くために		
政策51	区民本位の効率的で質の高い行政を行う	245
施策511	参加と連携による開かれた行政を進める	246
施策512	持続可能な行政運営を行う	248
	住民情報システムの再構築	250
	統合型地理情報システムの整備	250

《参考資料》

長期総合計画の前期期間（平成13～17年度） における計画事業の達成状況〔見込み〕

本資料の作成に当たっては、17年度の予算ベースでの達成見込みにより作成しています。

達成状況の分類	事業数	割合（実質）
達成	47	65.3%（69.1%）
概ね達成	10	13.9%（14.7%）
一部達成	10	13.9%（14.7%）
未達成	1	1.4%（1.5%）
-	4	5.6%（-）
総計	72	100.0%（100.0%）

※割合の数値は四捨五入のため、各欄の合計と総計欄が一致しないことがあります。

※割合欄の（実質）は、72事業から前期期間の計画目標がない4事業（下の〈達成状況の分類の定義〉で「-」の事業）を差し引いた68事業で、各分野の事業数を除した割合です。

〈達成状況の分類の定義〉

- 「達成」……………前期計画期間における計画目標をすべて達成したもの。
- 「概ね達成」……………前期計画期間における計画目標をすべて達成できなかったものの、目標の概ね8割程度を達成したもの。
- 「一部達成」……………前期計画期間における計画目標を一部達成したものの、その達成割合が概ね8割未満のもの。
- 「未達成」……………前期計画期間における計画目標を達成していないもの。
- 「-」……………長期計画事業となっているが、前期期間における計画目標がなく、後期期間に予定されていたもの。

計画事業別達成状況一覧表

計画事業名	前期（13～17年度） 目 標（A）	5か年の達成状況	
		平成17年度末 の見込み（B）	達成状況 （B－A）
(1) 医療施設の整備	検討・協議・整備	整備・開院 (病床数 400床)	達成
(2) 地域高齢者センターの整備	1館	1館	達成
(3) 高齢者福祉施設の整備（デイサービスセンター）	680人	774人	達成
(4) 高齢者福祉施設の整備（特別養護老人ホーム）	290床	315床	達成
(5) 高齢者福祉施設の整備（短期入所施設）	短期入所生活介護 40床 短期入所療養介護 80床	短期入所生活介護 35床 短期入所療養介護 100床	概ね達成
(6) 高齢者福祉施設の整備 (痴呆性高齢者グループホーム)	52人	144人	達成
(7) 高齢者福祉施設の整備 (在宅介護支援センター)	基幹型 3か所 地域型 8か所	基幹型 3か所 地域型 7か所	概ね達成
(8) 介護老人保健施設の整備（入所施設）	380床	100床	一部達成
(9) 高齢者集合住宅の整備	居室借上型 150戸 都営併設型 130戸	居室借上型 48戸 都営併設型 130戸	一部達成
(10) 心身障害者自立生活支援事業の実施	—	—	—
(11) デイサービス事業の充実	施設整備 2か所	施設整備 2か所	達成
(12) 短期入所（ショートステイ）事業の充実	5床	7床	達成
(13) 福祉園の整備	1か所	1か所	達成
(14) 福祉作業所の整備	1か所	1か所	達成
(15) グループホーム（生活寮）の整備	都型誘致 2か所	都型誘致 7か所	達成
(16) 精神障害者地域生活支援センターの整備	1か所	1か所	達成
(17) 心身障害者福祉センターの機能拡充	1か所	1か所	達成
(18) 福祉情報システム・保健情報システムの整備	福祉情報システム 稼動 情報システム 稼動	福祉情報システム 稼動 情報システム 稼動	達成
(19) 保育所の待機児の解消 (駅型グループ保育室の整備)	2か所	3か所	達成
(20) 保育所の待機児の解消（保育所の分園整備）	検討・整備	1か所	達成
(21) 保育所の待機児の解消（保育所の整備）	改築（区立）2園 新設 2園	改築（区立）2園 新設 2園	達成
(22) 学校給食調理方式の改善	改修 8か所	改修 8か所	達成
(23) 情報教育の推進	インターネット接続 小学校 69校 中学校 34校	インターネット接続 小学校 69校 中学校 34校	達成
(24) 校舎の改築	1校	1校	達成
(25) 学校体育館等の整備	学校体育館 改築1校 第二屋内運動場 改築1校 プール 改築2校	学校体育館 改築1校 第二屋内運動場 改築1校 プール 改築2校	達成
(26) 総合型地域スポーツクラブの育成	(仮称) 地域スポーツ振興会 の設立	総合型地域スポーツクラブの 設置 6か所	達成
(27) 生涯学習センター（社会教育会館）の整備	—	—	—
(28) 図書館の整備	検討・整備 1館	検討	未達成
(29) 区民体育館・区民プールの整備	用地取得・事業手法の検討・ 整備（一部）	用地取得・事業手法の検討・ 整備（一部）	達成

計画事業名	前期（13～17年度） 目 標（A）	5か年の達成状況	
		平成17年度末 の見込み（B）	達成状況 （B－A）
(30) 効率的な資源回収事業の推進	○区立施設からの生ごみの資源化 回収 小・中学校 90校 総合調理場 2か所 他の全施設 ○家庭からの生ごみ資源化 モデル事業の実施 事業化への検討・実施 ○事業者からの生ごみ資源化 モデル事業の実施 資源化ルートの確立	○区立施設からの生ごみの資源化 回収 小・中学校 100校 総合調理場 2か所 保育園 59園 福祉施設 7か所 ○家庭からの生ごみ資源化 モデル事業の実施 ○事業者からの生ごみ資源化 モデル事業 実施 資源化ルート 確立	概ね達成
(31) リサイクルの拠点づくり	1か所	1か所	達成
(32) (仮称) みどりを育む機構・基金の創設	設立	設立	達成
(33) 大規模公園等の整備	整備（完成） 2か所 整備（一部） 1か所 再整備 1か所	整備（完成） 2か所 整備（一部） 1か所	概ね達成
(34) 区民の憩いの場としての樹林地の保全	憩いの森 整備 5か所 街かどの森 整備 15か所	憩いの森 整備2か所 街かどの森 整備2か所	一部達成
(35) 練馬の風土特性を保つ樹木・樹林の保全	保護樹木指定数 実数 100本（累計 170本） 保護樹林指定面積 実数 1.45ha（累計 2.6ha） 育成管理	保護樹木指定数 実数 110本（累計 179本） 保護樹林指定面積 実数 0.19ha（累計 0.68ha） 育成管理	一部達成
(36) 日常生活圏における公園緑地等の整備	整備面積 1.34ha	整備面積 0.78ha	一部達成
(37) 西部公園管理事務所の改築	—	維持補修	—
(38) (仮称) 環境美化行動計画の策定	策定	策定	達成
(39) (仮称) 環境基本条例の制定	制定	条例案制定	概ね達成
(40) 環境に係る計画の体系的な策定	○環境基本計画 見直し ○一般廃棄物処理基本計画 見直し ○リサイクル推進計画 見直し・改定	○環境基本計画 見直し・検討 ○一般廃棄物処理基本計画 見直し・改定 ○リサイクル推進計画 見直し・改定	達成
(41) (仮称) 区民環境行動方針の策定	策定	策定	達成
(42) 環境マネジメントシステムの構築とISO14001認証の取得	ISO14001認証の取得 システムの運用管理	ISO14001認証取得 システムの運用管理 新規格の移行審査	達成
(43) 都市計画マスタープランの策定	地域別指針の策定	地域別指針の策定	達成
(44) まちづくりの仕組みづくり	(仮称) まちづくり条例制定 (仮称) まちづくり協議会の 結成支援 2地区	(仮称) まちづくり条例制定 (仮称) まちづくり協議会の 結成支援 0地区	概ね達成
(45) 都市防災不燃化の促進	事業開始 1地区 累計 2地区 建築物不燃化助成 30棟	事業開始 1地区 累計 2地区 建築物不燃化助成 31棟	達成
(46) 防災情報処理体制の充実	イントラネット接続 本庁舎 6台 出張所 17台	システム開発 イントラネット接続 本庁舎 6台 出張所 17台	達成
(47) 雨水流出抑制施設の整備	対策量 86,380㎡ 設置助成 900件	対策量 53,220㎡ 設置助成 644件	一部達成
(48) 福祉のまちづくり地図の作成	懇談会の設置 調査・作成	懇談会の設置 調査・作成	達成

計画事業名	前期（13～17年度） 目 標（A）	5か年の達成状況	
		平成17年度末 の見込み（B）	達成状況 （B－A）
(49) 鉄道連続立体交差化・複々線化の促進	桜台駅～富士見台駅 完成 石神井公園駅付近 事業化手続き	桜台駅～富士見台駅 完成 石神井公園駅付近 事業化手続き	達成
(50) 南北交通軸の確保（エイトライナーの実現）	導入促進活動	導入促進活動・調査	達成
(51) 都市計画道路（地区幹線道路）の整備	○都市計画道路 完成 2区間（303m） 事業中 3区間（1100m） 調整 2区間（675m） ○駅前広場 完成 1か所（練馬駅） 都市計画決定1か所 （石神井公園駅南口）	○都市計画道路 完成 2区間（303m） 事業中 3区間（1100m） 調整 2区間（675m） ○駅前広場 完成 1か所（練馬駅） 都市計画決定1か所 （石神井公園駅南口）	達成
(52) 生活幹線道路の整備	完成 3区間（650m） 事業中 4区間（1930m）	完成 1区間（220m） 事業中7区間（2,180m）	概ね達成
(53) 土木出張所の改築	—	—	—
(54) 自転車利用環境の整備	○道路整備 2,200m ○自転車駐車場 整備 9,500台 ○コミュニティサイクルシステム 導入 3施設	○道路整備 550m ○自転車駐車場 整備 4,154台 ○コミュニティサイクルシステム 導入 0施設	一部達成
(55) 練馬の中心核の整備 （練馬駅周辺地区の整備）	○平成つつじ公園（2期） 完成 ○区画街路・駅前広場 完成 ○千川通り（シンボル道路化） 整備完了 ○西武池袋線連続立体交差 化・複々線化 工事完成 ○駅前周辺商店街の整備 ・北口商店街 合意形成活動 用地一部 ・南口商店街 合意形成活動 ○北口区有地活用 暫定利用 利用計画検討 ○旧区民相談所 利用計画検討・調整 ○旧練馬都税事務所 調整	○平成つつじ公園（2期） 完成 ○区画街路・駅前広場 完成 ○千川通り（シンボル道路化） 整備（一部） ○西武池袋線連続立体交差 化・複々線化 工事完成 ○駅前周辺商店街の整備 ・北口商店街 地区計画素案策定 用地一部 ・南口商店街 地区計画決定 ○北口区有地活用 暫定利用 利用計画検討 ○旧区民相談所 子ども家庭支援センター整備 ○旧練馬都税事務所 豊玉すこやかセンター整備	概ね達成
(56) 地域拠点の整備 （石神井公園駅周辺地区の整備）	○市街地再開発事業 完成 ○駅前周辺市街地 まちづくり促進活動 街区整備計画策定 ○補助132号線 （富士街道～西武池袋線（206 m）） 完成 （西武池袋線～石神井公園ボ ート池（430m）） 用地一部 ○補助232号線 用地一部 ○駅前広場 都市計画決定 ○西武池袋線の連続立体交差 化・複々線化 事業化手続き ○駅前周辺商店街 合意形成活動	○市街地再開発事業 完成 ○駅前周辺市街地 地区計画素案策定 ○補助132号線 完成 用地一部 ○補助232号線 着手 ○駅前広場 都市計画決定 ○西武池袋線の連続立体交差 化・複々線化 都市計画決定 ○駅前周辺商店街 合意形成活動	達成

計画事業名	前期（13～17年度） 目 標（A）	5か年の達成状況	
		平成17年度末 の見込み（B）	達成状況 （B－A）
(57) 地域拠点の整備 (大泉学園駅周辺地区の整備)	○市街地再開発事業 完成 ○駅周辺道路 完成 3路線 ○補助135号線 調整 ○駅周辺商店街 合意形成活動 整備計画策定	○市街地再開発事業 完成 ○駅周辺道路 完成 1路線 ○補助135号線 調整 ○駅周辺商店街 合意形成活動 北口まちづくり調査	概ね達成
(58) 生活拠点の整備（各駅周辺地区の整備）	コンサルタント派遣 地区カルテ作成 2地区 整備計画策定 1地区	コンサルタント派遣 地区カルテ作成 2地区 整備計画策定 1地区	達成
(59) 土地区画整理事業の促進	事業完了 5地区	事業完了 5地区	達成
(60) 地区計画制度の活用	都市計画決定 3地区 計画管理開始 3地区 累計 17地区	都市計画決定 4地区 計画管理開始 4地区 累計 18地区	達成
(61) 幹線道路沿道の環境保全と整備（沿道地区計画の活用）	地区計画決定 3地区 計画管理開始 3地区 累計 7地区	地区計画決定 1地区 計画管理開始 1地区 累計 5地区	一部達成
(62) 住宅密集市街地の再整備（密集住宅市街地整備促進事業の推進）	継続地区 3地区 うち事業完了 1地区 建替助成 340戸 公園整備 6,100㎡	継続地区 3地区 うち事業完了 1地区 建替助成 171戸 公園整備 1,540㎡	一部達成
(63) 優良な建築物に対する助成（優良建築物整備事業・都心共同住宅供給事業の活用）	4棟	1棟	一部達成
(64) 区営住宅の整備（都営住宅の移管）	300戸	270戸	概ね達成
(65) 商工業振興計画の策定	(仮称)産業振興区民会議設置 商工業振興計画策定	計画策定	達成
(66) (仮称)産業振興会館の整備	調査・検討	調査・検討 関係者会議の設置	達成
(67) 農業体験農園の拡充	開設 5園	開設 5園	達成
(68) (仮称)生活センターの整備	1か所	1か所	達成
(69) 施設の整備	改築・開設（谷原出張所） 施設整備の検討	改築・開設 1か所 施設整備の検討	達成
(70) 地域集会所の整備	1館	1館	達成
(71) 行政評価制度の定着	行政評価制度の導入	行政評価制度 導入 第三者評価 導入	達成
(72) 行政情報化の推進	パソコンの配備 電子区役所への対応	パソコンの配備 電子区役所への対応	達成



練馬区新長期計画

練馬区企画部 経営改革担当課

練馬区豊玉北6-12-1 TEL 3993-1111 FAX 3993-1195

